

昭和 57 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

昭和56年中の総出火件数は60,778件で前年を900件ほど上回っているが、放火自殺者を除いた火災による死者は1,226人で、前年に比べてわずかながら減少している。しかし、都市化の進展、都市構造・建築構造の変化、国民の生活態様の変化等に伴って、災害発生の要因は増大するとともに複雑多様化し、防火・防災上の新たな対応をせまられている。

昭和56年中は、年頭初の東北・北陸地方での豪雪災害、6月下旬の梅雨期の大雨による災害、そして8月の台風第12号と第15号による災害など自然災害が多かったが、本年に入ってから、ホテル・ニュージャパン火災、羽田沖日航機墜落事故、鹿島コンビナート火災、浦河沖地震、7月から9月にかけての集中豪雨や台風による災害、堺市の化学工場爆発火災、四日市市の合成樹脂類等の保管倉庫火災など多数の死傷者を出す多様なまた新しい態様の災害が発生しており、更には、近く大規模地震の発生が予測されている折柄、災害に対する備えの重要性はますます高まっている。

今年の白書は、このような現状を踏まえて、住民生活の安全の確保をめざして、今後の消防防災体制の方向と当面の諸問題を論じるとともに、主に昭和56年中の資料を中心に、火災をはじめとする各種の災害の実態と消防行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民生活の安全を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた地域ぐるみの消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

昭和57年11月

消防庁

目 次

第1 総 説	1
1 住民生活の安全の確保をめざして.....	1
(1) 消防をとりまく環境の変化に伴う課題.....	1
(2) 今後の消防防災体制の方向.....	2
2 最近の災害の動向.....	7
(1) 火 災.....	7
(2) 地震災害及び風水害等.....	9
(3) その他の災害.....	10
3 当面の諸問題.....	11
(1) 消防体制の整備.....	11
(2) 救急救助体制の充実.....	15
(3) 防災対策の推進.....	17
(4) 震災対策の推進.....	20
(5) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立.....	22
(6) 予防行政の充実.....	25
(7) 危険物規制と石油コンビナート災害対策の推進.....	28
(8) 林野火災対策の推進.....	30
(9) 特殊災害対策の推進.....	30
(10) 研究開発の推進.....	32
第2 火災等の災害の実態	33
1 火 災.....	33
(1) 出 火 件 数.....	33
(2) 損 害 額.....	39
(3) 死 者.....	39

- (4) 出火原因.....50
- (5) 火災種別ごとの状況.....54
- (6) 昭和57年上半期における火災の発生状況.....65
- (7) 外国の火災状況.....66
- 2 地震災害及び風水害等.....67
 - (1) 地震災害.....67
 - (2) 風水害, 雪害等.....68
- 3 ガス等によるその他の災害.....70
 - (1) ガスによる災害.....70
 - (2) 石油コンビナート災害.....73
 - (3) 危険物施設等における災害.....75
 - (4) 海上災害.....77
 - (5) 航空機災害.....78
- 第3 消防行政の現況.....79
 - 1 消防体制.....79
 - (1) 消防組織.....79
 - (2) 消防施設.....83
 - (3) 関係行政機関との協力.....86
 - 2 救急業務.....88
 - (1) 実施状況.....88
 - (2) 実施体制.....94
 - (3) 救急医療体制.....96
 - 3 救助活動.....98
 - (1) 実施状況.....98
 - (2) 実施体制.....99
 - 4 防災対策.....101
 - (1) 防災体制.....101
 - (2) 防災無線通信網.....103

- (3) 風水害対策.....106
- (4) 活動火山対策.....107
- 5 震災対策.....108
 - (1) 消防庁の震災対策.....108
 - (2) 地方公共団体における震災対策.....112
- 6 防災意識の高揚と自主防災組織.....117
 - (1) 防災意識の高揚.....117
 - (2) 自主防災組織.....120
- 7 予防行政.....124
 - (1) 防火管理制度.....124
 - (2) 消防用設備規制.....126
 - (3) 防火基準適合表示制度.....132
 - (4) 消防同意及び予防査察等.....134
 - (5) 消防用機械器具等の検定等.....140
- 8 危険物行政.....143
 - (1) 危険物行政の現況.....143
 - (2) 石油パイプラインの規制.....152
- 9 石油コンビナート災害対策.....154
 - (1) 石油コンビナート災害対策区域の状況.....154
 - (2) 防災体制.....156
 - (3) 事業所のレイアウト規制.....158
- 10 林野火災対策.....160
 - (1) 林野火災特別地域対策事業.....160
 - (2) 広域消防体制の整備.....160
 - (3) 出火防止対策.....161
- 11 特殊災害対策.....163
 - (1) ガス災害防止対策.....163
 - (2) 原子力災害対策.....163
 - (3) 高層建築物及び地下街等の火災対策.....165

- (4) 海上災害対策…………… 167
- (5) 大規模交通災害対策…………… 168
- (6) そ の 他…………… 169
- 12 消防の教育訓練等…………… 171
 - (1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助…………… 171
 - (2) 消防学校における教育訓練…………… 173
 - (3) 全国消防救助技術大会等の実施…………… 176
 - (4) 国 際 交 流…………… 177
- 13 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇…………… 179
 - (1) 活 動 状 況…………… 179
 - (2) 公務災害の状況…………… 179
 - (3) 処 遇…………… 182
 - (4) 消 防 表 彰 等…………… 188
- 14 消防の科学技術の研究…………… 192
 - (1) 大震火災対策に関する研究…………… 192
 - (2) 石油コンビナート等の災害防止に関する研究…………… 193
 - (3) その他の火災対策に関する研究…………… 195
 - (4) そ の 他…………… 196
- 15 消 防 財 政…………… 197
 - (1) 市町村の消防費…………… 197
 - (2) 市町村消防費の財源…………… 198
 - (3) 都道府県の消防防災費…………… 203
 - (4) 国 の 消 防 費…………… 205

附 属 資 料

- 1 昭和56年度の法令の制定…………… 209
- 2 昭和56年中の主な火災等…………… 210
- 3 都道府県別火災損害状況…………… 212
- 4 月別火災損害状況…………… 220
- 5 出火原因別火災損害状況…………… 222
- 6 主な出火原因の推移…………… 222
- 7 用途別の主な火災事例…………… 224
- 8 昭和21年以降の火災損害状況…………… 226
- 9 昭和21年以降の火災損害比較…………… 230
- 10 昭和21年以降の大火記録…………… 232
- 11 風水害等による都道府県別被害状況…………… 234
- 12 関東大地震以後の主な地震災害…………… 239
- 13 昭和21年以降の風水害等の記録…………… 240
- 14 旅館・ホテル等に係る表示制度の都道府県別実施状況…………… 242
- 15 都道府県の防災訓練の実施状況…………… 244
- 16 都道府県別市町村消防組織一覧…………… 246
- 17 消防機関数と消防職団員数の推移…………… 248
- 18 政令指定市町村数の推移…………… 249
- 19 自主防災組織の都道府県別結成状況…………… 250
- 20 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況…………… 252
- 21 空港における消防力の現状…………… 256
- 22 都道府県別救急業務実施状況…………… 266
- 23 都道府県別事故種別救急出場件数…………… 268
- 24 都道府県別事故種別救急搬送人員数…………… 270
- 25 都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧…………… 272
- 26 都道府県別救助活動件数及び救助人員数…………… 274
- 27 1981年世界主要都市の火災状況…………… 276

第 1 総 説

1 住民生活の安全の確保をめざして

(1) 消防をとりまく環境の変化に伴う課題

我が国の消防は、戦後、自治体消防として発足以来、国民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護する責務を遂行するため、時代の変遷に対応しつつ、多くの努力を重ねてきた。その結果、今日においては、消防体制の整備及び消防力の充実強化には著しいものがあり、従来の消火活動を中心とした警防活動に加えて、予防行政、救急救助業務と住民に密着した幅広い業務活動を通じて、自治体消防として今や国民の間に完全に定着するに至ったといっても過言ではない。

しかしながら、この間、我が国の社会経済が大きな変ぼうを遂げる中で、次に述べるような、都市化の進展、都市構造・建築構造の変化、国民の生活様式の変化等に伴い、災害発生の要因は増大するとともに複雑多様化し、防火・防災上に新たな多くの課題が提起されるようになった。

その第1は、都市構造等の変化と都市化の進展である。

市街地中心部における土地の有効利用を図るため、建築物の高層化、深層化や大規模・複雑化が進み、更に地下街等が増加し、加えて、これらの建築物が密閉構造であること、石油化学製品による建築資材等が普及していることなどは、消火、避難誘導、救助等の活動を困難なものにしている。しかも、百貨店、ホテル、複合用途ビルなど不特定多数の人々が入り出す建築物の著しい増加は、これらの活動をより困難なものにしており、いったん火災が発生した場合には、多数の人命が損われる危険性が高い。他方、都市化の急速な進展は、都市周辺部の急傾斜地、低湿地などにまで及び、がけ崩れ、土石流、浸水等の災害を受けやすい地域がみられるとともに、開発に伴う土地の保水及び遊水機能の低下、都市河川の整備の遅れなどにより、都市における

水害発生危険性が高まっている。また、無秩序な住宅密集地の形成は、火災等の災害による被害を大規模化する危険性をはらんでいる。更に、大地震等の大規模災害が発生した場合には、交通通信網の途絶や電気・ガス施設、水道等の破壊等による都市機能の麻痺を招き、火災の同時多発などの多大な二次災害の発生が予想される。

都市防災への認識が高まりつつある中においても、このように都市全体の構造が災害に対してぜい弱な体質となっており、連鎖的あるいは複合的な災害を誘発する可能性が高まっており、都市構造等の変化の下における防災対策を早急に確立することが、世界有数の地震国である我が国において特に重要な課題となっている。

第2は、国民の生活態様の変化である。

近年、生活水準の向上とともに、都市ガス、LPガス、石油ストーブ等が著しく普及し、また石油貯蔵施設等の危険物施設が増加しているが、これらも住民の日常生活における危険性を増大させる一因ともなっている。また、将来の重要なエネルギー対策として、国家的な要請に基づく新しい石油備蓄方式の研究開発や原子力発電所等の建設が推進されているが、これらに対する防災対策の充実も大きな社会的要請となっている。更に、人口構成の高齢化、核家族化の進行に伴い、火災その他の災害への対応や自力による避難が困難な家庭が増加することとなり、高齢者、乳幼児等に対する避難対策等の防災対策も今後の重要な課題である。

以上のように、国民の生活態様の変化は、広く日常生活に結びついた危険性を増大させ、更に、大都市における放火の増加は、その危険性を増幅するものである。

(2) 今後の消防防災体制の方向

安全な地域社会を確保するためには、基本的には、災害に強い国土づくり、都市づくりが必要であり、消防活動の機能が十分に発揮されうるには、都市計画、土地利用等において安全防災面への十分な配慮が払われ、更に、個々の建築物、危険物施設等の構造、配置等についても安全確保の対策

がなされなければならない。

一方、消防は地域における安全防災のかなめとして、消防をとりまく環境の変化に即応した体制の見直しを行い、住民生活の安全の確保のため、一層の努力を続けていかなければならない。しかしながら、住民生活の安全の確保は、上記のような各種行政の防災への配慮があったとしても、ひとり消防の努力のみで達成されるものではなく、企業の安全防災に関する社会的責任の遂行や住民の地域防災への積極的参加が必要不可欠であり、国、地方公共団体、企業、住民が一体となった総合的な消防防災体制が整備され、それぞれが各々の役割を全うしてこそ、地域における安全が確保されるのである。

このような見地から、今後の消防防災体制の整備に当たっての基本的な方向としては、次の諸点があげられる。

第1は、消防機関の機能の充実強化である。

住民生活の安全確保を図るためには、まず、地域社会における消防防災体制の中核となる消防機関の機能の強化を図らなければならない。そのためには、質・量両面にわたる充実強化の必要があるが、行政全般にわたって徹底した合理化が要請されている現状にかんがみ、従来にも増して質的な面での向上と効率的運営を基本とした重点的な整備を図っていくことが必要である。

まず、消防職員については、資質の向上に留意して、特にその専門的教育訓練の充実強化が図られなければならない。複雑多様化する災害に対処するためには、警防、予防両面にわたり、専門的かつ高度の知識技能を身につけた消防職員の養成が必要不可欠であり、救急隊員についても適切な応急処置が行えるよう一層の資質の向上が求められ、また、救助活動の増加とともに種々のケースに対応できる気力・体力と知識技能を備えた隊員の養成が急がれる。

消防の施設・装備については、その対応に新たな高度の技術・訓練を必要とする高層建築物、地下街、危険物施設等における火災や、石油・ガス・放射性物質等に起因する特殊な災害に対処するため、化学消防自動車、はしご付消防自動車、救助工作車等の科学消防資機材の整備を進めるとともに、耐

熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備の性能の向上と充実を図らなければならない。更に、これらの資機材の改良はもとより、最新のエレクトロニクス技術を駆使した新資機材の研究開発も進めていく必要がある。

また、消防の常備化された市町村の約8割を占める組合消防や小規模消防の基盤の強化を図ることが大きな課題となっている。なかでも、組合消防の多くは、発足後まだ日が浅く、その体制の整備が必ずしも十分とはいえず、財政面、人事面あるいは消防団との関係など主として運営面において問題点をかかえている。これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国及び都道府県においても、適切な指導、援助に努めていく必要がある。特に、都道府県においては、これらの組合消防の個々の実情に即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流のあっせん等のほか、技術的問題等についての直接の援助など積極的な対策を講ずることが期待される。

一方、消防団は、常備消防とともに地域の防災活動における車の両輪をなすものであり、風水害等の大規模災害時においてはもちろん一般災害時においても、消火活動、避難誘導において依然としてその役割は極めて大きいものがあり、今後ともその強化を図る必要がある。特に、団員の教育訓練の充実、機動力の強化と個人装備の充実を進める必要がある。また、団員数は、近年減少率が鈍化しているものの、なお減少傾向にあり、団員の確保対策が今後の重要課題である。このため、住民が消防団活動に積極的に参加できるよう、消防団をより魅力ある活動の場とするとともに、団員の職務の特殊性、危険性を考慮した適切な処遇の改善を図っていかなければならない。

第2は、企業の安全防災についての社会的責任の徹底である。

社会経済の発展に伴い、各種の企業が増加するとともに、施設規模も拡大し、万一災害が発生したときは、その従業員のみならず利用者、更には、周辺地域住民に対して人命の損傷をはじめ多大の被害をもたらす危険性が高まっている。企業においては、人命の安全の確保を図るため、消防用設備等の設置及び維持管理を適正に行うことはもとより、火災等の災害発生時には、直ちに組織的な対応がとれるように、日ごろの防災訓練に努め、その社

会的責任を果たすためにも適切な防火管理体制を確立しておかなければならない。

最近、一定規模以上の旅館・ホテルについて、いわゆる「表示・公表制度」が実施されたこともあって、国民の間に安全対策についての関心が高まり、旅館・ホテルにおいては、その提供するサービスの中で人命安全の確保が必要不可欠な要素であることがあらためて認識されるようになってきた。

また、一定規模以上の危険物施設や石油コンビナート等特別防災区域における特定事業所については、企業の安全防災についての社会的責任の一環として自衛消防組織（自衛防災組織）の設置が法的に義務づけられている。また、一定の防火対象物に対しては、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施等が義務づけられているが、いまだ十分とはいえず、状況にある。これらの企業においては、自主防災体制を整備強化するとともに、必要に応じて、市町村の消防機関との連携を密にするなど、地域社会の一員として地域の安全のために積極的に協力することが望まれる。なお、最近消防用設備等や防火管理体制などが違法な施設について、消防機関の厳しい対応が要請されており、消防機関は、消防法等に違反する事案については、適時適切に法令に基づく措置命令を発するなど厳正な措置を講ずるよう努めているところであるが、今後とも、更にその実効性の確保を図るため、一層、努力するとともに、国及び都道府県においては、積極的に消防機関の指導、援助を行う必要がある。

第3は、住民の地域防災への積極的参加である。

住みよい地域社会づくりには、まず、地域の安全性が確保されなければならない。それには、消防機関等による公的活動と相まって、住民の地域防災活動への積極的参加による地域ぐるみの取組みが不可欠である。出火原因の大部分は、たばこ、火あそび等の失火によるものであり、また、火災による死者（放火自殺者を除く。）の過半数が高齢者と乳幼児であることから、一層の住民の防災意識の高揚と火災予防対策の強化が要請されるとともに、今後の都市ガス・LPガス、石油等の潜在的な災害要因の日常生活における増大、高齢化社会への移行、大規模な地震等の災害の発生を考慮するならば住

民の地域防災への積極的な参加が必要であることは論をまたない。

近年、婦人防火クラブや少年消防クラブの結成をはじめ、町内会、自治会などを中心とした自主防災組織の整備が活発に進められ、年々、その団体数は大幅に増加してきている。これらの組織はその役割に応じて防火防災知識の普及、避難誘導あるいは出火防止や初期消火など地域の消防防災活動の推進に大きく貢献しているが、今後は、消防防災について理解し、協力するといった段階から、更に一步進んで“自分たちの地域は自分たちで守る”といった積極的な姿勢が強く求められている。

もとより、自主的な防火防災組織は、住民自らの理解と連帯に基づいて結成され、整備されるべき性格のものであるが、その効果的な育成を図るために、国、都道府県、市町村においても、各種啓発活動の実施、リーダー等の養成、その活動の拠点となる施設、各種資機材の整備等を通じて、積極的に指導、援助し、その育成助長のための基盤づくりに努めるべきである。

2 最近の災害の動向

(1) 火 災

ア 出火件数と出火率

昭和56年中の総出火件数は6万788件で、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万件以上減少しているが、前年に比べ903件増加し、再び6万件台となった。しかし、昭和56年中は、前年の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災や栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災のような社会的影響の大きい火災は発生しなかった。

なお、昭和57年に入って、2月8日、ホテル・ニュージャパン火災が発生し、死者33人、負傷者33人という大きな被害を出している。

昭和56年中の出火件数を火災種別ごとにみると、前年に比べ、林野火災を除いてすべての火災が増加している。近年の傾向として、船舶火災が減少、車両火災は増加、建物火災はほぼ横ばいとなっている。

また、出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で5.2となっている。

なお、昭和57年上半年期における総出火件数は3万7,583件で、前年同期に比べ3,082件（8.9%）増加している。

イ 死者数と死因

昭和56年中の火災による死者は1,971人で、前年に比べ24人増加し、昭和54年（2,070人）に次いで戦後2番目に多いものとなっている。また、人口10万人当たりの死者数も1.67人と前年（1.66人）を上回った。しかし、放火自殺者を除いた死者は1,226人で、前年に比べ12人減少し、最近10年間では昭和51年（1,202人）に次いで少なく、4年連続して減少している。

これに対し、放火自殺者は745人で死者総数の37.8%を占めており、死者数では昭和54年（769人）に次ぐが、死者総数に占める割合としては戦後最高となっている。

次に、死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが最も多く、全体の70.0%の1,380人となっている。このうち、約9割に当たる1,228人が専用住宅又は併用住宅での火災によるものであり、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多い傾向が続いている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない乳幼児や寝たきり老人など身体の不自由な高齢者が多く、昭和56年中においても、放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が517人、5歳以下の乳幼児が105人で、この両年齢層の死者が50.7%を占めている。

更に、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況をみると、火傷死が670人(54.6%)、一酸化炭素中毒又は窒息死が478人(39.0%)となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠で倒れ、死に至ったものが相当数あると考えられる。

ウ 損害額と焼損面積

昭和56年中における火災による損害の額は1,503億円で、前年に比べ4億円(0.3%)減少している。1日当たりの損害額は4億1,200万円、火災1件当たりの損害額は247万円、国民1人当たりの損害額は1,285円となっている。

建物焼損面積は210万㎡で、前年に比べ3万㎡(1.3%)減少し、建物火災1件当たりの焼損面積は54㎡で、前年に比べ2㎡(3.6%)減少している。

なお、昭和57年上半期の火災による損害額は779億円で、前年同期に比べ69億円(8.1%)減少し、建物焼損面積も114万㎡で、前年同期に比べ7万㎡(5.4%)減少している。

エ 出火原因

昭和56年中の火災の出火原因としては、失火によるものが圧倒的に多く4万5,703件で全火災の75.2%を占めている。中でもたばこによるものが7,510件(全火災の12.4%)と最も多く、次いで火あそびの6,148件(10.1%)、たき火の5,407件(8.9%)となっている。

また、放火が3,856件、放火の疑いが2,673件で両方合わせると6,529件(10.7%)と前年に比べ782件(13.6%)増加している。大都市地域(11大都

市)においては、放火(放火の疑いを含む。)による火災が全火災の21.5%を占め、その比率は他の地域よりも高い。特に、札幌市、東京都特別区、川崎市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市、福岡市の各都市においては、放火(放火の疑いを含む。)が出火原因の第1位となっている。

(2) 地震災害及び風水害等

ア 地震災害

昭和56年中の地震災害は、昭和56年1月23日に発生した北海道日高支庁西部を震源地とするマグニチュード7.1の地震による浦河町(震度5)での軽傷者2人、家屋の損壊等若干の被害のみで、このほかに被害地震はなかった。

昭和57年3月21日には、同じく北海道日高地方の浦河町西方沖を震源地とするマグニチュード7.1の地震が発生し、震源地に近い浦河町で震度6(苫小牧市、札幌市、小樽市等で震度4)を記録した。この地震による被害は、震源地に近い浦河町を中心に8市24町1村に及び、負傷者167人、家屋の損壊716棟のほか、水道施設、道路、橋りょう等の施設に被害が生じた。

イ 風水害、雪害等

昭和56年中の風水害、雪害等地震を除く異常な自然現象に伴う災害による死者・行方不明者は232人(前年147人)、負傷者は2,455人(前年534人)でいずれも前年より大幅に増加している。住家の被害は、全壊・流失370棟(前年351棟)、半壊894棟(前年653棟)、被害額も、1兆4,738億円(前年1兆1,374億円)と、それぞれ前年より増加している。

昭和56年中の主な風水害、雪害等は次のとおりである。

昭和55年12月から昭和56年3月にかけて、北陸・東北地方を中心に雪害が発生し、死者・行方不明者152人、負傷者2,158人の被害が生じた。

昭和56年6月22日から7月16日までの梅雨前線と弱い熱帯低気圧による大雨により、死者・行方不明者23人の被害が出たほか、8月3日から6日にかけての台風第12号等による北海道の大雨で死者・行方不明者8人、8月21日から23日にかけての台風第15号による大雨により死者・行方不明者42人の被害が生じた。これらの災害に対し、延べ10道県・567市町村が災害対策本部を

設置し、災害応急対策を実施した。

また、昭和57年に入り、集中豪雨と台風第10号により長崎地方を中心に近年まれにみる災害が発生し、7月5日から8月3日までの間に死者・行方不明者438人（うち長崎県299人）に達する被害が生じた。

更に、その後台風第11号、第13号、第18号及び第19号によって全国的に災害が発生し、死者・行方不明者52人の被害が生じた。

（3） その他の災害

石油コンビナート災害の発生件数は、ここ数年減少傾向を示しており、昭和56年中の発生件数は88件で、前年に比べ27件（23.5%）減少している。発生形態別には、危険物等の火災と流出が全体の65%を占めている。

また、危険物施設における災害の発生件数は、近年、横ばいの状況を示しており、昭和56年中の発生件数は、火災156件、流出等303件となっている。

昭和57年に入ってから、3月に茨城県で鹿島石油(株)鹿島製油所内の重油脱硫装置の一部が爆発炎上し、死者5人、負傷者3人を出す事故があった。

また、8月に大阪府堺市で、ダイセル化学工業(株)堺工場内の反応槽において異常反応が起きて爆発し、死者6人、負傷者204人を出す事故があった。

更に、同月三重県四日市市の合成樹脂類等の保管倉庫において、負傷者25人を出す爆発事故があった。

3 当面の諸問題

（1） 消防体制の整備

ア 消防力の重点的整備

（ア） 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の充実を図ることが必要となっており、救急業務についても、全国的にその需要が高まってきている。このため、市町村の常備消防体制は年々進展してきている。

この消防常備化の状況については、昭和57年4月現在、常備化指定市町村数は2,906を数え、常備化率は市町村数において89.3%に達し、人口の97.9%をカバーしているが、その大部分はここ10数年の間に常備消防を足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、複数の市町村が共同して消防行政を行う消防組合や単独の小規模消防は、財政面、人事面あるいは消防団との関係等の各面において、運営上の問題をかかえているところも少なくない。

これらの地域の消防の直面する問題を解消するためには、まず関係者の一層の努力が期待されるところであるが、国や都道府県においても、更にきめ細かい検討を加え、諸施策の充実を図るとともに適切な指導助言を行う必要がある。

（イ） 消防力の整備

行政改革の推進は現下の急務となっており、消防行政においてもこれに取り組むことが要請されている。したがって、消防力の整備に当たっては、従来にも増して消防施設及び人員の効率的・重点的な整備・充実に配慮する必

要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、消防の科学化を推進するためはしご車、化学車、救助工作車等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処するとともに、消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備を図り、消防団の機動力の強化を図る必要がある。更に、ガス災害等対策用資機材をはじめ、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備の充実と改良に努め、ガス災害、毒劇物災害等の特殊災害による消防職団員の消防活動における危険性に対処する必要がある。一方、消防水利については、自然水利の重要性を見直すとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより水利の多元化を一層推進する必要がある。

また、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、常備化の進展等もあって、昭和56年には12万3,204人となっており、その充実強化が図られている。しかし、行政改革との関連において職員の増員抑制が求められていることにかんがみ、今後は地域の実情に即して、一層効率的・重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は減少傾向にあり、昭和56年には前年より約5,000人減って約106万4,000人となっているが、人口移動が鎮静化し定住化が進行してきていること、消防団員確保のための各種の施策が推進されていること等により、ここ数年、減少率は鈍化している。消防団活動については、典型的な地域活動としてその重要性を強く認識し、地域の防災体制の中核として位置付けるとともに、今後とも、装備の充実と団員の資質の向上に努め、消防団の機能の強化を図っていかなければならない。また、常備化が進展した今日においても、消防団の果たす役割は依然として大きいものがあるので、団員の

確保対策は重要な課題であり、住民が消防団活動に積極的に参加できるように、その意義及び重要性に対する認識を更に深めるとともに、青年団等地域のコミュニティ活動との連携を強化するなど団活動の多様化を図り、魅力ある消防団となるよう団運営に工夫をこらす必要がある。

(ウ) 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講ずるとともに、国庫補助金、地方債資金の拡充等、従来から鋭意その増強に努めているところである。その結果、昭和55年度における市町村の消防費決算額は7,784億円(前年度比667億円, 9.4%増)で、その普通会計歳出総額に占める割合は、前年度と同様3.3%となっている。

消防力の整備は逐年推進されているものの、今後ますます大規模化し、複雑化し、あるいは多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を促進することが必要であり、そのための消防財源の充実強化が要請されている。国、都道府県、市町村では、現下の厳しい財政状況にかんがみ、従来にも増して経費の重点的配分に配慮するとともに、特に市町村においては消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

イ 消防職団員の教育訓練と処遇

(ア) 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防職団員の資質の向上を図ることが重要である。特に最近には、ホテル・ニュー・ジャパン火災、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災等の特異な災害がふえてきており、これらの災害に的確に対応していくためにも、消防職団員に対する専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について昭和56年度の受講状況を見ると、新規採用者のうち初任教育を受けた者は83.2%で、受講者のうち国の基準で定める6か月の教育を受けた者が67.5%となっている。

初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が6か月間の初任教育を受講できるよう一層努力するとともに、その内容の充実を図る必要がある。

また、消防学校においては、専科教育、幹部教育についても併せて実施しているが、今後ともその拡充を図る必要がある。そのためには、教育訓練施設の拡充及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、更に、幅広い知識、技能の修得と実戦能力のかん養を目的とした初任教育の充実、専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育の充実、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育の充実等の観点から消防学校の教育訓練の基準を見直すべき時期にきているといえよう。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後質・量共に一層増大する傾向にある。これに対応するためには、教育訓練施設及び教材の整備拡充を図るとともに優れた教官の確保に努め、更にカリキュラム編成、教育訓練用教材及び技法等の改善を図る必要がある。

一方、消防学校等における教育訓練のほか、消防本部等で日ごろ行われている災害を想定した実戦訓練及び基礎体力の錬成等の各種教育訓練は、消防職団員が実際の災害現場等で有効かつ的確に消防活動を行うために必要不可欠であるので、今後ともその充実強化を図っていく必要がある。

(イ) 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分配慮したものでなければならず、このためには勤務条件及び処遇の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を図らなければならない。

消防職員については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、給与、福利厚生面の充実、職場環境の整備等の諸施策について、今後ともその充実を期す必要がある。4週1回・交替半休制(いわゆる「週休2日制」)に

については、公務能率の一層の向上に努めつつ、当該市町村の一般職への導入に歩調を合わせて実施を進める必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

(2) 救急救助体制の充実

ア 救急業務

(ア) 救急業務実施体制

昭和56年中の救急出場件数は205万5,750件、搬送された人は197万7,203人となっており、1日平均では、出場件数が5,632件、搬送人員が5,417人となる。

救急業務は、昭和57年4月1日現在、全市町村の89.9%に当たる2,926団体が実施しており、全国民の98.0%がカバーされている。

このように、救急業務はほぼ全国的に普及したので、質的な充実を図ることが今後の課題であり、消防庁においては、救急隊員の行う応急処置の明確化及び救急隊員の資格要件の法定化等の諸施策を講じてきている。特に救急隊員に一定の講習の修了を義務づける等資格要件の法定化が昭和57年4月1日から施行され、この要件を充足した救急隊員数は、昭和57年4月現在全国で3万5,960人となり、全国的に一定水準以上の有資格者の救急隊員により救急業務が実施されることとなった。

また、救急隊員の資格要件の施行に先立ち、昭和56年12月に救急隊員の養成に必要な教育講習の科目を救急医学の進歩に合わせ、心肺そ生法の充実、応急処置内容の個別具体化等を内容として自治省令を改正した。

今後、これら救急隊員養成の新しい体制を軌道に乗せその徹底を図っていくこととしている。

また、国民の間に応急手当の知識と技術を広く普及することは、今後の救

急行政を推進するうえで重要な課題である。すなわち、応急手当は早く行えば行うほどその効果は大きいので、救急隊が現場に到着するまでの間において関係者が必要な応急手当を行うことが望ましく、更に、救急要請をする前に傷病者の観察、緊急度の判断を適切に行うことによって救急自動車の正しい利用の仕方の徹底が図られるからである。

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、消防庁は、厚生省とともに、昭和57年度から、毎年9月9日を「救急の日」と、また、この日を含む一週間で「救急医療週間」と定め、全国的にこの趣旨に沿った内容の行事を地域の実情に応じて実施することとした。

消防機関は、この「救急の日」制定を契機として従前にもまして医療機関とも協力し合い、自主防災組織の活動等あらゆる機会を通じて国民に対する応急手当の普及等に努める必要がある。

(イ) 救急医療体制

救急患者に対して、できるだけ早く医療を行うためには救急現場から医療機関へ迅速に搬送することが必要不可欠なことである。

救急患者を収容する救急告示医療機関は、昭和57年4月現在、5,235か所を着実にその数は増加しているものの、その絶対数、配置、診療科目等において、今日の多様化した救急医療需要に必ずしも十分に対応できていない。

また、休日や夜間に発生した救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保するため、初期、第2次、第3次の救急医療体制の整備、並びに各施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められているが、今後ともこの体制の整備及び運用の円滑化を一層推進していく必要がある。

イ 救助業務

消防隊員の救助活動は、火災のみならず、交通事故、労働災害、風水害、水難事故等の際においても、生命、身体の危険を排除するために行われている。昭和56年中の救助活動件数は1万4,433件、救助人員は1万2,407人である。救助活動件数は毎年増加しているが、災害や事故の種類、内容の複雑

多様化に伴い、高度かつ専門的な知識・技術を必要とするようになってきている。このため、昭和56年度から消防大学校に正規の科目として設置した「救助科」における教育を中心として、救助隊員の指導者の養成を行っているが、今後とも救助隊の装備、訓練等の一層の充実に努めるとともに、消防機関が取り組む救助体制のあり方について検討する必要がある。

(3) 防災対策の推進

ア 防災体制の整備

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立すべく、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画を作成する等体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域における防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関であり、近年、災害態様の多様化に伴い、地方防災会議の中に、震災対策部会、救急医療部会、原子力防災部会等の専門部会が設置され、防災体制の高度化が図られているが、今後とも、地方防災会議における総合調整機能を強化し、防災体制を充実強化することが望まれる。

地域防災計画は、都道府県及び市町村の防災会議が作成するその地域についての防災に関する総合計画であり、その内容は毎年検討が加えられ、逐年充実が図られている。近年、大規模な被害が生ずるおそれのある災害については、一般災害と区別して計画を作成しているところが多く、震災対策については、昭和57年4月1日現在で17都道府県が震災対策編等として計画を作成しており、大規模地震対策特別措置法に基づき地方防災会議が作成する地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画も地域防災計画の一部として位置付けられるものである。また、原子力防災対策については、対象となる府県では、一般の防災計画と区別して原子力の防災に係る計画を定めている。

地域防災計画に関する今後の課題としては、昭和57年7月の長崎の豪雨災害にみられるように、局地的に激しい災害が発生する危険性が増大し、災害

の要因も複雑多様化しているため、地域の災害危険性等を総合的かつ科学的に評価し、その成果を地域防災計画に反映させること、及び災害危険区域の住民等に対する警報の伝達及び避難の指示等の緊急情報の伝達等について、今後地域防災計画において実効あるシステムを形成してゆくための調査研究を推進することがあげられる。

また、災害時に防災対策を円滑かつ的確に実施するためには、日ごろから繰り返し防災訓練を実施して、実践的能力をかん養しておく必要がある。そのために、昭和56年度には、47都道府県、2,258市区町村で防災訓練が実施された。

イ 防災無線通信網の整備

地震、風水害等いかなる災害時においても、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するためには、平素から効率的な情報の収集及び伝達体制を確立しておくことが最も重要であり、この伝達媒体となる無線通信施設の充実強化が緊要な課題である。

このため消防庁は、地方公共団体と一体となり、国（消防庁）と都道府県との間、都道府県と市町村との間及び市町村の区域内のそれぞれの無線通信網の整備を進めてきた。

消防庁と47都道府県を結ぶ防災無線施設は、全国的な防災ホットラインの幹線として電話とファクシミリを併用して運用中であり、災害現場図等の図画電送及び文書電送を行うことにより、情報の収集伝達がよりの確かつ迅速となり、また、消防庁から47都道府県に対する一斉伝達機能も一層強化された。しかし、現在の無線施設は地上系のマイクロ無線通信網であるので、山頂中継局等が大規模地震等で損壊した場合の機能停止が懸念される。このため、既に実用可能の域にあり、かつ、中継点が衛星の一点ですむため防災対策上も有利な通信衛星の利用を推進する必要がある。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線施設については、国庫補助制度により整備の促進を図ってきたが、昭和57年9月現在35都道府県が運用中、5道県が整備中（一部運用も含む。）となっており、未整備府県においても施設整備のための調査が行われている。この無線通信網は無線電話による運用が主で

あるが、都道府県と市町村との間の行政の効率化を一層推進するため、一部の都道府県において運用されているファクシミリの活用を、各地方公共団体においても積極的に検討する必要がある。

市町村の区域内における防災無線施設としては、市町村の消防機関が自らの防災活動に必要とする消防・救急無線と、市町村が全般的な防災活動に必要とする防災行政無線とがある。

前者については、消防の常備化の進展とともに着実に整備されてきているが、市町村相互の混信を軽減するための割当電波の確保並びにファクシミリの活用等を含む無線利用形態の改善に努力する必要がある。後者は、近年、震災、風水害等の災害対策全般にわたる地域住民の防災意識の向上とあいまって、市町村と集落との間を結び、地域住民に対する気象予警報、避難の勧告・指示等の情報伝達、被害状況の把握等を迅速かつ的確に行う手段として、その施設整備の必要性がますます高まっている。このため、消防庁は、昭和53年度から国庫補助制度により整備の促進を図り、昭和56年度までに198市町村に対して補助を行ったが、今後一層の整備充実を図る必要がある。

あらゆる災害に備え、上述したそれぞれの無線施設の有機的な整備をなお積極的に進めていかなければならない。また、その運用に当たっては、災害の際にこれらの無線施設を最大限に、かつ、的確に活用し地域住民に迅速な情報伝達ができるよう通信運用方策の確立はもちろん、施設の適正な維持管理、夜間における情報連絡体制の確保等、いわゆるソフト面の整備についても一層努力する必要がある。

ウ 風水害対策の推進

昭和57年7月から8月にかけて、集中豪雨と台風第10号に伴う大雨により、長崎地方を中心として死者・行方不明者438人に達する被害が生じた。特に、長崎地方においては特殊な地形と3時間に315ミリという記録的な集中豪雨により、各地でがけ崩れや土石流の発生や浸水がみられ、避難が遅れたこと等により多くの人命が失われた。

この災害を教訓として、今後、風水害による被害の軽減を図るためには、

警報の伝達及び避難の指示等の緊急情報伝達システムの確立、災害危険箇所的確な把握とこれに対するきめ細かい防災対策の地域防災計画への掲記等が必要である。

また、風水害等による被害を最小限にとどめるためには、住民の防災意識の高揚が不可欠であり、正しい防災知識の修得、地域の災害危険性や避難経路、避難場所等の周知徹底、防災訓練の実施等住民による自主防災体制の確立が必要である。

(4) 震災対策の推進

ア 震災予防体制の整備

最近の地震予知技術の進歩と観測体制の整備充実に伴ない、大規模な地震の発生が予知されることを前提として、各般にわたる防災体制の整備を行い、地震による被害の軽減を図るため、昭和53年6月「大規模地震対策特別措置法」が制定された。

同法の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域として指定された6県170市町村においては、震災予防体制整備の一環として、同地域に係る地震防災基本計画（昭和54年9月3日中央防災会議決定）を基本とする地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等、地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進している。また、地震防災対策強化地域に隣接する周辺地域のうち、人口、産業、都市機能等の集積が著しい地域についても、予想される東海地震及び直下型地震の発生に備え震災予防のための諸対策が逐次進められている。今後は更に、これらの地域に係る地震予知のための研究、観測体制を一層強化するとともに、懸念される社会的混乱の防止及び地震災害を軽減するため、輸送機能、流通機能等市民生活の維持に必要な機能の確保と消火訓練、避難訓練などの防災訓練が的確に行われるよう日ごろから住民一般に防災知識の啓発を行う等の施策を推進する必要がある。

また、大規模地震対策特別措置法に基づいて実施する国及び地震防災対策強化地域6県170市町村合同の総合防災訓練は、昭和54年以降毎年実施されて

きており、昭和56年もこれまでの訓練の成果を踏まえ9月1日（「防災の日」）に行われた。なお、同日には、地震防災対策強化地域周辺の東京都、千葉県、埼玉県、三重県及びこれら都県内の市町村においても国との連携の下に合同で広域防災訓練が実施されるなど、地震防災強化計画あるいは地域防災計画に定める訓練項目の内容の充実とともに、訓練規模も逐年拡大する傾向にある。今後とも防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会の総合防災体制の確立を図るため、なお一層指導の強化を図っていく必要がある。

更に、石油コンビナートの震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に係る県石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、他方、特定事業所等は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。今後とも、地震防災対策強化地域の石油コンビナートにおける地震防災対策の一層の推進を図るとともに、他の地域の石油コンビナートについても地震対策の充実を図る必要がある。

イ 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

大規模な地震の発生に対処するためには消防機関をはじめとする防災関係行政機関、住民、事業所等が一体となって災害の防止、被害の軽減に努めなければならないが、とりわけ消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降大震災火災対策施設等の整備について補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図り、併せて財政負担の軽減を図るため、国の負担又は補助の割合の特例その

他国の財政上の特別措置により、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について計画的に整備を促進している。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、消防防災無線通信施設の整備が進められているほか、地域住民の自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するため、コミュニティ防災センターの整備促進を図っている。

なお、昭和54年度から、広域避難地を指定している地方公共団体に対し、避難標識の設置等について公益法人による助成が進められている。

(5) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

ア 防災意識の高揚

防災については、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に関心を持つとともに、それぞれが自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、冷静に対処できるよう、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁は、年間を通じてテレビ及びラジオ放送を利用し、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等について、全国民を対象として防災知識の普及啓発を行っている。このほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動を実施するなどあらゆる機会をとらえて国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

地域社会における安全の確保は、火災原因のうち失火が約8割を占めていること、また、地震時における出火等の二次災害の抑止や風水害等における緊急避難等の課題からみても国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいので、今後ともあらゆる機会をとらえて国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

なお、昭和57年度から「防災週間」(9月1日の「防災の日」を含む1週間)が設けられ、この週間を中心として、国・地方を通じて全国的に防災訓練や

防災知識の普及のための行事などを実施することとされている。

イ 地域の自主防災組織の育成強化

災害から生命を守り、財産を保全するためには、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。地域住民一人ひとりが、災害時に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に組織的に行動することにより、相当被害を軽減することができるものである。特に大規模災害時には、電話は不通となり、道路、橋りょうは損壊し、電気・ガス施設、水道等のライフラインが寸断され、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況の下では、地域住民が、日ごろ身につけた防災知識を生かして冷静にかつ組織的に対応することが求められる。そして住民の自主防災活動を効果的に行うためには、地域ごとに自主防災体制を整備し、ふだんから防災知識の普及活動や大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが大切である。このような、自主防災組織による地域ぐるみの防災活動は、地域社会におけるコミュニティ活動の中核となって、地域社会の連帯意識の回復と高揚に大きな役割を果たすことができるものと期待されている。

自主防災組織は、災害時において出火防止、初期消火、被災者の救出救護、応急手当、避難誘導、給水給食等のさまざまな防災活動を行う住民組織として位置づけられることから、理想的には、一定の組織編成の下に、規約と防災計画を定め、相当の防災資機材を保有して、災害時に組織的な防災活動を行うことが望まれる。

このような観点から、消防庁では、「自主防災組織の手引」の配付、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導、コミュニティ防災センターに対する補助を行ってきたところであり、昭和57年4月現在、全国の1,264市区町村で合計3万6,898の自主防災組織が結成され、1,020万8,015世帯が参加し、組織率(全国の世帯数に対する組織されている地域の世帯数)は27.7%となっている。自主防災組織の育成のための施策としては、前述したもののほか、広域防災センターの整備事業に対する補助を行っており、また、防災

資機材等の整備に対しては公益法人からの助成も行われている。これらの施策を通じて、今後とも自主防災組織の育成に努める必要がある。

また、民間の防火組織として 婦人防火クラブ（昭和57年4月現在1万740団体、164万6,700人）や少年消防クラブ（昭和57年5月現在5,039団体、59万734人）が全国各地で結成されているが、自主防災組織はこれらの防火組織と協調し、一体となって地域の防災に取り組む必要があり、近年これらの連絡組織の結成が各地で進められている。

なお、住民の自主的な防災活動の一環として防火防災訓練が実施されているが、その際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられたので、今後その充実を図っていく必要がある。

ウ 施設の自衛防災組織の強化

百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物のうち、特に規模が大きく、災害が発生した場合に人命にかかわる危険が大きいと予想される施設の防火対策は、消防用設備等の整備や日常の維持管理の充実だけでは十分でなく、火災等の災害が発生した場合に、当該防火対象物の関係者が直ちに適切な組織的対応をとることができるようにすることが不可欠である。

このことから、これらの防火対象物においては、消防法上、防火管理の一環として自衛消防組織に関することを消防計画に定めることとされているが、組織のあり方、人員、装備等の基準が示されていないなど、自衛消防組織の重要性に比べ、これに対する規制が十分でないことが指摘されている。

これらの施設については、防災面における自助努力が強く望まれているところでもあるので、その社会的責任に応じて自衛消防組織が有効に設置されるよう、組織のあり方、人員、装備等の基準を示すなど所要の措置を講じていく必要がある。

一方、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、大型化学消防自動車、油回収船その他の防災資機材を備えた自衛防災組織や共同防災組織を、このほか、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所においては、化学消防車等を備えた自衛消防組織を設置しなければならない。前者

は、昭和57年4月現在で共同防災組織を含め1,052組織設置され、後者は、昭和57年3月現在で54組織設置されている。

今後、これらの施設の自衛防災組織は、当該施設も地域社会の一員であることにかんがみ、他の防災組織と連携をとり、地域全体としての防火防災活動に積極的に協力していくことが望まれる。消防機関も、それぞれの施設と密接な連絡をとり、その実態に応じて自衛防災組織を指導していかなければならない。

(6) 予防行政の充実

ア 防火管理者制度の充実

消防法では、防火対象物の防火安全を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率及び消防計画の作成率は共に十分とはいえない状況にあり、また、防火管理者が選任され、又は消防計画が作成されている場合においても、防火管理に対する認識不足等から、それらが形がい化する傾向も見受けられる状況にある。たとえば、昭和57年2月に発生したホテル・ニュージャパン火災においては、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったこととともに、一応防火管理者は選任され、消防計画も作成されていたにもかかわらず実態的にはその適切な運用がなされていないため、防火管理の基本である初期消火、通報・連絡及び避難誘導などが適切に行われず、33人もの犠牲者を出す結果となった。

予防行政は、従来消防用設備等のいわゆるハード面の整備を促進することに追われがちであったが、消防用設備等が法令に適合するよう設置されていたとしても、平素の維持管理や訓練等の一連の防火管理業務が適正に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることはできないと

ということが、過去の火災事例から明らかにされている。従って今後、防火管理業務についての指導体制を整備するとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり防火管理の徹底を図る必要がある。

また、消防庁では、これまでに提起された防火管理上の種々の問題点を含めて防火管理制度の見直しを進めているが、特に、夜間における防火管理のあり方、防火管理業務の委託のあり方及び自動火災報知設備の「非火災報」対策等について早急に検討を進める必要がある。

イ 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだ整備が十分でないものがあるため、これらの違反對象物については措置命令等必要な措置を講じることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。この整備の促進を図るために、スプリンクラー設備等の設置に係る日本開発銀行等からの特例融資制度を昭和57年度から創設するとともに、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導しているが、更にこれらの制度の拡充を図る必要がある。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適正な維持管理を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。

このため、防火対象物の関係者に対して点検整備の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

ウ 表示・公表制度の推進

昭和55年11月に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として、防火対象物の防災対策の状況について広く国民に情報を提供すべきとの声が高まり、昭和56年度から多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、一方、措置命令

に従わない違反對象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が発足した。昭和56年度は、全国的に、当面の目標を旅館、ホテルに置いて表示制度の推進を図ってきたが、ホテル・ニュージャパン火災を契機に表示制度の意義が更に浸透し、昭和57年3月末には、ほぼ全国的に「適マーク」の交付が行われた。

今後は、「旅館、ホテル等における防火安全上の不備事項緊急是正要綱」に基づき、是正指導及び措置命令、告発、「消防法違反公表要綱」に基づく公表等の措置の徹底を図り、「適マーク」未交付の旅館、ホテルの解消に努めるとともに、百貨店等他の特定用途の防火対象物に対しても表示制度の適用の拡大を図る等、これらの防火対象物における防火安全の確立を推進する必要がある。

エ 建築物の防災システムの総合化

最近の大規模な防火対象物においては、火災現象が複雑多様化する一途をたどっているが、消防用設備等は、従来どおり、個別的に作動することを原則としており、防火対象物によっては複雑な火災態様に十分に対応しきれないことも懸念されている。一方、エレクトロニクスの急速な進歩により、消防用設備等の防災設備を相互に関連させ、場合によっては、判断機能をも付与した総合的なシステムとすることが可能になってきているので、これらの最新の技術によって、火災現象の多様化及び複雑化に対応していくことを検討する必要がある。この際、ハード面だけでなく情報システム、運営システム等ソフト面をも含めた総合的な防災システムとなるよう配慮するとともに、検定制度とのかかわり、オペレーターの技能水準の確保、環境管理との関連等を考慮して新たな体系化の方向を検討していくことが必要である。

オ 消防用設備等の規格の国際化への対応

昭和55年5月、第91回通常国会において、東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）が批准され、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び国際規格の円滑化に協力していくこととなった。

これに伴い、従来、我が国の社会的、風土的特性を織り込んできめ細かく

作られてきた消防用設備等の性能規定や、これに基づく検定制度が重大な影響を受けることとなった。

これに対処するため、消火器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等についての機能、構造等の基準や繊維製品の防災試験方法等の国際規格を検討している I S O（国際標準化機構）に我が国も積極的に参画し、外国の実情を調査するとともに我が国の意見を反映させるべく努力を続けているところである。現在、国際規格の確定作業は大詰めの段階にきており、一方、各国の試験・検査機関の認定について国際的な相互容認を図り、それによって輸出国の試験・検査結果の受入れの推進を検討している I L A C（試験・検査機関の認定に関する国際会議）が昭和 57 年 10 月に東京で開催されるなど、国際規格化への対応は、ますます必要度を増してきている。

こうした国際情勢を踏まえ、消防庁では、昭和 57 年度新たに「国際規格対策官」を設置し、国際規格化への対応体制を整備強化することとしている。

（7）危険物規制と石油コンビナート災害対策の推進

ア 危険物規制体制の整備

危険物に関する防災上の規制は、昭和 34 年に全国的統一規制が実施されて以来、様々な危険物施設の事故を教訓とし、また危険物の取扱いの態様の変化に即応して、危険物施設の構造等に関する技術基準、危険物の貯蔵取扱基準等の整備と強化を図ってきた。

更に、昭和 49 年 12 月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を契機として、危険物・高圧ガスが大量に集積している石油コンビナート等に係る総合的な防災体制の確立を図るため、昭和 51 年に石油コンビナート等災害防止法が施行された。

今後とも、科学技術の発展と産業経済の発展に伴い、新たな技術の導入や危険物施設の増加、大規模化の傾向が進むものと見込まれ、危険物行政は、これらの動向に対応して常に新しい方向へ展開していかなければならない。

また、危険物施設の多様化に対応するための専門職員の養成充実等消防機関の体制の整備及び危険物施設に対する日常の指導と査察の強化を図る必要

がある。

本来、危険物を取り扱う企業は、その安全性を確保する社会的責任を有している。しかしながら従業員の点検不十分、誤操作等危険物施設の管理運用面の欠陥に起因する事故が少なくない。このような実態にかんがみ企業サイドにおいても、自主保安体制の確立、保安教育の徹底等その社会的責任に立脚した防災体制の強化が強く望まれるところである。

イ 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域は、現在 33 都道府県にわたり 81 地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されている。一方石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備が図られているが、なお未整備のところがある。

今後は、特定事業所の従業員に対する防災教育や自衛防災組織等における防災訓練を更に改善強化し、自衛防災能力の向上を図るとともに、関係市町村の消防力についても整備を促進する必要がある。

ウ 石油備蓄基地等への対応

石油精製、石油化学等の工場の集中立地といった従来型の石油コンビナートに加えて、近年、石油備蓄法に基づく民間備蓄の義務化や石油公団法に基づく国家備蓄の実施により、石油及び液化石油ガスの大規模な備蓄基地が建設され、又は建設が見込まれている。この中には、地中備蓄方式、岩盤備蓄方式、海上備蓄方式等の新しいタイプのものが含まれている。一方、COM（Coal Oil Mixture）貯蔵、固化貯蔵等の新貯蔵方式も研究されており、危険物の貯蔵方式は多様化の傾向にある。

エネルギー小国の我が国にとって、石油及び液化石油ガスの備蓄はきわめて重要な意義を有するものであるが、地域の安全性確保に万全を期すためには、備蓄の態様に応じ、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定や新たな技術上の基準の整備を進める等適時適切な対応を検討する

必要がある。

エ 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空機燃料輸送用パイプラインは、昭和58年12月末までに供用を開始することとなっている。

パイプラインの建設に当たっては、法令で定められている技術上の基準に適合しなければならないことから、今後とも工事完成に至るまで随時の立入検査等を行うとともに、工事が完成して使用が開始された後においても、その安全性の確保に万全を期すこととしている。

(8) 林野火災対策の推進

林野火災は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものとなっている。また、いったん火災が発生すると焼損面積が広範囲に及ぶことが多く、林野の自然的な条件から、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難なことが多い。

したがって、今後とも入山者等の防火意識のかん養、監視パトロールの実施等により出火防止対策を強化するとともに、相互応援協定等による広域的な消防体制の確立、ヘリコプターの積極的な活用、林野火災用防災資機材の充実を図るなど総合的な林野火災対策を推進する必要がある。更に、林野火災は特定の地域に集中的に発生する傾向があることから、重点的、計画的な対策を講ずることにより、林野火災による被害の軽減を図らなければならない。

(9) 特殊災害対策の推進

ア ガス災害対策の推進

昭和55年8月16日の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、ガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、昭和57年度から新たに日本開発銀行による融資制度を設けるなどして設置の促進に努めているところである。

ガスは現代社会に必要不可欠なものであるが、他方、火災、爆発、中毒等

の危険性を有するものである。従って、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は、一般家庭等に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。また、消防関係者については、消防大学校、各都道府県消防学校等において、ガス災害対策に関する教育を充実する等により、その資質の向上に努めることが必要である。

イ 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る防災対策については、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、防災体制の再点検作業が進められた。その結果、昭和54年7月、中央防災会議において、国として当面とるべき措置が決定され、更に昭和55年6月、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。

関係府県においては、これらを踏まえて、既に地域防災計画の見直しを完了しているが、更に関係市町村においても地域防災計画の見直しを急ぐとともに、今後は見直し後の地域防災計画に基づく原子力防災対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

ウ 航空機災害対策の推進

昭和57年2月多くの犠牲者を出した日航機羽田沖墜落事故は、近年の航空機による輸送需要の増大、就航機種の大形化・ジェット化とも相まって、航空機災害に対する消防力の整備の必要性を改めて示したものである。

空港内での航空機災害に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消防力を整備すべきこととされており、その基準は国際民間航空条約第14附属書に定められているが、地方公共団体が管理する第三種空港の消防力は、一部の空港を除き、いまだ満足すべき状態にはなく、その充実強化が要請さ

れている。一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に有効に対処し得る消防体制の整備に努めるとともに、空港管理者との連携、協力体制を確保する必要がある。

(10) 研究開発の推進

新たな災害発生の危険性の増大に対処するためには、消防力の充実強化と並行して、各種の災害要因の究明、災害の発生防止、被害の軽減に関する科学技術の研究開発が極めて重要である。

消防研究所においては、これらの消防防災に関する科学技術の研究開発を推進するため、長期的な展望に立って研究計画を策定し、時代の要請に応じた重要項目を選び鋭意研究に取り組んでいる。

その研究項目は、①大震時における市街地火災の防御、避難誘導法等の大震火災対策関係の研究、②石油タンク鋼材の腐食や破損の原因究明、石油タンク火災の燃焼性状、化学工場等における防爆対策等石油コンビナートの安全対策に関する研究、③消火栓の凍結防止対策等の積雪寒冷地における消防資機材の開発に関する研究、④住宅火災警報器の非火災報要因の究明等の住宅火災の予防に関する研究、⑤石油類の新備蓄方式に関する防災対策の研究等広い範囲にわたり、研究内容も基礎から応用に至るまでのものを含んでいる。

一方、大規模地震時の総合防災システム、ホテル・百貨店等不特定多数の者が出入する建築物に対する防火避難安全システムの確立、高層ビル・地下街・石油コンビナート等の災害時における厳しい条件の下での消火、救助、救出技術の開発等緊急に解決を迫られている新しい研究課題があり、これらに関する研究開発を推進することが必要となってきた。

このように、予想されるさまざまな様相の災害に対応する研究を実施するためには、今後一層研究施設の整備と研究体制の充実を図ることが必要である。このような研究領域の広範化に対応していくために、新たに研究企画官を設け、国、地方公共団体、大学、民間部門等の試験研究機関との協調連携を一層密にすることとした。

第2 火災等の災害の実態

1 火 災

昭和56年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、焼損棟数、死者、り災世帯、り災人員及び出火率は前年に比べそれぞれ増加しているが、焼損面積、負傷者及び損害額は前年より減少している。

火災の概況を1日当たりでみると、第2表のとおり、出火件数は167件、死者は5.4人となっている。また、昭和47年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおり、死者数は増加、ただし、放火自殺者を除いた死者数は減少、出火件数は横ばい、建物焼損面積は減少の傾向を示している。なお、昭和51年における損害額の著しい伸びは、酒田市大火の影響によるものである。

(1) 出火件数

ア 出火件数は増加

昭和56年中の出火件数は6万788件で、前年に比べ903件(1.5%)増加し、出火率(人口1万人当たりの出火件数)も5.2と前年に比べ増加している。

イ 建物火災は全火災の64%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の64.0%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

次に、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおり、車両火災を除きいずれも横ばいないしは減少の傾向にある。

ウ 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、冬季が最も多く33.1%を占

第1表 火災の概況

区分	単位	昭和56年 (A)	昭和55年 (B)	増減		増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
				(A) - (B) (C)	(B)	
出火件数	件	60,788	59,885	903		1.5
建物		38,882	38,014	868		2.3
林野		3,709	4,120	△ 411		△ 10.0
車両		4,050	3,773	277		7.3
船舶		157	155	2		1.3
航空機		7	2	5		250.0
その他		13,983	13,821	162		1.2
焼損棟数	棟	53,239	51,317	1,922		3.7
全焼		14,441	13,890	551		4.0
半焼		5,166	4,954	212		4.3
部分焼		33,632	32,473	1,159		3.6
建物焼損面積	m ²	2,100,850	2,128,326	△ 27,476		△ 1.3
林野焼損面積	a	196,866	530,685	△ 333,819		△ 62.9
死者	人	1,971	1,947	24		1.2
負傷者	人	8,004	8,049	△ 45		△ 0.6
り災世帯数	世帯	38,385	37,948	437		1.2
全損		10,885	10,595	290		2.7
半損		3,523	3,640	△ 117		△ 3.2
小損		23,977	23,713	264		1.1
り災人員	人	124,120	123,467	653		0.5
損害額	百万円	150,303	150,707	△ 404		△ 0.3
建物		145,474	144,991	483		0.3
林野		742	2,081	△ 1,339		△ 64.8
車両		1,441	1,419	22		1.6
船舶		1,076	762	314		41.2
航空機		224	0	224		皆増
その他		1,347	1,454	△ 107		△ 7.4
出火率		5.2	5.1	0.1		2.0

(注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。
以下同じ。

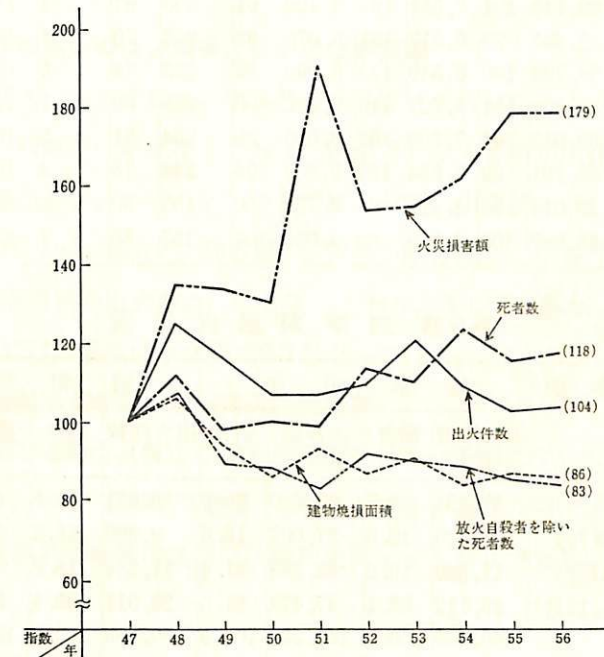
2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区分	単位	昭和56年	昭和55年
全火災1日当たり	出火件数	167	164
	損害額	412	412
	焼損棟数	146	140
	建物焼損面積	5,756	5,815
	林野焼損面積	539	1,450
	り災世帯数	105	104
	り災人員	340	337
全火災1件当たり	死者	5.4	5.3
	負傷者	21.9	22.0
全火災1件当たり	損害額	247	252
建物火災1件当たり	損害額	374	381
	建物焼損面積	54	56
	焼損棟数	1.4	1.3
	り災世帯数	1.0	1.0
林野火災1件当たり	り災人員	3.2	3.2
	損害額	20	51
	林野焼損面積	53	129

第3図 火災の傾向

(昭和47年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭 和 56 年	昭 和 55 年
建 物 火 災	64.0%	63.5%
林 野 火 災	6.1	6.9
車 両 火 災	6.7	6.3
船 舶 火 災	0.3	0.3
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	23.0	23.1
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和47年=100)

年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
47	38,868	100	4,541	100	3,774	100	313	100	8	100	10,787	100
48	42,551	109	8,311	183	3,986	106	301	96	7	88	17,916	166
49	39,143	101	8,351	184	3,420	91	303	97	4	50	16,491	153
50	38,455	99	5,517	121	3,078	82	248	79	4	50	14,910	138
51	38,796	100	5,549	122	3,099	82	233	74	5	63	14,622	136
52	39,302	101	5,227	115	3,392	90	215	69	2	25	15,836	147
53	39,912	103	7,208	159	3,590	95	254	81	5	63	19,454	180
54	38,291	99	5,534	122	3,639	96	244	78	4	50	16,082	149
55	38,014	98	4,120	91	3,773	100	155	50	2	25	13,821	128
56	38,882	100	3,709	82	4,050	107	157	50	7	88	13,983	130

第6表 四季別出火状況

年 別	昭 和 56 年				昭 和 55 年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	17,454	28.7	43,580	29.0	18,941	31.6	40,132	26.6
夏季(6月~8月)	11,533	19.0	27,007	18.0	9,699	16.2	26,017	17.3
秋季(9月~11月)	11,689	19.2	32,238	21.4	11,234	18.8	31,935	21.2
冬季(1月,2月,12月)	20,112	33.1	47,478	31.6	20,011	33.4	52,623	34.9
計	60,788	100.0	150,303	100.0	59,885	100.0	150,707	100.0

め、次いで春季、秋季、夏季の順となっている。火災は、低温、低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、昭和56年中では、冬季と春季で総出火件数の61.8%を占めている。

エ 出火率は5.2

出火率は全国平均で5.2となっている。昭和56年は10年前の昭和47年比べて、出火件数で4.3%上回り、出火率で5.5%下回っている。(第7表参照)

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	昭 和 56 年	昭 和 47 年	増減率(%)
出 火 率	5.2	5.5	△ 5.5
出 火 件 数(件)	60,788	58,291	4.3
うち建物火災	38,882	38,868	0.0
人 口(人)	117,009,002	105,854,519	10.5
世 帯 数(世帯)	36,346,662	30,853,005	17.8

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

オ 出火率の高いのは沖縄県、低いのは奈良県

都道府県別の出火件数は、東京都の7,309件を最高に、大阪府、愛知県、神奈川県、兵庫県の順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、前年に引き続き奈良県の251件を最低に、和歌山県、福井県、鳥取県、佐賀県の順となっている(附属資料3参照)。都道府県別の出火率は、第8図のとおり、全国平均5.2に対して、最高は沖縄県の7.7、最低は奈良県の2.1となっている。

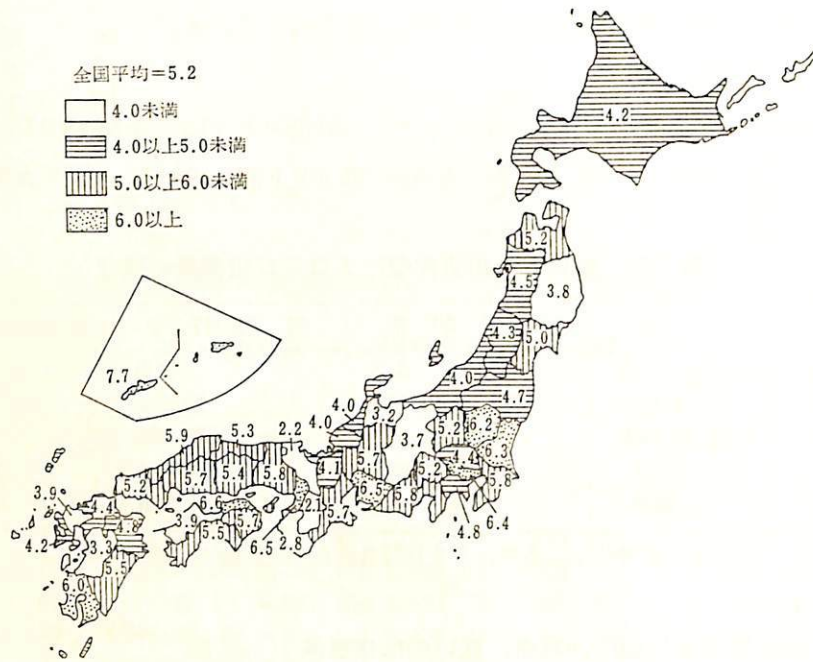
カ 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9表のとおり、火災報知専用電話「119番」による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

第8図 都道府県別出火率

(昭和56年中)



第9表 覚知方法別出火件数

(昭和56年中)

区分	出火件数(件)	構成比(%)
火災報知機	298	0.5
火災報知専用電話(119番)	47,136	77.5
加入電話	2,857	4.7
警察電話	1,656	2.7
望楼発見	23	0.0
駆け付け通報	864	1.4
事後聞知	6,950	11.4
その他	1,004	1.7
計	60,788	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

(単位:件,%)

年別	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合
47	17,834	30.6	17,071	29.3	2,025	3.5	21,361	36.6
56	13,264	21.8	16,129	26.5	1,048	1.7	13,564	22.3	16,783	27.6

(注) 昭和47年中の初期消火をしなかった出火件数は、その他に含む。

(2) 損害額

昭和56年中における火災による損害の額は1,503億300万円で、前年(1,507億700万円)に比較し4億400万円減少し、火災1件当たりでは247万円(前年252万円)となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の96.8%を占めている。(第1表参照)

第11表 損害額の推移

(昭和47年=100)

区分	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
損害額(億円)	841	1,138	1,123	1,101	1,610	1,294	1,305	1,368	1,507	1,503
指数	100	135	134	131	191	154	155	163	179	179
1件当たり損害額(千円)	1,443	1,557	1,659	1,771	2,583	2,023	1,854	2,145	2,517	2,473
指数	100	108	115	123	179	140	128	149	174	171

(3) 死者

昭和56年中の放火自殺者を除いた火災による死者は1,226人で、前年に比べ12人減少し、最近10年間では、昭和51年中の1,202人に次いで2番目に少

ない。しかし、放火自殺(心中を含む。)による死者は745人で、前年に比べ36人増加し、死者全体の37.8%を占め、この割合は戦後最高となっている。火災による死者総数は、放火自殺者の増加により、昭和54年の2,070人に次いで戦後第2位となっている。(第12表参照)

ア 建物火災による死者が大部分

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災によるものが多く、死者は1,380人で死者総数の70.0%、負傷者は7,129人で負傷者総数

第12表 火災による死傷者の推移

区分		年別	41~49年平均	50	51	52	53	54	55	56
死者数(人)	放火自殺者を除いた数		1,271	1,300	1,202	1,350	1,323	1,301	1,238	1,226
	放火自殺者数		170	374	446	559	531	769	709	745
	計		1,441	1,674	1,648	1,909	1,854	2,070	1,947	1,971
指数	放火自殺者を除いた数		100	102	95	106	104	102	97	96
	放火自殺者数		100	220	262	329	312	452	417	438
	計		100	116	114	132	129	144	135	137
負傷者数		9,241	8,232	9,365	8,506	8,718	8,157	8,049	8,004	
指数		100	89	101	92	94	88	87	87	

第13表 火災種別死傷者数

(昭和56年中)

火災種別	死者	負傷者
建物火災	1,380人 70.0%	7,129人 89.1%
林野火災	19 1.0	146 1.8
車両火災	173 8.8	248 3.1
船舶火災	13 0.7	36 0.4
航空機火災	3 0.2	2 0.0
その他の火災	383 19.4	443 5.5
計	1,971 100.0	8,004 100.0

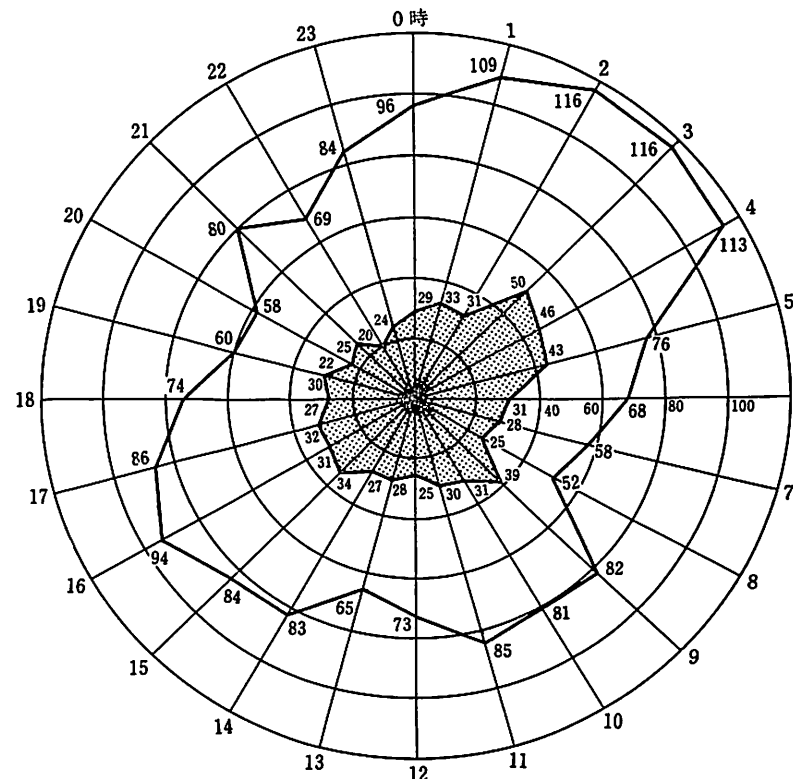
第14表 月別死傷者発生状況

(昭和56年中)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	254	237	228	210	153	115	70	92	84	133	160	235	1,971
割合(%)	12.9	12.0	11.6	10.7	7.8	5.8	3.6	4.7	4.3	6.7	8.1	11.9	100.0
うち放火自殺者(人)	68	65	90	75	53	54	35	38	47	69	57	94	745
割合(%)	9.1	8.7	12.1	10.1	7.1	7.2	4.7	5.1	6.3	9.3	7.7	12.6	100.0
負傷者(人)	951	846	818	712	606	523	508	491	515	493	647	894	8,004
割合(%)	11.9	10.6	10.2	8.9	7.6	6.5	6.3	6.1	6.4	6.2	8.1	11.2	100.0

第15図 時間帯別死者発生状況

(昭和56年中)



(注) 1 死亡時刻不明者9人(うち放火自殺者4人)を除く。
2 黒い部分は放火自殺者数を示し内数である。

の死者発生状況をみると、全焼の場合が767人(56.0%)、部分焼の場合が407人(29.7%)、半焼の場合が196人(14.3%)となっている。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりである。

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(昭和56年中)

死因別 構造別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打 撲 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
木 造	310	410	1	12	23	756	196	952
防 火 造	83	83	1	2	5	174	62	236
簡易耐火造	17	23	2	1		43	15	58
耐 火 造	31	29			4	64	32	96
そ の 他	20	4			1	25	3	28
計	461	549	4	15	33	1,062	308	1,370

第19表 死因別死者発生状況の推移

区分 年別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打 撲 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
52	526 (39.0)	764 (56.6)	6 (0.4)	26 (1.9)	28 (2.1)	1,350 (100)	559 [29.3]	1,909
53	562 (42.5)	714 (54.0)	3 (0.2)	18 (1.4)	26 (1.9)	1,323 (100)	531 [28.6]	1,854
54	493 (37.9)	733 (56.3)	6 (0.5)	23 (1.8)	46 (3.5)	1,301 (100)	769 [37.1]	2,070
55	502 (40.5)	649 (52.4)	17 (1.4)	30 (2.4)	40 (3.2)	1,238 (100)	709 [36.4]	1,947
56	478 (39.0)	670 (54.6)	6 (0.5)	25 (2.0)	47 (3.8)	1,226 (100)	745 [37.8]	1,971

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

専用住宅での死者が1,015人(74.1%)、併用住宅での死者が213人(15.5%)で両者で約9割を占めている。また、1階での死者が最も多く934人(68.2%)、次いで2階が382人(同27.9%)と続いている。

更に建物構造別では、第18表のとおり、木造建物での死者が952人で最も多く69.5%を占め、次いで防火構造が236人で17.2%となっている。

オ 火傷による死者が半数

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。火傷による死者が670人で全体の54.6%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が478人で39.0%を占めている。

カ 前年より減少したが依然として多い老人の死者

死に至った経過をみると、第20表のとおり、発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが339人で放火自殺者を除く死者総数1,226人の27.7%を占め、次いで判断力に欠け、あるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるものが236人で19.2%を占めている。

更に細かくみると、老衰、病気又は身体不自由のために死に至ったものは221人で、放火自殺者を除く死者総数の18.0%を占めているが、前年(266人、21.5%)よりは減少している。

また、61歳以上の高齢者の火災による死者数をその人口と比較してみると、第21表のとおりである。高齢者人口10万人当たりの死者数は4.04人で、高齢者人口の増加と死者数の減少により、この率は昭和42年以降最低となっている。

キ 1件で3人以上の死者を出した火災は48件

昭和56年中は、特に多数の死者を出した火災はなかったが、1件で3人以上の死者を出した火災は48件(前年43件)発生し、これによる死者は172人(前年200人)となっている。

火災種別ごとにみると、第22表のとおり、建物火災によるものがほとんど

第20表 死に至った経過と

年 齢 区 分 等	発見が遅れ、 気が回らな い、火煙が 逃げ道と思 われないもの (全く気が付 かなかった場 合を含む。)				判断力に欠け、 あるいは、悪 条件が多くな る。				延焼拡大等、 逃げ遅れた ため、避難し ない。				逃げ遅れた ため、逃げられ ない。				逃げ遅れた ため、逃げられ ない。			
	熟 睡	泥 酔	病 気・身 体不自 由	そ の 他	乳 児	泥 酔	病 気・身 体不自 由	老 衰	そ の 他	ガ ス 爆 発	危 険 物 燃 焼	そ の 他	ろ う ば い し て	持 出 品 ・ 服 装 に 気 を と ら れ	火 災 を ふ れ 回 っ て い る う ち	消 火 し よ う と し て	人 を 救 助 し よ う と し て い て	そ の 他		
0 ~ 5歳	14				69				5	1		1								
6 ~ 10	25		1			1		2	1	1	1	4		1				1		
11 ~ 20	25		1	1		1		2	2	3	5	1	1		1					
21 ~ 30	22	14		2		4	2		7	3	4		1		2			1		
31 ~ 40	18	30	1	3		8	2		8	10			1		3	2				
41 ~ 50	22	12	2			7	4	2	1	3	3		1	1	3					
51 ~ 60	14	16	6	1		2	12		1	3	4	1	1	4	5	1	2			
61 ~ 70	18	9	9	5		2	29		1	2	2		2	3	9	1				
71 ~ 80	21	5	10	3		1	33	8	1	2	1		1	3	17			1		
81 ~	11	1	15	1			25	17			1	1	2	1	17			2		
不 明	1																			
計	191	87	44	17	69	25	108	25	9	31	29	15	12	15	2	57	4	7		
(%)		339 (27.7)				236 (19.2)				75 (6.1)					97 (7.9)					
昭和55年	176	62	34	23	80	28	142	26	20	43	20	8	11	12	2	52	10	42		
(%)		295 (23.8)				296 (23.9)				71 (5.7)					129 (10.4)					

年齢別の死者の状況

(昭和56年中)

避難行動を起し ていないが、 逃げ遅れた ため、逃げられ ない。												避難行動を起し ていないが、 逃げ遅れた ため、逃げられ ない。												避難行動を起し ていないが、 逃げ遅れた ため、逃げられ ない。												避難行動を起し ていないが、 逃げ遅れた ため、逃げられ ない。												避難行動を起し ていないが、 逃げ遅れた ため、逃げられ ない。											
身 体 不 自 由 の た め	延 焼 拡 大 が 早 く	逃 げ 道 を 間 違 え て	出 入 口 施 錠 の た め	そ の 他	救 助 ・ 物 品 搬 出 の た め	消 火 の た め	そ の 他	喫 煙	炊 事	採 暖 中 (た き び を 除 く)	た き び	火 あ そ び	そ の 他 火 気 取 扱 い	そ の 他	放 火 自 殺 の 巻 添 え 者	放 火 自 殺 人 の 犠 牲 者	左 記 以 外 の 経 過 等	不 明 ・ 調 査 中	小 計	計																																							
		4		1											4	1	5	105	22	127																																							
	10	2		3						1		3					2	59	9	68																																							
1	5	2		1	1								3		1	3	7	67	37	104																																							
1	10	1		2						1		2			1	7	13	100	148	248																																							
	6			4	2		2	2				4			1	5	16	128	206	334																																							
1	9		1	2	4	1		2	1	1	3	6		2	1	6	24	125	161	286																																							
4	12	1		1	1			2	1	3		2	1	2	1	5	13	122	82	204																																							
11	4	3		2	2			1	3	5	1	9	1	2	3	11	150	48	198																																								
14	6	2	1	5	3			5	5	6	6	32	1	1	1	12	207	17	224																																								
12	6	1		3				8	6	2	1	26	1				160	7	167																																								
																2	3	8	11																																								
44	68	16	2	21	16	1	2	10	20	19	16	4	84	4	13	3	31	105	1,226	745	1,971																																						
		151 (12.3)				19 (1.5)				157 (12.8)		16 (1.3)			136 (11.1)		(100.0)	[37.8]	(100.0)																																								
64	53	16	6	20	25	2	6	9	9	26	24	4	61	8	3	5	24	82	1,238	709	1,947																																						
		159 (12.8)				33 (2.7)				141 (11.4)		8 (0.6)			106 (8.6)		(100.0)	[36.4]	(100.0)																																								

第21表 高齢者（61歳以上）の人口と死者数

(昭和52年=100)

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) A	指 数	死者(人) B	指 数	B/A×100	指 数
52	13,035	100	661	100	5.07	100
53	13,411	103	627	95	4.68	92
54	13,777	106	665	101	4.83	95
55	14,001	107	663	100	4.74	93
56	14,571	112	589	89	4.04	80

(注) 人口は各年とも10月1日現在の推計人口（総理府統計局調べ）による。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

(昭和56年中)

区 分	計	3 人	4 人	5 人	7 人
計 # (人)	48(172)	29(87)	14(56)	3(15)	2(14)
建物火災					
全 焼	28(100)	17(51)	8(32)	2(10)	1(7)
半 焼	8(28)	5(15)	2(8)	1(5)	—
部分焼	3(10)	2(6)	1(4)	—	—
林野火災	—	—	—	—	—
車両火災	5(17)	3(9)	2(8)	—	—
船舶火災	2(11)	—	1(4)	—	1(7)
航空機火災	1(3)	1(3)	—	—	—
その他火災	1(3)	1(3)	—	—	—

(注) ()内は死者数を示す。

で、39件発生し、死者数は138人となっている。

建物用途別では、第23表のとおり、専用住宅での死者が86人で62.3%を占めている。

ク 死者総数に占める放火自殺者の割合は戦後最高

昭和56年中の放火自殺者は745人で、前年(709人)より36人増加し、昭和54年(769人)に次いで戦後第2位となっている。一方、死者総数に占める

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況

(昭和56年中)

区分	出火件数	死 者 数											
		計	一般住宅	共同住宅	作業場	商店待業店舗合	病院	倉庫	宿泊所	その他	寄 宿 舎	作 業 場	そ の 他
計	39	138	75	11	7	7	4	3	3	3	12	7	6
			専用住宅		併 用 住 宅								
			86			27							
1階	30	60	35	11	3		4				6	1	
2階	9	78	40		4	7		3	3	3	6	6	6

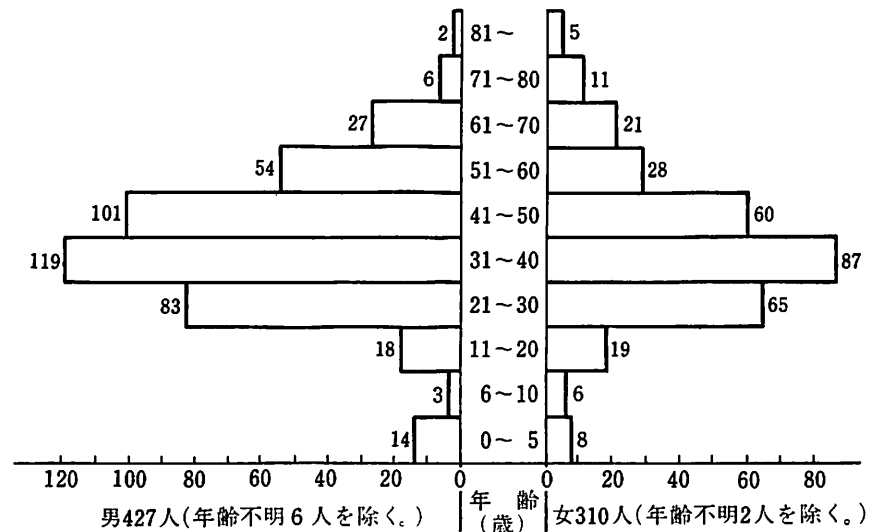
(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

放火自殺者の占める割合は37.8%で、戦後最高となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり、31~40歳が206人(前年188人)と最も多く、全体の27.7%を占めている。性別では男性433人、女性312人となっている。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況

(昭和56年中)



(4) 出火原因

昭和56年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数6万788件のうち、失火による火災が4万5,703件(75.2%)で、火災の大半は火気の手配の不注意や不始末から発生している。

第25表 出火原因別出火件数

(昭和56年中)

区 分	出火件数(件)	割合(%)
失火	45,703	75.2
放火・放火の疑い	6,529	10.7
自然発火・再燃	1,167	1.9
天災	182	0.3
不明	7,207	11.9
計	60,788	100.0

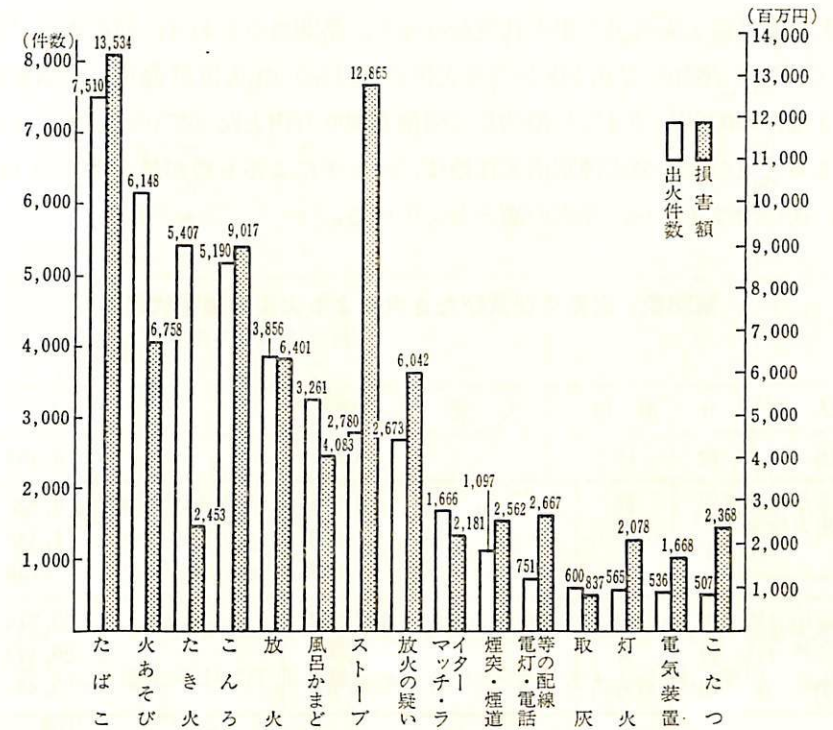
ア 「たばこ」による火災が本年も首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、たばこによる火災が7,510件で全出火件数の12.4% (前年12.3%) を占め、昭和35年以来首位が続いている。次いで、火あそび、たき火、こんろの順となっている。また、放火及び放火の疑いによる火災が6,529件で前年に比べ782件(13.6%)増加し、たばこによる火災に次ぐ件数となっている。

たばこによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は135億3,400万円の多額にのぼり、火災種別の出火件数では、建物火災が最も多く4,011件(53.4%)、次いで林野火災が777件(10.3%)となっている。

次に、たばこによる火災を経過別にみると、投げ捨てによるものが最も多く4,269件(56.8%)となっており、次いで、灰皿等に放置しておいたたばこの落下によるもの1,382件(18.4%)、消し忘れによるもの664件(8.8%)の順となっている。

第26図 出火原因別の出火件数と損害額 (昭和56年中)



第27表 たばこによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 56 年
出火件数	件	7,510
うち 建物火災		4,011
林野火災		777
車両火災		364
船舶火災		13
その他の火災		2,345
主な経過別出火件数	件	
{ 投げ捨て		4,269
{ 火源落下		1,382
{ 消し忘れ		664
焼損面積 {建物	m ²	169,173
林野	a	42,715
損害額	百万円	13,534

イ 火あそびによる火災は増加、たき火による火災は減少

火あそびによる火災の損害状況をみると、第28表のとおり、前年より136件(2.3%)増加して6,148件(全火災の10.1%)の火災が発生し、損害額も3億2,800万円(5.1%)増加して67億5,800万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、マッチによるものが最も多く3,691件、次いでライター、花火の順となっている。

第28表 火あそび及びたき火による火災の損害状況
(昭和56年中)

区 分	単 位	火 あ そ び	た き 火
出 火 件 数	件	6,148	5,407
主な発火源別 出火件数	件	マ ッ チ 3,691	たき火の延焼拡大 3,823
		ラ イ タ ー 963	火の粉の飛火 1,445
		花 火 238	虫 焼 火 139
焼 損 面 積 { 建 物 林 野 損 害 額	m ²	127,252	68,316
	a	6,934	29,472
	百万円	6,758	2,453

次に、たき火による火災の損害状況をみると、前年より398件(6.9%)減少して5,407件(全火災の8.9%)の火災が発生し、損害額も7億4,600万円(23.3%)減少して24億5,300万円となっている。たき火による火災の主な発火源別出火件数は、たき火の延焼拡大によるものが最も多く3,823件、次いで火の粉の飛火、虫焼火の順となっている。

ウ ストープによる火災は増加

ストーブによる火災の損害状況をみると第29表のとおりであり、前年に比べ105件(3.9%)増加して2,780件の火災が発生し、損害額も25億9,100万円(25.2%)増加して128億6,500万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く2,020件で全体の72.7%を占めており、次いで電気ストーブによるもの、ガスストーブによるものの順となっている。

第29表 ストープによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 56 年
出 火 件 数	件	2,780
うち 石油ストーブ		2,020
	電 気	370
	ガ ス	190
	ま き	170
	石 炭	30
	主 な 経 過 別 出 火 件 数	件
うち 可燃物の接触・落下		677
	引 火 ・ ふ く 射	601
	使 用 方 法 の 誤 り	325
	消 し 忘 れ	187
	調 整 不 良	176
	建 物 焼 損 面 積	m ²
損 害 額	百万円	12,865

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが677件と最も多く、次いで引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

エ 放火による火災は増加

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放火による出火件数は3,856件で前年に比べ480件(14.2%)増加し、放火の

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況
(昭和56年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	3,856	2,673	6,529
うち マッチによるもの		1,202	577	1,779
	ラ イ タ ー	866	639	1,505
	た ば こ	50	33	83
焼 損 面 積 { 建 物 林 野 損 害 額	m ²	71,660	54,795	126,455
	a	479	805	1,284
	百万円	6,401	6,042	12,443

疑いによるものは2,673件で前年に比べ302件(12.7%)増加している。損害額も、両者合わせて124億4,300万円で前年に比べ21億8,400万円(21.3%)増加しており、疑いを含む放火による火災の増加が目立っている。

次に、これらの火災を発火源別にみると、マッチによるものが1,779件と最も多く、次いでライターによるもの、たばこによるものの順になっている。

オ 着火物は枯れ草が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第31表のとおりである。

第31表 主な着火物別出火件数

着 火 物	昭 和 56 年		昭 和 55 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)
枯 れ 草	7,820	12.9	8,429	14.1
紙くず・わらくず	4,083	6.7	4,114	6.9
動 植 物 油	3,710	6.1	3,373	5.6
寝 具	3,497	5.8	3,397	5.7
袋・紙 製 品	2,870	4.7	2,641	4.4
合成樹脂と成形品	2,593	4.3	2,643	4.4
ガ ソ リ ン	1,928	3.2	1,861	3.1
織 維 製 品	1,807	3.0	1,633	2.7
板張・ベニヤ壁	1,349	2.2	1,320	2.2
鋳 物 油	1,277	2.1	1,210	2.0

(注) 昭和56年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

(5) 火災種別ごとの状況

ア 建物火災

(ア) 建物火災は1日に107件、14分ごとに1件

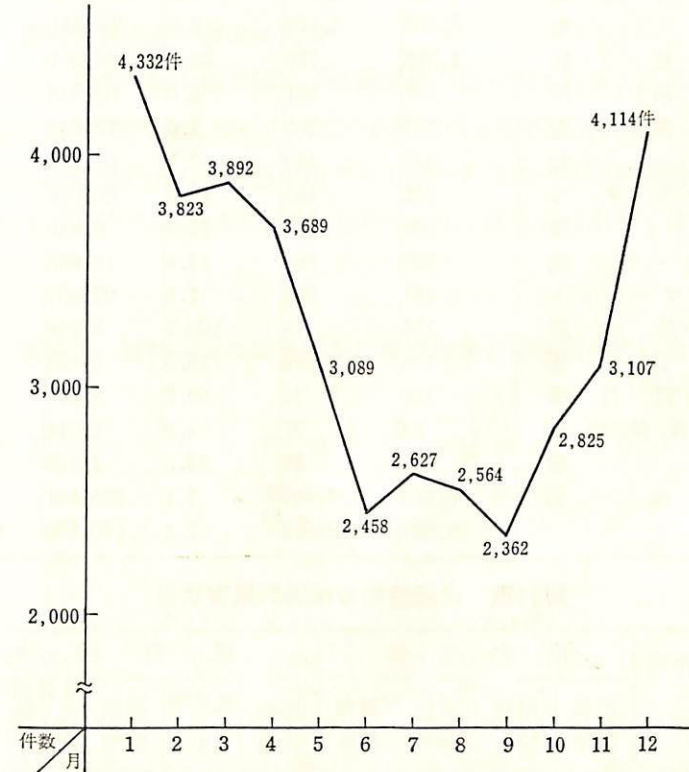
建物火災の出火件数は3万8,882件である。

最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移しているが、昭和56年は前年に比べ868件(2.3%)増加している。(第5表参照)

次に、月別の出火件数をみると、第32図のとおり、1月を最高に12月、3月、2月と続き、冬季から春先にかけて多く発生している。

第32図 建物火災月別出火件数

(昭和56年中)



(イ) 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第33表のとおり、居住建物の出火件数が1万9,636件で最も多く、全体の半数(50.5%)を占めている。次いで工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

(ウ) 木造建物の火災が58%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第34表のとおりである。木造建物から出火した件数は2万2,552件で、建物火災出火件数の58.0%を占め、次

第33表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況	出火件数			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
		昭和56年 (件)	昭和55年 (件)	増減率 (%)		
居	住	19,636	19,241	2.1	836,067	52,011
工場・作	業	4,643	4,700	△ 1.2	439,969	34,535
倉	庫	3,338	3,122	6.9	253,511	13,889
飲	食	1,398	710	96.9	63,361	6,061
事	務	801	801	0.0	32,520	2,513
養	畜	537	563	△ 4.6	72,242	1,479
学	校	428	440	△ 2.7	31,152	1,272
旅	館・ホ	331	405	△ 18.3	26,549	1,788
車	庫	308	227	35.7	9,840	575
神	社・寺	220	194	13.4	16,953	2,726
百	貨店・マ	201	204	△ 1.5	22,007	3,092
病	院・診	155	74	109.5	3,286	387
官	公	105	95	10.5	3,065	155
劇	場・興	100	75	33.3	8,213	712
福	祉・保	64	61	4.9	2,014	74
浴	場	54	35	54.3	4,560	195
そ	の	6,563	7,067	△ 7.1	275,541	24,010
計	他	38,882	38,014	2.3	2,100,850	145,474

第34表 火元建物の構造別損害状況

構造別	出火件数				昭和56年					
	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	出火件数	延焼率 (%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積 (㎡)	1件当たり損害額 (千円)	
木造	24,203	24,261	22,447	21,881	22,552	22.2	33,426	67.0	3,786	
防火造	5,998	6,123	6,516	6,661	6,405	11.7	7,929	33.2	3,424	
簡易耐火造	3,728	3,843	3,474	3,548	3,574	8.8	4,440	61.2	6,214	
耐火造	4,028	4,117	4,110	4,182	4,441	1.8	4,544	13.5	1,956	
その他・不明	1,345	1,568	1,744	1,742	1,910	43.7	2,900	51.7	3,805	
全建物火災	39,302	39,912	38,291	38,014	38,882	18.0	53,239	54.0	3,741	

いで防火造建物、耐火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別にみると、木造建物の場合が最も高く、出火件数の

22.2%（5件のうち1件）が別棟に延焼している。以下、防火造建物、簡易耐火造建物、耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、木造建物の場合が67.0㎡と最も大きく、以下、簡易耐火造建物、防火造建物、耐火造建物の順となっている。

（エ） 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第35表のとおりである。損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が2万3,740件で全体の61.1%を占め、焼損面積では1件の火災につき50㎡未満の出火件数が2万8,763件で全体の74.0%を占めており、建物火災の多くは小火災である。

第35表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

（昭和56年中）

損害額(万円)	出火件数	焼損面積(㎡)	出火件数
10未満	18,477	50未満	28,763
10～50 ≧	5,263	50～100 ≧	3,831
50～100 ≧	2,204	100～200 ≧	3,626
100～500 ≧	6,548	200～300 ≧	1,296
500～1,000 ≧	2,860	300～500 ≧	827
1,000～2,000 ≧	2,013	500～1,000 ≧	397
2,000～3,000 ≧	626	1,000～2,000 ≧	113
3,000～5,000 ≧	456	2,000～3,000 ≧	24
5,000以上	435	3,000以上	5
計	38,882	計	38,882

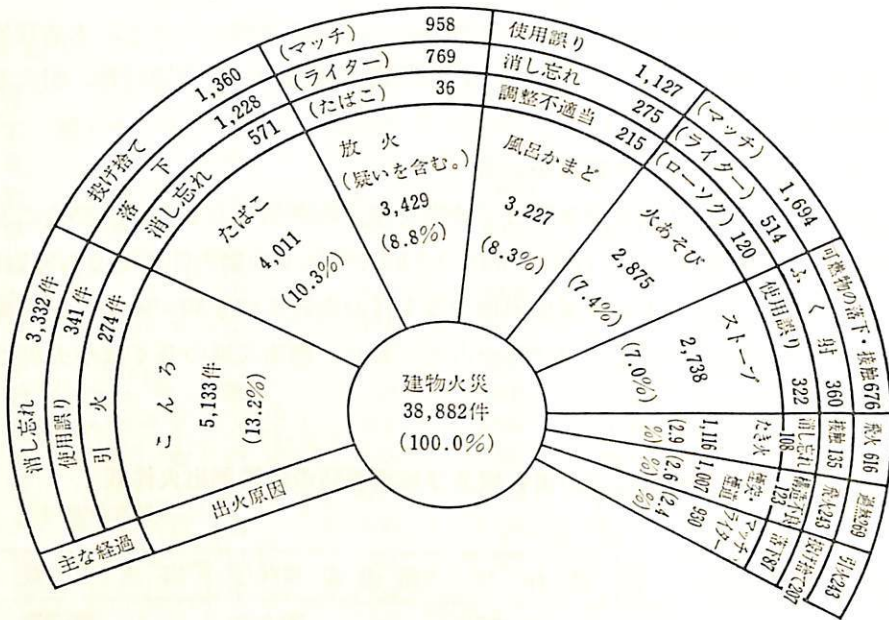
（オ） 建物火災はこんろによるものが多い

建物火災の主な出火原因は第36図のとおりであり、こんろによるものが5,133件(全体の13.2%)と最も多く、次いで、たばこ、放火(疑いを含む)、風呂かまどの順となっている。

こんろによる火災5,133件のうち3,332件(64.9%)は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが341件、ガスや石油等に

第36図 建物火災の主な出火原因と経過

(昭和56年中)



引火したものが274件となっている。たばこによる火災は4,011件で、このうち吸いがらの投げ捨てによるもの1,360件(33.9%)、可燃物の上にたばこが落ちたもの1,228件、消し忘れによるもの571件となっている。

(カ) 3DKの住宅3万戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年より2万7,476m²(1.3%)減少して210万850m²となった。これは、3DK(65m²)の住宅が3万2,321戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で13万5,641m²、次いで大阪府、福岡県、愛知県、東京都の順となっており、一方、少ない県は鳥取県の1万3,644m²を最低に、沖縄県、佐賀県、滋賀県、山梨県の順となっている。

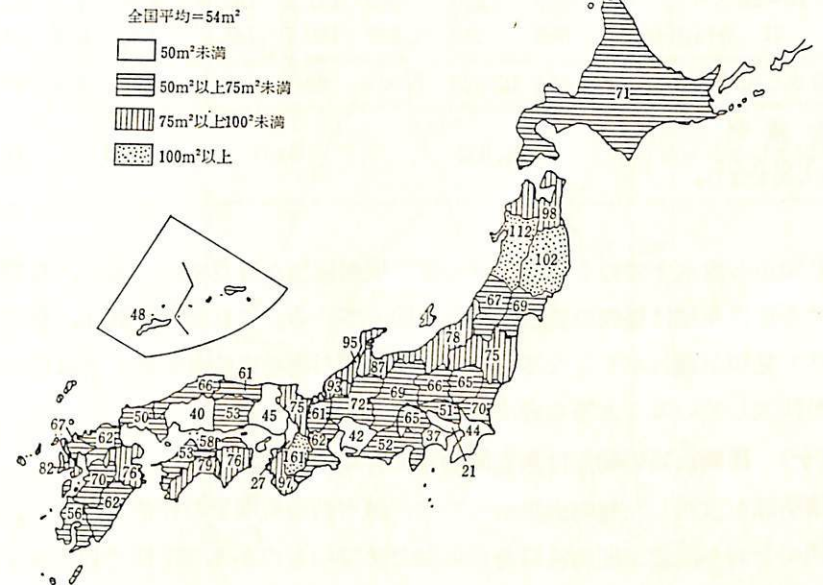
(キ) 1件当たりの焼損面積は54m²

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第37図のとおりである。全国平均は54m²で前年より2m²減少している。全国平均を上回るのは、

奈良県の161m²を最高に、秋田県112m²、岩手県102m²、青森県98m²、和歌山県97m²など35道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の21m²を最低に、大阪府、神奈川県、広島県など12都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数が多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

第37図 建物火災1件当たりの焼損面積

(昭和56年中)



(ク) 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第38表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万1,654件(建物火災の55.7%)で、このうち覚知から放水開始までの時間が5分以内のものは1万692件(49.4%)、10分以内のものは1万8,860件(87.1%)となっている。

第38表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(昭和56年中)

区分 昼夜別 覚知から放水開始まで	出火件数		一件当たり焼損面積 (m ²)		一放水台件当たりポンプ数 (台)		延焼率 (%)	
	計	昼	夜	昼	夜	昼		夜
5分以内	10,692	6,326	4,366	69.6	100.5	3.8	4.6	29.0
6~10分	8,168	4,805	3,363	90.2	117.1	4.0	4.5	30.3
11~15分	1,723	937	786	111.3	132.6	4.4	4.5	31.9
16~20分	563	300	263	131.3	157.8	4.3	4.3	32.9
21分以上	508	260	248	150.7	145.8	4.0	3.4	38.2
放水した建物火災	21,654	12,628	9,026	83.7	112.4	4.0	4.5	30.0
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)	38,882		54.0		2.3		18.8	

覚知から放水までの1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、夜間は、昼間と比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

(ケ) 建物火災の48%は放水開始後20分以内に鎮火

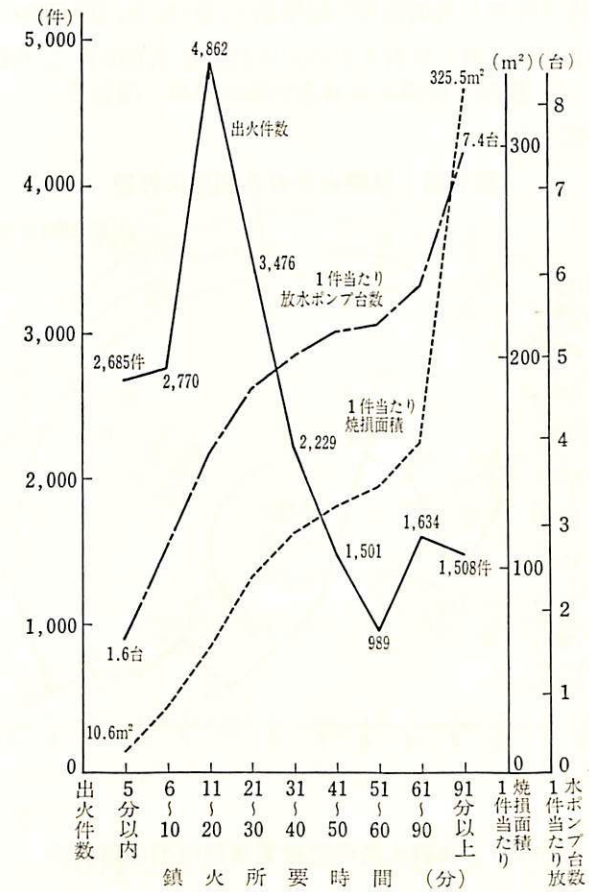
消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第39図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,862件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は1万317件で全体の47.6%となっている。

イ 林野火災

昭和56年中の林野火災の出火件数は3,709件で、前年に比べ411件(10.0%)減少し、焼損面積は1,969haで前年より3,338ha(62.9%)、損害額は7億4,200万円で前年より13億3,900万円(64.3%)、それぞれ減少している。これは、焼損面積が50ha以上の大規模な林野火災が19件から5件に減少したことによる。ちなみに、昭和55年度の人工造林面積は16万4,200haとなっており(林野庁調べ)、昭和56年中の林野焼損面積はこの1.2%に相当する。な

第39図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況

(昭和56年中)



お、昭和56年中の林野火災による死者は19人で、前年を2人上回っている。

都道府県別の林野焼損面積をみると、福岡県が478haで最も大きく、次いで北海道、広島県、沖縄県、山梨県の順となっており、最も小さいのは福井県で1.5ha、次いで、鳥取県、滋賀県、富山県、埼玉県の順となっている。(附属資料3参照)

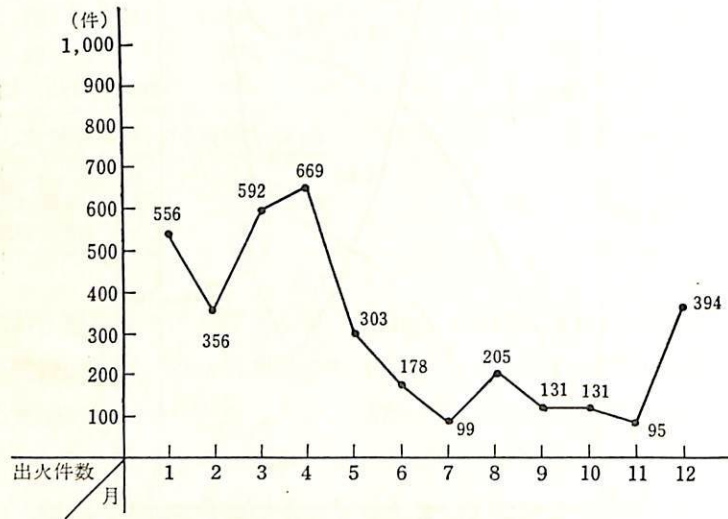
林野火災の出火件数を月別にみると、第40図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、1月から5月にかけて

多く発生している。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第41表のとおりである。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は3,683件で全体の99.3%を占めている。

第40図 林野火災の月別出火件数

(昭和56年中)



第41表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(昭和56年中)

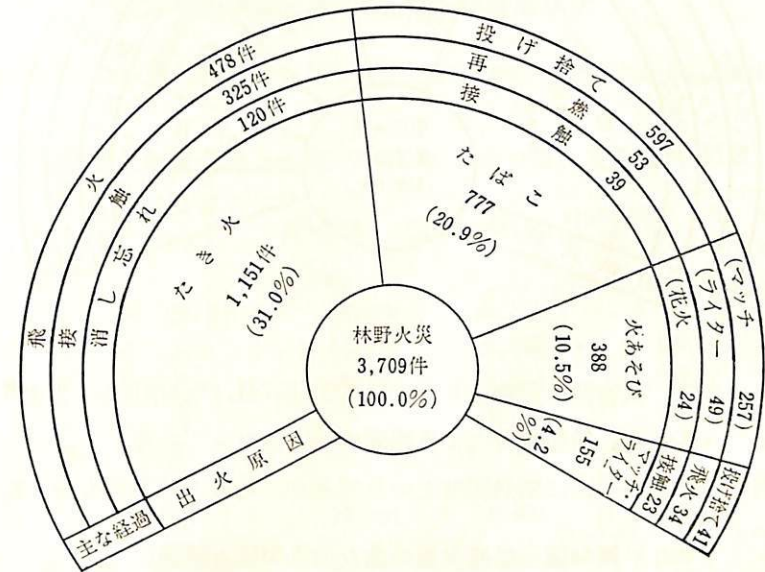
区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	
出火件数 (件)	3,683	17	3	1	—	5	3,709
焼損面積 (ha)	949	232	71	72	—	646	1,969
損害額 (千円)	506,323	164,122	38,112	1,411	—	31,929	741,897

(注) 焼損面積は、単位未満を四捨五入しているため、計の数値とその内訳を合算した数値とは一致しない。

林野火災の出火原因は、第42図のとおりであり、たき火によるものが1,151件で全体の31.0%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、マッチ・ライターの順となっている。

第42図 林野火災の主な出火原因と経過

(昭和56年中)



ウ 車両火災

昭和56年中の出火件数は4,050件で前年に比べ277件(7.3%)増加している。また、損害額は14億4,100万円と前年より2,200万円(1.6%)増加している。一方、車両火災による死者は173人で前年に比べ7人(3.9%)減少している。

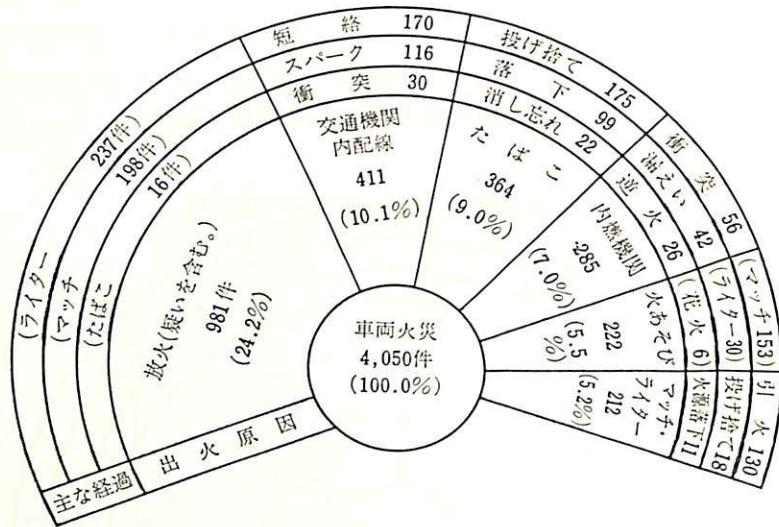
車両火災の出火原因は、第43図のとおりであり、放火(疑いを含む)によるものが981件(24.2%)と最も多く、次いで交通機関内配線、たばこの順になっている。

エ 船舶火災

昭和56年中の出火件数は前年に比べ2件(1.3%)増加し、157件となっ

第43図 車両火災の主な出火原因と経過

(昭和56年中)

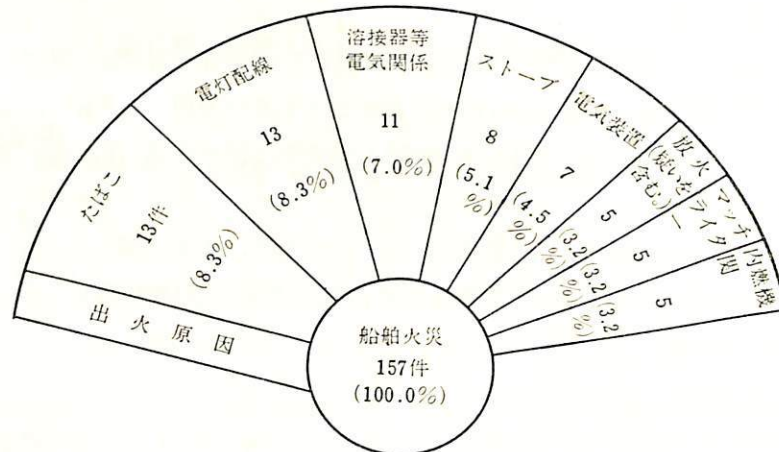


ている。また、損害額は前年より3億1,400万円(41.2%)増加し、10億7,600万円となっている。船舶火災による死者は13人となっている。

船舶火災の出火原因は第44図のとおりであり、たばこによる火災と電灯配

第44図 船舶火災の主な出火原因と経過

(昭和56年中)



線による火災がそれぞれ13件(全体の8.3%)と最も多く、次いで溶接器等電気関係によるもの、ストーブによるものの順になっている。

オ 航空機火災

航空機火災は、昭和56年中に7件(前年2件)発生し、死者は3人となっている。(第64図参照)

(6) 昭和57年上半期における火災の発生状況

昭和57年上半期における火災の概況は第45表のとおりである。総出火件数

第45表 昭和57年上半期(1~6月)における火災の概況(概数)

区分	昭和57年 (A)	昭和56年同期 (B)	対前年同期 増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)					
総出火件数(件)	37,583	34,501	3,082	8.9					
建物火災	21,148	21,283	△135	△0.6					
林野火災	3,736	2,654	1,082	40.8					
車両火災	2,319	1,998	321	16.1					
船舶火災	91	77	14	18.2					
航空機火災	—	1	△1	△100.0					
その他の火災	10,289	8,488	1,801	21.2					
焼損棟数(棟)	28,296	29,605	△1,309	△4.4					
り災世帯数(世帯)	20,891	22,000	△1,109	△5.0					
焼損面積									
建物(m ²)	1,142,388	1,207,843	△65,455	△5.4					
林野(a)	254,291	165,518	88,773	53.6					
損害額(千円)	77,878,146	84,770,161	△6,892,015	△8.1					
死者・負傷者の別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	
死	計	1,164	4,583	1,197	4,456	△33	127	△2.8	2.9
傷	(うち放火自殺者数)	(439)		(406)		(33)		(8.1)	
者	建物火災	798	3,962	872	3,973	△74	△11	△8.5	△0.3
数	林野火災	24	201	17	110	7	91	41.2	82.7
	車両火災	112	118	87	121	25	△3	28.7	△2.5
	船舶火災	15	28	12	20	3	8	13.0	40.0
	航空機火災	—	—	3	—	△3	—	皆減	—
	その他の火災	215	274	206	232	9	42	4.4	18.1

は3万7,583件で、前年同期に比べ3,082件(8.9%)とかなり増加している。しかし、焼損棟数、建物焼損面積、損害額は減少している。これは建物火災が前年同期に比べわずかながら減少しているためであると思われる。また、死者は1,164人で前年同期に比べ33人減少している。死者のうち放火自殺者は439人で、前年に比べ33人増加しており、放火自殺者以外の死者は前年同期に比べ66人減少している。

特に多くの死者を出した火災としては、2月8日のホテル・ニュージャパン火災(死者32人、負傷者34人、なお負傷者の1人が21日後に死亡している。)があった。

(7) 外国の火災状況

1980年(昭和55年)における諸外国の火災状況は、第46表のとおりである。出火件数、死者数及び損害額については、例年どおり、国土、人口等の規模の大きいアメリカが圧倒的に多く、日本は、死者数がアメリカに次いで多いほかは中程に位置している。

次に、これらの数値を人口当たり等で比較してみると、まず、人口1万人

第46表 1980年諸外国の火災状況

国名	出火件数	人口1万人当たりの出火件数	死者数	人口100万人当たりの死者数	死者1人当たりの出火件数	損害額(億円)	1件当たりの損害額(千円)
日本	59,885	5.1	1,947	16.6	30.8	1,507	2,516
アメリカ	2,988,000	131.3	6,505	28.6	459.3	14,175	474
イギリス	352,600	63.1	1,035	15.8	340.7	2,473	701
フランス	123,861	23.1	319	5.9	388.3
西ドイツ	133,359	21.7
カナダ	85,530	35.7	833	34.8	102.7	1,898	2,219
ニュージーランド	28,129	90.7	34	11.0	827.3
ノルウェー	76	18.6	...	461	...
オーストリア	22,442	29.9	91	12.1	246.6	369	1,644
韓国	5,711	1.5	283	7.5	20.2	40	700

(注) 1 資料については、各国政府の協力等による。
 2 オーストリア及び韓国については、1979年の統計である。
 3 損害額の日本円換算については、日銀調べによる。

当たりの出火件数(出火率)については、アメリカの131.3件が断然高く、ニュージーランドの90.7件、イギリスの63.1件と続いている。日本の5.1件は、韓国の1.5件に次いで低く、最も高いアメリカの約26分の1である。人口100万人当たりの死者数ではカナダの34.8人が最も多く、次いでアメリカの28.6人と続いている。日本は16.6人でカナダの約2分の1であるが、最も少ないフランスと比較すると約3倍となっている。また、出火件数に対する死者数の割合では、日本は30.8件に1人で、韓国の20.2件に1人に次いで高く、最も率の低いニュージーランドの約27倍となっている。更に、火災1件当たりの損害額でも、日本は251万6,000円で最も高く、最も低いアメリカの約5.3倍となっている。

火災の定義、火災統計システム等に違いがあり一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く、国民の防火に関する意識が高いことを物語っている。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額も大きいことがうかがえる。

また、諸外国の最近の主な火災事例としては、1982年3月6日、アメリカのヒューストンで起きたホテル火災(死者12人、重傷者3人)がある。

なお、1981年の世界主要都市の火災状況は、附属資料27のとおりである。

2 地震災害及び風水害等

(1) 地震災害

昭和56年中の有感地震は556回(前年840回)を数えたが、最近10か年では最も少ない回数であったものの、昭和56年1月23日には北海道日高支庁西部を震源地とするマグニチュード7.1の地震が発生し、震源地に近い浦河町で震度5(帯広市、釧路市、室蘭市、岩見沢市等で震度4)を記録し、軽傷者2人、家屋の損壊等若干の被害が生じた。

昭和57年に入ってから、3月21日に北海道浦河町西方沖を震源地とする

マグニチュード7.1の「昭和57年（1982年）浦河沖地震」が発生した。この地震で、震源地に近い浦河町では震度6（苫小牧市，札幌市，小樽市，岩見沢市，倶知安町，広尾町，帯広市で震度4）を記録した。

この地震により被害を受けた市町村は、浦河町を中心に8市24町1村に及び、負傷者167人（重傷21人，軽傷146人），家屋等の全壊13棟，半壊28棟，一部損壊675棟のほか，水道施設，文教施設，道路，橋りよう，鉄道等の施設に多大の被害が生じた。なお，この地震において，死者，行方不明者及び火災による損害が皆無であったが，こうした例は戦後の被害地震の中でもまれなことであった。

（2）風水害，雪害等

昭和56年中の風水害，雪害等による全国及び都道府県別の被害状況は，第47表及び附属資料11のとおりである。主な風水害，雪害等は以下のとおりで

第47表 風水害等による主な被害状況

区 分	単 位	昭 和 56 年	昭 和 55 年	増 減	
人	死 者	人	229	126	103
	行 方 不 明 者	人	3	21	△ 18
	負 傷 者	人	2,455	534	1,921
住 家	全 壊・流 失	棟	370	351	19
	半 壊	人	894	653	241
	床 上 浸 水	人	39,836	14,536	25,300
	床 下 浸 水	人	184,050	116,179	67,871
	一 部 破 損	人	19,558	6,952	12,606
非 住 家 被 害	棟	23,413	9,591	13,822	
り 災 世 帯 数	世帯	41,310	34,406	6,904	
り 災 者 数	人	134,875	117,151	17,724	
被 害 額	百万円	1,473,779	1,137,404	336,375	

(注)1 地震による被害を除いた数値である。

2 被害額には，公共土木施設，農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ，住家及び非住家に係るものは含まれない。

ある。

昭和55年12月から昭和56年3月にかけて，北陸・東北地方を中心に雪害が発生し，死者・行方不明者152人，負傷者2,158人と，昭和38年豪雪に次ぐ死者・行方不明者を出した。これに対して延べ4県，279市町村において災害対策本部が設置され，延べ約31万人の消防職団員が出動した。

昭和56年6月22日から7月16日までの梅雨前線と弱い熱帯低気圧による大雨によりほぼ日本全国で被害が生じ，死者・行方不明者23人・負傷者90人，住家の全壊・流失84棟，半壊172棟，床上浸水約4,998棟に及んだ。これに対して3県，158市町村において災害対策本部が設置され，延べ約5万人の消防職団員が出動した。

8月3日から6日にかけて，台風第12号等の影響による大雨により，北海道で石狩川本川堤防が破堤する等の被害が発生し，死者・行方不明者8人，負傷者14人，住家の全壊・流失52棟，半壊47棟，床上浸水6,115棟に及んだ。これに対し，1道，91市町村において災害対策本部が設置され，延べ約3万人の消防職団員が出動した。

また，8月21日から23日にかけて，台風第15号により，関東，中部地方を中心にして小貝川の堤防が決壊する等の被害が発生し，死者・行方不明者42人，負傷者208人，住家の全壊・流失57棟，半壊351棟，床上浸水7,512棟に及んだ。これに対し6県，318市町村において災害対策本部が設置され，延べ約13万人の消防職団員が出動した。

昭和57年に入り，梅雨前線豪雨と台風第10号により，長崎地方を中心にはほぼ全国的に近年まれにみる被害が発生し，7月5日から8月3日までの間に，死者・行方不明者438人，負傷者1,144人，住家の全壊・流失1,014棟，半壊1,817棟，床上浸水4万8,988棟，床下浸水15万8,891棟に及ぶ被害となった。特に長崎県における被害は，死者・行方不明者299人，負傷者805人，住家の全壊・流失584棟，半壊956棟に及んだ。これに対し，国は「昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部」を設置し，政府調査団の派遣，激甚災害の指定をはじめとする総合的な対策を講じた。消防庁においても「昭和57年7月及び8月豪雨災害対策連絡室」を設置し，被害状況を中心とする

情報の収集連絡等を行った。地方公共団体においては、9府県、682市町村において災害対策本部を設置し、応急対策を実施した。

3 ガス等によるその他の災害

(1) ガスによる災害

ア 火 災

昭和56年中におけるLPガス、都市ガス等にかかわる火災の発生件数及びそれによる死傷者の数は、第48表及び第49表のとおりである。

また、LPガス及び都市ガスにかかわる火災の発生場所別及び発生原因別

第48表 ガス火災件数

(昭和56年中)

形態	ガス種別	その他のガス						計	
		LPガス	都市ガス	アセチレン	水素	塩素	アンモニア		その他
火災 A		904	281	114	4	—	—	25	1,328
火災 B		3,263	3,256	446	1	—	—	16	6,982
計		4,167	3,537	560	5	—	—	41	8,310

(注) 火災Aとは、漏えいしたガスによって発生した火災で、例えば、ガスが漏えいしたのちに電気機器の火花等が発火源となり滞留していたガスに着火して爆発的に火災になったものをいう。

火災Bとは、ガスを使用中に発生した火災で、例えば、ガスこんろを使用中、その火がカーテンに着火して火災になったものをいう。第49表において同じ。

第49表 ガス火災による死傷者数

(昭和56年中)

形態	ガス種別	LPガス		都市ガス		その他のガス		計	
		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
火災 A		54	758	15	146	2	24	71	928
火災 B		31	458	19	517	2	29	52	1,004
計		85	1,216	34	663	4	53	123	1,932

(注) 死者総数のうち、自損行為によるものは32人である。

件数は、第50表及び第51表のとおりである。火災のほとんど(7,691件、99.8%)は、ガスの消費先において発生しており、その多くは消費者の注意不足(7,100件、92.3%)又は故意(239件、3.1%)によるものである。

第50表 発生場所別火災件数

(昭和56年中)

ガス種別	発生場所	消 費 先								計	
		ガス製造施設	ガス移送中	飲食店	旅館	共住	住宅	専用住宅	工場・作業場		複合用途防火対象物等
LPガス		—	6	150	10	825	1,867	31	508	140	3,537
都市ガス		5	2	208	21	548	2,619	135	264	365	4,167
計		5	8	358	31	1,373	4,486	166	772	505	7,704

第51表 消費先におけるガス火災の発生原因別件数

(昭和56年中)

ガス種別	発生原因	器具欠陥、工事不良、点検不備等主として消費者の注意不足によるもの								不明	その他	計
		誤操作、換気不備等主として消費者の注意不足によるもの	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	器具欠陥、工事不良、点検不備等主として消費者の注意不足によるもの	過熱等	漏えい等			
LPガス		2,783	169	91	285	35	34	3	3	64	8	563,531
都市ガス		2,759	566	104	343	32	66	6	16	175	32	614,160
計		5,542	735	195	628	67	100	9	19	239	40	117,691

イ 火災以外の災害等

昭和56年中におけるLPガス、都市ガス等のガスによる災害等(火災を除く。以下同じ。)の発生件数及びそれによる死傷者の数は、第52表及び第53表のとおりである。

また、LPガス及び都市ガスによる災害等の発生場所別及び発生原因別件数は、第54表及び第55表のとおりである。災害等のほとんど(6,739件、89.7%)は、ガスの消費先において発生しており、その多くは、LPガス又は都市ガスにかかわる火災の場合と同様、消費者の注意不足(2,762件、41.0%)又は故意(1,993件、29.6%)によるものである。

第52表 ガス爆発等の発生件数

(昭和56年中)

形態	ガス種別		その他のガス					計
	L P ガス	都市ガス	アセチレン	水素	塩素	アンモニア	その他	
爆発	304	57	10	7	—	—	14	392
中毒・酸欠	412	1,613	—	—	4	1	23	2,053
破裂	11	10	1	2	—	—	10	34
その他	1,874	3,236	67	7	10	42	174	5,410
計	2,601	4,916	78	16	14	43	221	7,889

(注) 災害形態には、爆発が原因となって火災となった事例を含まない。災害形態の「その他」とは、火災、爆発、中毒・酸欠又は破裂に該当しないもので、漏えいなどが含まれる。第53表において同じ。

第53表 ガス爆発等による死傷者数

(昭和56年中)

形態	ガス種別		都市ガス		その他のガス		計	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
爆発	4	292	11	54	—	52	15	398
中毒、酸欠	82	358	437	1,193	8	53	527	1,604
破裂	—	5	—	—	1	11	1	16
その他	15	108	21	121	1	65	37	294
計	101	763	469	1,368	10	181	580	2,312

(注) 死者総数のうち、自損行為によるものは508人である。

第54表 ガス爆発等の発生場所別件数

(昭和56年中)

ガス種別	発生場所		消費先							計
	ガス製造施設	ガス移送中	飲食店	旅館	共住	住宅	専用住宅	工場・作業場	複合用途防火対象物等	
L P ガス	4	734	157	13	1,429	1,689	33	234	623	4,916
都市ガス	17	23	126	15	478	1,270	65	95	512	2,601
計	21	757	283	28	1,907	2,959	98	329	1,135	7,517

第55表 消費先におけるガス爆発等の発生原因別件数

(昭和56年中)

ガス種別	発生原因				器具欠陥, 工事不良, 器具点検不備等主として消費者以外の責任によるもの				不明	その他	計
	誤操作, 換気不備等主として消費者の注意不足によるもの	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	過熱等	漏えい等	不完全燃焼			
L P ガス	816	586	157	190	8	415	31	98	1,511	79	2,874
都市ガス	275	509	98	131	6	521	14	82	482	54	3,892
計	1,091	1,095	255	321	14	936	45	180	1,993	133	6,766

(2) 石油コンビナート災害

昭和56年中の石油コンビナート災害の発生件数は88件で、前年に比べて27件(23.5%)減少している。発生形態別には、火災(43件)と危険物等の漏出(34件)で全体の9割弱を占めている。(第56表参照)

第56表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年		51		52		53		54		55		56	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災	68	43	59	40	66	45	49	33	41	36	23	26	20	23
爆発	12	8	14	10	10	7	9	6	4	3	2	2		
危険物等の漏出	47	30	58	40	63	43	66	45	53	46	34	39		
その他	30	19	14	10	8	5	23	16	17	15	9	10		
計	157	100	145	100	147	100	147	100	115	100	88	100		

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第57表のとおりである。

第57表 主な石油コンビナート災害

(単位：人、百万円)

発生年月日	地区	事業所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備考
昭48.7.7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	-	2,500	アセチレン水添塔
48.10.8	京葉臨海中部	チッソ石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏出	-	-	50,000	重油漏出42,888k/
50.2.16	四日市臨海	大脇石油(株)四日市製油所	タンク火災	-	-	36	灯油中間タンク
51.3.9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製造所	タンク爆発火災	-	-	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.6.12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏出	-	-	4,275	宮城県沖地震による重油等漏出68,160k/
53.11.8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏出	-	-	770	係留中のタンカー-陸洋丸
55.4.1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	-	-	200	接触水添脱硫酸装置
56.1.6	京浜臨海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー-第5豊和丸
57.3.31	鹿島臨海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	調査中	重油脱硫酸装置 (負傷者6名には負傷後48時間以上経過して死亡した3名を含む。)

(3) 危険物施設等における災害

ア 火 災

(ア) 火災件数

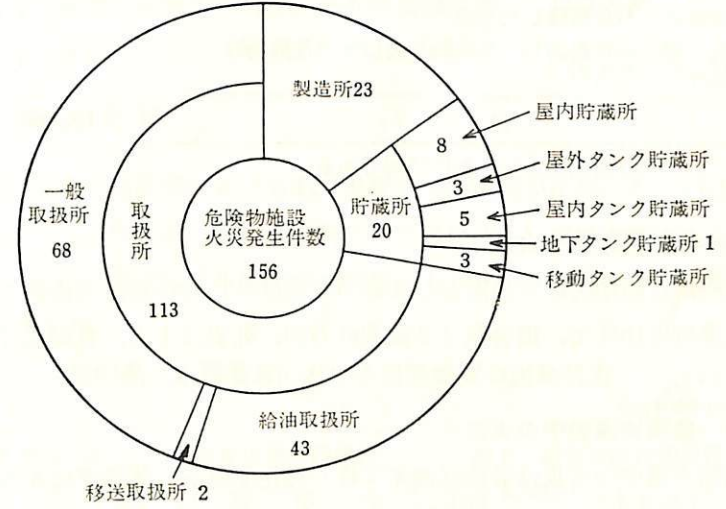
危険物施設として許可を受けた施設における昭和56年中の火災発生件数及びその施設別内訳は、第58表及び第59図のとおりである。

第58表 危険物施設における火災発生件数

年 別	火災発生件数	損害額(百万円)	死者(人)	負傷者(人)
52	148	1,012	5	42
53	162	1,208	2	96
54	160	1,176	6	57
55	154	634	8	48
56	156	1,580	8	64

第59図 危険物施設別火災発生状況

(昭和56年中)



また、出火原因となった物品を消防法別表の分類等に従って区分すると、第60表のとおりである。

第60表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数

(昭和56年中)

分類	危険物										危険物以外の計	
	第1類	第2類	第3類	第4類				第5類	第6類			
				第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	その他				
件数	1	5	2	51	12	18	5	8	2	1	51	156

(注) 分類は消防法別表の分類による。

(イ) 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は、第61表のとおりであり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまっている。

第61表 危険物施設の火災の拡大状況

(昭和56年中)

分類	火災発生施設数
出火した危険物施設のみ火災にとどまったもの	141(90.4)
他の建築物等に延焼したもの	6(3.8)
他の建築物等から類焼したもの	7(4.5)
危険物の漏えい起因して危険物施設以外の建築物等が火災となったもの	2(1.3)
計	156(100.0)

(注) ()内は構成比を示し単位は%である。

(ウ) 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は18件で、損害額は2億590万円、死者は1人、負傷者は6人となっている。

(エ) 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災は2件(前年7件)発生したが、死傷者はなかった。また、これらの火災による損害額は、1,135万円となっている。

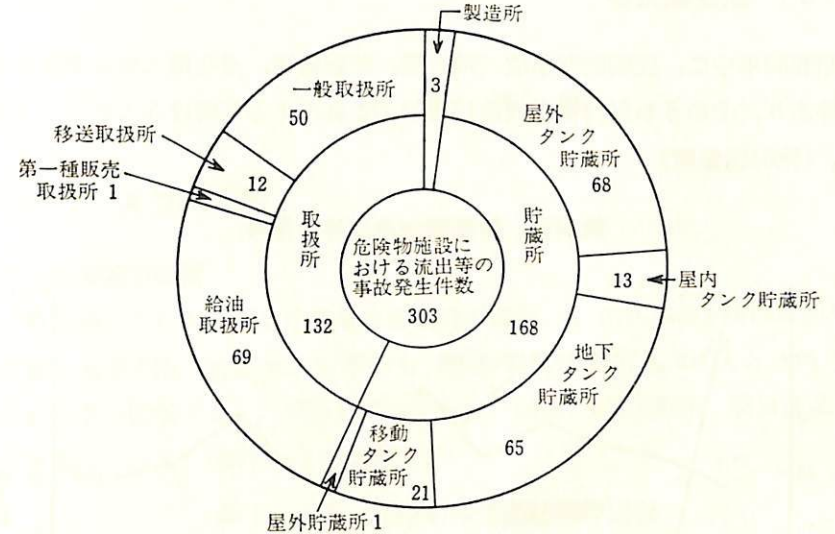
イ 危険物流出等の事故

昭和56年中の危険物施設における流出等の事故発生件数(火災に至らな

かったもの)は、第62図のとおりである。

第62図 危険物施設における流出等の事故発生件数

(昭和56年中)



このほか危険物の運搬中に18件、無許可施設において11件の流出等の事故が発生している。

(4) 海上災害

昭和56年中の主要港湾における海上災害で消防機関が出動したものは97件あり、このうち56件(57.7%)が火災、11件(11.3%)が油の流出によるものである。また、事故に係る船舶の8割強は1,000トン未満の小型船舶である。(第63表参照)

第63表 主要港湾における消防機関の出動状況

(昭和56年中)

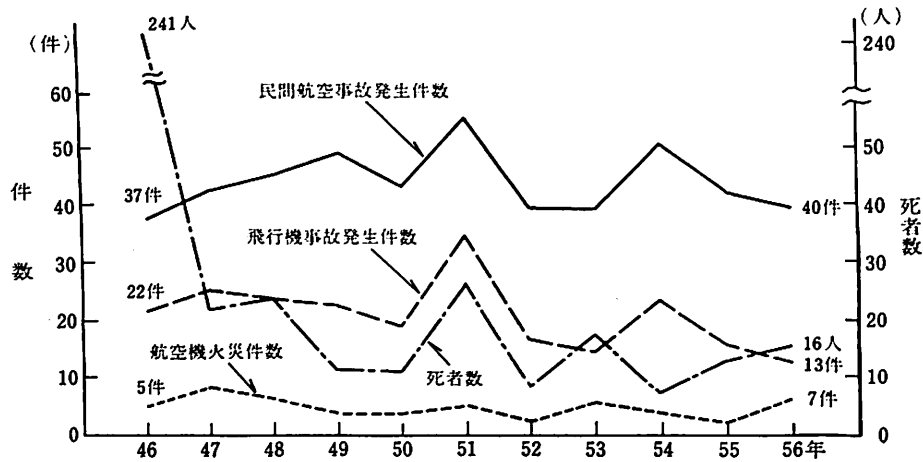
事故種別件数				事故発生場所別件数					総トン数別事故船舶隻数			
爆発	火災	流出	その他	海上	係留中			1,000 t未満	1,000 t以上1万t未満	1万t以上10万t未満	10万t以上	不明
					修理・解体中	荷役中	その他					
2	56	11	28	24	7	14	52	82	9	4	2	—

なお、昭和57年3月に長崎県佐世保市で、岸壁にけい留中の鉱石・油兼用運搬船が出火し、死者10人、負傷者2人を出す火災があった。

(5) 航空機災害

昭和56年中に、民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機に係る事故）は40件あり、そのうち飛行機事故は13件で、これによる死者は5人となっている。（第64図参照）

第64図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は運輸省の資料による。

なお、昭和57年2月には、羽田空港沖の海上に日本航空(株)の大型旅客機が墜落し、乗客24人が死亡、乗客・乗員138人が負傷する事故があった。

第3 消防行政の現況

1 消防体制

(1) 消防組織

ア 常備消防機関

昭和56年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が914本部、消防署が1,462署、出張所が2,930所、消防職員が12万3,204人となっている。前年と比較すると、消防機関は8本部、37署、47出張所、職員は2,744人増加している。（第1-1表参照）

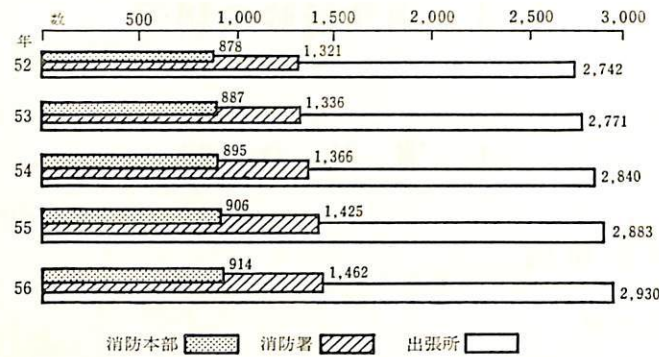
第1-1表 市町村の消防組織の現況

区 分	昭和56年 4月1日 現在	昭和55年 4月1日 現在	比 較		
			増減数	増減率 (%)	
消 防 本 部	914	906	8	0.9	
消 防 内 訳	市	369	369	—	—
	町・村	110	110	—	—
	一部事務組合	435	427	8	1.9
本 部	1,462	1,425	37	2.6	
出 張 所	2,930	2,883	47	1.6	
消 防 職 員 数	123,204	120,460	2,744	2.3	
消 防 団	3,645	3,641	4	0.1	
分 団	25,995	26,084	△ 89	△ 0.3	
消 防 団 員 (常勤消防団員を除く。)	1,063,624	1,068,993	△ 5,369	△ 0.5	
団	11	11	—	—	
消 防 団 常 備 部 常 勤 消 防 団 員	137	147	△ 10	△ 6.8	

常備化の進展に伴い、消防本部・署所数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.8倍に増えている。（第1-2図、第1-3図参照）

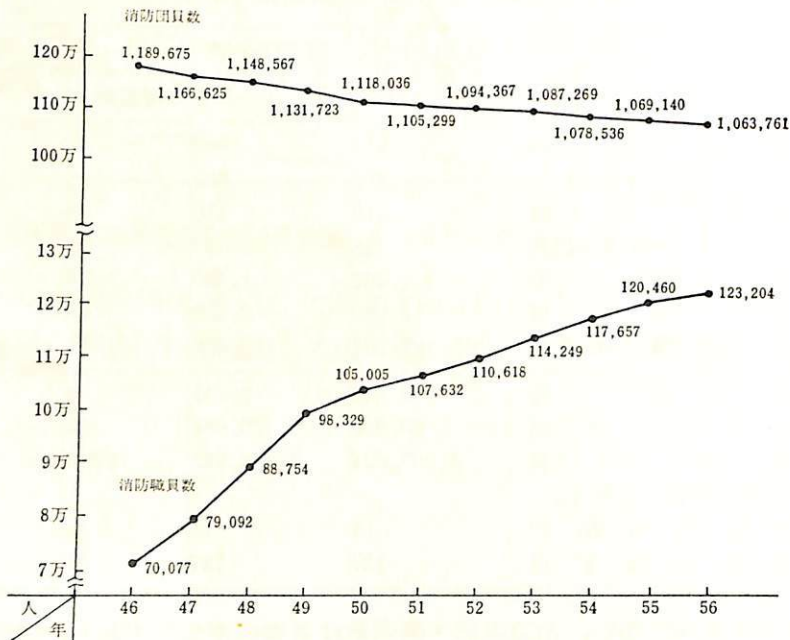
第1-2図 消防本部・消防署所数の推移

(各年, 4月1日現在)



第1-3図 消防職団員数の推移

(各年, 4月1日現在)



(ア) 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域(例外的に常備のみの市町村もある)と②消防団のみが存する地域とがある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定することとされている。

現在、昭和57年4月に指定された62町村を含め、2,906市町村が政令指定市町村となり、常備化率は、市町村数で89.3%(市は100%,町村は86.6%)に達し、人口の97.9%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、山間地、離島等を除いては、ほぼ常備化が達成されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく単独での常備化が困難と考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、消防事務の広域的処理を進める必要がある。

(イ) 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村にとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防御し得ない場合が多い。また、最近は、交通通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏が市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離は著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも、相互に応援し、又は、共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多く、こうした要請に応じるのが広域消防である。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合又は事務委託によるものと、消防組織法の規定に基づく相互応援によるものがある。

一部事務組合は、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために設立する組合(地方自治法第284条第1項)で、単独で消防本部・署を設置することが困難な市町村が共同して常備化を行う場合において、最も広く利用される形態であり、昭和40年代後半においてこの方式の採用が急激に増加し、その後も年々増えており、前述の常備化の進展はこの形態の普及によるところが大きい。消防組合数は、昭和58年4月1日までには、445組合に達する見込みであり、その構成市町村数2,302市町村は、常備化市町村数全体の79.2%に相当する。

事務委託は、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式(地方自治法第252条の14第1項)であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。昭和57年4月現在、事務委託市町村数は121市町村(24市, 81町, 16村)であり、近年この方式により広域化を進める市町村が増加している。

相互応援は、消防組織法第21条の規定により、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援し、大規模な災害等が発生した場合に対処しようとするものである。このような相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

イ 消防団

昭和56年4月1日現在、消防団数は3,645団、消防団員数は106万3,761人である。

消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては、消防活動は全面的に消防団に依存しており、常備市町村にあっても、特に大火災、地震等の大規模災害の場合には、その防除のために組織的に多数の人員を動員する必要があることから、消防団に依存する面が少なくない。このようなことから、常備化の進んだ今日においても、消防団の活躍なくしては消防行政の十分な遂行は考えられないといっても過言ではない。

消防団員の数は、減少傾向にあり、最近10年間の減少人員は約12万6,000人にのぼっている(第1—3図参照)。しかし、人口の定住化が進んでいること、全国的にみて一部の地域を除き常備化がほぼ達成したこと、更には、消防団員の処遇改善に努めるなど団員確保のための各種の施策が進められている

ことなどにより、団員の減少率は、ここ数年鈍化している。

なお、消防団員の年齢構成は、第1—4表のとおり、平均年齢が33.8歳、40歳以上の団員の構成比が22.9%となっている。

第1—4表 消防団員の年齢構成

(昭56.4.1現在)

区分	年齢	20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上	計	平均年齢
消防団員数(人)		6,598	340,678	473,637	179,723	55,681	7,444	1,063,761	33.8歳
構成比(%)		0.6	32.0	44.5	16.9	5.3	0.7	100.0	—

(2) 消防施設

ア 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1—5表のとおりである。普通消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の消防活動を行

第1—5表 消防機械の保有数

(昭56.4.1現在)(単位:台,艇,機)

区 分	消防本部	消防団	計
普通消防ポンプ自動車	4,493	13,276	17,769
水槽付消防ポンプ自動車	2,601	570	3,171
はしご付消防ポンプ自動車	944	2	946
化学消防自動車	853	10	863
救急自動車	3,895	56	3,951
無線指揮車	1,504	227	1,731
消防艇	44	3	47
救助工作車	354	—	354
林野火災工作車	40	13	53
電源車	56	—	56
小型動力ポンプ積載車	308	18,004	18,312
手引動力ポンプ	111	1,118	1,229
小型動力ポンプ	2,314	48,024	50,338
その他の消防自動車	4,177	602	4,779
ヘリコプター	14	—	14

うにあたって基本的なものとなる車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご車、化学車、救助工作車、放水塔車、ヘリコプター等の科学消防機械の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

更に、消防団については、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、消防水利として人工水利と並んで重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

また、人工水利については、第1-6表のとおり、消火栓が73.5%を占めており、防火水槽の割合は24.6%にすぎないが、近年、大規模地震に対する

第1-6表 消防水利（人工水利）の保有数

区 分	昭56.4.1現在	昭55.4.1現在	比 較	
			増 減 数	増減率(%)
全国の現有数	1,086,588 (100.0)	1,068,197 (100.0)	18,391	1.7
消 火 栓	798,325 (73.5)	790,453 (74.0)	7,872	1.0
防 火 水 槽	266,920 (24.6)	256,286 (24.0)	10,634	4.1
井 戸	{20~40m³未満	95,214	△ 2	△ 0.0
	{40 m³ 以上	171,706	10,636	6.6
	{20~40m³未満	21,343 (1.9)	△ 115	△ 0.5
	{40 m³ 以上	11,004	△ 139	△ 1.2
	10,339	10,315	24	0.2

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

関心の高まりもあって、防火水槽の設置が促進されてきている。

ウ 消防通信施設

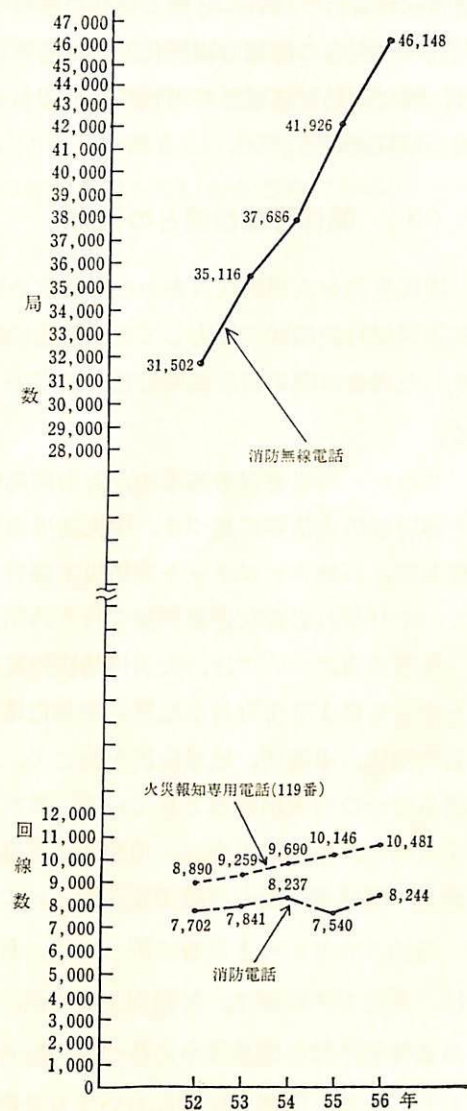
火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関がすばやく現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で、消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

(ア) 火災報知専用電話(119番)及び火災報知機

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急その他の災害の発生等を通報するもので、昭和56年4月1日現在、全国で1万481回線が設置され、逐年増加してきている。(第1-7図参照)

火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、昭和56年4月1日現在、全国で、受信装置が146基、発信機が806基設置されているが、近年、火災報知専用電話の普及による代替が進み、その数は減少している。

第1-7図 消防通信施設等の状況 (各年、4月1日現在)



(イ) 消防電話及び消防無線電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。

(3) 関係行政機関との協力

国民生活を大規模な災害から守るためには、ひとり消防機関のみならず、防災関係行政機関が協力して災害防止に努める必要があり、また、災害が発生した場合に関係行政機関の協力が得られる防災体制を確立する必要がある。

このため、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、石油コンビナート等災害防止法等に基づき、中央防災会議、非常災害対策本部、地震災害警戒本部、石油コンビナート等防災本部等の組織により、国及び地方において、それぞれ必要な連絡調整を行う体制がとられている。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法に基づき、静岡県を中心とする6県170市町村が地震対策強化地域として指定されており、国、地方公共団体、事業所、地域住民を通じて、地震災害の未然防止と被害の軽減を図るための対策が推進されている。また、総合的な地震防災対策の充実に資するため、中央防災会議、地震予知推進本部、大都市震災対策連絡会議等を通じて関係省庁間の連絡調整が図られている。

石油コンビナート災害に関しては、石油コンビナート等災害防止法、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等多数の関係法令に基づき、総合的な観点から防災対策が進められており、また、関係省庁間においても必要な連絡調整を図っている。

海上火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づいて、市町村の消防機関と海上保安庁の機関との間で、両機関が協力して領海内の船舶火災に対する消火活動を実施するための業務協定が締結されている。

原子力災害については、米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、昭和54年7月、中央防災会議において国として当面とるべき措置が決定され、更に昭和55年6月、原子力安全委員会において原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的、技術的事項についての検討結果がとりまとめられた。関係省庁においては、これらを踏まえ、必要な連絡調整をとりつつ、原子力防災対策のより一層の充実を図っているところである。

2 救急業務

(1) 実施状況

ア 救急出場件数及び搬送人員の状況

昭和56年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数205万5,750件、搬送人員197万7,203人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が4万8,019件(2.4%)、搬送人員が4万8,711人(2.5%)増加している。(第2-1表、附属資料22参照)

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故による 出場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病による 出場件数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員数	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
52	1,710,722	6.9	1,621,423	6.3	335,833	19.6	850,190	49.7
53	1,783,458	4.3	1,696,719	4.6	356,046	20.0	874,976	49.1
54	1,869,163	4.8	1,787,651	5.4	378,248	20.2	908,663	48.6
55	2,007,731	7.4	1,928,492	7.9	406,026	20.2	993,967	49.5
56	2,055,750	2.4	1,977,203	2.5	433,687	21.1	1,004,722	48.9

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均5,632件(前年5,486件)、15秒(前年16秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している市町村においては58人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにとみると第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている。(附属資料23参照)

また、急病と交通事故の割合を11大都市とその他の市町村に分けてみると、第2-2表のとおりである。

イ 医療機関別搬送人員の状況

昭和56年中の搬送人員197万7,203人のうち医療機関に搬送された救急患者

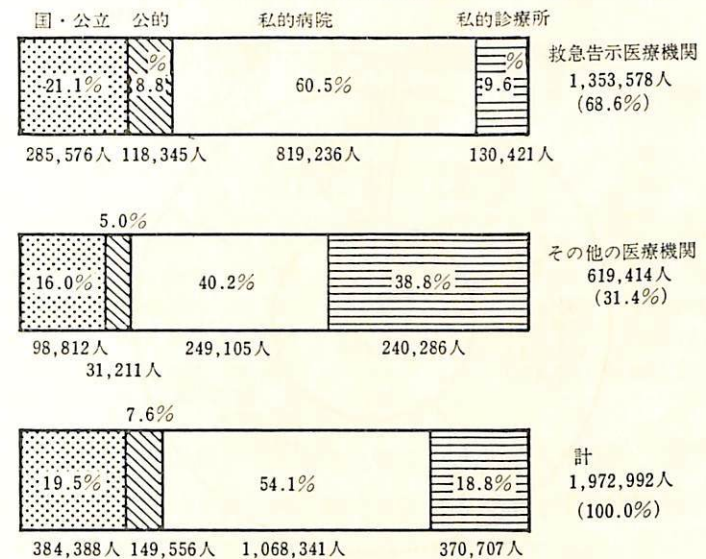
第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	11 大都市				その他の市町村			
	急病		交通事故		急病		交通事故	
	件数	全件数に 対する割合 (%)	件数	全件数に 対する割合 (%)	件数	全件数に 対する割合 (%)	件数	全件数に 対する割合 (%)
52	293,347	54.5	79,990	14.9	556,843	47.5	255,843	21.8
53	293,743	53.6	84,883	15.5	581,233	47.1	271,163	22.0
54	298,020	52.8	91,475	16.2	610,643	46.8	286,773	22.0
55	326,288	53.1	103,641	16.9	667,679	47.9	302,385	21.7
56	327,293	52.3	113,474	18.1	677,429	47.4	320,213	22.4

(注) 1 11大都市とは、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む。)、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう(以下の表について同じ)。
2 11大都市欄の昭和54年以前の件数には、広島市に係る分は含まれていない。

は197万2,992人であり、その68.6%に当たる135万3,578人が救急告示医療機関へ、残りの31.4%に当たる61万9,414人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。また、救急患者の医療機関別搬送人員の状況は、第2-3図のとおりである。

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況 (昭和56年中)



第2—4表 傷害程度別

事故種別	区分 傷害程度	11 大 都 市					そ の	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病		3,518 (1.2%)	32,415 (11.0%)	119,275 (40.3%)	140,375 (47.5%)	295,583 (100.0%)	12,171 (1.9%)	115,596 (18.1%)
交 通 事 故		637 (0.5%)	6,356 (5.2%)	31,543 (26.1%)	82,502 (68.2%)	121,038 (100.0%)	4,098 (1.1%)	44,634 (12.2%)
一 般 負 傷		269 (0.3%)	3,307 (4.0%)	21,556 (26.3%)	57,002 (69.4%)	82,134 (100.0%)	1,096 (0.6%)	18,453 (10.5%)
そ の 他		768 (1.0%)	17,075 (21.7%)	35,420 (45.0%)	25,469 (32.3%)	78,732 (100.0%)	3,577 (1.7%)	78,174 (36.1%)
計		5,192 (0.9%)	59,153 (10.2%)	207,794 (36.0%)	305,348 (52.9%)	577,487 (100.0%)	20,942 (1.5%)	256,857 (18.4%)

ウ 傷害程度別搬送人員の状況

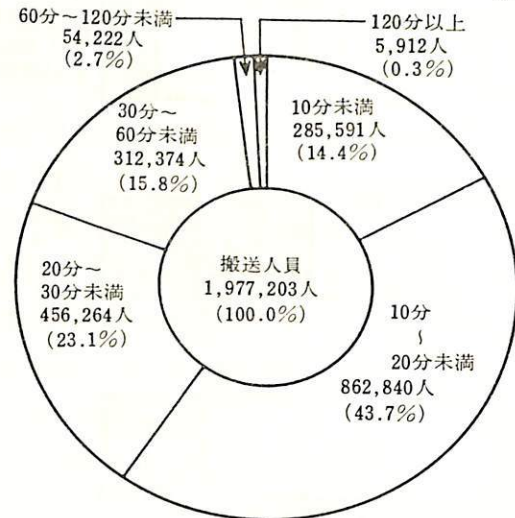
昭和56年中の搬送人員197万7,203人のうち、医師の診断を受け傷害程度の判明した197万2,995人の状況は第2—4表のとおりであり、軽症患者の割合は47.2%を占め、特に11大都市においてその割合が高くなっている。

エ 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和56年中の搬送人員197万7,203人について、収容所要時間（救急隊の出場から医療機関等に収容するまでに要した時間）別の搬送人員の状況は、第

第2—5図 収容所要時間別搬送人員の状況

(昭和56年中)



搬送人員の状況

(昭和56年中)

事故種別	他 の 市 町 村			全 体				
	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
急 病	243,359 (38.1%)	267,459 (41.9%)	638,585 (100.0%)	15,689 (1.7%)	148,011 (15.8%)	362,634 (38.8%)	407,834 (43.7%)	934,168 (100.0%)
交 通 事 故	112,438 (30.8%)	203,737 (55.9%)	364,907 (100.0%)	4,735 (1.0%)	50,990 (10.5%)	143,981 (29.6%)	286,239 (58.9%)	485,945 (100.0%)
一 般 負 傷	51,166 (29.1%)	105,142 (59.8%)	175,857 (100.0%)	1,365 (0.5%)	21,760 (8.4%)	72,722 (28.2%)	162,144 (62.9%)	257,991 (100.0%)
そ の 他	84,329 (39.0%)	50,079 (23.2%)	216,159 (100.0%)	4,345 (1.5%)	95,249 (32.3%)	119,749 (40.6%)	75,548 (25.6%)	294,891 (100.0%)
計	491,292 (35.2%)	626,417 (44.9%)	1,395,508 (100.0%)	26,134 (1.3%)	316,010 (16.0%)	699,086 (35.5%)	931,765 (47.2%)	1,972,995 (100.0%)

2—5図のとおりである。

オ 転送の状況

昭和56年中の搬送人員197万7,203人について転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の97.5%に当たる192万8,369人で、残りの2.5%に当たる4万8,834人が転送されている。この転送された人員について、転送回数別にみると第2—6表のとおりであり、7回以上転送された人員はなくなった（前年1人）。

第2—6表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和56年中)

事故種別	転送回数 転送なし	転 送				計 (B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1～3	4～6	7～10	小計 (A)		
急 病	909,461	25,907	7	—	25,914	935,375	2.8
交 通 事 故	475,234	11,098	2	—	11,100	486,334	2.3
一 般 負 傷	252,187	6,192	1	—	6,193	258,380	2.4
そ の 他	291,487	5,626	1	—	5,627	297,114	1.9
計	1,928,369	48,823	11	—	48,834	1,977,203	2.5

また、転送の理由は第2—7表のとおりであり、処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている。なお、転送には、取りあえず医療機関で応急処置を施した後専門病院に搬送したような場合も含まれている。

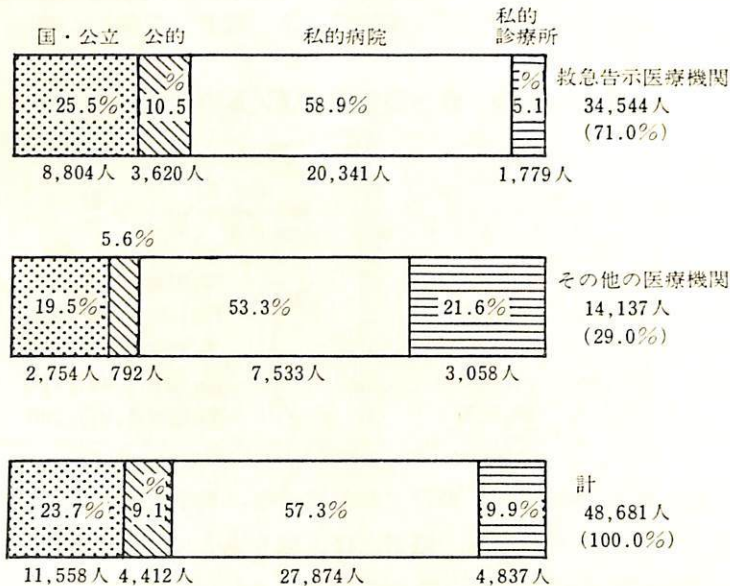
第2-7表 医療機関別転送理由の状況

(昭和56年中)

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
処置困難	8,122 (31.2%)	9,006 (36.6%)	17,128 (33.8%)
専門外	5,850 (22.4%)	4,364 (17.8%)	10,214 (20.2%)
ベッド満床	5,573 (21.4%)	2,293 (9.3%)	7,866 (15.5%)
入院施設なし	715 (2.7%)	5,811 (23.6%)	6,526 (12.9%)
医師不在	2,304 (8.8%)	1,343 (5.5%)	3,647 (7.2%)
手術中	1,316 (5.1%)	193 (0.8%)	1,509 (3.0%)
その他(身元不明, 暴力行為等)	1,924 (7.4%)	1,348 (5.5%)	3,272 (6.5%)
理由不明	249 (1.0%)	218 (0.9%)	467 (0.9%)
計	26,053 (100.0%)	24,576 (100.0%)	50,629 (100.0%)

第2-8図 転送者の収容先別医療機関の状況

(昭和56年中)



転送された救急患者4万8,834人のうち、最終的に医療機関へ収容された4万8,681人について収容先別にみると救急告示医療機関へ3万4,544人(71.0%)が搬送されており、また、私的医療機関(私的病院, 私的診療所)へ3万2,711人(67.2%)が搬送されている。(第2-8図参照)

カ 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和56年中の搬送人員197万7,203人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は110万6,625人(搬送人員の56.0%, 前年は54.8%)であり、前年に比較し、5万411人増加している。その内容は酸素吸入が最も多く、次いで止血, 気道確保となっている。(第2-9表参照)

第2-9表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和56年中)

事故種別 応急処置対象 搬送人員数	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
	処置項目	523,372	255,719	156,903	170,631
止血	5,564 (0.8%)	91,038 (26.0%)	51,746 (24.7%)	26,600 (11.3%)	174,948 (11.8%)
固定	3,327 (0.5%)	32,185 (9.2%)	21,632 (10.3%)	15,511 (6.6%)	72,655 (4.9%)
人工呼吸	10,552 (1.5%)	1,525 (0.4%)	1,107 (0.5%)	3,133 (1.3%)	16,317 (1.1%)
心マッサージ	12,847 (1.9%)	1,818 (0.5%)	1,241 (0.6%)	3,250 (1.4%)	19,156 (1.3%)
酸素吸入	135,219 (19.6%)	16,130 (4.6%)	7,607 (3.6%)	42,987 (18.2%)	201,943 (13.6%)
気道確保	69,657 (10.1%)	10,268 (3.0%)	5,081 (2.4%)	17,873 (7.6%)	102,879 (6.9%)
その他	452,474 (65.6%)	196,931 (56.3%)	121,391 (57.9%)	126,208 (53.6%)	897,004 (60.4%)
計	689,640 (100.0%)	349,895 (100.0%)	209,805 (100.0%)	235,562 (100.0%)	1,484,902 (100.0%)

(注) 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

キ 交通事故に対する実施状況

昭和56年中の人身事故を伴う交通事故発生件数は48万5,578件(前年47万6,677件, 警察庁交通統計による。)であり、これに対する救急出場件数は43

万3,687件で89.3% (前年85.2%) の出場率となっている。また、搬送された負傷者数は48万6,334人で前年の45万5,636人に比較して3万698人(6.7%)の増加となっている。(附属資料23, 24参照)

(2) 実施体制

ア 救急体制の現状

救急業務実施市町村数は、昭和57年4月1日現在、2,926市町村(652市, 1,790町, 484村)で、前年の2,884市町村(650市, 1,756町, 478村)に比較して42市町村(1.5%)の増加となっている。救急業務が消防の業務として法制化されて以来、実施市町村数も年々増加し、昭和38年を100とした指数で、昭和57年は、1,367と大幅に伸びている。(第2-10表参照)

第2-10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	53	54	55	56	57
市町村数		214	2,744	2,776	2,841	2,884	2,926
対前年増加数		45	75	32	65	43	42
対前年増加率(%)		26.6	2.8	1.2	2.3	1.5	1.5
指数		100	1,282	1,297	1,328	1,348	1,367

(注) 実施市町村数は昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

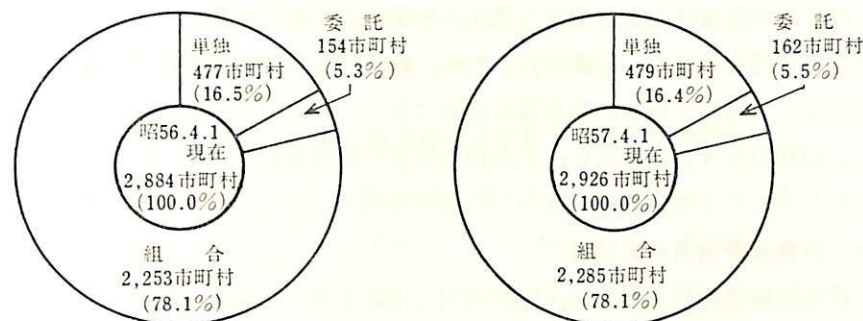
この結果、全市町村3,256のうち、89.9% (前年88.6%) に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の98.0% (前年97.8%) がカバーされることとなった(附属資料22参照)。なお、救急業務実施形態の内訳は第2-11図のとおりである。

また、実施市町村のうち、2,844市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、82町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

イ 救急隊

救急隊は、昭和57年4月1日現在3,409隊設置されており、前年の3,297隊に比べて112隊(3.4%)増加している(第2-12表参照)。救急業務を実施

第2-11図 救急業務実施形態の内訳



している市町村では、人口3万3,663人につき救急隊が1隊配置されていることになる。

第2-12表 救急隊数の推移

区分	年	53	54	55	56	57
救急隊数		2,985	3,075	3,268	3,297	3,409
対前年増加数		141	90	193	29	112
対前年増加率(%)		5.0	3.0	6.3	0.9	3.4

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ウ 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、都道府県及び指定都市の消防学校等において実施される救急業務に関する一定の講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされており、この資格要件を満たす消防職員のうち、昭和57年4月1日現在、全国で3万5,960人が救急隊員として救急業務に従事している。

エ 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、昭和57年4月1日現在3,998台で前年の3,895台に比べ103台(2.6%)増加している。

オ 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置である。昭和57年4月1日現在、救急指令装置の整備基数は全国で532基となっており、このうち昭和43年度からの国庫補助によるものは362基である。

カ 救急医療情報収集装置

救急医療情報収集装置は、医療機関と消防本部とを電電公社の公衆通信回線で結び、それで得た病院情報を病院運用表示盤に表示し、救急自動車の出場又は地域住民からの病院情報の照会に対し、迅速かつ的確に指示を行うためのものであり、昭和52年度から補助制度が創設され、昭和56年度までに3基が整備された。

キ 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、昭和56年度までに厚生省の補助制度を活用し、24都府県に整備された。

ク 高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制その他の実情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道における救急業務の実施状況は昭和57年3月31日現在、総延長3,010.4kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは2,939.5kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは70.9km（中央自動車道恵那山トンネル8.5km、中国自動車道佐用I.C～落合I.C間62.4km）である。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財政措置を講じている。

(3) 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、全国で

5,235か所となっている。（附属資料25参照）

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—13表のとおり、救急業務の法制化当時と比較して約4.4倍に増加している。

第2—13表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
53	2,971	1,835	4,806	407
54	3,034	1,859	4,893	414
55	3,147	1,891	5,038	426
56	3,265	1,873	5,138	435
57	3,354	1,881	5,235	443

(注) 昭和39年（8月1日現在）以外は各年とも4月1日現在の数値である。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の需要増大に対処するため休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、昭和56年度までに435か所整備された。このほか、在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、昭和56年度までに317地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、昭和56年度までに70か所整備された。

3 救 助 活 動

(1) 実施状況

ア 火災時における救助活動

救助隊は、火災現場において人命検索、要救護者の救出を最優先とした救助活動を展開している。昭和56年中における火災時の救助活動の実施状況は、救助活動件数6,181件、救助人員891人、消防職団員の救助活動出動人員41万8,580人となっている。(第3-1表参照)

第3-1表 救助活動状況

(昭和56年中)

区分	災害、 事故の 種別	火災時 におけ る救助 活動	火災以外の災害時における救助活動								小計	計
			交通 事故	水難 事故	風水 害等	機 械 による 事故	建物等 による 事故	ガス及 び酸欠 事故	爆発 事故	その他 の事故		
救助活動 件数		6,181	4,675	750	272	536	475	260	41	1,243	8,252	14,433
救助 人員数		891	6,399	596	1,552	784	498	294	54	1,339	11,516	12,407
救助活動 出動 人員 数	消防 職員	250,190	65,730	15,117	4,027	10,944	6,924	6,205	1,660	18,863	129,470	379,660
	消防 団員	168,390	699	7,694	6,187	88	12	134	821	4,234	19,869	188,259

(注) 1 「機械による事故」とは、エレベーター、プレス機械、回転機械、ベルトコンベアー、コンクリートミキサー車その他の建設機械、工作機械等による事故をいう。

2 「建物等による事故」とは、建物若しくは門、柵、へい等の建物に付帯する施設、その他これらに類する工作物の倒壊による事故、建物等に閉じ込められる事故又は建物等には含まれる事故をいう。

イ 火災以外の災害時における救助活動

火災以外の災害時における救助活動は、交通事故、水難事故、建物等による事故等による要救護者の救出救助がその主なものである。昭和56年中における火災以外の災害時における救助活動の実施状況は、救助活動件数 8,252

件、救助人員数1万1,516人、消防職団員の救助活動出動人員14万9,339人となっている。(第3-1表、第3-2表参照)

第3-2表 火災以外の災害時における救助活動状況

区 分	52 年	53 年	54 年	55 年	56 年
救助活動件数	5,686	6,442	6,811	7,386	8,252
救助人員数	6,980	7,823	8,533	9,133	11,516

(2) 実施体制

昭和57年4月1日現在、救助隊は502消防本部(前年486消防本部)において、1,319隊設置され、救助隊員数は1万8,894人で、そのうち専任救助隊員は6,749人(専任率35.7%)、兼任救助隊員は1万2,145人である。(第3-3表参照)

第3-3表 救助隊の設置状況

区 分	救助隊 設置 団体数	設置団体 人 口	救助 隊数	救助隊員数			救助隊員が搭乗する車両						
				専任	兼任	計	救 工 作 車	は し こ り 車	消 防 車	化 学 車	タン ク 車	そ の 他	計
昭57.4.1 現 在	502	(昭55国調) 91,897,086	1,319	6,749	12,145	18,894	367	398	919	211	208	2,103	
昭56.4.1 現 在	486	90,502,252	1,282	6,618	11,242	17,860	329	379	875	208	180	1,971	
対前年 増加率 (%)	3.3		1.5	2.9	2.0	8.0	5.8	11.6	5.0	5.0	1.4	15.6	6.7

救助隊は、空気呼吸器等の保護用具、エンジンカッター等の破壊用具、その他油圧式救助器具、救命索発射銃等の救助用具を装備して救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防学校の警防科のなかに救助課程をおき、災害救助対策、救助基本訓練等について計70時間の教育訓練を行うこととしている。消防大学校においては、昭和54年8月から救

助科が設けられ、救助隊員の指導者の養成を行っている。

また、複雑多様化する災害に対応できる救助技術の向上を図るため、救助活動、救助訓練時の安全対策に十分配慮した「消防救助操法の基準」が制定されている。

4 防 災 対 策

(1) 防 災 体 制

ア 防 災 組 織

災害対策基本法は、防災組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置すること、防災会議は、おのおの防災基本計画、都道府県地域防災計画、市町村地域防災計画を作成し、その円滑な実施を推進することを定めており、また、災害に際して防災上必要がある場合には、国に非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な緊急事態には緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して、災害対策を推進するよう定めている。

(ア) 防 災 会 議

都道府県防災会議は全都道府県に設置されており、市町村防災会議は、昭和57年4月1日現在、全国3,278市区町村のうち3,240団体で設置されており、災害対策基本法に基づき設置を免除されている5村を除くと、設置率は99.0%である。

昭和56年度に都道府県においては41団体（全体の87.2%）で55回、市区町村においては、1,442団体（同44.0%）で1,845回会議を開催し、防災計画の修正、防災訓練の検討等を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、防災会議の部会として、地震対策部会、救急医療対策部会、原子力防災部会等が設置されている。

(イ) 災 害 対 策 本 部

昭和56年中に、都道府県においては、16団体で延べ19回、市区町村においては、延べ1,195団体で災害対策本部が設置されている。（附属資料11参照）

(ウ) 防 災 主 管 部 課

全都道府県において、消防防災を所管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務な

どを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を設置したところもある。特に近年都道府県の防災に果たす役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、消防本部等の消防機関のほか、市町村長部局の部課が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているものが多く、これらの事務を専管する部課を設置する団体も増えている。

イ 防災計画の整備

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項等を定めた防災に関する総合的な計画である。

都道府県地域防災計画は、全都道府県において作成されており、昭和56年度において全体の85.1%に当たる40都道府県が修正を行っている。市町村地域防災計画は、全国3,278市区町村の98.7%に当たる3,236市区町村において作成しており、昭和56年度においては、その29.0%に当たる952団体が計画の修正を行っている。修正の内容は、近年の局地的で激しい災害の発生の傾向を反映して、災害危険箇所、情報連絡体制、避難救護対策等に関するものが多くなっている。

地域防災計画の修正に当たっては、地域開発等の進展等に伴い、地域社会が災害に対してぜい弱な体質になっていることに加えて、従来の災害の常識をはるかにこえた局地的な激しい災害が発生していることにかんがみ、これまでの体験を踏まえて、地域の災害危険性について徹底した見直しを行い、特に災害危険区域の住民に対する危険性の周知、警報及び避難の指示等の情報伝達、避難訓練等については地域の実情に即して、あらゆる角度から徹底した見直しを行う必要がある。消防庁としても、この趣旨に沿って、昭和57年度から地域の災害危険性等を総合的かつ科学的に評価する手法を開発する防災アセスメントに関する調査研究に着手するとともに、見直しの結果に基づき地域防災計画の修正を指導している。

ウ 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、防災訓練を実施し、日ごろから実戦的な対応力をおん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対して、総合的かつ実戦的な消防訓練を実施するよう指導しているところである。

昭和56年度においては、都道府県が延べ128回の防災訓練を実施したほか、市区町村においてもそれぞれ地域の実情に応じて防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震、風水害、コンビナート災害、林野火災、大火災の順になっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順になっている。訓練形態は地域住民等の参加を得た総合(実働)訓練が圧倒的に多くなっている。(附属資料15参照)

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して防災訓練に参加できる体制が確立された。昭和57年9月20日現在、全国3,278市区町村のうち2,021市区町村が共済に加入し、災害補償等の対象となる住民は7,267万人となっている。

(2) 防災無線通信網

近年、震災対策における地震予知情報等の伝達をはじめとする各種の災害情報の収集及び伝達に万全を期すことが急務となっている。このため、消防庁は地方公共団体と一体となり、情報の収集、伝達媒体となる無線通信施設の整備に努力してきた。

国及び地方公共団体を含め、消防防災行政の遂行に不可欠な無線通信網は、①国(消防庁)と都道府県②都道府県と市町村③市町村と地域(集落等)を結ぶ無線通信網に大別できる。

ア 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網は、国と地方公共団体を結ぶ防災用ホットラインの幹線として現在47都道府県との間で運用しており、地震、風水害等をはじめとする災害対策全般にわたる防災業務の遂行に必要な

情報の収集・伝達ルートとしてますます重要性を増している。

その運用に当たっては、無線電話のみならず、ファクシミリの併設により災害現場図等を含む文書、図画の電送も行い、さらに各都道府県への情報を地域別に一斉に伝達する機能も具備しているため、複雑多様化してきている防災業務に必要な情報を都道府県との間で迅速かつ的確に交換することが可能であり、行政効果が顕著である。

イ 都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線通信網

防災対策を的確に実施するためには、各都道府県において市町村を含む一元的な災害情報の収集・伝達体制を確立することが不可欠である。このため、現在、総合的機能を果たす防災行政無線通信網の整備が進められ、指令機能の活用による気象予警報等の全市町村に対する一斉伝達あるいは災害対策本部と県域内いずれの地点からも交信し得る移動局の稼動による地域情報の収集の迅速化等、その運用が非常に効率化されてきている。

消防庁は、この整備事業に対し、現在1都道府県当たり平均4億円を交付して整備の促進を図っているが、昭和57年9月1日現在の整備状況は、運用中の都府県が35、一部運用を含む整備中の道県が5で、全体の整備率は85%となっている。

ウ 市町村の区域内における消防・防災行政無線通信網

市町村の区域内における消防・防災行政無線通信網としては、市町村の消防機関が自らの消防・救急活動を効率的に行うために用いる消防・救急無線通信網と、市町村が行政区域全域にわたる防災対策に用いる防災行政無線通信網とがある。

(ア) 市町村の消防・救急無線通信網

消防本部及び消防署等に基地局を、消防ポンプ自動車、救急自動車等に移動局を設置し、移動局を主体として情報の収集・伝達、指揮及び連絡等に活用しており、昭和56年4月1日現在における無線局数は4万6,148局でこの1年間に4,222局増加した。

(イ) 市町村と出先機関、集落等を結ぶ防災行政無線通信網

従来、市町村役場に送信用の固定局(親局)、集落等に受信用の子局を設置

し、いわゆる同報無線方式により地域住民に対して行政広報も含めた情報伝達を行っている例があるが、この方式は一方向的な情報伝達手段にすぎず、災害時において集落等の情報を災害対策本部で得ることができないこと等、防災対策上の通信網としては不十分である。

したがって、防災の第一線機関である市町村が、行政区域全域にわたる効率的な防災体制を整えるためには、同報無線方式により地域住民に対して気象予警報、避難の勧告・指示等を迅速に伝達し、更に移動無線を活用して集落等からの災害情報を的確に収集する体制を整備することが極めて重要な課題である。

このため、消防庁は、防災対策の強化が特に急がれる台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域、地震特定観測地域等の各市町村で、市町村役場に固定局及び基地局を設置し、集落等に同報無線用子局及び可搬型無線機を配備し、同報通信の機能と相互交信の機能を併用する無線システムを整備する市町村を対象として、昭和53年度から国庫補助制度(補助率 $\frac{1}{3}$ 、限度額2,000万円、人口おおむね10万人以上の市については限度額3,000万円)により整備の促進を図っている。昭和53年度から昭和56年度までの間に198市町村に対して27億302万円の補助金を交付した。

エ その他の防災無線通信網

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場において消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関等がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、異なる組織体が協力して効果的な防災活動を行うためには、相互の情報交換に必要な連絡無線通信網が必要である。このため、防災関係機関が専用共通波を具備した可搬型無線機を常備して相互連絡を行う防災相互用無線が活用されている。

消防庁は、都道府県を通じ、特に大規模災害等の発生が想定される市町村あるいは石油コンビナート地帯等の市町村にあっては、この無線設備を常備し、かつ、災害時にその機能を発揮させるため、あらかじめ関係機関と調整してその運用体制を確立しておくよう指導している。

(3) 風水害対策

風水害は毎年のように全国各地で発生しており、大きな被害が発生している。特に、昭和57年7月の長崎市を中心にした集中豪雨災害は、長崎市だけで、死者・行方不明者 262 人という一地域だけの被害としては近年まれな大被害が発生し、今後、風水害対策を進めるうえで貴重な教訓を残した。このため、消防庁においては、従来から、地方公共団体に対して特に人命の保護を第一義として風水害対策に万全を期すよう指導してきたが、今回の経験を踏まえ、特に災害危険区域の住民の緊急避難対策について、地方公共団体に対して指導を強化する必要がある。

ア 防災体制の強化

積極的に防災会議を開催し、地域防災計画を効果的に運用するため、各関係機関と十分打合せを行い、実態に即した見直しを徹底して行い、計画事項を円滑かつ的確に推進するよう指導している。特に、災害時における情報の収集伝達が重要であるので、災害情報等の的確な住民への伝達体制を整備する必要がある。

イ 地域の災害危険性の見直し

近年の風水害等の傾向をみると、例年にない豪雨によって大きな被害が発生したり、地域開発等に伴い、従来災害を経験していなかった地域で予測しがたい災害が発生する等の事例がみられる。このことから、地域防災計画を実効的なものにするため、地域の災害危険性について、過去における災害発生の有無にかかわらず、近年の気象状況や災害発生の動向を十分踏まえて厳しく見直しを行うよう指導していく必要がある。

ウ 災害危険箇所の把握

近年豪雨に伴う土石流災害により貴重な人命が失われていることにかんがみ、災害危険箇所を的確に把握し、地域防災計画に掲記するとともに、特に市町村においては、災害危険箇所ごとに避難計画の作成、警報及び避難の指示の伝達等きめ細かい警戒避難体制を確立する必要がある。なお、昭和53年度から地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で施行される自然災害防止事業に対し地方債措置が講じられている。

エ 警戒避難体制の整備

風水害に際して、市町村長の警報及び避難の指示等の伝達について、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難経路及び避難場所等を詳細に再検討し、地域防災計画において明確に定めるとともに、住民に対して周知徹底する必要がある。また、都道府県においては、気象通報等が速やかに市町村及び消防機関等に伝達されるよう関係機関との連携強化を図る必要がある。

(4) 活動火山対策

消防庁では活動火山対策特別措置法に基づき避難施設緊急整備地域に指定された桜島火山及び阿蘇山の周辺地域における退避壕、退避舎等の避難施設の整備に要する費用の一部を補助するとともに、警戒避難体制の整備等について関係地方公共団体を指導してきた。昭和56年度には阿蘇山周辺の2町村に対して、退避壕及びヘリコプター離着陸用広場の整備に要する費用の一部を補助した。

5 震 災 対 策

(1) 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備資機材等の充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

ア 震災対策施設等の整備

地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を実施している。特に、震災時に予想される同時多発の火災に対処し、初期消火、延焼拡大の防止、避難誘導、救急救護体制の整備等を促進するため、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車等の特殊車両、備蓄倉庫等の整備について補助を行い、大震災対策施設の整備を図っている。

昭和56年度においては、大震災対策施設の補助対象に小型の電源車を加えたこと、100m³型飲料水兼用耐震性貯水槽の補助対象地域を地震防災対策強化地域以外の地域にも拡大したこと等、補助事業の一層の拡充が図られた。なお、昭和56年度末までの補助事業による大震災対策施設の整備状況は第5-1表のとおりである。

イ 地震防災対策強化地域に係る震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域（第5-2表、第5-3図参照）においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化計画を、また、百貨店、劇場、地方鉄道業等、地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者がそれぞれ地震防災応急計画を作成し、地震防災応急

第5-1表 大震災対策施設の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～昭和56年度		左のうち昭和56年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽(100m ³)	2,183 (268)	5,850 (1,085)	252 (80)	884 (343)
〃(飲料水兼用1,500m ³)	10	664	3	213
〃(飲料水兼用100m ³)	17 (11)	71 (49)	12 (6)	49 (27)
可搬式小型動力ポンプ	3,408 (895)	1,189 (456)	474 (292)	222 (155)
電 源 車 (大型)	40	341	4	41
電 源 車 (小型)	4	14	4	14
起 震 車	36	98	10	31
防 災 指 導 車	8	51	1	7
震 災 救 援 車	3	15	2	10
備 蓄 倉 庫	7	211	3	85
そ の 他	8	224	—	—
計	—	8,728 (1,590)	—	1,556 (525)

(注) 1 () 内の数値は、地震防災対策強化地域分で内数である。

2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

対策に関する事項等を定めることとされている。これに対し消防庁は、地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、所要の指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体においてすべて作成されているが、地震防災応急計画についても約2万7千の対象事業所のうち8割強の事業所において、作成済みとなっている。

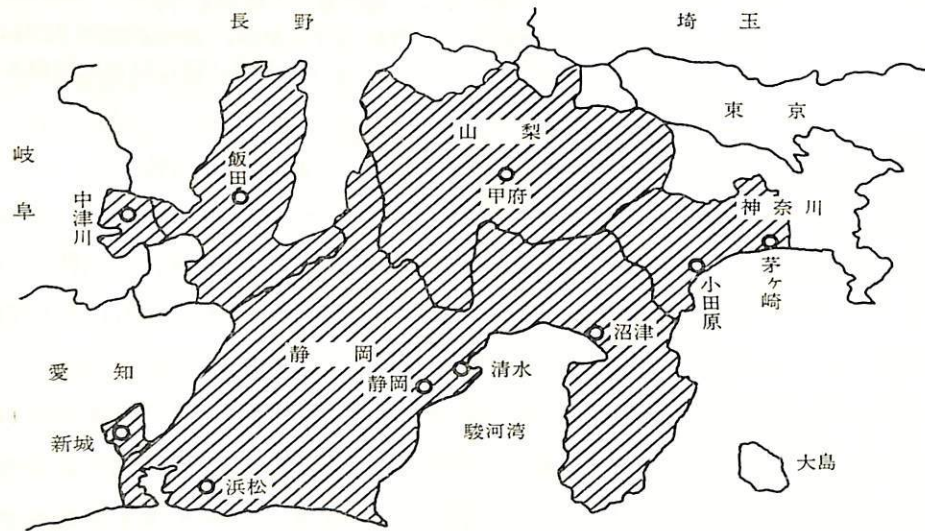
更に、地震防災対策強化地域において地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が昭和55年度から施行され、地方公共団体が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担割合の

第5-2表 地震防災対策強化地域一覧表

県名	区 域
神奈川県	平塚市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 秦野市, 厚本市, 伊勢原市, 海老名市, 南足柄市, 高座郡, 中郡, 足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市, 富士吉田市, 塩山市, 都留市, 山梨市, 大月市, 韮崎市, 東山梨郡春日居町, 同郡牧丘町, 同郡勝沼町, 同郡大和村, 東八代郡, 西八代郡, 南巨摩郡, 中巨摩郡, 北巨摩郡双葉町, 同郡明野村, 同郡白州町, 同郡武川村, 南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市, 伊那市, 駒ヶ根市, 上伊那郡飯島町, 同郡中川村, 同郡宮田村, 下伊那郡鼎町, 同郡松川町, 同郡高森町, 同郡阿南町, 同郡上郷町, 同郡阿智村, 同郡下条村, 同郡天竜村, 同郡泰阜村, 同郡喬木村, 同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は, 昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

第5-3図 地震防災対策強化地域の指定状況



地震防災対策強化地域 (斜線部分)

特例等の国の財政上の特別措置が講じられている。また, この法律に基づき, 地震防災対策強化地域内の知事は地震対策緊急整備事業計画を作成し, 内閣総理大臣の承認を受けているが, この計画には, 昭和55年度からの5か年間に地震防災上緊急に整備すべき避難地, 避難路, 消防用施設, 緊急輸送路, 通信施設, 社会福祉施設, 公立の小・中学校等の整備に関する事項が定められている。なお, この計画の総事業費は4,174億円となっている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第5-4表のとおりである。このうち, 消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車, 可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽については, 国の負担割合が2分の1 (地震防災対策強化地域以外の地域においては3分の1) とされている。また, これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については, 地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

第5-4表 地震対策緊急整備事業計画の内容 (消防用施設関係)

(単位: 億円)

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	46
小 型 動 力 ポ ン プ	4
防 火 水 槽	68
消 防 専 用 電 話 装 置	2
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	5
耐 震 性 貯 水 槽	53
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	14
そ の 他	30
計	222

(注) 「その他」は, 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用を受けないものである。

ウ 総合防災訓練の実施

大規模地震対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき, 東海地域に大規模地震が発生するとの想定の下に, 昭和56年9月1日(防災の日), 中央防災

会議主催の総合防災訓練を実施した。当該訓練には、20省庁、10指定公共機関、地震防災対策強化地域及び周辺の10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練を中心に発災後の訓練も併せて行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、警戒宣言、津波警報等の伝達、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請等について消防防災無線を運用した国と都道府県の間的情報伝達訓練等を実施した。

エ 防災知識の普及啓発

地震による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが地震に対する正しい防災知識を身につけることが必要である。このため、消防庁としても、地震に対する事前の備え及び地震時における的確な行動に関する手引を示すとともに、テレビ・ラジオ等を用いた広報活動により防災知識の普及啓発を図っている。

(2) 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等都市化の進展により、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらすことから、地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置する等して、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練等、震災対策計画の策定について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年度に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定された地震防災対策強化地域又はその周辺都県においては、1978年宮城県沖地震、昭和57年(1982年)浦河沖地震等の大規模な地震による被害状況を踏まえ、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

昭和56年度における都道府県及び調査対象都市(県庁所在市、県庁所在市以外の人口20万人以上の市及び特別区の合計125団体。以下「都市」という。)を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

ア 地域防災計画(震災対策)の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画のなかで、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが18団体、火災、水害等と同列の「節」を設けているものが27県、「その他災害等」として扱っているものが2県という状況となっている。なお、昭和57年度においては、地域防災計画のなかの震災対策に関する事項について、30都道府県が修正を予定している。

次いで都市においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが41都市、「節」等を設けているものが68都市、「その他災害等」として扱っているものが16都市となっている。

なお、地域防災計画で震災対策編を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で10団体、都市で28団体となっている。

イ 避難場所の指定状況

避難場所の指定については、都市においては逐年進んでいるが都道府県においては前年同様、東京都、山口県及び香川県の3都県のみが指定している。

この3都県の昭和57年4月1日現在の指定箇所数は、1,523か所、都市では、調査対象都市125都市のうち98都市において10,972か所が指定されている。その内容は第5-5表のとおりである。

第5-5表 都市における避難場所の指定状況

(昭57.4.1現在)

指定箇所数	総面積	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
10,972 (指定している都市, 98 団体)	29,722 ^{ha} (公有地 24,986 私有地 4,736)	20ha以上	225	10,922 ^{ha}	学 校 (校庭・グラウンド)	5,933	13,543 ^{ha}
		20ha~ 10ha	214	2,478	公 園・広 場	2,636	8,511
		10ha未 満	10,533	16,322	河 川 敷	97	1,672
					グ ラ ン ド (学校グラウンド を除く。)	136	1,056
				そ の 他	2,170	4,940	

また、避難路の指定については都道府県で指定しているのは東京都のみであるが、都市では17団体が指定している。さらに、震災時の危険性が高い東京都江東区等においては、市街地再開発事業等により、防災拠点の整備が進められている。

ウ 震災訓練の実施状況

昭和56年度においては、36都道府県と95都市が震災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、都市にあっては、総合防災訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練をも実施している例が多い。

また、これらの訓練のほか日ごろから地域住民等に対し、34都府県と97都市において、起震車による地震体験等のほかパンフレットの配布、講演会、映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。(第5-6表参照)

第5-6表 都市における震災訓練の実施状況

(昭57. 4. 1現在)

区 分	総 合 訓 練	個 別 訓 練							
		職員参集訓練	情報伝達訓練	消 火 訓 練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応急物資輸送訓練	その他の訓練
訓練実施延回数	144	34	1,197	10,481	3,069	3,046	275	16	4,378
参加人員	2,402,359	15,839	221,680	842,898	807,191	394,920	121,815	5,456	287,572

(注) その他の訓練には起震車体験訓練、地震に関する講演会等が含まれている。

エ 資機材等の備蓄状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

昭和57年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は第5-7表のとおりである。

第5-7表 資機材等の備蓄状況

(昭57. 4. 1現在)(団体数)

区 分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用 具	防災資機材			その他
	食 料	飲料水	日用品		初期 消火用	情報 連絡用	避難 救出用	
都道府県	9	2	28	9	9	18	20	7
都 市	65	19	85	62	53	80	83	25

区 分	流 通 在 庫 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療器 具	防災資機材			その他
	食 料	飲料水	日用品		初期 消火用	情報 連絡用	避難 救出用	
都道府県	7	—	5	7	1	1	2	—
都 市	50	6	23	12	3	4	5	5

なお、都道府県及び都市とともに、備蓄している食糧では乾パン、日用品では毛布が最も多く、そのほか発電機、携帯用無線通信機及びハンドマイク等情報収集伝達用具並びに避難救出救護活動等に必要な資機材を備蓄している。

オ 震災対策施設に対する助成措置等

昭和56年度において市町村における震災対策施設整備促進のため都道府県が単独の助成制度により実施した主な事業は第5-8表のとおりである。

第5-8表 都道府県における助成措置状況(単独事業)

(昭和56年度)(団体数)

事 業 名	都 道 府 県
防災行政無線整備事業	11
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ整備事業	10
防災資機材等(食糧、医薬品等を含む。)整備事業	8
備蓄倉庫、防災倉庫整備事業	7
避難地、避難路整備事業(誘導標識、案内板等を含む。)	6
コミュニティ防災センター整備事業	6
大震用車両(震災救援車、照明電源車等)整備事業	4
その他の整備事業	8

カ 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第5-9表のとおりである。

第5-9表 震災時相互応援協定の締結状況
(昭57. 4. 1現在)

名 称	都 道 府 県 名
東北地方防災対策連絡協議会	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 新潟 (8)
震災時等の相互応援に関する協定	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 山梨, 長野, 静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山, 石川, 福井, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀 (9)
近畿府県災害対策協議会	福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山 (7)
防災相互応援協定	岡山, 香川 (2)

なお、地方公共団体のほか応援協定等を締結している公共的機関としては、放送機関、医療機関、輸送機関等がある。

キ 調査研究の実施状況

地域の実態に即した有効な震災対策計画を策定するため、地方公共団体は、それぞれ調査研究を実施しているが、昭和56年度には23都府県と46都市が研究を実施している。なお、その内容等は第5-10表のとおりである。

第5-10表 震災対策関係調査研究事業の実施状況
(昭和56年度)(団体数)

調査研究内容 団体	被害想定に関するもの	地震予知に関するもの	避難地避難路に関するもの	建造物の安全性に関するもの	危険物施設に関するもの	応急対策に関するもの	その他
都 府 県	17	5	3	5	2	2	4
都 市	15	3	22	22	3	8	13

6 防災意識の高揚と自主防災組織

(1) 防災意識の高揚

ア 火災予防運動

(ア) 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、災害の要因は複雑多様化し、その危険性も著しく増大している。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することがなによりも大切なことである。

このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の年2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

a 秋季全国火災予防運動(昭和56年11月26日~12月2日)

昭和56年秋季全国火災予防運動では、「毎日が防火デーです ぼくの家」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、身体不自由者や幼児・老人などの身体的弱者の占める割合が高いことから、これらの人々が生活する家庭や施設を中心に焼死防止対策の徹底を図ること。
- ② 建物火災のうち過半数が住宅火災であることから、家庭での出火を防止するため、婦人を対象として火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識の普及を図ること。
- ③ 昭和55年に発生した栃木県川治プリンスホテル火災の惨事にかんがみ、旅館・ホテル等を中心とした一定の用途と規模以上の防火対象物について、防火安全体制の確立を推進するため、表示・公表制度の普及の徹底を図ること。
- ④ ガス漏れによる爆発火災で多数の死傷者と多大な損害が発生している

ことから、ガス漏れ火災発生防止対策を推進すること。

b 春季全国火災予防運動（昭和57年2月28日～3月13日）

春季の運動では、前年秋季の場合と同一の全国統一標語の下に、次の4点を重点目標として運動を展開した。

- ① 身体不自由者や幼児，老人等の身体的弱者の焼死する例が多いことから，秋の運動に引き続き，これらの人々が生活する家庭や施設を中心に焼死防止対策の徹底を図ること。
- ② 建物火災のうちに占める住宅火災の割合が高いことから，秋の運動に引き続き，婦人を対象として火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識の普及を図ること。
- ③ 旅館・ホテル，百貨店，病院等不特定多数の者が出入りする防火対象物については，火災が発生した場合，多大な人命損傷の危険が予想されることから，これらの防火対象物に対して，避難訓練の実施及び消防用設備等の適切な維持管理の徹底を図り，特に旅館・ホテル等については，秋の運動に引き続き，表示制度の推進を図ること。
- ④ 季節的観点から，異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策を推進すること。

(イ) 全国山火事予防運動（昭和57年2月28日～3月6日）

全国山火事予防運動は，予防活動をより効果的なものとするため，昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により，原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて実施されている。

昭和57年の全国山火事予防運動では，「山歩く心にいつも火の用心」を統一標語として，広報活動，消防訓練，研究会の開催等を通じ，林野火災の未然防止を訴えた。

(ウ) 車両火災予防運動（昭和57年2月28日～3月6日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから，昭和57年の車両火災予防運動では，車両，車庫等について査察指導を行うとともに，初期消火，避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し，車両火災防止の徹底を図った。また，自家用乗用車に対する消火器の普及を図った。

(エ) 文化財防火デー

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として，昭和30年以来，消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」としている。

昭和57年の文化財防火デーは，第28回目に当たるが，国では，広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また，文化財の所有者及び管理者は，管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火，避難の訓練などを積極的に実施し，文化財の防火対策に努めている。

イ 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには，国，都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが，災害から身を守り，財産を守るためには，国民一人ひとりが防災知識を確実に身につけ，自主防災に心掛けることが極めて重要であり，防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し，地域ぐるみ，事業所ぐるみの防災体制を確立してゆく必要がある。このため，地方公共団体は，防火教室の開催，自主防災組織の活動などを通じて住民，事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては，テレビ及びラジオ放送を利用し

第6-1表 テレビ，ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況
(昭和56年度)

放送内容	放送局	放送月日
テレビ5分番組(ごぞんじですか? 防災ミニ百科)	日本テレビほか30局	毎週木曜日 11:25~11:30
テレビ5分番組(そのときあなたは? 暮らしの中の防災)	フジテレビほか31局	毎週土曜日 9:55~10:00
特別番組(災害ノ歴史の証言)	フジテレビほか31局	昭和56年9月1日 11:00~11:30
特別番組(恐ろしいガス火災)	フジテレビほか31局	昭和57年3月1日 11:00~11:30
ラジオスポット(20秒) (・林野火災 ・お休み前に火の点検)	文化放送ほか6局	昭和57年3月9日から 3月12日まで毎日朝， 晩

て、地震、風水害、火災対策を中心とした防災知識の普及啓発を行っており、昭和56年度に行った普及啓発事業の内容は、第6-1表のとおりである。

(2) 自主防災組織

ア 地域の自主防災組織

(ア) 自主防災組織

住民による地域ぐるみの防災体制を整備するため、消防庁では、都道府県、市町村に対して、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を推進するよう指導している。昭和57年4月1日現在、全国3,278市区町村のうち1,264市区町村で3万6,898の自主防災組織が設置されており、組織率(全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合)は27.7%となっている。組織率の高いところは、静岡県92.6%、山梨県85.2%、神奈川県70.6%、東京都65.5%、愛知県56.2%、岐阜県52.5%等であり、大規模地震の危険性が指摘されている地域が高くなっている。一方、組織率が10%未満のところもまだ22道府県あり、地域によって相当な差がある。(附属資料19参照)

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、初期消火用資機材等の共同購入、防火巡視等を行っており、災害時においては、初期消火、住民等の避難誘導、情報の収集伝達、負傷者等の救出救護、給食給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。このため、ほとんどの組織で初期消火用資機材、情報連絡用資機材、救護用資機材、避難救出用資機材等の何らかの防災資機材を保有している。これらの自主防災組織を育成するために、893市町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設けており、また、544市町村において、資機材等の現物支給を行っており、これらに要した金額は昭和56年度で合計33億3,315万円に達している。消防庁としても、自主防災組織を育成することの重要性にかんがみ、関係団体と連携して、都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進していくこととしている。

(イ) コミュニティ防災センターの整備

消防庁では、住民の自主防災活動の基盤を強化するため、コミュニティ活動の中で実施される住民の自主防災活動の拠点施設であるコミュニティ防災センターを市町村が整備する事業に対する補助を昭和54年度から実施している。補助の対象は、防災資機材や生活必需品を備蓄保管するとともに、防災知識の普及のために会合や展示等を行う施設、貯水槽及び防災資機材を整備する事業である。市町村は、これらの中から必要な事業を選択し、1か所7,500万円の事業費の範囲内で補助を受けることができる。ちなみに、昭和56年度には全国で34団体がこれらの事業を実施した。

また、昭和56年度に、自主防災組織等に対して高度の防災教育・訓練を行うとともに、防災資機材等を備蓄し、災害時における物資の中継輸送拠点となる広域防災センターの整備について地方公共団体に補助する制度を創設し、2県がこの事業を実施した。

(ウ) 婦人防火クラブ・少年消防クラブ

婦人防火クラブ及び少年消防クラブは、民間防火組織の一つとして、地域における防火思想の普及等に貢献している。火災を予防するためには家庭における日ごろの心掛けが大切であるので、消防庁においては、民間防火団体とともに、両クラブの未設置地域の解消、クラブ員数の増加を図るよう指導している。昭和57年4月1日現在(少年消防クラブについては5月1日現在)の組織数及びクラブ員数は、第6-2表のとおり、婦人防火クラブが1万740団体、164万6,700人、少年消防クラブが5,039団体、59万734人となっており、この2年間で相当増加している。

第6-2表 婦人防火クラブ及び少年消防クラブの推移

(単位：団体、人)

区分 年別	婦人防火クラブ				少年消防クラブ			
	組織数	指数	クラブ員数	指数	組織数	指数	クラブ員数	指数
55	8,852	100	1,304,857	100	3,849	100	379,216	100
56	9,775	110	1,536,136	118	4,596	119	526,605	139
57	10,740	121	1,646,700	126	5,039	131	590,734	156

婦人防火クラブは、日ごろ家庭で火気使用器具を取り扱う機会の多い婦人が火災予防の知識を修得し、家庭における火災を防止することはもとより、地域の防火意識の高揚を図るため、家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災思想の普及等の活動を行っている。

少年消防クラブは、少年のころから火災予防に関する知識を身につけさせて、学校や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められており、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行っている。なお、消防庁長官を会長とする全国少年消防クラブ運営指導協議会では、毎年優良な少年消防クラブと指導者の表彰を行っており、昭和57年3月には、13クラブに対して表彰旗、31クラブと13名の指導者に対して記念品を授与して表彰した。

イ 施設の自衛防災組織

(ア) 自主防火体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の充実、消防用設備等の整備だけでは十分でなく、国民が自らを守るため自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の施設に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は法令上、編成、装備等の内容について規定されておらず、施設の実態に即したものが少ないことから、自衛消防組織の活動が十分な効果をあげているとはいえず、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できないこともありうる状況となっている。

このことから、現行の法令を補完する意味で東京都をはじめとする幾つかの地方公共団体では、火災予防条例で施設の用途、規模に応じた自衛消防隊の設置を義務付けるとともに、その人員、装備についても一定の義務を課し、施設の防災体制の強化を図っている。

今後、施設やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

(イ) 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。ただし、石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織が設置された事業所については、消防法による自衛消防組織の設置の義務はないこととされている。

(ウ) 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務づけている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

7 予 防 行 政

(1) 防火管理制度

消防法第8条は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならないこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。更に、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務づけられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

昭和57年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第7-1表のとおりであり、防火管理者選任率74.0%(前年同期72.1%)、消防計画作成率53.8%(前年同期51.0%)となっており、前年に比較し若干の改善はみられるものの、依然として低い状況にある。業種別にみると、表示制度の実施もあって旅館等の改善が進んでいる一方、公会堂、バー、キャバレー、飲食店、特定複合用途防火対象物が著しく低率となっている。しかし、この種の用途に供される防火対象物は、階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するため、火災の際の人命損傷の危険性が高いので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、消防法第8条の2では、高層建築物(高さが31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の複合用途防火対象物で、その管理権原者が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防火

第7-1表 全国の防火管理実施状況

(昭57.3.31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者 を選任し ている防火 対象物数	選任率 (%)	消防計画を作成して	
					いる防火 対象物数	作成率 (%)
(一) {	劇 公 場 等 公 会 堂 等	2,516	2,121	84.3	1,551	61.6
		35,296	20,710	58.7	12,551	35.6
(二) {	キ ャ バ レ ー 等 遊 技 場 等	3,114	1,802	57.9	1,150	36.9
		9,258	6,817	73.6	4,483	48.4
(三) {	料 理 店 等 飲 食 店 等	7,884	5,638	71.5	3,544	45.0
		41,337	27,400	66.3	17,124	41.4
(四) {	百 貨 店 等	45,433	30,823	67.8	21,991	48.4
		{	旅 館 等 共 同 住 宅 等	46,839	38,729	82.7
71,309	50,343			70.6	33,356	46.8
(六) {	病 社 福 施 等 社 会 福 祉 等	20,958	17,509	83.5	14,531	69.3
		30,186	27,309	90.5	23,810	78.9
(七) {	学 校 等	43,103	39,963	92.7	35,859	83.2
		(八) {	図 書 館 等	1,616	1,214	75.1
(九) {	特 殊 浴 場 等 一 般 浴 場 等			1,424	1,124	78.9
		7,342	6,524	88.9	5,288	72.0
(十) {	停 車 場 等	1,007	861	85.5	616	61.2
		(十一) {	神 社 ・ 寺 院 等	15,679	10,747	68.5
(十二) {	工 場 等 テ レ ビ ス タ ジ オ 等			44,204	36,872	83.4
		88	82	93.2	74	84.1
(十三) {	駐 車 場 等 航 空 機 格 納 庫 等	1,092	922	84.4	666	61.0
		35	26	74.3	24	68.6
(十四) {	倉 庫 等	3,533	2,714	76.8	1,998	56.6
		(十五) {	事 務 所 等	60,084	48,557	80.8
(十六) {	特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物			113,952	69,198	60.7
		(80,828)	(70.9)	(46,652)	(40.9)	
(十七) {	一 般 複 合 用 途 防 火 対 象 物	16,670	11,464	68.8	7,638	45.8
		(12,889)	(77.3)	(7,950)	(47.7)	
(十八) {	地 下 街	62	50	80.6	45	72.6
(十九) {		文 化 財	766	608	79.4	489
計	639,708		473,535	74.0	344,307	53.8

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。
2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

対象物全体の安全の確保を図ることとしている。

昭和57年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第7-2表のとおりであり、地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。とりわけ、準地下街における届出率が12.5%と最低となっている。しかし、これらの防火対象物において共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関は、これらの管理権原者に対して積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

第7-2表 全国の共同防火管理実施状況

(昭57.3.31現在)

項目	区分	高層建築物	複合用途防火対象物		指定地下街	準地下街	計
			特定(3階以上)	一般(5階以上)			
防火対象物数		3,323	42,511	6,005	54	8	51,901
協議事項届出数		1,660	15,805	2,131	50	1	19,647
届出率(%)		50.0	37.2	35.5	92.6	12.5	37.9

(2) 消防用設備規制

ア 防火対象物の実態

昭和57年3月31日現在における全国の防火対象物の数(消防法施行令別表第1(一)項から(六)項に掲げるもので、(七)項及び(六)項を除き延面積150㎡以上のもの。第7-3表において同じ。)は206万2,203件で、前年同期の195万2,118件より11万85件(5.6%)増加している。増加率の高いものを用途別に見ると、図書館等(12.1%)、一般複合用途防火対象物(10.7%)、公会堂等(9.3%)、特定複合用途防火対象物(9.3%)等である。また、11大都市の防火対象物数は52万667件で、全国の防火対象物数の25.2%を占めている。特に集中しているものは地下街(74.2%)、テレビスタジオ等(51.8%)、一般複合用途防火対象物(51.5%)、準地下街(50.0%)等である。(第7-3表参照)

第7-3表 防火対象物数

事項	防火対象物の区分	(一)										(二)			(三)			(四)			(五)			(六)					
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料亭等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財
防火対象物数(150㎡以上)	全国	2,967	35,650	3,805	9,684	10,094	44,842	67,067	83,548	429,500	47,501	19,531	107,824	2,162	1,652	11,478	2,950	35,529	420,876	228	57,300	18,796	282	195,853	91,963	62	8	3,738	1,175,203
	11大都市割合(%)	466	2,145	907	2,122	1,771	8,906	10,325	7,997	176,838	7,553	3,107	14,438	258	634	4,651	821	4,617	71,115	118	57,300	5,059	43	66,532	47,387	46	4	612	520,667
	現在	15.7	6.0	23.8	21.9	17.5	19.9	15.4	9.6	41.2	15.9	15.9	13.4	11.9	38.4	40.5	27.8	13.0	16.9	51.8	26.9	15.2	23.3	51.5	74.2	50.0	34.3	25.2	
防火対象物数(150㎡以上)	全国	2,913	32,605	4,278	9,670	10,231	42,367	62,832	81,032	413,100	45,542	18,900	103,271	1,929	1,610	11,797	2,832	34,133	402,822	329	57,300	17,810	254	179,935	83,079	61	—	3,493	1,128,118
	11大都市割合(%)	466	2,145	907	2,122	1,771	8,906	10,325	7,997	176,838	7,553	3,107	14,438	258	634	4,651	821	4,617	71,115	118	57,300	5,059	43	66,532	47,387	46	4	612	520,667
	現在	15.7	6.0	23.8	21.9	17.5	19.9	15.4	9.6	41.2	15.9	15.9	13.4	11.9	38.4	40.5	27.8	13.0	16.9	51.8	26.9	15.2	23.3	51.5	74.2	50.0	34.3	25.2	

(注) 割合は、全国の防火対象物数を100とした場合における11大都市の占める%である。

イ 消防用設備等の規制の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び連結送水管等の消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

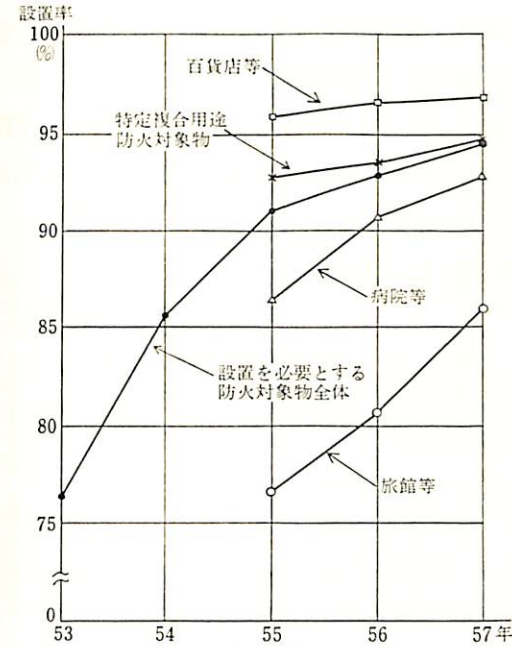
全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第7-4表に示すとおりであり、昭和57年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率が90.1%（前年89.1%）、スプリンクラー設備の設置率が94.4%（前年92.9%）になっている。また、過去5年間の主な防火対象物における

第7-4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況
(昭57.3.31現在)

消防用設備 事項	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)
特定防火対象物								
劇場等	1,445	1,261	184	87.3	224	205	19	91.5
公会堂等	3,663	3,299	364	90.1	253	247	6	97.6
キャバレー等	174	143	31	82.2	18	15	3	83.3
遊技場等	869	805	64	92.6	331	314	17	94.9
料理店等	775	548	227	70.7	3	3	—	100.0
飲食店	1,133	956	177	84.4	35	33	2	94.3
百貨店等	8,927	7,591	1,336	85.0	2,139	2,073	66	96.9
旅館等	12,685	11,080	1,605	87.3	612	526	86	85.9
病院等	8,118	7,773	345	95.8	1,124	1,044	80	92.9
社会福祉施設	2,653	2,472	181	93.2	34	33	1	97.1
幼稚園等	1,628	1,433	195	88.0	14	14	—	100.0
特殊浴場	57	52	5	91.2	1	—	1	0
特定複合用途防火対象物	11,985	11,330	655	94.5	2,838	2,688	150	94.7
地下街	60	59	1	98.3	53	52	1	98.1
準地下街	—	—	—	—	4	4	—	100.0
計	54,172	48,802	5,370	90.1	7,683	7,251	432	94.4

(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

第7-5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

スプリンクラー設備の設置率の推移は第7-5図のとおりである。

昭和49年の消防法の改正により、不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても現行の基準による消防用設備等の設置が義務付けられており、違反防火対象物のうちにはこの工事が完了していないものが含まれている。これらの一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、違反対象物に

についての指導を一層徹底し、悪質なものについては措置命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。

なお、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機として、昭和56年1月に行われた消防法施行令の改正の結果、地下街等に設置を義務づけられたガス漏れ火災警報設備の設置状況は第7-6表のとおりである。

第7-6表 地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況
(昭56.6.30現在)

防火対象物の区分	設置状況区分 総数	設置義務のある防火対象物					設置義務の無い防火対象物
		小計	設置済	着工中	計画済	未計画	
地下街	62	51	48	2	—	1	11
地下街と一体をなす防火対象物	81	78	72	4	2	—	3
準地下街	8	7	5	2	—	—	1

ウ 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格（消防設備士）制度、点検を行う者に対する資格（消防設備点検資格者）制度並びに定期点検結果報告制度等を設け、性能確保のため総合的な規制を行っている。

昭和57年3月31日現在、消防設備士の数は延べ45万345人となっており（第7-7表参照）、また、消防設備点検資格者の数は第1種（機械系統）36,719人、第2種（電気系統）36,638人になっている。

第7-7表 消防設備士の数

(昭57.3.31現在)

種別	類別							計
	第1類 (屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	第2類 (泡消火設備)	第3類 (二酸化炭素消火設備等)	第4類 (自動火災報知設備等)	第5類 (金属製避難はしご等)	第6類 (消火器)	第7類 (漏電火災警報器)	
甲種 (工事)	59,118 (人)	16,481	13,747	143,126	9,712	—	—	242,184
乙種 (整備)	11,067 (人)	3,689	3,306	17,593	5,543	61,356	105,607	208,161

エ 防災規制

(ア) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは火災予防上特に有効であることから、消防法第8条の3の規定により、高層建築物、地下街、準地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物（防災防火対象物）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（防災対象物品）には、所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することが義務付けられている。

昭和57年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第7-8表に示すとおりであるが、いまだ規制が十分徹底していない現状にかんがみ、防災規制の重要性を関係者に認識させ、なお一層の普及徹底を図っている。

第7-8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

防災防火対象物の区分	使用状況区分	防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	じゅうたん等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	展示用及び大道具用合板等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)
(一) 劇場	劇場	2,932	2,209	1,575(71.3)	624	256(41.0)	203	119(58.6)
(二) 公会堂	公会堂	35,229	22,546	15,175(67.3)	7,864	3,431(77.4)	1,159	643(55.5)
(三) 遊技場	遊技場	3,596	2,303	1,306(56.7)	1,655	575(53.2)	68	44(64.7)
(四) 遊技店	遊技店	9,052	4,765	3,072(64.5)	2,153	821(61.6)	153	85(55.6)
(五) 料理店	料理店	10,058	6,583	4,019(61.1)	3,996	1,412(54.6)	158	86(54.4)
(六) 百貨店	百貨店	44,439	27,083	16,978(62.7)	13,512	5,353(39.6)	779	371(47.6)
(七) 旅館	旅館	66,413	30,407	19,064(62.7)	14,753	5,589(37.9)	2,993	1,649(55.1)
(八) 病院	病院	82,708	66,766	47,533(71.2)	40,054	13,316(49.8)	3,322	1,963(59.1)
(九) 福祉施設	福祉施設	46,846	37,495	28,524(76.1)	12,745	5,606(44.0)	699	365(52.4)
(十) 幼稚園	幼稚園	35,276	28,208	21,656(76.8)	11,050	4,169(37.7)	798	418(52.4)
(十一) 特別浴場	特別浴場	19,139	14,797	10,931(73.9)	5,171	2,089(67.8)	433	222(51.3)
(十二) テレビスタジオ等	テレビスタジオ等	1,619	1,333	1,037(77.8)	1,223	554(82.8)	10	4(40.0)
(十三) 特定複合用途防火対象物	特定複合用途防火対象物	289	198	91(46.0)	120	34(28.3)	103	61(59.2)
(十四) 一般複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	173,874	96,565	55,334(57.3)	52,051	17,925(52.5)	3,438	1,813(52.7)
(十五) 地下街	地下街	3,981	1,413	803(56.8)	829	394(47.5)	58	37(63.8)
(十六) 準地下街	準地下街	62	55	38(69.1)	43	23(53.4)	18	16(36.4)
(十七) 高層建築物	高層建築物	8	8	6(75.0)	7	4(57.1)	3	1(33.3)
計	計	541,497	347,026	228,891(66.0)	170,620	62,440(36.6)	14,587	8,007(54.9)

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

(イ) 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、消防法施行規則で定められた防災表示を付すこととされている。

また、この防災表示の制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができないこととされている。

昭和57年7月31日までの防災表示者の認定数は1万9,156業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.4%を占めている。）で、前年同期と比較すると1,541業者（8.7%）の増加となっている。

(ウ) 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災製品認定委員会を設け、防災性能、耐洗たく性、経口毒性、接触皮膚障害性などの試験基準を作成し、認定業務を実施している。なお、ここで認定された製品には、(財)日本防災協会の発行する「防災製品」の表示ラベルを貼付し、消費者の利便を図っている。

昭和57年4月1日、新たに、大震災時等の避難の際に用いられる非常持出袋及び防災頭巾を対象品目に加え、その充実を図っているところである。

(3) 防火基準適合表示制度

防火基準適合表示制度（以下「表示制度」という。）は、昭和55年11月に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として発足し、昭和57年9月30日現在における表示制度の実施状況は、次のとおりとなっている。（第7-9表及び附属資料14参照）

ア 「適マーク」交付事務の進ちょく状況

表示対象とされた収容人員30人以上・3階建以上の旅館、ホテル等の存する地域を管轄する消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）の数は903となっている。このうち、立入調査を完了した消防本部等

第7-9表 表示制度の実施状況

区 分	表示対象物が管内に存在する消防本部等の数 (A)	左のうち、立入調査を完了した消防本部等の数 (B) [B/A]	表示制度の対象となった旅館、ホテル等の数 (C)	左のうち、立入調査を完了した旅館、ホテル等の数 (D) [D/C]	「適マーク」が交付された旅館、ホテル等の数 (E) [E/D]
昭57. 3.31現在	880	810 [92.0%]	16,411	15,854 [96.6%]	7,001 [44.2%]
昭57. 6.30現在	894	863 [96.5%]	16,577	16,443 [99.2%]	9,631 [58.6%]
昭57. 9.30現在	903	882 [97.7%]	16,754	16,700 [99.7%]	11,016 [66.0%]

の数は882（97.7%）、調査中の消防本部等の数は8（0.9%）、未調査の消防本部等の数は13（1.4%）である。「適マーク」の交付事務の進ちょく状況については、表示基準に適合しているものの全部に対して「適マーク」の交付を終えた消防本部等の数は766（全体の84.8%）、適合しているものの一部にしか「適マーク」を交付していない消防本部等の数は11（全体の1.2%）、「適マーク」の未交付消防本部等の数は126（全体の14.0%）となっている。

イ 「適マーク」の交付状況

表示制度の対象とされた旅館、ホテル等の数は16,754であり、そのうち、立入調査を終了したものは16,700（99.7%）である。

立入調査を終えた対象物16,700のうち、「適マーク」を交付されたのは11,016（交付率66.0%）である。また、適合対象物の全部に「適マーク」の交付を終了している消防本部等における交付率（いわゆる適合率）は67.7%である。

ウ 表示基準に係る不備事項の状況

表示基準に基づく24の点検項目のうち、不適合の割合が高い項目は、「防火区画の不備」（該当する防火対象物全体の19.8%）、「避難訓練の未実施」16.5%、「消防用設備等の点検報告の未実施」13.1%、「屋内(外)消火栓設備の不備」12.8%、「防災対象物品の未使用」11.8%、「建築構造の不備」10.9%、「自動火災報知設備の不備」10.8%、「誘導灯の不備」10.7%、「共同防火管理

協議事項作成・届出の不備」8.7%、「消防計画の作成・届出の不備」8.2%、「少量危険物等の届出の不備」8.1%、「避難設備の不備」7.2%、「避難階段の不備」7.0%、「危険物施設等の不備」6.6%となっている。

こうした旅館、ホテル等の防火安全に係る不備事項の状況については、川治プリンスホテル火災直後の昭和55年12月末現在で延面積1,000平方メートル以上の全国の旅館、ホテル等12,700について一斉点検を実施したが、その結果に比べると、今回の表示制度の実施結果では、防火管理面の改善が相当進んでおり、表示制度の効果が現われているといえる。(第7-10表参照)

第7-10表 防火安全対策に不備のある旅館、ホテル等の割合

区 分	防火管理者の 選任・届出が 不備なもの (%)	消防計画の作 成・届出が不 備なもの (%)	避難訓練を年 2回以上実施 していないも の (%)	消防用設備等 の点検報告が 不備なもの (%)
昭 57. 9. 30 現在 (表示制度実施結果) (注2)	3.7	8.2	16.5	13.1

- (注) 1 一斉点検の対象となった施設は、延べ面積1,000㎡以上の旅館、ホテル等(消防法施行令別表第1(5)項イ又は(6)項イに該当する防火対象物)で、その総数は12,700である。
2 表示制度の対象となった旅館、ホテル等についての調査結果(調査対象数16,700)である。

(4) 消防同意及び予防査察等

ア 消防同意の実態

消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度は、建築主事等が、建築物の新築、増築等について許可、確認等を行うに際し、消防機関が防火に関する専門的な立場からその防火安全性について同意しなければ、当該許可、確認等を行うことはできないとする制度である。

昭和56年度の全国における消防同意事務処理状況は、第7-11表のとおりである。消防同意は、火災予防上極めて重要なもので、その性格上、建築物

について個別的、かつ、具体的な判断が要求されることから、建築物の防火及び避難に関する安全性並びに消防活動上の円滑性を十分配慮し、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう行政組織の充実と連携の強化を図っている。

第7-11表 消防同意事務処理状況

(昭和56年度)

申請要旨	同 意		不 同 意				計		
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備		避難	その他
新 築	788,391	681,598	106,793	372	58	198	40	93	788,763
増 築	267,713	230,117	37,596	166	24	87	13	45	267,879
改 築	23,747	21,506	2,241	121	16	61	12	32	23,868
移 転	1,163	993	170	—	—	—	—	—	1,163
修 繕	345	291	54	—	—	—	—	—	345
模 様 替	239	162	77	—	—	—	—	—	239
用途変更	1,714	839	875	7	2	5	3	1	1,721
そ の 他	12,182	10,479	1,703	1	—	—	—	1	12,183
計	1,095,494	945,985	149,509	667	100	351	68	172	1,096,161

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので、理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

イ 予防査察及び措置命令の実態

消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。昭和56年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第7-12表のとおりであり、過去5年間の推移は第7-13図のとおりである。

また、予防査察の結果、火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生した際人命損傷の危険があると認める場合は、消防長又は消防署長は消防法第5条の規定により、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。昭和56年度に全国の消防機関がこの規定に基づいて発した措置命令の件数及び措置命令に基づく是正の件数は、第7-14表のとおりである。

また、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、必要な措置をなすべき旨の命令を発することができる。昭和56年度に全国の消防機関がこの規定に基づいて発した措置命令の件数及び措置命令に基づく是正の件数は、第7-15表のとおりである。

これらの措置命令は、査察結果書の交付あるいは指導勧告書の交付等によってもその指摘事項が是正されない場合、当該防火対象物の所有者、管理者等に対して発せられるものである。これらの措置命令を発しても、命令事項が依然として履行されない場合は、当該防火対象物の関係者に対して、機を失することなく告発等の措置を講じ、防火対象物における安全性の確保を図らなければならない。

(5) 消防用機械器具等の検定等

ア 検 定

消防用機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならない。

検定は特殊法人である日本消防検定協会で行っており、検定の対象となる消防用機械器具等は、消防法施行令第37条の規定により、消火器等の16種類とされている。

この検定は、「型式承認」(形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認)と「個別検定」(個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定)とからなっており、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後個々の製品について個別検定を受けなければならない。昭和56年度の検定申請数量は第7-16表のとおりである。

イ 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は消防用機械器具等の検定の業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。鑑定の対象として昭和56年12月から消火器加圧用

第7-16表 検 定 申 請 数 量

(昭和56年度)

種 別	区 分	型 式 試 験	型 式 変 更 試 験	個 別 検 定
① 消 火 器	大 型	4 ^件	1 ^件	17,066 ^個
	小 型	59	17	3,971,316
② 消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型	—	—	31,975
	小 型	18	—	1,803,652
③ 泡 消 火 薬 剤		13		152,415
④ 動 力 消 防 ポンプ	消防ポンプ自動車	12	110	1,901
	手引消防ポンプ	—	—	—
	重可搬消防ポンプ	—	—	—
	軽可搬消防ポンプ	4	2	9,061
⑤ 消 防 用 ホ ー ス	ゴ ム 引	10	6	436,098
	濡 れ	3	—	2,015
⑥ 消 防 用 吸 管		4	—	12,371
⑦ 結 合 金 具		11	10	452,390
⑧ 火 災 報 知 設 備	感 知 器	55	88	4,141,586
	発 信 機	3	4	227,678
	中 継 器	38	3	26,531
	受 信 機	51	20	54,926
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器		6	8	137,086
⑩ 閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド		21	9	1,045,273
⑪ 流 水 検 知 装 置		6	2	5,174
⑫ 一 斉 開 放 弁		10	10	8,848
⑬ 金 属 製 避 難 は し ご		8	—	82,720
⑭ 緩 降 機		5	—	10,318
計		341	290	12,630,400

ガス容器，蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁が加わった。

昭和56年度のこれら品目別の鑑定申請件数及び受託試験申請件数は第7-17表のとおりである。

第7-17表 鑑定及び受託試験の申請件数

(その1)

(昭和56年度)

特殊消防ポンプ自動車の鑑定										その他の鑑定	受託試験	計
水槽付	化学	はしご付	屈折はしご付	大型化学	大型高所放水	放水塔付	放水車 大型化学高所	高所放水車 はしご付大型	化学 空港災害用大			
293	101	32	28	13	9	2	1	—	3	14	39	535

(その2)

種別	区分		型式鑑定試験	型式変更鑑定試験	個別鑑定
			件	件	個
簡易型火災警報器	差動式		—	—	4,520
	定温式		—	—	1,660
	イオン化式		—	1	—
	光電式		5	1	7,115
予備電源			1	—	90,160
音響装置			4	—	36,330
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁			18	—	7,300
消火器加圧用ガス容器			16	—	1,064,000
蓄圧式消火器用指示圧力計			33	—	96,250
計			77	2	1,307,335

8 危険物行政

(1) 危険物行政の現況

消防法は，同法別表に掲げる発火性又は引火性を有する物品（危険物）について保安上の規制を行っている。

一定数量以上の危険物は，危険物施設（製造所，貯蔵所，取扱所）以外の場所で貯蔵し，又は取り扱ってはならず，このような危険物施設を設置しようとする者は，その位置，構造及び設備を一定の基準に適合させ，市町村長等の許可を受けなければならないとされているほか，当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については，その前に完成検査前検査）を受けなければならない。

危険物は，第1類から第6類に区分されているが，このうち石油製品を中心とする第4類の危険物が大半を占めており，これら第4類の危険物を貯蔵し，又は取り扱う危険物施設は，昭和57年3月31日現在，全危険物施設数59万6,575のうち58万935（97.4%）に及んでいる。

ア 危険物施設（製造所，貯蔵所，取扱所）

(ア) 危険物施設の数

昭和57年3月31日現在における施設別及び設置区分別危険物施設数は，第8-1表のとおりである。

また，危険物施設数の推移を昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数を100とした指数によって示すと第8-2表のとおりである。

(イ) 危険物施設の規模別構成

昭和57年3月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は，第8-3図のとおりであり，規模別の構成比は，前年同期とほとんど変わっていない。

イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は，都道府県知事が毎年1回以上実施することとされて

(昭57.3.31現在)

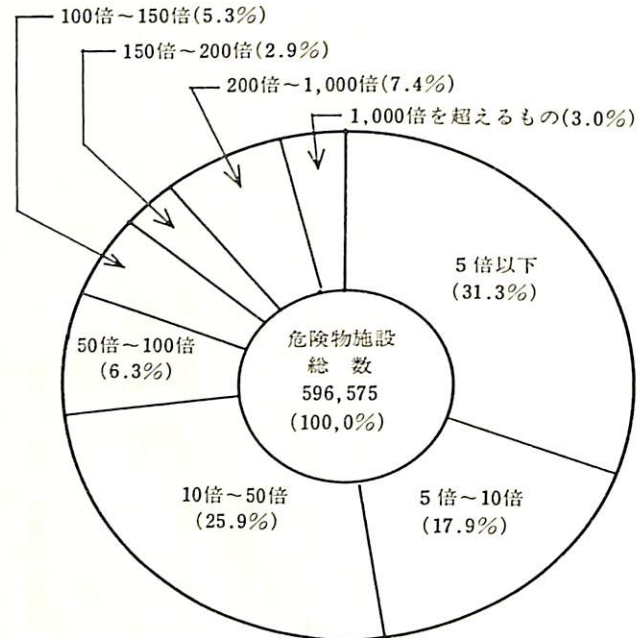
施設の区分	製造所	貯蔵所						取扱所									
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計		
消防本部及び 署設置 市町村 分		3,919,54,035	80,473	18,103	94,776	2,970	48,393	21,108	319,858	70,547	3,098	618	1,195	101,230	176,688	500,465	
設置区分 の別		395	7,188	13,552	1,624	15,153	839	7,528	3,669	49,553	12,854	44	112	15,431	28,662	78,610	
小計		4,314	61,223	94,025	19,727	109,929	3,809	55,921	24,777	369,411	83,401	3,319	662	1,307	116,661	205,350	579,075
消防本部及び 署未設置 町村 分		79	1,566	2,982	286	3,469	144	1,205	689	10,341	3,561	32	5	47	3,407	7,052	17,472
2以上の許可 行政庁の区域 にわたるもの																	28
計		4,393	62,789	97,007	20,013	113,398	3,953	57,126	25,466	379,752	86,962	3,351	667	1,382	120,068	212,430	586,575
昭56. 現在 総数		4,346	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	373,465	86,056	3,416	647	1,366	117,756	209,241	587,052

第8-2表 危険物施設数の累年比較(指数)

施設の区分	製造所	貯蔵所						取扱所									
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計		
調査期日		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
昭34. 9. 30 現在		150	190	399	716	951	66	808	465	366	334	219	100	—	916	481	396
47. 3. 31 現在		157	226	513	856	1,379	63	1,116	1,013	493	386	219	2,454	100	1,254	610	520
50. ≧		163	245	521	910	1,055	59	1,314	1,024	539	408	213	3,946	109	1,387	661	567
53. ≧		166	248	519	924	1,747	58	1,401	1,016	553	416	208	4,162	115	1,425	676	580
54. ≧		169	255	526	950	1,900	58	1,484	1,090	579	424	203	4,646	118	1,482	697	604
55. ≧		172	261	511	973	2,001	56	1,559	1,092	590	432	201	4,977	119	1,521	712	617
56. ≧		174	266	508	977	2,068	55	1,620	1,083	600	436	197	5,131	120	1,551	723	627

(注) 1 2及び3を除き昭和34年9月30日現在の数値を100とした。
 2 第二種販売取扱所については、昭和47年3月31日現在の数値を100とした。
 3 移送取扱所については、昭和50年3月31日現在の数値を100とした。

第8-3図 危険物施設の規模別構成比
(昭57.3.31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

いる。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者に対して、危険物取扱いの資格が与えられる。

危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いについてもその基準に従わなければならない。

昭和56年度において、危険物取扱者試験は全国で延べ164回実施され、その状況は、第8-4表のとおりである。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、昭和57年3月31日現在、253万6,645人となっている。

ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として5年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する

第8-4表 危険物取扱者試験実施状況
(昭和56年度)

種別 区分	甲種	乙種						丙種	計	
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			小計
受験者数	9,200	2,326	2,142	2,744	183,683	1,180	6,591	198,666	107,840	315,706
合格者数	3,299	1,688	1,684	1,912	61,170	1,011	4,516	71,981	55,448	130,728
合格率(%)	35.9	72.6	78.6	69.7	33.3	85.7	68.5	36.2	51.4	41.4

講習を受けなければならないこととされている。

昭和56年度において、保安講習は、全国で延べ548回実施され、受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は、第8-5表のとおりである。

第8-5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

年度	受講者数	危険物取扱者免状の種類別受講者数									
		甲種	乙種						丙種	計	
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			小計
52	91,046	4,168	1,943	1,627	2,111	78,777	915	5,100	90,473	8,212	102,853
53	107,789	5,576	2,535	2,029	2,397	94,373	1,136	6,918	109,388	7,641	122,605
54	108,728	5,793	2,793	2,435	2,824	95,892	1,448	7,200	112,592	7,639	126,024
55	108,311	5,421	2,435	2,387	2,469	93,777	1,203	7,271	109,542	8,577	123,540
56	90,872	4,806	2,185	1,950	2,141	81,569	1,038	6,102	94,985	9,206	108,997

エ 自衛消防組織等を設ける事業所

石油精製事業所等の一定規模以上の危険物施設の所有者等には、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

昭和57年3月31日現在、これらの義務付けがなされている危険物施設をも

つ事業所数は、第8-6表のとおりである。

第8-6表 危険物事業所数
(昭57.3.31現在)

設置区分の別	危険物保安統括管理者、危険物施設保安員、予防規程、自衛消防組織を設けなければならない事業所				その他 の事業所
	危険物保安統括管理者を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	自衛消防組織を要する事業所	
消防本部及び署設置市町村分	209	1,396	9,703	49	200,509
市町村小計	26	163	1,527	4	32,714
消防本部及び署未設置市町村分	2	48	266	1	8,050
計	237	1,607	11,496	54	241,273

オ 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り、危険物施設以外の場所での仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められる。

昭和56年度にこの承認を受けた件数は、第8-7表のとおりである。

第8-7表 危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数
(昭和56年度)

設置区分の別	区分	仮貯蔵	仮取扱い
	消防本部及び署設置市町村分	市	7,140
町村		681	405
小計		7,821	8,449
消防本部及び署未設置市町村分		72	61
計		7,893	8,510

カ 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められない。しかし、危険物施設を変更する場合において、当該危険物施設のうち、当該変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、当該承認を受けた部分を仮に使用することができる。

昭和56年度にこの承認を受けた件数は、第8-8表のとおりである。

キ 予防査察及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所の所有者等に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、製造所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を取去させることができる。

昭和56年度の予防査察の実施状況は、第8-9表のとおりである。

予防査察を行った結果、危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱い、若しくは当該施設の位置、構造又は設備が消防法令に規定される技術上の基準に違反していると認められる場合、市町村長等は、当該基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いをすべきこと、若しくは当該基準に適合するよう施設を修理し、改造し、又は移転すべきことを命令することができる。更に、その命令に違反した場合等は、施設の使用の停止を命ずることができる。

また、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、危険物の除去その他危険物による災害防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

昭和56年度の市町村長等によるこれらの命令権の行使状況は第8-10表のとおりである。

第8-8表 危険物施設の

設置区分 の別	施設の区分	製造所	貯 蔵				
			屋内貯蔵所	屋外貯蔵タンク所	屋内貯蔵タンク所	地下貯蔵タンク所	簡貯易タンク所
消防本部及び署 設置市町村分	市	2,188	322	5,359	165	743	7
	町村	215	29	487	12	99	2
	小計	2,403	351	5,846	177	842	9
消防本部及び署未設置 町村分		15	2	74	3	11	-
2以上の許可行政庁の 区域にわたるもの		-	-	-	-	-	-
計		2,418	353	5,920	180	853	9

第8-9表 危険物施設に対する

設置区分 の別	施設の区分	製 造 所	貯 蔵					
			屋内貯蔵所	屋外貯蔵タンク所	屋内貯蔵タンク所	地下貯蔵タンク所	簡貯易タンク所	
消防本部 及び署設 置市町村 分	市	{検査施設数	2,324	26,851	48,034	9,323	50,744	1,495
		{延回数	3,856	32,910	65,983	11,204	61,948	1,801
		町村	{検査施設数	285	4,381	8,674	988	9,519
{延回数	372		5,839	12,074	1,326	12,902	739	
小計	{検査施設数		2,609	31,232	56,708	10,311	60,263	2,004
	{延回数	4,228	38,749	78,057	12,530	74,850	2,540	
	消防本部及び署 未設置町村分	{検査施設数	42	345	903	86	862	25
{延回数		45	354	929	90	876	25	
2以上の許可行政庁の区域に わたるもの		{検査施設数	-	-	-	-	-	-
	{延回数	-	-	-	-	-	-	
	計	{検査施設数	2,651	31,577	57,611	10,397	61,125	2,029
	{延回数	4,273	39,103	78,986	12,620	75,726	2,565	

仮使用承認件数

(昭和56年度)

所			取 扱 所						計
移動貯蔵タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種取扱販売所	第二種取扱販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
12	135	6,743	21,606	5	-	501	9,471	31,583	40,514
1	7	637	2,112	-	-	57	804	2,973	3,825
13	142	7,380	23,718	5	-	558	10,275	34,556	44,339
1	-	91	390	-	-	3	112	505	611
-	-	-	-	-	-	16	-	16	16
14	142	7,471	24,108	5	-	577	10,387	35,077	44,966

予 防 査 察 実 施 状 況

(昭和56年度)

所			取 扱 所						計
移動貯蔵タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種取扱販売所	第二種取扱販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
33,685 41,326	11,512 14,313	181,644 229,485	51,009 76,261	1,529 1,845	411 494	678 1,187	62,374 83,866	116,001 163,653	299,969 396,994
5,959 8,137	2,141 2,829	32,171 43,846	9,352 13,401	170 235	24 35	89 109	10,436 14,412	20,071 28,192	52,527 72,410
39,644 49,463	13,653 17,142	213,815 273,331	60,361 89,662	1,699 2,080	435 529	767 1,296	72,810 98,278	136,072 191,845	352,496 469,404
227 229	169 174	2,617 2,677	1,329 1,417	4 4	3 3	5 5	1,165 1,252	2,506 2,681	5,165 5,403
-	-	-	-	-	-	16	-	16	16
-	-	-	-	-	-	21	-	21	21
39,871 49,692	13,822 17,316	216,432 276,008	61,690 91,079	1,703 2,084	438 532	788 1,322	73,975 99,530	138,594 194,547	357,677 474,828

第8—10表 危険物施設及び無許可

施設の区分 命令の区分	製 造 所	貯 蔵					計
		屋内貯蔵所	屋外タンク所	屋内タンク所	地下タンク所	簡貯タンク所	
製造所等における危険物の貯蔵取扱いの基準に関する遵守命令（法第11条の5）	37	172	132	40	143	6	
製造所等の位置、構造、設備の基準に関する措置命令（法第12条第2項）	修理命令	30	59	145	14	153	2
	改造命令	38	13	95	11	7	2
	移転命令	—	3	1	—	1	—
	小計	68	75	241	25	161	4
製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	—	5	7	—	5	—	
製造所等の緊急使用停止命令（法第12条の3）	7	—	6	—	8	—	
危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	2	107	28	3	8	6	
計	114	359	414	68	325	16	

（注） 危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令については、当該施設が設置

（2） 石油パイプラインの規制

石油パイプラインの保安を確保するため、自治大臣は、石油パイプライン事業法の定めるところにより、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可に当たって意見を述べる事等により、石油パイプライン事業の規制に関与している。

新東京国際空港航空燃料パイプラインに関する基本計画は、昭和53年9月に告示され、新東京国際空港公団から工事計画の認可申請がなされ、同年10月に認可された。その後の工事の進捗に伴い消防庁においても運輸省とともに立入検査等を実施してきている。

施設に関する命令状況

（昭和56年度）

所			取 扱 所					計	
移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計	計
44	40	577	392	6	3	—	198	599	1,213
59	30	462	428	1	—	—	236	665	1,157
4	—	132	54	—	—	—	87	141	311
4	—	9	27	—	—	—	1	28	37
67	30	603	509	1	—	—	324	834	1,505
5	1	23	14	—	—	—	12	26	49
—	—	14	15	—	—	3	15	33	54
8	74	234	37	1	—	—	24	62	298
124	145	1,451	967	8	3	3	573	1,554	3,119

許可を受けるべき危険物施設の欄に記入した。

なお、石油パイプライン事業法の適用外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

9 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害等に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

(1) 石油コンビナート災害対策区域の状況

ア 石油コンビナート等特別防災区域の現況

一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定している。

特別防災区域の現況は、第9-1図のとおりであり、当初、昭和51年7月に33都道府県にわたって75地区が指定されたが、その後6地区が追加指定され、昭和57年8月1日現在、33都道府県にわたって81地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。

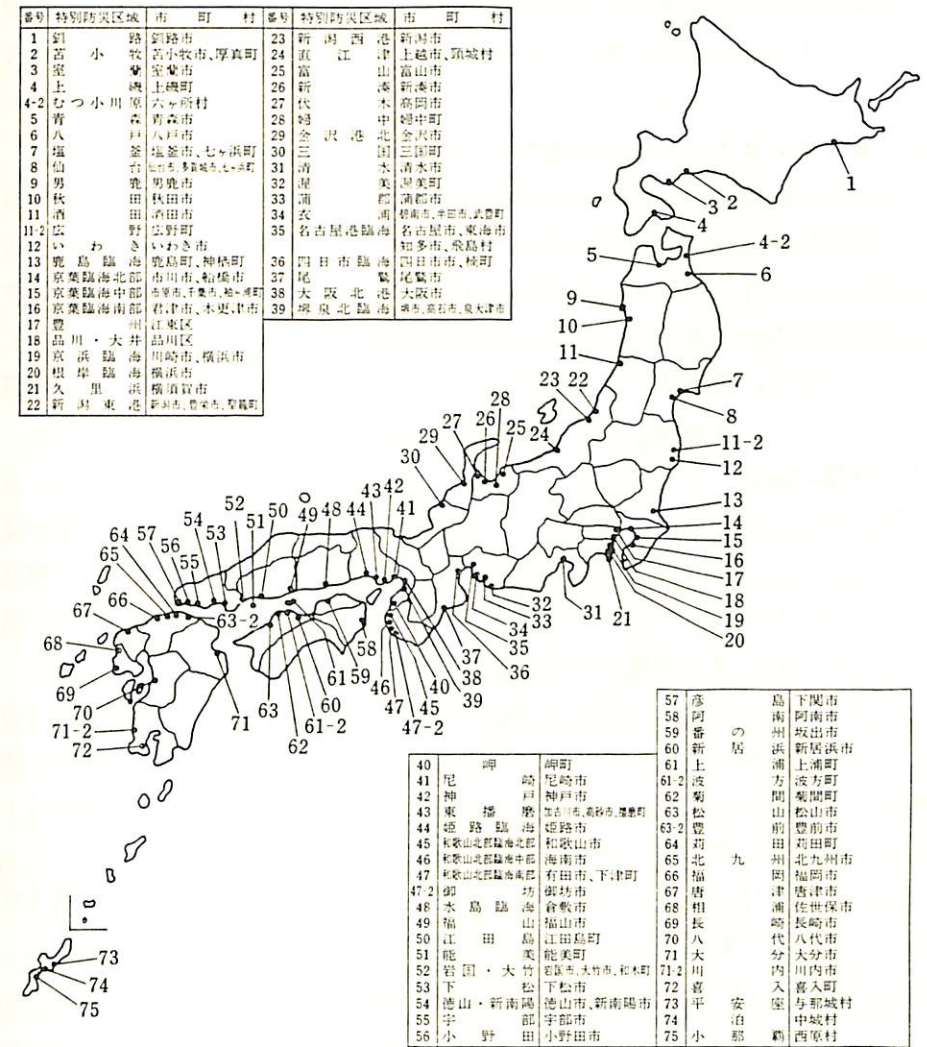
特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は、昭和57年4月1日現在、第一種事業所が524事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は248）、第二種事業所が412事業所ある。なお、石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料20のとおりである。

イ 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、

第9-1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(昭57. 8. 1現在)



地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用分担の下にその設置を推進することとしており、現在、宮城県の大塩地区において整備が進められている。

(2) 防災体制

石油コンビナート等災害防止法に基づき、都道府県石油コンビナート等防災本部を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。

ア 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県には、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が置かれ、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務が行われている。

防災計画は、特別防災区域が所在する33都道府県すべての防災本部で作成されており、これをもとに防災体制の整備が推進されている。

イ 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が、特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正してこれを強化した。

昭和57年4月1日現在、特別防災区域の所在市町村には、大型化学消防車95台、大型高所放水車76台、泡原液搬送車91台、その他の消防車2,888台、泡消火薬剤3,142kl、消防艇48艇等が配備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域の所在市町村に対し、石油コンビナート等消防施設等整備費補助を行っている。この補助を受けて昭和56年度までに69団体で、大型化学消防車62台、大型高所放水車64台、泡原液搬送車55台が整備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化する

ため、特別防災区域の所在都道府県に対しても、石油コンビナート等防災資機材施設整備費補助を行っており、昭和56年度までに22道府県で、泡原液貯蔵設備20基、泡原液搬送車26台、泡放水砲36基、高発泡器12基等が整備された。

ウ 自衛防災組織等

特別防災区域に所在する特定事業者に対し、石油コンビナート等災害防止法では、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任を義務付けている。また、一の特別防災区域に所在する特定事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関係を有していることから、石油コンビナート等災害防止法は、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

昭和57年4月1日現在、936の全事業所に自衛防災組織がおかれ、このほか116の共同防災組織、77の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には27,196人の防災要員、192台の大型化学消防車、145台の大型高所放水車、155台の泡原液搬送車、40隻の油回収船等が配備されている。

このほか特定事業所は、災害の拡大を防止するため、特定事業所の施設の規模等に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（「特定防災施設等」）を設置しなければならないこととされている。昭和57年4月1日現在、流出油等防止堤が180事業所に、消火用屋外給水施設が638事業所に、非常通報設備が936の全事業所に設けられている。

なお、石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について、災害の態様別に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討し、自衛防災組織等における防災教育、防災訓練及び防災活動のあり方を調査研究している。

(3) 事業所のレイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

ア レイアウト対象事業所の実態

特別防災区域内における第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象とな

第9-2表 第一種事業所の新設等の届出の現況

区分	件数 年度	新設・変更届出件数						処 理 件 数						確 認 件 数					
		51	52	53	54	55	56	51	52	53	54	55	56	51	52	53	54	55	56
新 設		1	3	5	3	5	3	1	2	6	1	5	3	—	—	2	4	2	2
変 更	製造施設地区	8	12	12	24	28	15	3	17	11	20	29	18	—	5	10	9	18	24
	貯蔵	16	21	28	35	36	21	8	26	29	28	38	21	—	7	11	23	26	34
	入出荷	5	2	4	3	3	3	2	1	4	3	4	3	—	3	2	3	6	2
	用役	1	1	4	—	4	1	1	1	2	2	4	1	—	1	1	4	1	1
	事務管理	1	5	6	4	8	3	—	6	2	10	8	4	—	1	7	6	8	6
	その他	4	8	12	4	9	3	1	6	12	7	11	4	1	5	6	8	12	11
連絡導管及び 連絡道路	6	6	6	9	10	5	2	8	6	7	12	8	—	1	2	1	3	5	
敷地面積の減 少	7	6	8	20	7	1	3	11	7	16	8	1	—	7	5	10	7	10	
計		49	64	85	102	110	55	21	78	79	94	119	63	1	30	46	68	83	95

(注) 1 施設地区別の分類は、変更に係る主たる施設地区等により区分した。
 2 敷地面積の増加を伴うものは、当該増加部分の施設地区に係る変更として分類した。

る第一種事業所は、昭和56年度に新たに対象となった2事業所を含め、248事業所となっている。

また、レイアウト対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体の量に占める割合は、石油にあつては71%、高圧ガスにあつては97%となつており、大部分がレイアウト対象事業所において保有されている。

イ 第一種事業所の新設等の届出の現況

昭和56年度における事業所の新設及び変更の届出件数は、55件あつた。

新設又は変更の届出がなされ、工事が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされている。昭和56年度の確認件数は95件で、新設又は変更の計画に適合していなかつたものはなかつた。(第9-2表参照)

10 林野火災対策

(1) 林野火災特別地域対策事業

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同して事業計画を樹立し、①防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防、②火災予防の見地からの林野管理、③消防施設等の整備、④火災防御訓練等を総合的に行おうとするものであり、昭和56年度までに、27都道府県の80市348町141村にわたる132地域において実施されている。しかし、林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えていながら、いまだに当該事業を実施していない市町村も多数ある。

消防庁は、当該事業を実施する市町村に対して、これまで林野火災用消防施設の整備について助成してきており、この措置により、昭和56年度までに、132林野火災特別地域内の市町村に対して、消防無線550機、防火水槽1,113基、可搬式散水装置173組、林野火災工作車49台等の整備について補助を行った。

(2) 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及び都道府県を中心としたヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めている。

林野火災の空中消火方法は、消防研究所が昭和39年以来大震火災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究成果をもとに、昭和44年から林野庁林業試験場及び自衛隊の協力を得て開発したものであり、従来の林野火災

の消火が多数の消防職団員による長時間の困難かつ危険な作業によって行われたのに比べて、効果的な消防戦術の一つとして評価されている。

この開発に伴い、消防庁では昭和49年度から都道府県における空中消火用資機材の整備に対し消防施設等整備費補助金を交付し、昭和56年度までに24道府県において空中消火体制の整備を進めた。これに独自で整備した15都道府県を合わせると、39都道府県において空中消火体制が整備されたことになる。

なお、空中消火の運用については、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請による自衛隊のヘリコプターの出動により行われ、地形や気象の変化に伴って燃焼の様相が激変することが多い林野火災の特性から、自衛隊との緊密な連絡による機動的な空中消火方法の運用が図られている。

昭和56年中の空中消火の実施件数は15件であり、その主なものは第10—1表のとおりである。

第10—1表 林野火災空中消火の主な実施状況

(昭和56年中)

発 災 場 所	発災月日	出動機数 (機)	焼損面積 (ha)
東京都西多摩郡五日市町	1. 28	1	3. 8
兵庫県神戸市東灘区本山町	4. 22	1	7. 8
栃木県塩谷郡栗山村	4. 27	2	17
北海道河東郡音更町	5. 2	7	70
福岡県福岡市内野	5. 26	1	1. 5
東京都西多摩郡奥多摩町	12. 27	2	1. 0

(3) 出火防止対策

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特に、たき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が大半を占めている。昭和56年中の20ha以上の林野火災をみると、失火者が出火場所へ来た理由としては、農作業、山菜取り等で、出火原因については、たばこ、たき火等となっている。した

がって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

- ① 入山者及び林野周辺住民の防火意識の醸成を図ること。
- ② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
- ④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、林野火災の多発期に当たる春先の2月末日から3月6日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練などを通じて山火事防止を呼びかけている。

11 特殊災害対策

(1) ガス災害防止対策

ガスによる災害を予防するため、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べるとともに、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けており、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

また、昭和55年8月16日の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等についてはガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、昭和57年度から新たに日本開発銀行による融資制度を設けるなど設置の促進に努めている。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

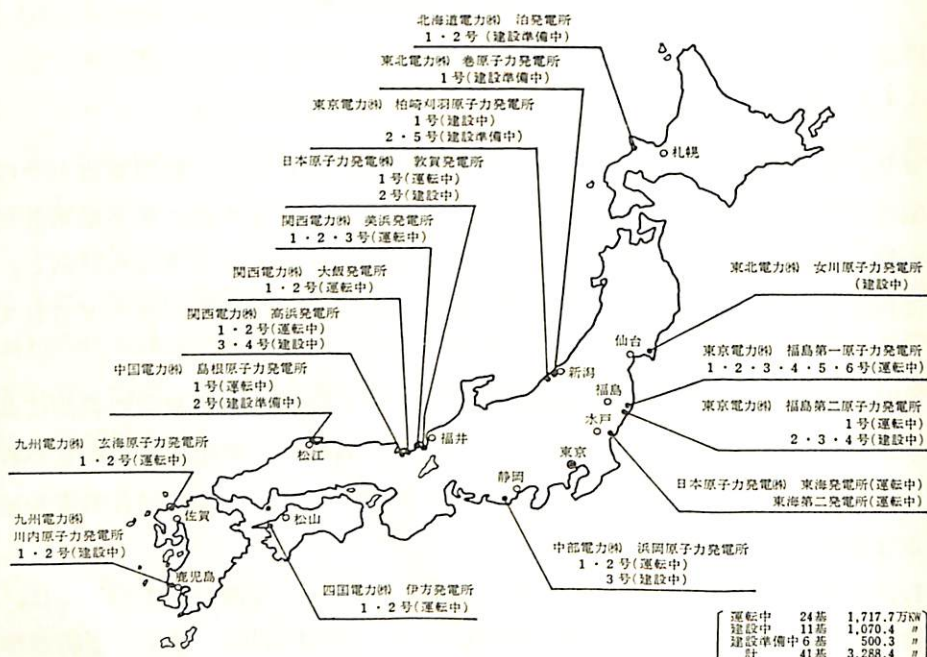
(2) 原子力災害対策

ア 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所(第11-1図参照)等の原子力施設については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

第11-1図 原子力発電所立地図

(昭57. 8. 1現在)



(注) 資源エネルギー庁の資料による。

原子力発電所等所在の都道府県と市町村は、災害対策基本法に基づく地域防災計画において、原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えているが、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故の経験にかんがみ、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等国として当面とるべき措置が決定された。

更に昭和55年6月、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的

事項について「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。

関係府県においては、これらを踏まえて、既に地域防災計画の見直しを完了し、現在、関係市町村の地域防災計画の見直しを行っているところである。更に、これら関係地方公共団体では、地域防災計画に基づいて防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策のより一層の整備充実が進められている。

なお、消防庁においては、昭和57年度予算において、原子力発電所等所在市町村及び周辺市町村が、原子力災害に対処するための防災資機材として放射能測定器等の資機材を積載した住民の避難誘導用の広報車を整備する場合に、助成措置を講じている。

イ 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度は年々高くなっており、従来にも増してその対策は重要なものになっている。

核燃料物質の安全輸送の確保については、昭和53年7月の原子炉等規制法の改正を受けて、同年12月に関係法令の整備が図られ、これにより関係省庁の規制責任分担が明確にされ、核燃料物質の安全輸送に万全を期している。

また、放射性同位元素(RI)の輸送については、昭和55年5月の放射線障害防止法の改正及びこれに伴う関係政省令の改正により、運搬の技術上の基準が整備され、また危険時における消防機関等への通報義務を含む応急措置等が定められ、一層の安全の確保が図られている。

(3) 高層建築物及び地下街等の火災対策

ア 高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、建築物の高層化が著しく進展し、その使用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般的に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理体制(消防法第8条の2)、防災規制(同法第

8条の3), 消防用設備等の規制(同法第17条)が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており, 火災の予防, 早期発見, 初期消火, 早期通報及び安全避難が確実に出来るよう, ハード, ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

なお, 最近では, 防災に関する情報や防災機器の操作を防災センターで一括制御する総合防災システムの開発が進んできているので, 消防庁としても, その有効性及び改善方法等について検討している。

また, 消防機関においては, 高層建築物の火災に対応できる装備の科学化を図るとともに訓練を更に強化する一方, 非常の場合に防災センターを適切に活用できるよう努めている。

イ 地下街及び準地下街

地下街等では, いったん火災になると内部に煙が充満し, 中にいる人たちがパニック状態に陥いることも予想されるため, 災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては, 建設省, 消防庁, 警察庁, 運輸省等により構成される地下街中央連絡協議会において, 地下街の新設は原則として認めないこととし, 公益上真に建設がやむを得ないものについては, 防災上可能な限りの安全策を講じせざることを, 厳しい規制を行ってきた。

また, 消防法令上, 地下街については, 高層建築物と同様共同防火管理規制, 防災規制等の基準が強化されているほか, 消防用設備等の設置については, 地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため最大限の規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機に, 建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた, いわゆる「準地下街」の危険性が新たにクローズアップされるとともに, 地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになった。このため, 地下街中央連絡協議会に新たに資源エネルギー庁が加わり, ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに, 関係5省庁により, 準地下街の新設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また, 消防庁では, 消防法施行令を改正して準地下

街について地下街と同様の規制を行うこととし, 更に一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。昭和57年3月末日現在の準地下街の防災改修の進ちょく状況は第11—2表に示すとおりである。

第11—2表 準地下街の防災改修の進ちょく状況

(昭57.3.31現在)

項目	消防用設備等の名称								
	消火器	スプリンクラー設備	水噴霧等消火設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	非常警報設備	放送設備	誘導灯	
設置義務を有する準地下街	8	3	2	4	5	5	2	7	
設置義務のない準地下街	—	3	1	2	—	—	3	1	
設置義務のない準地下街	—	—	—	—	2	—	—	—	
設置義務のない準地下街	—	2	5	2	1	3	3	—	

(注) ガス漏れ火災警報設備のデータは昭和57年6月30日現在のものであり, 違反の2施設は工事中である。

消防機関の活動については, 地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計画したり, 空気呼吸器などの救助資器材を使用した救助訓練を行うなど特別の対策を行ってきたが, 前述の火災にかんがみ地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業所との連携強化及び地下街等でのガス漏れ事故に関する警防戦術についてそれぞれ通達を出し, ガス保安対策を強化している。

(4) 海上災害対策

近年, タンカー等危険物積載船舶の大型化, 海上交通のふくそう化, 臨海コンビナートの大規模化等により, 海上災害発生の危険性が増大してきており, 海上災害が発生した場合には, 海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれがある。

このため, 港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え, 地方公共団体においても, 地域防災計画に防災関係機関との連絡, 情報の収集, 応援要請, 防災資器材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め, 防災体制の強化を図るとともに, 大規模な災害となった場合には, 災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また, 昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律によ

り、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備され、その推進が図られている。

更に、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁の間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の防止に万全を期している。

(5) 大規模交通災害対策

ア 長大トンネル火災対策

消防庁は、昭和54年7月11日に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の車両火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月25日「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示した。

この後、トンネルの非常用施設の設置基準が定められ、管内に長大トンネルを有する消防機関は、この基準に基づき、非常用施設の設置について指導するとともに、車両火災予防運動に合わせて、警察機関及び長大トンネルの管理者と共同で長大トンネル内における非常用施設の点検及び火災等の発生を予想した各種訓練を実施して、長大トンネルの安全確保に努めている。

イ 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、第1種空港及び第2種空港においては、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、また、第3種空港においては、「第3種空港における消防力の基準」に従って防災体制の整備を推進しているが、地方公共団体が管理する第3種空港の消防体制は、一部の空港を除き、なお消防力の整備基準を満足するに至っていない状況にある。

消防庁では、これらの状況を踏まえ、最近の航空機利用の増加、航空機の大規模化及びジェット化の傾向、また、ICAO基準が改正されたこと等を契機に、空港災害に対する防災体制のあり方を検討してきたが、昭和54年に、

整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術などからなる空港災害対策研究会報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に配布し今後の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資している。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、昭和57年4月1日現在、空港所在市町村の55消防機関が協定を締結している。（附属資料21参照）

更に、昭和52年9月に横浜市内で発生した米軍航空機墜落事故にかんがみ、消防庁は都道府県に対し、自衛隊又は在日米軍が使用する飛行場の周辺地域における航空事故に関する連絡調整体制の整備を図るよう指導している。

なお、消防庁としては、昭和54年度から空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の配備について助成措置を講じている。

(6) その他

ア 毒劇物災害対策

毒劇物による災害の形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火災、爆発又はそれらの複合したものなどがある。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和56年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は56件、死傷者数は108人であり、事故形態としては漏出が、被害形態としては中毒がそれぞれ大半を占めている。

事故発生の際に消火、救急・救助及び事故の拡大防止の処置等に従事する消防機関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態の把握を含めて、今後とも毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

イ 酸素欠乏災害対策

地下工事現場、井戸、マンホール等の酸素欠乏危険場所での作業において

は、労働安全衛生法により各種の労働災害予防措置を講ずることが義務付けられているが、この種の災害現場では、困難な条件下での救助活動を強いられる場合が多い。このため消防機関においては、関係機関との協力の下に酸素欠乏危険場所の実態把握及び関係者に対する指導、救助・救急体制の整備等の対策を実施している。

12 消防の教育訓練等

(1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

ア 教育訓練

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うことを任務としている。

消防大学校（消防講習所を含む。）の卒業生は、昭和56年度末までに1万2,498人となっている。（第12-1表参照）

第12-1表 卒業生数の推移

区 分	消 防 講 習 所	消 防 大 学 校							計
		23~33	34~51	52	53	54	55	56	
年 度(昭和)	23~33	34~51	52	53	54	55	56	小計	
卒 業 生 数	3,120	6,119	557	615	664	704	719	9,378	12,498

（注）上記のほか、教員短期講習、実務講習（救助科）としてこれまで530人が卒業している。

(ア) 教育訓練の課程

消防大学校の教育課程は、消防大学校校則の定めるところにより4部9学科からなっている。

このうち、第4部の救助科は、都道府県等の消防学校及び消防本部等において救助技術指導を担当している者に対して、救助実務に関する専門的かつ高度の知識と技術を習得させることを目的として昭和56年度に正規の科目として新設されたものである。

なお、各部の教育訓練の重点は、次のとおりである。

第1部 消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得

第2部 消防実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得

第3部 消防行政及び消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得

第4部 特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

(イ) 教育訓練の実施状況

昭和56年度及び昭和57年度における各部各学科別の実施回数、学生数、実施期間等の教育訓練の実施状況は第12—2表のとおりであり、昭和56年度には総数719人が卒業し、また、昭和57年度には696人が卒業する見込みである。

第12—2表 教育訓練の実施状況

教育課程		昭和56年度		昭和57年度		備 考 (昭和57年度)	
部	学 科	実施回数	学生数	実施回数	学生数		
第一部	本 科	1	54	1	53	4月8日～9月4日 53人	
第二部	警防科	2	141	2	120	前期 8月26日～10月26日 60人(見込) 後期 1月13日～3月15日 60人(見込)	
	予防科	2	132	2	118	前期 4月8日～7月2日 60人 後期 9月28日～12月22日 58人(見込)	
第三部	上 級 幹部科	1	70	2	104	前期 6月3日～7月2日 43人 後期 10月21日～11月19日 61人(見込)	
	消 防 団長科	1	32	1	33	7月8日～7月23日 33人	
第四部	救急科	3	147	2	105	前期 4月8日～6月8日 51人 後期 1月13日～3月15日 54人(見込)	
	危険物 保安科	1	35	1	35	9月28日～12月22日 35人(見込)	
	教員科	1	29	1	35	2月15日～3月15日 35人(見込)	
	救助科	2	79	2	93	前期 4月8日～5月29日 45人 後期 8月26日～10月16日 48人(見込)	
計		14	719	14	696		

イ 消防学校等に対する技術的援助

消防大学校では、消防組織法の規定に基づき、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関(以下「消防学校等」という。)に対し、必要に応じ次のような技術的援助を行っている。

(ア) 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請を受け、消防行政及び予防技術、警防技術、救助技術等の実務面の指導について消防大学校教官又は講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

(イ) 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに33種類を完成しているが、なお消防事象の変化に即応した内容の再検討、改定作業を進めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学校の視聴覚教材を必要に応じ消防学校等に貸し出している。

(ウ) 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者の共通の研究の場として、教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

(2) 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情 その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならず、また、政令指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている(消防組織法第26条)。

現在、消防学校は、46都道府県(鳥取県は58年開校予定)と政令指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されている。

イ 教育訓練の基準

消防学校の教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教

育，専科教育，幹部教育及び特別教育がある。

- (ア) 「初任教育」とは，新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい，教育期間は6か月以上とされている。
- (イ) 「普通教育」とは，消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい，教育期間は4日以上とされている。
- (ウ) 「専科教育」とは，現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- (エ) 「幹部教育」とは，幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- (オ) 「特別教育」とは，上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で，特別の目的のために行うものをいう。

このうち，消防団員は自分の職業を持っているため，消防学校における教育が十分行いがたいと認められる場合には，教員を現地に派遣して，教育訓練を行うことができることとされており，多くの消防学校でこの方法が採用されている。

なお，最近における災害の複雑多様化及び消防業務の質的高度化に対処し，消防職団員の知識及び技能の一層の向上を図るため，消防学校教育訓練研究会が設置され，消防学校における教育訓練の基準について，所要の見直しが行われている。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第12—3表のとおりである。初任教育，専科教育のうちの救急科の受講者の増加が顕著であり，特に救急科は，昭和53年11月に消防法施行令の一部が改正されて救急隊員となる消防職員は所定の教育訓練を修了していることとされたため，前年度に比べ1,456人(22.1%)増加している。

初任教育の期間別実施状況は第12—4表のとおりであり，昭和56年度に初任教育を行った53校のうち，消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施したのは，39校(うち政令指定都市の消防学校は6校)で前年より1校増加し，また，5か月の教育訓練を実施した学校も8校で2校増加

第12—3表 科別受講状況

(単位：人，%)

区 分	昭 和 55 年 度	昭 和 56 年 度
初 任 教 育	4,496(19.1)	4,820(18.7)
専 科 教 育	13,223(56.0)	14,389(55.9)
警 防 科	3,096(13.1)	2,818(11.0)
予 防 科	2,598(11.0)	2,540(9.9)
機 関 科	943(4.0)	989(3.8)
救 急 科	6,586(27.9)	8,042(31.3)
幹 部 教 育	3,258(13.8)	3,141(12.2)
特 別 教 育	2,622(11.1)	3,379(13.1)
計	23,599(100.0)	25,729(100.0)

第12—4表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間	昭 和 55 年 度	昭 和 56 年 度
6 か 月	38	39
5 か 月	6	8
4 か 月	8	6
3 か 月	1	—
2 か 月	—	—
計	53	53

(注) 初任教育期間の異なる研修を数次にわたり実施している場合には，一番期間の長いものを1校としてとらえ，計上している。

しているが，いまだ十分とはいえない状況にある。

新規採用者の初任教育受講状況は，第12—5表のとおりであり，昭和56年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は，3,966人で前年度に比べ388人増加し，また，6か月の教育訓練の受講者も2,678人で前年度に比べ131人増加し，質・量ともに充実してきている。

なお，受講率は83.2%で，前年度の86.7%に比べて3.5%低くなっているが，これは新規採用者が4,765人で前年度に比べ640人(15.5%)増加したのに対し，消防学校の収容能力が追いつかなかったこと，また，救急隊員養成のための専科教育等も併せて行わなければならない状況の中で，初任教育のみ充実するわけにはいかなかったこと等の理由によるものと思われる。

第12—5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人，%)

区		分		昭和55年度		昭和56年度	
初任教育を受けた者	6	か	月	2,547 (61.7)	2,678 (56.2)		
	5	か	月	439 (10.6)	880 (18.5)		
	4	か	月	543 (13.2)	391 (8.2)		
	3	か	月	27 (0.7)	17 (0.3)		
	2	か	月	22 (0.5)	—		
	1	か	月	—	—		
	小		計	3,578 (86.7)	3,966 (83.2)		
初任教育を受けなかった者				547 (13.3)	799 (16.8)		
計				4,125 (100.0)	4,765 (100.0)		

エ 教職員の状況

昭和56年度の消防学校教職員数の状況は第12—6表のとおりである。

専任教員542人のうち派遣教員が104人に及んでいる。これは、直接消防活動を行っていない道府県が消防学校を設置しているため、多くの道府県が、専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

第12—6表 消防学校教職員数

(昭和56年度)

教 員				事 務 職 員			そ の 他			計	
専 任		兼 任		専任	兼任	小計	専任	兼任	小計		
実員	派遣	実員	派遣								
438	104	65	—	607	118	13	131	109	14	123	861

(注) 教員欄の数には、校長、教頭を含む。

(3) 全国消防救助技術大会等の実施

ア 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実を図るため、全国の消防職員が日ごろ錬成した技術の相互交換、研さんの場

としての全国消防救助技術大会は、財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されている。第11回大会は昭和57年8月19日に横浜市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、種目内容、安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

イ 全国消防操法大会の実施

消防団員の消防操法技術の向上と士気の高揚を図り、消防活動の進歩充実に寄与することを目的として、全国消防操法大会が財団法人日本消防協会の主催で隔年実施されている。昭和57年10月11日、東京において第8回大会が開催された。

(4) 国際交流

ア アジア諸国等消防職員の研修等

消防庁では、日本政府のコロナボ計画に基づいて、国際協力事業団の協力の下に発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした集団研修(消防行政セミナー)を実施している。この研修は、昭和45年度以降毎年実施されており、昭和57年度においても例年どおり約2か月間にわたって実施された。これまでの受講状況は第12—7表のとおりである。

また、昭和56年10月にはシンガポール内務大臣を団長とする調査団が来日し、わが国の防災対策について調査を行った。

イ ブラジル国への技術協力

ブラジル政府が消防訓練センターと消防研究所を建設するに際して、同国から技術協力の要請があった。消防庁は、種々調査を重ね、昭和56年3月報告書を提出した。

消防庁としては、その後も引き続き各種の情報提供による技術協力を実施しており、また、ブラジル消防局関係者が来日し、都市消防の視察を含めた研修が2度にわたり実施された。

ウ アジア消防長協会総会

アジア消防長協会(International Fire Chiefs Association of Asia)は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防

の発展を図ることを目的として設立された。昭和57年11月、東京において第12回総会が開催される予定である。

第12-7表 アジア諸国等消防職員研修受講状況

(単位:人)

国名	年度									計
	45~50	51	52	53	54	55	56	57		
1 アフガニスタン	1	—	—	1	—	—	—	—	—	2
2 バングラデシュ	—	—	—	1	1	1	1	1	1	5
3 ビルマ	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
4 インド	4	1	1	1	1	—	—	—	—	8
5 インドネシア	9	1	1	1	1	1	—	1	1	15
6 カンボジア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
7 クメール	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
8 ラオス	5	—	—	—	—	—	—	—	—	5
9 マレーシア	7	1	1	1	1	—	1	1	1	13
10 ネパール	1	—	1	1	—	—	—	—	—	3
11 パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
12 フィリピン	6	1	1	1	2	1	1	1	1	14
13 シンガポール	5	2	2	1	1	1	1	1	1	14
14 スリランカ	—	—	—	—	—	—	1	1	1	2
15 タイ	5	1	—	—	—	1	1	1	1	9
16 ベトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
17 韓国	2	1	—	—	—	—	—	—	—	3
18 台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3
19 エジプト	2	—	1	—	—	—	—	—	—	3
20 イラン	2	1	1	1	—	—	—	—	—	5
21 ヨルダン	—	—	—	—	1	—	—	1	—	2
22 サウジアラビア	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
23 スーダン	—	—	—	1	1	—	—	—	—	2
24 トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
25 パプアニューギニア	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
26 ブラジル	1	1	—	—	1	3	3	2	—	11
27 チリ	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
計	60	10	10	10	10	8	11	12	—	131

13 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

(1) 活動状況

昭和55年中における全国の消防職団員の活動状況は、第13-1表のとおりである。

そのうち火災等(火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他(警察への協力、危険排除等)、ただし救急業務を除く。)への出動回数は47万6,754回で、前年を1万2,056回下回り、また出動延人員では785万8,163人である。1日当たりの出動回数は1,306回、約1分に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が26.3%で一番多く、次いで火災出動が22.5%となっているが、火災出動回数は前年と比べ5.1%の減となっている。

なお、救急業務は、昭和57年4月1日現在、2,926市町村において実施されており、昭和56年中の出場件数は205万5,750件で前年と比べ2.4%の増となっている。

(2) 公務災害の状況

消防職団員は、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならない場合があり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する者も少なくない。

昭和55年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は26人、同じく負傷した者は4,030人である。前年に比べて負傷者は227人減少したものの殉職者は、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災時の殉職等により7人増加している。

殉職の原因を出動形態別にみると、火災によるものが46.2%と最も多く、次いで演習訓練によるものが11.5%、風水害等の災害によるものが3.8%と

第13-1表 消防職員及び

区分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消防職員	60,700	1,251,238	13,982	124,013	8,970	48,592
消防団員	46,426	2,089,557	812	24,871	4,822	299,992
計	107,126	3,340,795	14,794	148,884	13,792	348,584
火災等構成比(%)	22.5	42.5	3.1	1.9	2.9	4.4
構成比(%)	2.5	14.2	0.3	0.6	0.3	1.5

区分	演 習 訓 練		訓 練 指 導		警 防 調 査	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消防職員	127,520	1,089,661	88,617	388,232	390,674	1,383,928
消防団員	94,197	3,982,545	12,121	316,065	13,007	219,638
計	221,717	5,072,206	100,738	704,297	403,681	1,603,566
構成比(%)	5.1	21.6	2.3	3.0	9.3	6.8

第13-2表 消防職員及び消防団員

区分	計		火 災		風水害等の災害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	13	2,333	6	734	—	5	—	122
消防団員	13	1,697	6	853	1	59	—	—
計	26	4,030	12	1,587	1	64	—	122
構成比(%)	100.0	100.0	46.2	39.4	3.8	1.6	—	3.0

消防団員の活動状況

(昭和55年中)(単位:回,人)

特別警戒		遭 難		そ の 他		火災等小計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
80,884	402,582	1,167	9,355	139,057	754,451	304,760	2,590,231
44,432	1,441,409	1,194	45,573	74,308	1,366,530	171,994	5,267,932
125,316	1,843,991	2,361	54,928	213,365	2,120,981	476,754	7,858,163
26.3	23.5	0.5	0.7	44.8	27.0	100.0	100.0
2.9	7.9	0.1	0.2	4.9	9.0	11.0	33.5

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
62,194	226,019	1,061,105	1,780,994	2,003,984	5,932,612	4,038,854	13,391,677
336	2,122	15,425	264,395	5,660	13,305	312,740	10,066,002
62,530	228,141	1,076,530	2,045,389	2,009,644	5,945,917	4,351,594	23,457,679
1.4	1.0	24.7	8.7	46.2	25.3	100.0	100.0

の公務による死傷者数

(昭和55年中)(単位:人)

演 習 訓 練		特 別 警 戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
—	669	—	2	—	—	7	801
3	523	—	32	—	17	3	213
3	1,192	—	34	—	17	10	1,014
11.5	29.6	—	0.8	—	0.4	38.5	25.2

なっている。また、同じく負傷の原因をみると、火災によるものが39.4%、次いで演習訓練によるものが29.6%となっている。殉職、負傷ともにその原因は火災によるものが多い。(第13—2表参照)

なお、消防庁では、これらの公務災害を防止するため、昭和56年12月、消防活動安全対策研究会を設置し、訓練時及び現場活動時等の安全管理について検討を進めているところである。

(3) 処 遇

ア 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村(消防事務組合を含む。)の条例によって定められている。

(ア) 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において採用されている給料表は、消防(公安)職給料表と行政職給料表に区分され、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて優遇しているところが多い。消防職員の平均給料月額は、昭和56年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると、平均年齢33.4歳で17万6,148円であり、一般行政職員の場合は平均年齢36.6歳で18万9,087円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が5万1,338円であり、一般行政職員は3万9,681円となっている。これは、消防職員には、出動手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

(イ) 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、更に交替制勤務は2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部にわかれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部にわかれ、日勤・当番・非番を組み合わせ勤務する制度であり、出勤頻度等業務の実態を勘案し東京消防庁をはじめ一部の団体や、通信指令部門・救急部門等において採用されている。

また、週休2日制については、国家公務員の本格実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところである。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則通り画一的に適用することは困難であるが、各消防本部においても、一般職員への週休2日制の実施状況を勘案しつつ、消防業務に支障を来さない方法(16週18休、8週9休等)で順次実施している。

なお、消防職員の勤務時間の特例規定(1日10時間、1週60時間までの労働時間を認めた規定)は、経過措置により昭和58年3月末日をもって廃止されることとなっている。

(ウ) 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでに処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員をとりまく勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

(エ) 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

昭和56年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について2,445件であり、職員1,000人当たりの受理件数は19.7件となっている。ちなみに、警察職員は29.4件であり、最も多いのは清掃事業職員(67.0件)である。

イ 消防団員の処遇

(ア) 報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づき

これらの消防団員に対し、役務の対価としての報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することとなっている。しかし、その支給額、支給方法は市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出動手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

昭和57年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の報酬、出動手当等について、第13-3表のとおり改善措置が講じられた。

第13-3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年度	56	57
報酬			
団員(年額)		14,000	14,500
団長(年額)		49,000	50,000
出動手当(1回当たり)		3,800	4,100
県内出張旅費(1回当たり)		5,330	5,450
公務災害補償負担金			
人口1人当たり		2	2
団員1人当たり		1,500	1,600
退職報償金負担金			
団員1人当たり		9,880	10,380

(4) 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第13-4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

第13-4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	年	51	52	53	54	55
死者		27	12	14	15	13
負傷者		2,060	2,027	2,099	1,783	1,697
計		2,087	2,039	2,113	1,798	1,710

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第13-5表のとおり、毎年引き上げられており、更に、扶養親族に係る加算額も一般公務員の扶養手当の改定に応じて引上げが行われている。

第13-5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
55	団長, 副団長	7,670	8,280	8,900
	分団長, 副分団長	6,440	7,050	7,670
	部長, 班長, 団員	5,200	5,820	6,440
56	団長, 副団長	8,000	8,650	9,300
	分団長, 副分団長	6,700	7,350	8,000
	部長, 班長, 団員	5,400	6,050	6,700
57	団長, 副団長	8,440	9,120	9,800
	分団長, 副分団長	7,070	7,750	8,440
	部長, 班長, 団員	5,700	6,390	7,070

火災、風水害等における民間の消防協力者等の死傷者数(消防基金が扱ったものに限る。)は第13-6表のとおりである。これらの消防協力者等についても団員とほぼ同様の措置が講じられている。

第13-6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位:人)

区分	年度	52	53	54	55	56
死者		2	1	1	2	1
負傷者		236	261	254	185	184
計		238	262	255	187	185

(注) 昭和57年7月末日までに、消防基金の支払対象となった者の数である。

(ウ) 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「消防基金」という。)に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、休養又は療養、リハビリテーション、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給、その他必要と認める施設として休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、介護料、特別支給金、特別援護金、特別給付金の支給及びアフターケアの実施となっている。

(エ) 退職報償金

非常勤消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。

一般的にいえば、その金額は、勤務年数5年以上の団員で5万円、勤務年数30年以上の団長で60万円となっている。

(オ) 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払いについても基金の共済制度が確立し、更に、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。

昭和57年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、公務災害補償業務については2,914市町村(全市町村の89.5%)、退

職報償金支払業務については3,227市町村(全市町村の99.3%)となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

第13-7表 公務災害補償費の支払状況

(昭和56年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,995	210,221
休業補償	1,278	155,867
傷病補償	11	15,006
障害補償	150	166,857
遺族補償	400	430,254
葬祭補償	15	4,351
計	3,849	982,556

第13-8表 福祉施設の実施状況

(昭和56年度)

福祉の種類	支給人員(人)	支給額(千円)
外科後処置	3	3
休養	1	98
療養	1	46
補装具	1	115
休業援護金	1,183	50,182
奨学援護金	161	20,405
就労保育援護金	8	395
介護料	15	5,653
アフターケア	3	825
傷病特別支給金	1	1,140
障害特別支給金	21	8,280
遺族特別支給金	18	53,000
障害特別援護金	3	3,150
遺族特別援護金	18	35,000
傷病特別給付金	9	2,914
障害特別給付金	130	33,369
遺族特別給付金	301	78,585
計	1,877	293,160

昭和56年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第13—7表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第13—8表のとおりである。

昭和56年度の退職報償金の支払額は、7万4,944人(遺族を含む。)に対し112億95万円となっている。

(4) 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、叙位進階内則に基づく叙位、叙勲内則に基づく叙勲、褒章条例に基づく褒章、閣議決定に基づく表彰並びに消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関等並びに消防作業に協力した個人及び団体を対象として行われている。

ア 叙 位

現在、死没者に対してのみ運用されている。

イ 叙 勲

叙勲内則(明治25年12月23日閣議決定)に基づき、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く叙勲することとされ、死没者に対する叙勲については随時に、生存者に対する叙勲については、毎年、春(4月29日)と秋(11月3日)に発令されている。

ウ 褒 章

褒章条例(明治14年太政官布告第63号)に基づき運用されており、消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公共の事務に精励し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄附し、功績顕著な者に授与される。

エ 閣議決定に基づく表彰

国民安全の日(7月1日)に行われる安全功労者表彰と防災の日(9月1日)に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣と消防庁長官がそれぞれ

表彰している。

(ア) 安全功労者に対する表彰

次の各号の一に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体を表彰する。

- a 各種災害予防の組織的活動体制の確立又は適切な運営
- b 防火対象物における防災管理体制、その他職域の安全体制の確立又は適切な運営
- c 安全のための研究又は教育を通じた安全水準の向上又は安全思想の普及

(イ) 防災功労者に対する表彰

次の各号の一に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体を表彰する。

- a 災害時における防災活動
- b 防災思想の普及又は防災体制の整備

オ 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と、積年にわたる功労に対し毎年3月上旬に表彰する定例表彰がある。

(ア) 随 時 表 彰

- a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる者に授与される。
- b 顕 功 章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な者に授与される。
- c 功 績 章 災害において消防作業に従事し、功労多大な者に授与される。
- d 顕 彰 状 職務遂行中死亡した者に授与される。
- e 表 彰 状 功労顕著な者で、上記3章を授与されるに至らない者及び功労顕著な消防機関又は部外の個人、団体に功績顕著な者に授与される。
- f 賞 状 功労顕著な隊に授与される。

(イ) 定例表彰

- a 功 勞 章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な者に対して行う表彰であり、具体的には、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職に、それぞれ10年以上在職している者で、かつ、成績特に優秀な者に授与される。
- b 永年勤続功労章 25年以上勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表 彰 旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関で竿頭が授与されている機関に授与される。
- d 竿 頭 綬 表彰旗が授与される消防機関に準ずる機関に授与される。

カ 賞じゅつ金及び報償金

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金と報賞金がある。

賞じゅつ金は、災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった場合で、その功勞により特別功勞章、頭功章又は功績章が授与されたときに支給される。

報賞金は、賞じゅつ金に該当しない殉職者等に対して支給されるほか、随時表彰に際し付与される。

キ 退職者報償

非常勤消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、その勞に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯(大)と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職

した者には2号報償として銀杯(小)と賞状が、それぞれ授与される。

なお、消防関係者の叙勲、褒章及び消防庁長官表彰者数は第13-9表のとおりである。

第13-9表 消防関係者の叙勲、褒章及び消防庁長官表彰者数等

表彰等の種類	年度	52	53	54	55	56
叙 位		55	67	59	61	73
特 別 叙 勲 等		68	75	70	73	88
生 存 者 叙 勲 杯		679	676	724	752	724
銀 杯		—	1	—	—	—
木 杯		2	—	—	1	1
紅 綬 褒 章		—	—	—	—	—
黄 綬	シ	2	(54.4.29) 2	(55.4.29) 2	(56.4.29) 1	(57.4.29) 2
藍 綬	シ	51	(54.4.29) 52	(55.4.29) 42	(56.4.29) 50	(57.4.29) 44
紺 綬	シ	176	169	163	176	80
総 理 大 臣 表 彰						
安 全 功 勞 章		4	4	4	4	5
防 災 功 勞 章		6	6	2	10	11
消 防 庁 長 官 表 彰						
安 全 功 勞 章		18	11	17	14	21
防 災 功 勞 章		11	19	3	10	19
消 防 庁 長 官 表 彰 (随 時)						
特 別 功 勞 章		—	—	—	6	2
頭 功 章		9	4	2	2	4
功 績 章		5	1	9	—	8
頭 彰 状		7	8	7	—	5
表 彰 状		4	2	2	4	7
賞 状		—	—	—	—	3
消 防 庁 長 官 表 彰 (定 例)						
功 勞 章		135	100	116	109	122
永 年 勤 続 功 勞 章		1,146	1,203	1,476	1,497	1,603
表 彰 旗		45	43	44	42	42
竿 頭 綬		79	79	84	82	79
賞 じ ゅ つ 金		12人 6,100万円	5人 3,150万円	7人 2,950万円	8人 8,500万円	12人 6,480万円
報 賞 金		4人 350万円	6人 140万円	8人 510万円	7人 1,150万円	4人 240万円
退 職 消 防 団 員 報 償						
1 号 報 償		11,990	7,993	12,483	10,784	11,591
2 号 報 償		35,105	19,225	27,014	22,224	22,386

14 消防の科学技術の研究

消防研究所は、昭和23年に創設された消防庁の附属機関であり、消防の科学技術に関する研究を総合的、組織的に行うことを任務としている。

昭和56年度の研究体制は、職員58人（うち研究職員37人）、予算5億1,972万円（科学技術庁からの移替えによる原子力試験研究費911万円、科学技術振興調整費による「首都圏における直下型地震の予知及び総合防災システムに関する研究」関連の研究費1,750万円を含む。）となっている。昭和56年度に実施した主な研究は次のとおりである。

（1）大震火災対策に関する研究

ア シミュレーターによる赤外空中偵察法の研究

大震火災の発見や延焼推移を的確に把握するためには、煙に妨げられない赤外線を使って上空から偵察する方法が有効と考えられる。このため、航空機搭載型赤外線撮像装置を設計試作するとともに、この装置を使って航空機に搭載して偵察した場合の撮像状況を模型的に再現するため、市街地の500分の1の模型を使ったシミュレーターを作り、飛行高度と火災像の分解能との関係、航空機の振動の影響等について調べた。

イ 水幕設備等による市街地火災の防御に関する研究

大震時における市街地火災の拡大の防御と避難路確保のために、水幕設備と樹木等との併用による相乗効果についての研究である。水幕が火災からの放射熱を遮断させる効果のあることは既に実験で示されているが、風があるときには水幕が乱れて効果が減退してしまう。しかしこの現象も、樹木との併用により改善されることがほぼ確かめられた。

ウ 地震時における危険物施設の挙動に関する研究

新設石油タンクの耐震安全設計基準の作成及び既設タンクの耐震補強方法の開発に資するため、地震動によるタンク内の石油類のスロッシング、タンク本体の座屈、亀裂等の現象を力学的に解析しようとするものである。この

ため、地震による石油タンクの被害例の調査及び小型模型タンクによる振動実験を行った。

エ 大震火災拡大予測における消防力による延焼の抑制阻止に関する研究

大震時の火災の延焼をシミュレーション法で予測する場合、従来は消防隊の活動を無視することが多かったが、この効果を考慮した場合のシミュレーションの方法を検討するものである。

このため地震時消防活動検討委員会を設置し、主要都市における地震時消防計画、過去の地震や火災時の消防活動、消防力による延焼阻止能力等を調査検討した。また地震時消防活動システムの基本設計も行った。

オ 地震時における避難行動及び誘導に関する実験調査研究

地震に伴う火災時の避難の際の人間の行動様式及び避難群集を誘導する際の諸問題を解明し、適切な避難対策を確立するための一手段としてヘリコプターからの音声による避難誘導実験を行った。同時多発火災時により通常の情報伝達手段に大きな障害が生じた場合に、危険状態におかれた群集をヘリコプターからの音声により誘導する際の問題点を野外実験を行って検討した。

（2）石油コンビナート等の災害防止に関する研究

ア タンク材料の腐食条件下における強度と破壊に関する研究

石油タンクが地下水、ドレン水等と接触すると腐食を起しやすく、腐食があるとタンク強度は著しく低下し、災害を起しやすくなる。

この腐食による強度低下の状況を探るため、実在タンクのドレン水を採取して分析し、腐食環境の実態を把握するとともに、このような環境下におけるタンク材料の腐食疲労実験を行い腐食発生と疲労破壊との関係を調べた。

イ アコースティック・エミッション計測によるタンク診断法の研究

石油タンクから放出されるアコースティック・エミッション（A・E）を計測してその発生特性を把握することにより、石油タンクの非破壊診断法を開発しようとするものである。実際の石油タンクに適用する場合の問題点について、予備的実験を行い、また新しいタンクの水張検査時や、古いタンク

の開放検査時に A. E を収録した。

ウ タンク火災の燃焼性状とタンク規模に関する研究

大型の石油タンク火災は、周辺に様々な影響を与える。この研究は大型の石油タンク火災が発生したときの周辺への放射熱その他の影響を明らかにするために行うものである。従来考えられていた燃焼速度（液面降下速度）と放射発散度との関係が巨大な石油タンクの場合には必ずしも適切でないことが明らかになりつつある現状から、各種の大きさの石油タンク火災の実験を行い、実状に合った予防措置ができるようにしようとするものである。

このための燃焼効率とタンク規模の相関を知るための模型実験を行っている。

エ 漏出ガス及び液化ガスの流出性状と消火法の研究

漏出及び流出液化ガスの流出拡散性状を調べるとともに、その火災に対する最適の消火法を確立することがこの研究の目的である。

液化ガスの流出量測定の予備実験と消火粉末による液化プロパンガス等の火災の消火実験を行った。

オ 管内爆発に関する研究

フィルムデトネーションと考えられる高引火点物質の配管内での爆発現象を解明し、配管内ガスの成分、濃度、圧力と管径その他の限界条件を明確にし、配管等におけるこの種の爆発の防止に役立てようとするものである。小規模な模型を用いた爆発危険性のある燃料に関する濃度及び圧力の限界条件の実験を終了し、現在中規模（管径10cm）の実験を準備中である。

カ 新備蓄方式の防災対策に関する研究

新備蓄方式である地下タンク、地中タンク、海上タンクによる石油類の貯蔵、漏えい、火災等の防災対策に資するため、海上タンクでは噴霧注水又は漲水による火災時のタンク本体の防護について、地中及び地下タンクでは地中に漏えいした石油類の浸透の性状、伝達の径路及びその速さの予測について、模型を用いて、あるいは実地測定により研究を行っている。

(3) その他の火災対策に関する研究

ア 雪寒地消防技術の向上に関する研究

多雪地、酷寒地特有の消防活動の障害を軽減するため、学識経験者、現地消防関係者の協力の下に各種機材、設備の改良を図る研究である。

雪上搬送機の試作、消防車のフロントガラスの凍結防止法、消火栓及び防火水槽の凍結防止法、雪による消火法等について研究を行っている。

イ 住宅火災の感知システムに関する研究

住宅への簡易型火災警報器の普及が望まれているが、普及を阻害している要因として警報器の非火災報防止対策の遅れがあり、感知器環境の正確な把握が必要である。

このため、いくつかの都市でモニターの家屋に簡易型火災警報器を設置し、非火災報発生の要因と頻度等を調査している。

ウ 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究

核燃料、放射性同位元素等の輸送時の火災に対する耐火安全性を評価するため、不燃性断熱材を使用した輸送モデルについて加熱炉内で耐火試験を行った。引き続き断熱材として木材合板を使用した場合に、その含水率の耐火性に及ぼす影響について調べることにしている。

エ その他の研究

以上の研究のほか、次の研究を行った。

現用水溶性液体火災用泡消火剤の有機酸類、アミン類等の火災に対する消火性能に関し、補足的検討を終了し、同消火剤の適用範囲に関する有用な知見を得た。

石油タンクの内面防食の目的で使用されているエポキシ樹脂内面コーティングが、石油類の静電気帯電にどのような影響を及ぼすか等について明らかにする研究にも着手した。

地震時や火災時における建物内の人間の避難に関しては、その心理行動特性についての実験を、煙や熱気の流動については、模型実験とコンピュータシミュレーションを行っている。

防災対策の研究としては、高分子に対するハロゲン系物質の難燃機構について基礎的実験を継続している。

林野火災の消防技術の研究としては、現象面、予防面、警防面等の対策全般にわたって継続して研究を進めている。

その他、耐熱防火衣、ヘルメット等の試作、実験による保護用装備関係の研究、火災時の発生ガスの化学組成とその有害性の研究、火災の被害想定に関する統計的研究を行った。

(4) その他

昭和56年10月、第29回全国消防技術者会議を開催した。約500名の消防防災関係者が参加し、2日間にわたり有意義な意見交換及び討議が行われた。

また、他省庁の研究機関及び地方公共団体等における各種委員会、研究会に積極的に参加し、情報交換を活発に行う等により、研究開発の効果的な推進を図っている。

15 消 防 財 政

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第15—1表のとおりである。昭和55年度の消防費歳出決算額は7,784億円（前年度7,117億円）で、前年度と比べ667億円（9.4%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額23兆6,846億円（前年度21兆4,818億円）に占める消防費決算額の割合は3.3%（前年度3.3%）となる。

第15—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消 防 費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人 当たり消防費 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
53	19,405,350	647,321	18,312	5,615	3.3
54	21,481,773	711,706	19,863	6,125	3.3
55	23,684,581	778,356	21,416	6,652	3.3

(注) 1 世帯数及び人口は当該年度の3月31日現在による。

2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等は除く。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

昭和55年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は2万1,416円（前年度1万9,863円）であり、住民1人当たりでは6,652円（前年度6,125円）となっている。これを前年度と比較すると1世帯当たりでは1,553円（7.8%）、住民1人当たりでは527円（8.6%）の増加となっている。（第15—1表参照）

ウ 経費の性質別内訳

昭和55年度消防費歳出決算額7,784億円の性質別内訳は、人件費5,425億円（全体の69.7%、前年度70.0%）、物件費690億円（同8.9%、前年度

8.6%)、普通建設事業費1,293億円(同16.6%、前年度16.4%)、その他376億円(同4.8%、前年度5.0%)となっている。これを前年度と比較すると、人件費が445億円(8.9%)、物件費が75億円(12.2%)、普通建設事業費が124億円(10.6%)それぞれ増加している。(第15—2表参照)

第15—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位：億円，%)

区 分	昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増加額 (B)-(A)	増加率 (C)/(A)×100
人 件 費	4,591	70.9	4,980	70.0	5,425	69.7	445	8.9
物 件 費	545	8.4	615	8.6	690	8.9	75	12.2
普通建設事業費	1,016	15.7	1,169	16.4	1,293	16.6	124	10.6
補助事業費	373	—	460	—	491	—	—	—
	640	—	708	—	800	—	—	—
	3	—	1	—	2	—	—	—
そ の 他	321	5.0	353	5.0	376	4.8	23	6.5
計	6,473	100.0	7,117	100.0	7,784	100.0	667	9.4

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

昭和55年度の消防費決算額の財源内訳は第15—3表のとおりである。一般

第15—3表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位：億円，%)

区 分	昭 和 53年度	昭 和 54年度 (a)	昭和55年度		対前年度比較		
			金 額 (b)	構成比	増 減 額 (b)-(a)	増 減 率 (c)/(a)×100	
決 算 額(A)	6,473	7,117	7,784	100.0	667	9.4	
一 般 財 源(B)	5,731	6,268	6,874	88.3	606	9.7	
特 定 財 源	国庫補助金	138	169	179	2.3	10	5.9
	地方債	427	485	516	6.6	31	6.4
	使用料、手数料	19	22	24	0.3	2	9.1
	そ の 他	158	173	191	2.5	18	10.4
計 (c)	742	849	910	11.7	61	7.2	
(B)/(A)×100	88.5	88.1	88.3	—	—	—	
(C)/(A)×100	11.5	11.9	11.7	—	—	—	

財源(地方税、地方交付税、地方譲与税)が6,874億円(全体の88.3%、前年度88.1%)、次いで、地方債516億円(同6.6%、前年度6.8%)、国庫補助金179億円(同2.3%、前年度2.4%)となっている。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており、第15—4表のとおり逐年増加している。昭和56年度の単位費用は5,110円(対前年度伸び率8.5%)、基準財政需要額は8,339億円(対前年度伸び率10.2%)であったが、昭和57年度は、防火基準適合表示マークの所要経費を算入したほか、消防団員の処遇改善、消防活動用資機材の充実等により単位費用が5,410円(対前年度伸び率5.9%)に引き上げられ、基準財政需要額は8,845億円(対前年度伸び率6.1%)に増加している。

第15—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
53	4,220	109.9	657,525	110.4
54	4,450	105.5	700,231	106.5
55	4,710	105.8	756,879	108.1
56	5,110	108.5	833,894	110.2
57	5,410	105.9	884,503	106.1

ウ 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、消防施設強化促進法による補助に予算補助を加え、市町村の消防施設の整備について、補助基準額の3分の1以内(人口急増地域、地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート所在市町村に対しては2分の1以内、過疎地域、離島地域、地域改善対策地域、新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2以内)の補助を行っている。

昭和56年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第15—5表のとおりである。最近における整備状況をみると、

第15—5表 国庫補助金による

区 分	昭 和 54 年 度		昭 和		
	数 量	補 助 金	数 量		
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	1,002	2,964,709	1,006	
	手引動力ポンプ	—	—	—	
	小型動力ポンプ	1,405	564,988	1,538	
	火災報知機	{発信機	—	—	—
		{受信機	—	—	—
	消防専用無線電話装置	1,199	247,318	1,137	
	防火水槽	5,960	6,067,535	6,594	
	積載車	833	831,842	1,179	
	水槽車	36	205,394	36	
	可搬式散水装置	39	27,313	31	
	ガス災害等対策用資機材	—	—	—	
	小 計	—	10,909,099	—	
	科学消防施設整備費補助金	化学消防ポンプ自動車	33	261,687	44
はしご付消防ポンプ自動車		57	1,208,703	47	
救急車		10	14,388	10	
消防艇		3	161,000	1	
ヘリコプター		1	57,750	2	
ヘリコプター附帯施設		—	—	—	
救助工作車		33	139,741	34	
屈折放水塔車		—	—	—	
高発泡車		1	4,180	1	
林野火災工作車		2	9,000	1	
ブッシュカッター		—	—	1	
大型化学消防ポンプ自動車		15	201,370	1	
大型高所放水車		10	246,784	—	
泡原液搬送車		12	51,964	3	
原子力災害広報車		—	—	4	
空港災害用化学消防ポンプ自動車	—	—	2		
小 計	—	2,356,567	—		
救急指令装置	34	130,424	33		
救急医療情報収集装置	—	—	—		
消防吏員待機宿舍	50	82,916	43		
合 計	—	13,479,006	—		

(注) 大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。

年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

55 年 度	昭 和 56 年 度		昭和28年度～昭和56年度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
3,139,201	1,017	3,279,291	22,168	28,748,638
—	—	—	507	79,787
640,543	1,460	645,886	39,717	6,933,891
—	—	—	2,088	42,916
—	—	—	39	8,520
233,571	928	190,352	18,851	2,882,289
7,120,424	6,618	7,580,983	68,398	38,149,985
1,098,764	1,125	1,082,463	8,473	6,206,757
205,122	29	181,139	142	793,376
21,533	26	19,228	165	118,074
—	51	50,964	51	50,964
12,459,158	—	13,030,306	—	84,015,197
324,433	38	280,588	774	2,617,512
916,346	57	1,191,883	901	9,806,628
14,673	8	10,754	467	376,023
145,000	1	72,800	32	750,400
121,600	1	63,536	13	511,886
—	1	50,000	1	50,000
156,248	39	195,158	284	924,575
—	—	—	16	114,940
4,380	2	9,156	36	89,536
6,282	—	—	49	171,807
2,980	—	—	1	2,980
10,186	3	47,898	62	808,472
—	4	107,644	64	1,319,618
9,369	3	13,053	55	215,278
7,900	6	14,362	10	22,262
24,974	1	28,708	3	53,682
1,744,371	—	2,085,540	—	17,835,599
14,203,529	—	15,115,846	—	101,850,796
129,356	39	138,730	363	933,910
—	—	—	3	20,979
73,144	62	101,609	1,785	933,483
14,406,029	—	15,356,185	—	103,739,168

消防常備化市町村の増加により、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学車、はしご車、救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和57年度の市町村に対する国庫補助金予算額は、国の厳しい財政状況を反映し、前年度より6.6%減の179億3,805万円（前年度192億232万円）となったが、限られた補助金を重点的、効率的に配分するため、都市災害に対処するためのはしご付消防ポンプ自動車、高発泡車、ガス災害等対策用資機材については前年度と同数量を確保し、消防力の機動化を強化するための小型動力ポンプ積載車については数量増を図り、併せて予算単価につき所要の引上げを行った。

また、都道府県に対する補助の対象としては、石油コンビナート災害対策及び林野火災対策のための防災資機材施設（昭和57年度予算額2,100万円）、並びに消防防災無線通信施設（同8億5,000万円）がある。

エ 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第15-6表のとおりである。

第15-6表 市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

（一般単独事業、指定都市及び市町村分）

（単位：百万円、%）

区 分	年 度			対前年度比率	
	53	54 (A)	55 (B)	増 加 額 (B)-(A) (C)	増 加 率 (C)/(A)×100
政 府 資 金	1,101	1,586	5,075	3,489	320.0
共 済 組 合 資 金	7,698	7,897	8,503	603	107.7
損 保 債	9,149	8,659	7,766	△ 893	89.7
生 保 債	3,301	3,510	3,407	△ 103	97.1
市 有 物 件 債	3,988	4,817	5,224	407	108.4
全国自治協会資金	2,099	2,345	2,946	601	125.6
共 済 農 協 連 債	1,800	2,000	2,000	0	100.0
そ の 他	7,364	3,034	3,218	184	106.1
計	36,500	33,848	38,139	4,291	112.7

オ その 他

市町村の消防費の財源としては、前記イ～エのほか、特に消防費に関係する財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第15-7表のとおりである。昭和55年度における歳出決算額は347億21百万円であり、昭和55年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.14%である。その内容は、危険物・高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材施設の建設・管理運営費等である。

第15-7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

（単位：百万円、%）

年 度	普通会計総額 (A)	消防防災費 (B)	(B)/(A)×100	消 防 関 係 補 助 金	消 防 関 係 貸 付 金
53	20,949,806	24,760	0.12	2,362	1,354
54	22,851,516	26,694	0.12	3,288	2,267
55	24,568,926	34,721	0.14	5,499	1,535

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金がある。

昭和55年度における補助金の総額は54億99百万円で前年度に比べ22億11百万円(67.2%)の増加となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率又は定額により補助しているか、あるいは、国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は15億35百万円で前年度より7億32百万円(32.3%)減少している。

第15—8表 昭和57年度消防庁関係予算主要事項別一覧

(単位：千円，%)

事 項	昭和57年度 予 算 額 (A)	昭和56年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対前年度 比 (A)/(B)×100
◎主 要 事 項				
1 大震火災対策に必要な経費	4,620,377	4,858,385	△ 238,008	95.1
(1) 大震火災対策施設等整備費補助金	4,302,929	4,567,265	△ 264,336	94.2
大震火災対策施設等整備費	1,652,929	1,754,137	△ 101,208	94.2
消防防災無線通信施設整備費	1,880,000	2,150,000	△ 270,000	87.4
コミュニティ防災センター整備費	570,000	450,000	120,000	126.7
広域防災センター整備費	200,000	200,000	—	—
活動火山対策用避難施設整備費	—	13,128	△ 13,128	—
(2) 防災知識啓発等委託費等	317,448	291,120	26,328	109.0
2 消防施設等整備費補助に必要な経費	14,506,123	15,979,053	△1,472,930	90.8
消防施設等整備費	14,103,955	15,448,113	△1,344,158	91.3
林野消防施設整備費	167,062	159,794	7,268	104.5
石油コンビナート消防施設整備費	206,712	250,157	△ 43,445	82.6
防災資機材施設整備費	21,000	42,000	△ 21,000	50.0
空港災害用防災資機材整備費	—	61,331	△ 61,331	—
原子力災害用防災資機材整備費	7,394	17,658	△ 10,264	41.9
小 計	19,126,500	20,837,438	△1,710,938	91.8
◎上記以外の重点事項				
1 (財)日本消防協会補助に要する経費	41,000	41,000	—	100.0
2 消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	57,882	59,788	△ 1,906	96.8
3 無線通信施設整備に要する経費	17,870	49,030	△ 31,160	36.4
小 計	116,752	149,818	△ 33,066	77.9
◎その他の経費	1,483,560	1,421,206	62,354	104.4
計	20,726,812	22,408,462	△1,681,650	92.5

このように、都道府県の市町村に対する助成は、国の補助金の交付及び地方債のあっせんとともに、地域の実情に即した助成措置として市町村の消防力の充実強化に大いに役立っており、なお一層の拡充が望まれている。

(4) 国の消防費

消防庁の昭和57年度予算額は、第15—8表に示すとおり、前年度より7.5%減の207億2,681万円となっている。

総額のうち188億905万円(90.7%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

附 属 資 料

(注) 図表のみかた等

- 1 各図表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。

—又は空欄	: 皆無 (該当なし)	0	: 単位未満
△	: 負数	...	: 不明
- 3 「11大都市」とは、札幌市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料 1 昭和56年度の法令の制定

昭和56年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号）（行政管理局所管）	56.12. 4	行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として、昭和57年度から昭和59年度までの間における消防施設、石油コンビナートその他に対する補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置について定めた。（昭和59年3月31日までの限時法）

昭和56年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和56年政令第312号）	56.11. 1	障害補償年金差額一時金の支給に関する制度及び障害補償年金前払一時金の支給に関する制度を創設した。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（昭和56年政令第341号）	56.12.11	石油コンビナート等特別防災区域として、新たに御坊地区を指定するとともに、いわき地区等について区域の表示の改正、拡張等を行った。
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和57年政令第2号）	57. 3. 1 (一部 57.4.1)	製造所等の完成検査済証の再交付、液体危険物タンクの水圧検査の免除及び許可等の手数料の額の引上げについて定めた。
石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第20号）	57. 4. 1	第一種事業所の新設等に係る確認手数料及び特定防災施設等に係る検査手数料についてその額を引き上げることとした。

附属資料 2 昭和56年中の主な火災等

月 日	事 項
1 2	北海道帯広市の住宅から出火。子供5人死亡。
6	神奈川県川崎市の燃料工場岸壁にけい留中のタンカーが爆発、炎上。死者3人、負傷者1人。
2 5	北海道釧路市の住宅から出火。母子ら4人死亡。原因は放火。
5	神奈川県横浜市の簡易宿泊所から出火。3人死亡、2人負傷。
2 21	青森県三戸町の住宅から出火。3人死亡、1人負傷。
26	東京都東村山市の住宅から出火。3人死亡、1人負傷。原因は電気ストーブ。
28	島根県松江市のパチンコ店の倉庫から出火。3人死亡、2人負傷。近くの民家などに延焼し、り災者53人。
(55年12月) 3	昭和55年12月から昭和56年3月にかけて、北陸・東北地方を中心に雪害が発生し、死者・行方不明者152人と、昭和38年豪雪に次ぐ死者・行方不明者を出した。
3 9	福岡県直方市の荒物問屋の倉庫から出火。建物4,531㎡焼損。損害額4億4,200万円。
13	福岡県北九州市の共同住宅で自殺しようとして放出したLPガスが引火爆発して出火。4人死亡、4人負傷。
14	神奈川県川崎市の写真機製造工場の1階作業所から出火。パートの主婦ら従業員7人死亡、3人負傷。
22	北海道旭川市のブラウン管製造工場の動力室から出火。建物5,790㎡焼損。損害額4億1,000万円。原因はモーターからの引火。
29	東京都葛飾区の打抜きプレス工場の作業場の居室から出火。死者4人、負傷者3人。原因は放火。
4 1	広島県佐伯町の医院から出火。一家4人死亡。原因は、アルコールランプが床の上敷に転倒落下し燃え移ったため。
1	埼玉県熊谷市の住宅から出火。一家4人死亡。原因は石油ストーブの取扱いの不注意。
2	岐阜県平田町の住宅から出火。3人死亡、3人負傷。原因は屋内配線の絶縁劣下による発熱のため、板張壁が燃え出したもの。
23	福岡県北九州市の原野312.5ha焼損。
5 3	神奈川県川崎市の住宅から出火。4人死亡。原因は放火。
9	北海道根室市の花咲港にけい留中の流網漁船内調理場から出火。乗組人7人死亡、1人負傷。
14	岐阜県国府町のテーブル製造工場の塗装室から出火。死者1人。建物6,494㎡焼損。損害額5億1,300万円。
27	高知県高知市の高知港にけい留中の海洋開発調査船船室から出火。乗組員4人死亡、2人負傷。

月 日	事 項
31	北海道和寒町の住宅から出火。4人死亡、1人負傷。
6 7	福岡県大牟田市の菓子店の包装室から出火。4人死亡。
8	埼玉県入潮市の日用品・雑貨卸売業者の倉庫から出火。建物1,788㎡焼損。損害額4億4,100万円。
10	北海道穂別町の住宅から出火。死者5人。原因はまきストーブの上に衣類が落下して燃え広がったため。
20	北海道石狩町の土木工事寄宿舍の休憩室から出火。死者5人、負傷者6人。
6 22	梅雨前線と弱い熱帯低気圧の影響による大雨に伴い、日本全国で被害が生じ、死者・行方不明者23人、負傷者90人、住家の全壊・流失84棟。
(7 16)	兵庫県神戸市で瞬間湯沸器とクーラーのつけっぱなしによる酸欠のため5人死亡。
7 12	
8 3	台風第12号等の影響による大雨のため、北海道で石狩川本川堤防が破堤する等の被害が発生し、死者・行方不明者8人、負傷者14人、住家の全壊・流失52棟。
6	北海道奈井江町の発電所の電気室から出火。損害額6億1,200万円。原因は屋内線がショートしたため。
21	台風第15号の影響により、関東、中部地方を中心にして小貝川の堤防が決壊する等の被害が発生し、死者・行方不明者42人、負傷者208人、住家の全壊・流失57棟。
23	
31	福岡県福岡市のラジオ・テレビ製造工場から出火。損害額4億2,000万円（うち収容物損害額4億円）。
9 28	京都府京都市の染色工場の作業場から出火。隣接建物等14棟に延焼、焼損面積3,380㎡。
10 17	千葉県松戸市の寺院の本堂から出火。近隣建物に延焼して、損害額4億4,900万円。
11 7	神奈川県横浜市の住宅から出火。4人死亡、1人負傷。原因は、火あそびの火が繊維類に着火し燃え広がったため。
10	広島県東広島市の住宅から出火。3人死亡。原因は石油ストーブ。
12	兵庫県神戸市の三宮国際マーケット内から出火。焼損面積2,367㎡。損害額1億7,000万円。
11 30	愛知県知立市の飲食店でLPガスが引火・爆発。客ら11人が負傷。
12 1	福岡県赤村の共同住宅から出火。4人死亡。原因は放火。
3	北海道旭川市の宿舎から出火。4人死亡、1人負傷。原因は、石油ストーブの上に繊維製品が落下して燃え広がったため。
16	神奈川県藤沢市の住宅から出火。3人死亡、1人負傷。原因は石油ストーブ。

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
北海道	2 326	1 923	43	154	19	—	187
青森	802	662	56	30	5	—	49
岩手	543	420	59	22	1	1	40
宮城	1 040	703	105	56	5	—	171
秋田	579	455	62	17	2	—	43
山形	543	436	32	29	1	—	45
福島	957	675	96	56	1	—	129
茨城	1 621	852	181	64	1	—	523
栃木	1 127	666	118	67	—	1	275
群馬	965	684	51	63	1	—	166
埼玉	2 408	1 619	45	186	—	—	558
千葉	2 792	1 443	227	196	5	—	921
東京都	7 309	4 245	35	614	2	—	2 413
神奈川県	3 300	1 938	50	267	5	—	1 040
新潟	986	789	45	45	2	—	105
富山	350	308	10	13	1	—	18
石川	447	312	33	19	3	—	80
福井	321	262	13	26	1	—	19
山梨	422	266	61	26	—	—	69
長野	782	597	53	51	—	1	80
岐阜	1 119	645	62	62	—	—	350
静岡県	2 011	1 116	127	130	3	1	634
愛知県	4 004	2 109	141	264	3	—	1 487
三重	970	451	104	61	1	—	353
滋賀	442	279	23	35	—	—	105
京都	546	435	25	40	—	—	46
大阪	5 354	3 811	99	484	8	—	952
兵庫県	2 995	1 850	232	193	9	—	711
奈良	251	208	18	15	—	—	10
和歌山	311	228	40	17	2	—	24

火災損害状況

(昭和56年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
2 197	685	373	1 139	135 641	16 823
877	355	135	387	64 821	4 655
630	303	61	266	42 894	1 863
1 007	385	79	543	48 234	1 125
646	314	54	278	51 000	2 969
517	165	52	300	29 004	720
912	369	107	436	50 782	4 804
1 212	553	98	561	59 632	2 896
968	380	70	518	43 534	4 132
956	358	76	522	45 084	628
2 255	669	197	1 389	81 967	351
2 188	601	457	1 130	64 066	3 477
6 227	674	429	5 124	87 375	772
2 715	577	207	1 931	72 537	986
1 100	364	108	628	61 330	1 251
401	111	71	219	26 720	326
480	155	54	271	29 794	1 198
373	132	39	202	24 344	149
351	139	32	180	17 175	9 380
751	274	70	407	40 925	2 360
847	222	83	542	46 227	803
1 563	464	140	959	58 232	7 980
2 746	532	222	1 992	88 091	3 102
622	187	59	376	27 871	2 489
363	104	37	222	16 936	324
736	199	108	429	32 828	545
4 668	493	324	3 851	103 366	1 367
2 420	452	218	1 750	84 048	7 931
307	151	47	109	33 435	640
361	165	45	151	22 012	2 429

附属資料3 都道府県別

区分 都道府県	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
鳥取	322	224	22	22	—	—	54
島根	468	277	80	12	3	—	96
岡山	1 028	684	103	58	2	—	181
広島	1 564	946	153	85	12	1	367
山口	823	535	101	37	6	—	144
徳島	474	318	39	23	1	—	93
香川	667	404	61	33	5	—	164
愛媛	598	436	65	24	8	—	65
高知	463	330	44	28	3	—	58
福岡	1 971	1 447	80	169	5	1	269
佐賀	343	244	24	22	2	—	51
長崎	670	426	85	36	10	—	113
熊本	591	461	39	32	1	—	58
大分	589	429	70	40	4	1	45
宮崎	633	409	111	26	—	—	87
鹿児島	1 088	616	183	50	9	—	230
沖縄	873	309	203	51	5	—	305
全国計	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7	13 983
札幌	494	381	2	43	—	—	68
東京	5 419	3 268	—	486	2	—	1 663
横浜	1 321	711	—	98	3	—	509
川崎	392	283	—	42	—	—	67
名古屋	1 203	667	10	100	3	—	423
京都	212	192	1	15	—	—	4
大阪	1 732	1 188	—	210	5	—	329
神戸	717	443	44	51	4	—	175
広島	485	287	36	28	—	—	134
北九州	341	280	10	28	1	—	22
福岡	451	359	8	51	3	—	30
11大都市計	12 767	8 059	111	1 152	21	—	3 424

(注) 1 11大都市計は、全国計の内数である。
 2 「11大都市」における東京とは、東京都の特別区である。

火災損害状況(つづき)

(昭和56年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
340	121	50	169	13 644	312
402	153	32	217	18 212	843
918	276	90	552	36 240	2 158
1 244	284	109	851	38 071	14 199
722	181	62	479	27 003	1 790
447	162	37	248	24 081	4 050
545	165	66	314	23 538	463
549	172	64	313	23 112	1 362
553	275	53	225	26 132	3 494
2 044	559	199	1 286	90 329	47 838
320	111	36	173	16 346	377
636	256	61	319	34 757	4 618
648	245	59	344	32 298	1 496
587	223	59	305	32 455	5 554
609	245	40	324	25 561	4 369
924	386	56	482	34 477	4 324
355	95	41	219	14 689	11 144
53 239	14 441	5 166	33 632	2 100 850	196 866
422	54	62	306	8 957	201
4 909	473	348	4 088	68 358	—
910	177	65	668	25 301	—
423	58	31	334	8 627	—
982	143	65	774	20 724	62
417	98	76	243	19 594	60
1 540	126	124	1 290	33 453	—
589	89	42	458	15 311	989
373	46	22	305	6 144	61
400	124	53	223	19 332	44 453
540	113	48	379	16 032	198
11 505	1 501	936	9 068	241 833	46 024

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	140	388	1 681	548	271	862	5 216
青森	36	83	619	263	70	236	2 337
岩手	37	62	366	153	33	180	1 371
宮城	32	121	551	165	43	343	2 081
秋田	19	68	405	188	38	179	1 491
山形	18	95	316	93	34	189	1 251
福島	40	103	514	193	63	258	2 075
茨城	52	148	717	283	60	374	2 598
栃木	41	123	497	178	35	284	1 765
群馬	41	145	527	188	38	301	1 864
埼玉	100	362	1 476	419	100	957	5 031
千葉	84	242	1 308	390	105	813	4 339
東京都	162	1 132	5 584	1 102	507	3 975	15 503
神奈川県	132	412	2 260	530	205	1 525	6 682
新潟	22	178	767	277	74	416	2 760
富山	20	69	299	91	45	163	1 085
石川	13	82	302	94	33	175	1 070
福井	21	53	225	71	30	124	823
山梨	17	52	194	58	19	117	693
長野	32	124	469	170	36	263	1 609
岐阜	30	157	504	113	49	342	1 869
静岡県	62	204	903	245	91	567	3 185
愛知県	77	374	1 851	344	160	1 347	6 060
三重	32	100	335	100	38	197	1 269
滋賀	13	61	225	61	29	135	848
京都	36	130	607	181	90	336	1 425
大阪	91	694	4 382	881	298	3 203	13 606
兵庫県	71	339	2 061	544	179	1 338	6 517
奈良	17	72	211	133	27	51	683
和歌山	17	51	275	135	33	107	806

火災損害状況(つづき)

(昭和56年中)

計	損害額(千円)									
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	り災人員数	
	建物	収容物	小計							
8 511 593	3 489 584	4 844 912	8 334 496	23 216	70 507	41 972	—	41 402	—	—
3 717 687	1 944 200	1 735 776	3 679 976	9 912	13 691	4 403	—	9 705	—	—
1 789 398	1 023 056	687 607	1 710 663	12 159	13 056	450	46 850	6 220	—	—
3 084 615	1 532 997	1 408 545	2 941 542	3 988	89 574	42 675	—	6 836	—	—
2 350 746	1 332 400	999 049	2 331 449	3 599	5 831	7 334	—	2 533	—	—
1 643 040	832 266	791 743	1 624 009	5 985	9 723	250	—	3 073	—	—
2 678 932	1 208 449	1 400 636	2 609 085	32 496	24 268	30	—	13 053	—	—
4 691 521	2 676 810	1 886 178	4 562 988	13 584	29 989	12	—	84 948	—	—
2 227 682	1 243 647	865 653	2 109 300	69 473	28 911	—	400	19 598	—	—
2 563 533	1 361 067	1 174 863	2 535 930	4 502	14 395	300	—	8 406	—	—
7 934 435	3 856 937	3 894 525	7 751 462	3 178	65 307	—	—	114 488	—	—
5 482 551	3 248 077	2 109 593	5 357 670	13 922	70 254	623	—	40 082	—	—
17 495 882	5 848 084	11 343 623	17 191 707	3 597	142 808	6 303	—	151 467	—	—
6 813 991	3 699 758	2 635 346	6 335 104	1 250	150 976	166 392	—	160 269	—	—
3 824 395	2 008 933	1 772 916	3 781 849	5 067	13 665	2 703	—	21 111	—	—
1 149 900	719 238	426 536	1 145 774	65	2 013	110	—	1 938	—	—
1 731 032	805 759	912 293	1 718 052	2 808	5 491	1 535	—	3 146	—	—
1 439 042	586 316	792 678	1 378 994	364	46 361	18	—	13 305	—	—
828 903	402 900	362 372	765 272	33 352	5 361	—	—	24 918	—	—
2 621 978	1 303 076	1 255 353	2 558 429	22 003	29 663	—	500	11 383	—	—
2 680 794	1 089 302	1 564 811	2 654 113	5 502	13 145	—	—	8 034	—	—
3 777 945	1 933 470	1 682 636	3 616 106	53 754	50 869	3 937	12 000	36 279	—	—
5 615 253	2 479 764	3 001 096	5 480 860	7 230	85 146	450	—	41 567	—	—
1 853 380	884 608	902 359	1 786 967	25 437	24 515	500	—	15 961	—	—
1 448 031	851 965	563 724	1 415 689	660	28 861	—	—	2 871	—	—
1 906 167	974 904	899 406	1 874 310	6 339	10 190	—	—	15 328	—	—
10 576 430	4 633 488	5 754 401	10 387 889	3 303	89 589	1 639	—	94 010	—	—
6 585 447	3 242 297	3 164 256	6 406 553	34 304	41 868	58 945	—	43 777	—	—
2 290 550	918 281	1 319 611	2 237 892	38 278	7 297	—	—	7 083	—	—
1 885 081	1 045 898	792 318	1 838 216	23 900	5 847	5 750	—	11 368	—	—

附屬資料3 都 道 府 県 別

区分	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
鳥 取	15	56	197	79	22	96	705
島 根	22	44	227	72	20	135	817
岡 山	31	143	553	158	42	353	1 942
広 島	41	177	889	214	71	604	2 753
山 口	26	85	485	127	38	320	1 574
徳 島	19	80	241	82	19	140	844
香 川	27	98	328	94	37	197	1 157
愛 媛	32	91	357	107	43	207	1 147
高 知	35	76	349	169	32	148	1 005
福 岡	61	314	1 620	551	157	912	5 218
佐 賀	16	54	224	79	26	119	824
長 崎	26	90	453	207	34	212	1 494
熊 本	17	109	442	164	34	244	1 588
大 分	23	83	360	130	30	200	1 209
宮 崎	21	102	379	142	24	213	1 266
鹿 児 島	38	153	642	248	35	359	1 922
沖 縄	16	25	208	71	26	111	743
全 国 計	1 971	8 004	38 385	10 885	3 523	23 977	124 120
札 幌	16	84	387	58	63	266	982
東 京	131	883	4 510	900	415	3 195	12 323
横 浜	42	153	828	195	89	544	2 438
川 崎	30	67	483	95	35	353	1 255
名 古 屋	31	124	805	119	65	621	2 325
京 都	19	57	394	113	75	206	744
大 阪	37	253	1 532	289	173	1 070	4 434
神 戸	18	73	640	208	55	377	1 745
広 島	12	52	299	63	18	218	801
北 九 州	23	63	370	168	40	162	1 056
福 岡	10	85	491	140	46	305	1 474
11大都市計	369	1 894	10 739	2 348	1 074	7 317	29 577

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和56年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
	建 物	収 容 物	小 計					
660 010	353 996	296 160	650 156	237	4 964	—	—	4 653
941 638	566 010	359 286	925 296	2 288	4 783	590	—	8 681
1 914 165	972 499	844 092	1 816 591	9 037	18 786	605	—	69 146
2 235 616	1 113 795	996 866	2 110 661	24 524	21 996	12 327	0	66 108
1 303 807	717 507	531 673	1 249 180	2 907	5 092	5 924	—	40 704
1 227 808	674 955	520 979	1 195 934	13 499	5 105	400	—	12 870
1 907 046	766 157	1 107 492	1 873 649	2 671	5 561	9 942	—	15 223
1 279 175	645 353	605 039	1 250 392	4 795	4 355	5 824	—	13 809
1 537 307	847 242	507 810	1 355 052	10 827	7 066	158 892	—	5 470
5 908 831	2 617 121	3 000 318	5 617 439	19 995	81 737	4 436	159 296	25 928
952 205	532 338	373 350	905 688	2 576	15 650	14 585	—	13 706
1 462 910	788 690	548 565	1 337 255	91 811	10 787	16 138	—	6 919
1 912 697	989 556	892 338	1 881 894	11 536	9 684	251	—	9 332
1 917 596	803 950	1 041 460	1 845 410	36 299	19 206	6 717	4 587	5 377
1 277 533	655 025	579 291	1 234 316	25 880	14 194	—	—	3 143
1 966 038	764 804	677 172	1 441 976	12 527	15 764	490 508	—	5 263
698 606	327 721	332 958	660 679	2 261	7 372	2 217	—	26 077
150 302 972	71 314 250	74 159 664	145 473 914	741 897	1 441 273	1 075 667	223 633	1 346 568
673 389	330 740	333 947	664 687	0	7 457	—	—	1 245
14 827 126	4 639 558	9 925 305	14 564 863	—	116 467	6 303	—	139 493
2 807 984	1 541 841	1 074 784	2 616 625	—	30 038	149 289	—	12 032
831 863	425 669	263 632	689 301	—	7 882	14 670	—	120 010
1 608 546	734 142	833 508	1 567 650	69	28 379	450	—	11 998
994 081	431 075	545 823	976 898	0	4 802	—	—	12 381
2 747 149	1 260 188	1 455 954	2 716 142	3	17 744	481	—	12 779
1 629 767	563 707	989 093	1 552 800	1 046	10 736	53 996	—	11 189
562 124	263 383	286 232	549 615	641	2 773	—	—	9 095
952 243	475 598	460 585	936 183	1 980	6 423	3 000	—	4 657
1 371 620	453 836	891 249	1 345 085	6 393	12 975	1 426	—	5 741
29 005 892	11 119 737	17 060 112	28 179 849	10 132	245 676	229 615	—	340 620

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
1 月	7 207	4 332	556	362	11	—	1 946
2 月	6 200	3 823	356	285	14	—	1 722
3 月	6 694	3 892	592	372	11	1	1 826
4 月	6 127	3 689	669	345	14	—	1 410
5 月	4 633	3 089	303	343	20	—	878
6 月	3 640	2 458	178	291	7	—	706
7 月	3 851	2 627	99	336	17	—	772
8 月	4 042	2 564	205	343	13	1	916
9 月	3 482	2 362	131	317	13	4	655
10 月	3 984	2 825	131	336	10	—	682
11 月	4 223	3 107	95	294	10	1	716
12 月	6 705	4 114	394	426	17	—	1 754
計	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7	13 983

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損 害	
	計	全 損	半 損	小 損		計	建 物
1 月	4 736	1 454	462	2 820	14 767	17 066 420	16 547 047
2 月	4 179	1 280	375	2 524	13 612	15 370 169	15 046 830
3 月	4 023	1 160	372	2 491	12 986	16 191 334	15 694 096
4 月	3 751	1 157	361	2 233	12 032	14 922 834	14 036 959
5 月	2 975	861	266	1 848	9 650	12 465 689	12 042 422
6 月	2 336	627	203	1 506	7 592	8 753 715	8 547 469
7 月	2 389	570	182	1 637	7 864	8 587 958	8 234 579
8 月	2 301	564	219	1 518	7 690	9 665 796	9 271 959
9 月	2 078	518	190	1 370	6 764	7 723 188	7 404 726
10 月	2 385	613	215	1 557	7 689	11 661 305	11 329 263
11 月	3 098	914	300	1 884	10 092	12 853 040	12 584 500
12 月	4 134	1 167	378	2 589	13 352	15 041 524	14 734 064
計	38 385	10 885	3 523	23 977	124 120	150 302 972	145 473 914

損 害 状 況

(昭和56年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m ²)	林 野(a)	死 者	負 傷 者
6 042	1 737	589	3 716	241 333	25 556	254	951
5 372	1 558	477	3 337	221 958	12 853	237	846
5 367	1 543	496	3 328	226 780	38 000	228	818
5 210	1 576	496	3 138	216 238	61 975	210	712
4 338	1 242	373	2 723	177 904	21 850	153	606
3 276	820	303	2 153	123 630	5 284	115	523
3 441	771	296	2 374	119 925	2 304	70	508
3 459	888	325	2 246	131 374	4 080	92	491
3 431	783	585	2 063	115 855	2 443	84	515
3 614	924	332	2 358	151 616	3 380	133	493
4 186	1 135	396	2 655	175 391	4 424	160	647
5 503	1 464	498	3 541	198 846	14 717	235	894
53 239	14 441	5 166	33 632	2 100 850	196 866	1 971	8 004

損 害 状 況 (つづき)

(昭和56年中)

害 額 (千円)							
建 物	物 収 容 物		林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
	建 物	収 容 物					
8 307 086	8 239 961	115 324	90 617	33 136	—	—	280 296
7 413 556	7 633 274	64 591	79 816	13 963	—	—	164 969
7 729 145	7 964 951	51 515	185 205	38 745	159 296	—	62 477
6 903 263	7 133 696	178 938	105 054	481 556	—	—	120 327
5 753 274	6 289 148	84 815	104 621	161 673	—	—	72 158
4 159 022	4 388 447	63 495	69 751	1 787	—	—	71 213
3 922 006	4 312 573	7 604	98 302	176 652	—	—	70 821
4 108 304	5 163 655	45 595	220 100	46 937	500	—	80 705
3 846 276	3 558 450	12 870	152 193	21 139	63 437	—	68 823
5 632 981	5 696 282	69 029	106 337	63 028	—	—	93 648
6 334 732	6 249 768	5 223	92 865	28 915	400	—	141 137
7 204 605	7 529 459	42 898	136 412	8 156	—	—	119 994
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568	—

附属資料5 出火原因別

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯数	損害額 (千円)
たばこ	こ	7 510	4 440 673	5 316	4 827	13 533 862
火あそび	び	6 148	820 652	3 963	2 468	6 757 740
たき火	ろ	5 407	3 015 516	1 567	452	2 453 114
こんろ	ろ	5 190	153 426	6 174	5 624	9 017 108
放火	火	3 856	119 560	2 819	2 190	6 401 089
風呂かまど	ど	3 261	79 984	3 838	3 485	4 083 183
ストーブ	ブ	2 780	350 472	3 920	3 609	12 864 567
放火の疑い	い	2 673	135 295	1 962	1 071	6 042 355
マッチ・ライター	ター	1 666	314 762	1 179	1 024	2 181 233
煙突・煙道	道	1 097	140 807	1 268	863	2 561 796
電灯・電話等の配線	配線	751	30 930	711	425	2 666 618
取灰	灰	600	28 163	667	334	836 954
灯火	火	565	32 500	750	723	2 078 063
電気装置	装置	536	43 063	406	107	1 668 349

附属資料6 主な出火

出火原因	昭和51年			昭和52年			昭和53年	
	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %	順位	件数
たばこ	1	8 814	14.1	1	9 069	14.2	1	9 920
たき火	2	6 616	10.6	2	6 850	10.7	2	9 877
火あそび	3	6 247	10.0	3	5 850	9.1	3	6 335
放火(疑いを含む)	4	4 465	7.2	4	5 417	8.5	4	5 369
こんろ	5	4 293	6.9	5	4 434	6.9	5	4 514
風呂かまど	6	3 155	5.1	6	3 224	5.0	6	3 665
ストーブ	7	2 757	4.4	7	2 581	4.0	7	2 766
マッチ・ライター	8	2 102	3.4	8	2 188	3.4	8	2 268
煙突・煙道	9	1 308	2.1	9	1 253	2.0	9	1 305
電灯電話等の配線	10	727	1.2	10	748	1.2	10	782
こたつ	11	685	1.1	13	577	0.9	13	558
取灰	12	610	1.0	12	585	0.9	11	587
灯火	13	607	1.0	14	567	0.9	12	560
電気装置	14	546	0.9	11	591	0.9	14	542
炉	15	518	0.8	15	510	0.8	15	520
		62 304			63 974			70 423

火災損害状況

(昭和56年中)

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯数	損害額 (千円)
こたつ	つ	507	49 200	723	693	2 367 841
交通機関内配線	配線	432	242	15	7	166 850
炉	炉	408	19 261	458	84	938 100
配線器具	器具	402	15 711	367	200	1 361 531
内燃機関	機関	373	100 200	59	12	193 608
電灯・ネオン	ネオン	370	17 634	378	224	935 446
かまど	ど	320	60 915	389	163	596 104
電気アイロン・電気こて	こて	139	6 474	191	170	500 153
火ばち	ち	53	3 901	81	67	212 042
いり	り	47	6 841	58	27	123 780
その他の電気	電気	1 596	69 662	1 597	920	4 684 611
その他・不明	不明	14 101	11 731 606	14 383	8 616	65 076 875
計		60 788	21 787 450	53 239	38 385	150 302 972

原因の推移

年	昭和54年			昭和55年			昭和56年			
	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %	順位	件数	構成割合 %
昭和54年	14.1	1	8 347	13.1	1	7 338	12.3	1	7 510	12.4
昭和55年	14.0	2	7 649	12.0	3	5 805	9.7	4	5 407	8.9
昭和56年	9.0	3	6 258	9.8	2	6 012	10.0	3	6 148	10.1
昭和54年	7.6	4	5 944	9.3	4	5 747	9.6	2	6 529	10.7
昭和55年	6.4	5	4 797	7.5	5	4 909	8.2	5	5 190	8.5
昭和56年	5.2	6	3 752	5.9	6	3 783	6.3	6	3 261	5.4
昭和54年	3.9	7	2 515	3.9	7	2 675	4.5	7	2 780	4.6
昭和55年	3.2	8	1 840	2.9	8	1 720	2.9	8	1 666	2.7
昭和56年	1.9	9	1 094	1.7	9	1 073	1.8	9	1 097	1.8
昭和54年	1.1	10	811	1.3	10	800	1.3	10	751	1.2
昭和55年	0.8	14	462	0.7	12	509	0.8	14	507	0.8
昭和56年	0.8	13	512	0.8	14	498	0.8	11	600	1.0
昭和54年	0.8	12	558	0.9	11	544	0.9	12	565	0.9
昭和55年	0.8	11	564	0.9	13	502	0.8	13	536	0.9
昭和56年	0.7	15	450	0.7	15	434	0.7	16	408	0.7
			63 794			59 885			60 788	

附屬資料7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	西武大和洋行	6	14	7,061,300	放火
昭和48年11月29日	高槻市	カキヤ	100	124	1,747,396	不明
昭和49年2月17日	山形市	デパート	1	5	192,400	疑火
昭和49年7月16日	山形市	デパート	—	40	1,086,574	疑火
昭和51年1月22日	山形市	デパート	—	—	247,000	不明
昭和51年6月22日	山形市	デパート	—	—	211,720	不明
昭和54年11月9日	山形市	百貨店	—	1	213,266	不明
昭和55年12月23日	山形市	百貨店	—	4	356,954	不明
昭和56年3月4日	山形市	百貨店	—	1	330,228	不明
昭和56年3月4日	山形市	百貨店	—	1	353,929	不明

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川県須賀野市	日本医科大学	16	—	19,122	石油ストーブの消し忘れ
昭和35年3月19日	福岡県久留米市	立療伝	11	—	1,536	不明
昭和39年3月29日	愛知県守山町	流病院	5	5	2,270	不明
昭和39年3月30日	愛知県伊勢市	流病院	9	3	7,015	不明
昭和44年11月19日	徳島県伊予市	市会	6	5	10,908	不明
昭和45年6月29日	徳島県丸亀市	市会	17	1	2,365	不明
昭和46年8月6日	徳島県丸亀市	市会	5	1	2,793	不明
昭和48年2月2日	北海道札幌市	生会	6	3	3,782	不明
昭和48年3月8日	北海道札幌市	生会	5	6	57,593	不明
昭和52年5月13日	山形県北谷町	生会	13	3	7,178	不明
昭和52年5月13日	山形県北谷町	生会	7	5	—	不明

(劇場・映画館)

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和29年9月15日	大阪府大阪市	O建設	—	28	65,262	不明
昭和31年11月20日	熊本県多良木町	S映画	5	5	17,181	残火
昭和31年12月22日	福岡県島田市	S映画	—	16	44,559	不明

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和33年2月1日	東京都千代田区	東宝映画	3	25	272,088	火取の飛
昭和34年1月27日	北海道札幌市	草国	12	23	11,730	灰の飛
昭和43年3月18日	東京都台東区	草国	3	7	17,950	雑気
昭和44年12月14日	宮城県仙台市	草国	3	3	18,160	た
昭和49年2月16日	宮城県仙台市	草国	3	3	20,786	た
昭和51年10月29日	宮城県仙台市	草国	1	3	40,500,000	た
昭和54年4月13日	宮城県仙台市	草国	—	1	218,430	た

(複合用途防火対象物(雑居ビル))

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和44年2月5日	福島県郡山市	磐石	30	41	1,098,261	石油ストーブ
昭和44年5月18日	山形県加賀市	磐石	16	16	2,321,732	不明
昭和46年1月2日	山形県加賀市	磐石	6	15	216,637	不明
昭和48年10月11日	山形県加賀市	磐石	4	5	14,919	不明
昭和50年3月10日	山形県加賀市	磐石	4	64	99,477	不明
昭和53年3月15日	山形県加賀市	磐石	7	24	60,116	不明
昭和54年1月4日	山形県加賀市	磐石	3	2	5,498	不明
昭和55年3月9日	山形県加賀市	磐石	2	—	200,000	不明
昭和55年11月13日	山形県加賀市	磐石	—	—	327,323	不明
昭和55年11月20日	山形県加賀市	磐石	45	22	533,751	不明

(複合用途防火対象物(雑居ビル))

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和47年5月13日	大阪府大東市	千代田	118	81	1,649,693	た
昭和48年12月19日	大阪府豊島区	千代田	—	1	256,336	た
昭和50年3月1日	東京都豊島区	千代田	5	17	57,789	た
昭和51年12月4日	東京都豊島区	千代田	6	2	7,810	た
昭和51年12月16日	東京都豊島区	千代田	3	—	10,270	た
昭和52年12月26日	東京都豊島区	千代田	15	8	38,781	た
昭和53年3月10日	東京都豊島区	千代田	11	3	10,483	た
昭和53年11月19日	東京都豊島区	千代田	4	2	17,685	た
昭和54年11月20日	東京都豊島区	千代田	4	2	48,988	た
昭和55年8月16日	東京都豊島区	千代田	14	223	554,226	た
昭和56年2月28日	東京都豊島区	千代田	3	2	140,964	た

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	出火件数							焼 計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 9 313	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 100 850	196 866	1 971	8 004

の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	り 災 世 帯 数			り 災 人 員 数	損	
	計	全 焼	半 焼		計	小 計
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
44	39 533	15 506	4 502	19 525	70 171 860	64 988 676
45	41 782	15 697	4 820	21 265	83 387 083	77 142 149
46	42 636	15 158	4 588	22 890	148 152	78 569 529
47	40 176	13 291	4 266	22 619	137 966	84 106 133
48	43 464	14 458	4 507	24 499	147 650	113 795 975
49	40 153	12 305	4 371	23 477	135 595	112 305 713
50	39 030	11 976	3 921	23 133	128 561	110 148 495
51	40 716	13 034	4 002	23 680	134 604	160 953 944
52	39 693	11 614	4 023	24 056	129 990	129 393 052
53	39 789	11 770	3 933	24 086	131 927	130 538 604
54	37 801	10 617	3 701	23 483	123 051	136 827 438
55	37 948	10 595	3 640	23 713	123 467	150 707 250
56	38 385	10 885	3 523	23 977	124 120	150 302 972

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の 火 災 損 害 状 況 (つづき)

害		額 (千円)					
建 物	取 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他	
							...
...	...	202 730	
...	...	280 845	
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164		
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008		
...	...	152 172	227 993				...
...	...	731 901	79 564	64 708	32 985		
...	...	655 216	83 846	104 084	18 293		
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282		
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803		
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958		
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906		
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776		
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518		
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090		
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463		
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466		
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958		
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697		
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361		
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961		
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520		
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883		
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662	
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638	
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283	
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442	
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182	
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665	
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419	
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549	
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112	
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960	
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173	
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175	
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568	

物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 件数指	出火率 (指数)	死者 数	負傷者 数	損害額 指数	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100
22	130	2.4(126)	115	159	326
23	118	2.2(116)	97	121	400
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	723	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7

の火災損害比較

構成比(%)				火災損害額構成比(%)					
船舶	航空機	その他		建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
...
...
...
0.6	2.3	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	...
0.5	4.4	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	...
7.1	98.3	0.7	1.0
0.7	5.0	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...
0.7	4.9	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	...
0.6	6.5	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	...
0.6	7.0	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...
0.8	7.8	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...
0.7	8.6	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	...
0.7	8.8	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...
0.9	9.2	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	...
0.8	11.0	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...
0.8	13.1	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	...
0.7	13.6	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...
0.7	13.9	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...
0.7	12.9	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...
0.7	13.8	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...
0.7	13.5	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...
0.6	14.5	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...
0.5	15.9	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...
0.5	0.0	16.4	...	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	...	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	...	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	...	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	...	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	...	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	...	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	...	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	...	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8
0.4	0.0	27.6	...	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	...	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	...	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	...	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9

附屬資料10 昭和21年以降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
2	新潟県村松市	21年6月8日18時30分	2	59	1 208	4 000	1 337
3	飯田県田原市	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯田県那珂湊市	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742
7	茨城県那珂市	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮崎県喜茂別市	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	熱海海上松市	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376
18	山形県温海市	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	松島町	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新潟県津市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	新名能瀬市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県津水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟県(昭和石油KK)各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三浦市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	三浦市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田市	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²(1万坪)以上の火災をいう。

の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均	最大	相対
					風速	風速	
m ²	千円				m	m	%
44 781	56 990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135 231	16 541	煙突の煙の過	晴	SE	8.0	15.0	50
33 500	20 000	所この煙の過	晴	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	台たばこの過	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過	晴	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突のの過	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突のの過	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	薄曇	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	またばの過	曇	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	取灰の不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が	薄曇	WNW	7.1	12.0	48
449 295	1 324 390	機械の車の飛	薄曇	SSE	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	不	曇	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	たばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りこんこの	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物72 498	建物5 088 259	こ	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野32ha	林野143 000	た	曇	SSE	14.8	25.0	50
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175 966	1 590 140	たばこ	曇	SSW	9.3	17.0	53
36 274	360 000	不	曇	SW	7.4	...	82
建物66 314	建物1 000 000	七りこんこの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
林野600ha	林野980						
建物53 047	建物2 155 350	かまど	晴	WSW	30.0
林野40 366ha	林野3 784 596						
51 752	774 317	放たばこ	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たがたばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	ス	曇	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	たばこ	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	不	晴	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不	雨	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)					建物	
		死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊	
				重傷	軽傷			
北海道	道	28	—	19	56	85	152	
	青森	5	—	12	27	5	15	
	岩手	8	—	12	43	21	89	
	宮城	2	—	3	15	2	28	
	秋田	13	—	9	14	2	19	
山福	形	13	—	51	56	1	5	
	島	2	1	27	33	5	56	
茨城県	城	1	—	1	5	2	47	
	栃	—	—	—	—	1	1	
	群	2	—	4	13	7	8	
	埼	—	—	—	3	1	1	
	千	2	—	—	6	5	12	
東	葉	—	—	1	4	2	2	
	京	2	—	1	4	8	5	
新	潟	48	1	97	100	28	12	
	山	31	—	199	960	16	49	
	川	3	—	30	30	16	12	
	井	15	1	57	80	42	51	
	福	—	—	—	—	—	—	
山	梨	—	—	—	—	—	—	
	野	13	—	25	37	21	29	
	阜	9	—	88	79	12	31	
	岡	2	—	—	1	—	1	
	知	1	—	—	2	—	—	
滋	賀	5	—	40	51	14	65	
	都	1	—	16	33	7	2	
	阪	—	—	—	—	—	—	
	庫	1	—	6	4	—	—	
	良	—	—	—	—	—	—	
和	山	—	—	—	—	—	2	
	取	—	—	—	1	1	1	
	根	—	—	1	1	2	7	
	山	4	—	2	3	30	68	
	島	5	—	5	7	3	6	
徳	島	—	—	—	3	1	2	
	香	—	—	—	—	—	—	
	愛	—	—	—	—	—	—	
	高	1	—	2	11	—	—	
	岡	—	—	—	—	—	—	
福	岡	4	—	5	40	16	44	
	賀	—	—	—	—	—	—	
	崎	4	—	—	2	1	6	
	本	2	—	1	1	1	1	
	分	—	—	1	5	4	9	
児	崎	—	—	—	3	1	12	
	島	1	—	—	1	3	12	
	鹿	—	—	—	—	—	—	
	宮	1	—	3	5	5	32	
	沖	—	—	—	—	—	—	
合	計	229	3	718	1 739	371	894	
地震災害を除いた計		229	3	718	1 737	370	894	

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(昭和56年中)

被害(棟)						り災世帯数	り災者数
一部破損	床上浸水	床下浸水	非住家				
2 114	8 977	3 6182	1 523	9 885	32 668		
185	532	2733	339	570	1 956		
1 183	1 216	2513	2 933	1 447	5 315		
508	650	3454	1 594	681	3 032		
542	40	364	117	61	226		
234	106	612	468	111	419		
1 690	386	2 617	2 637	425	1 429		
18	857	4 580	192	835	3 054		
19	182	607	—	172	530		
147	218	3 120	24	237	827		
64	2 128	20 660	5	920	3 210		
72	7 795	13 504	76	7 938	24 687		
20	8 065	44 257	17	10 049	31 697		
83	902	4 380	1 018	983	3 210		
524	1 696	4 796	647	1 765	6 367		
1 164	103	1 914	1 963	166	638		
627	1 577	1 266	248	1 607	3 548		
2 768	474	3 219	3 316	569	2 093		
3	2	32	5	5	24		
389	699	5 546	285	749	2 871		
1 268	69	631	2 493	115	439		
9	296	3 675	101	—	—		
7	10	1 114	6	8	25		
1	—	73	—	—	—		
4 503	32	1 548	1 887	109	319		
189	25	369	243	35	115		
—	—	—	—	—	—		
79	16	286	158	16	48		
—	—	164	1	199	792		
—	24	207	—	282	520		
84	219	1 516	77	64	261		
30	372	2 197	280	381	1 440		
11	174	1 283	12	272	940		
55	23	1 043	1	33	80		
31	36	902	9	39	76		
—	—	—	—	—	—		
—	—	20	—	—	—		
—	1	60	—	—	—		
8	208	1,156	5	214	712		
478	1 442	5 973	245	—	—		
—	4	744	—	4	16		
47	126	1 925	80	139	576		
32	102	1 876	17	105	352		
9	30	275	13	44	145		
257	—	599	133	23	54		
50	3	4	101	18	48		
61	19	54	145	36	122		
19 563	39 836	184 050	23 414	41 311	134 881		
19 558	39 836	184 050	23 413	41 310	134 875		

象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

区分	その						の 道路(箇所)
	田 (ha)		畑 (ha)		水	冠	
	流失・埋没	冠	流失・埋没	冠			
北海道	432.4	115	2 095.8	617	532.3	2 592	
青森	150.3	2	816.0	4.0	1 941.0	412	
岩手	201.4	—	5 372.7	—	—	2 300	
宮城	—	1	510.5	—	63.7	381	
秋田	57.1	9	182.2	0.6	2 912.1	1 558	
山形	49.7	2	760.6	88.1	946.7	906	
福島	—	—	10.0	—	970.5	2 062	
茨城	13.4	6	911.7	0.1	943.9	547	
栃木	—	—	—	—	—	366	
群馬	5.3	—	—	14.2	—	1 642	
埼玉	2.2	5	236.1	104.8	4 415.7	970	
千葉	1.7	—	997.0	7.6	561.9	574	
東京都	12.0	—	0.1	—	27.2	309	
神奈川県	4.2	—	116.4	—	16.6	314	
新潟	392.0	11	291.0	9.6	1 249.0	3 347	
富山	50.9	—	53.5	—	4.8	2 400	
石川	11.3	2	203.8	10.2	9.0	961	
福井	—	1	730.0	1.0	145.0	3 561	
山梨	10.8	—	—	2.1	—	206	
長野	20.0	—	400.0	35.0	396.0	5 875	
岐阜	35.2	—	—	2.1	—	1 942	
静岡県	13.5	—	491.1	—	129.0	277	
愛知県	0.6	—	—	0.0	—	127	
三重	22.8	—	—	—	—	448	
滋賀	0.9	—	190.7	—	—	90	
京都	0.6	—	0.5	—	20.2	483	
大阪	—	—	—	—	—	—	
兵庫県	—	—	3.0	—	—	87	
和歌山	—	—	14.0	—	120.5	429	
鳥取	—	—	—	—	—	527	
島根	284.0	1	076.0	31.0	95.2	366	
岡山	64.8	4	749.7	12.2	1 089.8	2 254	
広島	514.0	—	—	110.0	269.0	1 442	
山口	—	—	—	—	—	1 597	
徳島	189.2	—	9.5	49.0	—	1 533	
香川	—	—	—	—	—	20	
愛媛	—	—	176.5	—	—	—	
高知	2.8	—	—	0.1	—	685	
福岡	—	—	—	—	269.2	615	
佐賀	135.4	6	579.2	15.3	896.1	935	
長門	29.4	—	—	1.6	—	353	
熊本	72.1	2	232.9	6.8	29.0	1 173	
大分	47.0	—	—	191.0	—	1 326	
宮崎	94.4	—	105.0	1.7	—	801	
鹿児島	20.4	—	26.7	0.1	143.0	600	
鹿嶋	33.0	—	—	0.6	—	527	
沖縄	122.0	—	17.0	745.8	22.3	20	
合計	3 096.8	177	098.8	9 103.8	635 218.7	49 940	
地震災害を除いた計	3 096.8	177	098.8	9 103.8	635 218.7	49 940	

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和56年中)

他					
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)	
219	6 093	74	1 839	—	208
7	714	41	—	4	55
89	1 954	—	14	4	102
9	447	—	—	4	163
14	1 723	—	—	4	34
21	1 288	25	—	4	—
32	2 029	87	3	—	6
25	799	177	—	—	—
17	521	—	—	1	—
26	1 900	—	—	3	—
28	16	37	—	—	—
15	333	113	—	8	—
1	37	56	—	3	—
7	117	402	—	—	3
94	2 305	268	26	—	12
93	441	7	1	—	5
8	355	1	2	—	—
96	809	180	2	—	4
11	272	122	1	—	—
179	2 527	—	37	—	—
20	653	450	2	—	—
16	370	298	—	—	2
—	75	—	—	—	—
1	490	—	—	—	—
1	288	23	1	—	—
—	231	30	1	—	1
—	—	—	—	—	—
—	16	1	—	—	—
2	429	4	—	—	—
3	301	—	2	—	—
4	256	—	9	—	34
7	1 353	194	13	—	21
22	1 270	—	6	—	—
4	1 827	—	—	—	—
9	1 978	—	2	—	—
—	—	—	—	—	—
1	—	—	—	—	—
1	186	—	—	—	—
4	548	1	—	—	3
12	869	643	1	—	1
—	651	—	—	—	—
4	1 068	438	—	—	7
5	817	—	—	—	—
10	755	—	—	—	—
—	565	—	—	—	—
1	724	—	—	—	14
4	18	1	2	—	10
1 122	40 418	3 673	1 995	—	685
1 120	40 418	3 673	1 995	—	685

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)

(昭和56年中)

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)	
		都道府県(回)	市区町村 (団 体)				
北海道	道	3	185	14	57 776	384 845	
	青森	1	19	—	18 895	52 178	
	岩手	—	39	—	21 207	104 614	
	宮城	—	60	—	9 907	16 776	
	秋田	—	23	—	8 004	64 011	
	山形	1	38	—	34 353	56 801	
	福島	—	100	—	27 275	94 462	
	茨城県	茨城	1	21	1	17 852	9 284
		栃木	—	—	—	2 509	13 382
		群馬	—	37	—	9 452	37 377
埼玉		—	14	—	—	5 709	
千葉		2	46	7	9 974	14 566	
東京		—	42	11	10 945	2 571	
神奈川		1	16	—	3 553	2 437	
新潟県		新潟	—	91	40	48 991	61 216
		山形	1	33	—	48 390	31 371
		石川	1	21	1	7 053	19 555
	福井	1	32	1	33 177	142 876	
	山梨県	山梨	—	—	—	2 547	4 563
		長野	1	39	3	59 243	49 618
		岐阜	—	51	—	27 551	43 214
		静岡	1	2	—	—	10 319
		愛知	—	24	—	1 229	1 909
		三重	1	64	—	281	6 514
滋賀県		滋賀	1	18	—	14 209	9 456
		京都	—	1	—	7 612	7 563
		大阪	—	—	—	—	—
		兵庫	1	20	—	5 468	3 420
	奈良	—	—	—	59	3 693	
	和歌山	—	—	—	—	15 098	
	鳥取県	鳥取	—	3	—	564	5 206
		岡山	—	15	—	1 394	12 925
		広島	1	25	1	6 246	15 103
		山口	—	19	—	—	17 206
徳島		—	9	—	1 498	14 217	
香川県		香川	—	—	—	—	117
		高松	—	1	—	31	860
		愛媛	—	—	—	30	32 420
		高知	—	4	—	784	5 159
		福岡県	福岡	1	21	2	5 168
	佐賀		—	—	—	1 010	4 703
	長門		—	11	—	5 638	11 804
	熊本		—	1	—	2 374	8 966
	大分		—	3	—	926	15 026
	宮崎		—	7	—	639	21 783
鹿児島	—		17	—	20	21 801	
沖縄	—		23	—	622	6 868	
計	19		1 195	81	514 456	1 476 502	
地震災害を 除いた計	19		1 195	81	514 456	1 473 779	

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マ グニ チュー ド)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1.15	丹沢山塊地震	7.2	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5.23	北但馬地震	7.0	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5.11.26	北伊豆地震	7.0	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9.21	西埼玉地震	7.0	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.3	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7.11	静岡地震	6.3	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	7.0	585	—	—	585	27
〃 18. 9.10	鳥取地震	7.4	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19.12. 7	東南海地震	8.0	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1.13	三河地震	7.1	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21.12.21	南海地震	8.1	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6.28	福井地震	7.3	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24.12.26	今市地震	6.4	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	—	91	906	33
〃 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6.16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2.21	えびの地震	5.7	368	—	—	368	3
〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆大島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1.14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。
2 死者には行方不明者を含む。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生日 年 月 日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(棟)				
				死者	行方不明者	負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水 床下浸水	
1	23. 9.11~12	水	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9.15~17	台風	関東, 甲信, 東北, 特に岩手 九州より東北部, 特に鹿児島,	512	326	1 956	5 889	12 127	44 887	75 168
3	24. 6.18~22	台風	愛媛	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8.13~18	台風	九州, 四国	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8.31~	台風	東日本, 特に関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	25. 1.10~14	風	九州, 北陸, 関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	四国, 近畿中部, 北日本, 特に近畿	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
8	26. 7. 7~17	水	中部以西, 特に京都	162	144	358	630	727	13 532	89 766
9	10.13~15	台風	東北以西, 特に山口	572	371	2 644	21 716	47 948	30 110	108 163
10	6.22~24	台風	関東以西, 特に静岡	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7.10~12	水	中国, 四国, 近畿, 東海	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	6.23~30	水	九州, 中国, 四国, 特に北九州	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
13	7.16~25	水	東北以西, 特に和歌山	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8.11~15	水	東近畿, 特に京都	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	28. 9.22~26	台風	全国, 特に近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
16	29. 5. 8~12	台風	北日本, 近畿	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9.10~14	台風	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9.24~27	台風	全国, 特に北海道, 四国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2.19~20	風	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5.11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—

21	31. 4.17~18	風	東北, 関東, 北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320
22	32. 7.25~28	水	九州, 特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519
23	33. 1.26~27	台風	西日本	174	38	8	—	—	6	—
24	9.26~28	台風	近畿以东, 特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	34. 8.12~14	台風	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9.26~27	台風	全国(九州を除く), 特に愛知	4 697	401	38 921	80 838	113 052	157 858	205 753
27	35. 5.24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	36. 6.24~7.5	水	山陰, 四国, 近畿, 中部, 関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9.15~16	台風	全国, 特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10.25~28	台風	関東以西, 特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	37. 7. 1~8	水	関東以西, 特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	38. 1.	雪	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	39. 7.17~20	水	山陰, 北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	40. 9.10~18	台風	全国, 特に徳島, 兵庫, 福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	41. 9.23~25	台風	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	238	79	824	2 422	8 431	8 834	42 792
36	42. 7. 8~9	水	中部以西, 特に長崎, 広島, 兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	42. 8.26~29	水	新潟, 東北南部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	43. 8.17	水	岐阜, 京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	47. 7. 3~15	台風	全国, 特に北九州, 鳥根, 広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49.5.29~8.1	台風	静岡, 神奈川, 三重, 兵庫, 香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	51. 9. 8~14	台風	全国, 特に香川, 岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	52. 1.	雪	東北, 近畿北部, 北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54.10.17~20	台風	全国, 特に東海, 関東, 東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943
44	55.12~56. 3	雪	東北, 北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料14 旅館・ホテル等に係る

区分	表示制度実施状況(消防本部等)						
	対象のある消防本部等数	立入調査実施状況			適合マーク交付状況		
		未実施	調査中	完了	未交付	一部交付	全部交付
都道府県	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
北海道	56	—	—	56(100)	7(12.5)	—	49(87.5)
青森	11	—	—	11(100)	2(18.2)	—	9(81.8)
岩手	12	—	—	12(100)	1(8.3)	1(8.3)	10(83.3)
宮城	13	—	—	13(100)	—	—	13(100)
秋田	16	—	—	16(100)	—	—	16(100)
山形	14	—	—	14(100)	—	—	14(100)
福島	11	—	—	11(100)	—	—	11(100)
茨城	26	—	—	26(100)	3(11.5)	—	23(88.5)
栃木	17	—	—	17(100)	—	1(5.9)	16(94.1)
群馬	12	—	—	12(100)	—	—	12(100)
埼玉	33	—	2(6.1)	31(93.9)	10(30.3)	1(3.0)	22(66.7)
千葉	30	1(3.3)	—	29(96.7)	5(16.7)	—	25(83.3)
東京都	7	—	—	7(100)	3(42.9)	2(28.6)	2(28.6)
神奈川県	24	1(4.2)	—	23(95.8)	1(4.2)	—	23(95.8)
新潟	30	—	—	30(100)	4(13.3)	—	26(86.7)
富山	21	2(9.5)	—	19(90.5)	4(19.0)	—	17(81.0)
石川	11	—	—	11(100)	—	—	11(100)
福井	10	—	2(20.0)	8(80.0)	1(10.0)	—	9(90.0)
山梨	9	—	—	9(100)	2(22.2)	1(11.1)	6(66.7)
長野	33	—	—	33(100)	—	—	33(100)
岐阜	23	—	—	23(100)	3(13.0)	—	20(87.0)
静岡県	34	—	—	34(100)	—	3(8.8)	31(91.2)
愛知県	36	—	—	36(100)	7(19.4)	—	29(80.6)
三重	22	—	—	22(100)	5(22.7)	—	17(77.3)
滋賀	10	1(10.0)	—	9(90.0)	1(10.0)	—	9(90.0)
京都	14	3(21.4)	2(14.3)	9(64.3)	6(42.9)	2(14.3)	6(42.9)
大阪	31	—	—	31(100)	12(38.7)	—	19(61.3)
兵庫県	35	—	—	35(100)	12(34.3)	—	23(65.7)
奈良	17	—	1(5.9)	16(94.1)	4(23.5)	—	13(76.5)
和歌山	25	—	—	25(100)	1(4.0)	—	24(96.0)
鳥取	3	—	—	3(100)	—	—	3(100)
島根	12	—	—	12(100)	—	—	12(100)
岡山	13	—	—	13(100)	—	—	13(100)
広島	32	—	—	32(100)	—	—	32(100)
山口	18	—	—	18(100)	—	—	18(100)
徳島	12	—	—	12(100)	2(16.7)	—	10(83.3)
香川県	10	—	—	10(100)	—	—	10(100)
愛媛	14	—	—	14(100)	—	—	14(100)
高松	15	—	—	15(100)	1(6.7)	—	14(93.3)
福岡	22	—	—	22(100)	6(27.3)	—	16(72.7)
佐賀	8	—	—	8(100)	—	—	8(100)
長崎	11	—	—	11(100)	—	—	11(100)
熊本	14	—	—	14(100)	—	—	14(100)
大分	15	—	—	15(100)	1(6.7)	—	14(93.3)
宮崎	11	—	—	11(100)	3(27.3)	—	8(72.7)
鹿児島	30	5(16.7)	1(3.3)	24(80.0)	9(30.0)	—	21(70.0)
沖縄	20	—	—	20(100)	10(50.0)	—	10(50.0)
計	903	13(1.4)	8(0.9)	882(97.7)	126(14.0)	11(1.2)	766(84.8)
昭57.6.30	894	17(1.9)	14(1.6)	863(96.5)	166(18.6)	10(1.1)	718(80.3)
昭57.3.31	880	36(4.1)	34(3.9)	810(92.0)	305(34.7)	45(5.1)	530(60.2)

(注) 1 「消防本部等」とは、消防本部及び非常備町村をいう。

表示制度の都道府県別実施状況

(昭57. 9.30現在)

対象とした消防本部等数	適合マークの交付状況							適合率 E/D(%)
	調査対象物数	調査済対象物数	調査率 B/A(%)	適合マーク交付対象物数	交付率 C/B(%)	全消防本部等に対する調査対象物数	左のうち適合マーク交付物数	
731	731	100	599	81.9	713	599	84.0	
184	184	100	131	71.2	180	131	72.8	
193	193	100	133	68.9	181	127	70.2	
262	262	100	218	83.2	262	218	83.2	
146	146	100	114	78.1	146	114	78.1	
339	339	100	264	77.9	339	264	77.9	
415	415	100	335	80.7	415	335	80.7	
202	202	100	120	59.4	195	120	61.5	
337	337	100	271	80.4	336	271	80.7	
414	414	100	311	75.1	414	311	75.1	
117	115	98.3	65	56.5	86	64	74.4	
349	348	99.7	185	53.2	341	185	54.3	
1 046	1 046	100	785	75.0	1 024	780	76.2	
848	847	99.9	623	73.6	846	623	73.6	
556	556	100	366	65.8	550	366	66.5	
222	218	98.2	177	81.2	212	177	83.5	
334	334	100	242	72.5	334	242	72.5	
214	211	98.6	165	78.2	208	165	79.3	
301	301	100	97	32.2	158	54	34.2	
913	913	100	684	74.9	913	684	74.9	
260	260	100	157	60.4	253	157	62.1	
1 040	1 040	100	830	79.8	812	681	83.9	
545	545	100	266	48.8	529	266	50.3	
443	443	100	261	58.9	435	261	60.0	
149	142	95.3	116	81.7	142	116	81.7	
367	359	97.8	283	78.8	339	277	81.7	
731	731	100	333	45.6	699	333	47.6	
606	606	100	317	52.3	519	317	62.1	
157	156	99.4	117	75.0	146	117	80.1	
296	296	100	157	53.0	295	157	53.2	
173	173	100	130	75.1	173	130	75.1	
186	186	100	149	80.1	186	149	80.1	
193	193	100	114	59.1	193	114	59.1	
385	385	100	233	61.8	385	233	61.8	
224	224	100	170	75.9	224	170	75.9	
129	129	100	96	74.4	125	96	76.8	
198	198	100	106	53.5	198	106	53.5	
257	257	100	170	66.1	257	170	66.1	
162	162	100	136	84.0	161	136	84.5	
386	386	100	183	47.4	368	183	49.7	
111	111	100	46	41.4	111	46	41.4	
331	331	100	160	48.3	331	160	48.3	
278	278	100	136	48.9	278	136	48.9	
339	339	100	194	57.2	336	194	57.7	
187	187	100	86	46.0	174	86	49.4	
294	267	90.8	146	54.7	267	146	54.7	
204	204	100	34	16.7	181	34	18.8	
16 754	16 700	99.7	11 016	66.0	15 970	10 806	67.7	
16 577	16 443	99.2	9 631	58.6	15 271	9 239	60.5	
16 411	15 854	96.6	7 001	44.2	11 896	6 340	53.3	

2 ()内は、対象のある消防本部等数に対する割合である。

附属資料15 都道府県の防災

区分	回数	災 害 想				
		台風等の 風水害	地 震	コンビナ ー災害	大火災	林野火災
北海道	2	1	1	—	—	—
青森	2	1	2	1	—	—
岩手	1	1	1	—	1	—
宮城	5	—	1	1	2	1
秋田	3	1	1	1	1	1
山形	3	—	1	1	1	—
福島	12	1	9	1	—	1
茨城	1	1	1	—	—	—
栃木	1	—	1	—	—	—
群馬	1	—	1	—	—	—
埼玉	4	1	2	—	—	1
千葉	3	—	1	1	—	1
東京都	12	—	1	1	—	—
神奈川県	2	—	1	1	—	—
新潟県	2	—	1	1	—	—
富山県	2	1	1	1	—	—
石川県	3	—	1	1	—	1
福井県	1	1	1	—	—	—
山梨県	1	—	1	—	—	—
長野県	3	1	2	—	2	1
岐阜県	5	—	3	—	—	2
静岡県	3	—	1	1	—	1
愛知県	3	—	1	1	—	1
滋賀県	1	—	1	—	—	—
京都府	1	—	1	—	—	—
大阪府	2	1	1	—	—	—
兵庫県	2	1	1	1	—	—
奈良県	1	1	—	—	—	—
和歌山県	5	2	2	1	1	1
鳥取県	2	1	1	—	—	—
島根県	2	1	—	—	1	—
岡山県	5	1	—	1	—	—
広島県	3	1	2	1	—	—
山口県	4	1	—	1	1	—
徳島県	2	1	—	—	—	—
香川県	1	1	1	—	—	—
愛媛県	2	1	1	—	—	—
高知県	2	1	1	—	—	—
福岡県	2	—	—	1	1	1
佐賀県	4	1	—	1	1	—
長門県	2	1	—	—	—	—
熊本県	3	2	—	—	—	—
大分県	3	1	1	1	—	1
宮崎県	1	1	—	—	—	—
鹿児島県	1	—	—	—	—	—
沖縄県	1	—	—	—	—	1
計	128	32	51	24	12	15

訓練の実施状況

(昭和56年度)

定	訓 練 形 態				
	その他	総 (実働)	図 上	通 信	そ の 他
水難	—	2	—	—	2
	—	1	—	—	—
	—	3	—	—	—
	—	3	1	—	1
	—	1	2	—	1
	—	12	—	—	—
通信訓練	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	3	—	—	1
	—	3	—	—	—
	—	2	—	—	10
	—	2	—	—	—
	—	2	—	—	—
	—	2	—	—	—
	—	2	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
林野火災空中消火訓練	—	—	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	2	1	—	—
高圧ガス	—	3	—	—	2
	—	3	—	—	—
	—	3	—	—	—
	—	3	1	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	2	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
豪雪	—	2	3	—	—
	—	2	—	—	—
原子力災害	—	1	—	—	1
高圧ガス	—	4	—	—	1
災害対策本部設置訓練	—	3	—	—	—
情報通報	—	3	—	—	1
	—	2	—	—	—
	—	1	—	—	1
	—	1	—	—	1
	—	1	—	—	1
	—	2	—	—	—
原子力災害	—	4	—	—	—
	—	2	—	—	—
火山爆発	—	2	—	—	1
	—	2	—	—	1
	—	2	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
石油施設	—	—	—	—	1
	—	—	—	—	ガス漏れ
	—	95	8	26	—

附属資料16 都道府県別市

区分	消防本部					消防署	出張所
	計	市	町	村	組合		
北海道	72	20	8		44	116	405
青森	16	1	2		13	26	57
岩手	14	3	1		10	18	55
宮城	13	4			9	24	76
秋田	17	2	1		14	20	64
山形	15	8	2		5	15	48
福島	12	2			10	24	70
茨城	28(2)	9	5(1)	1	13(1)	51	51
栃木	15	4	1		10	17	45
群馬	12	2			10	25	45
埼玉	47	27	5		15	69	83
千葉	33	20	3	1	9	57	101
東京都	6(3)	3	2(2)	1(1)		77	211
神奈川	28	19	7		2	52	157
新潟	36(1)	11	7(1)	1	17	44	67
富山	22	9	11		2	29	25
石川	11	3	3		5	16	38
福井	12	1	3		8	15	41
山梨	10	2	1		7	17	28
長野	20	9	2		9	39	36
岐阜	23(1)	8	2		13(1)	41	46
静岡	29	15	1		13	36	89
愛知	45	23	6		11	61	102
三重	14	8			6	18	45
滋賀	11	3			8	23	18
京都	16	10	4		2	30	41
大阪	31	22	5		4	68	154
兵庫	31	19	1		11	53	75
奈良	12	8	1		3	18	15
和歌山	19	7	6		6	25	10
鳥取	3				3	8	18
島根	11	2	1		8	11	40
岡山	14	5			9	21	54
広島	22	6	5		11	35	51
山口	15	9			6	20	28
徳島	11	3			8	22	24
香川	11	4	1		6	19	14
愛媛	16	5			11	17	31
高松	15	6			9	19	24
福岡	27	9	2		16	41	92
佐賀	10	3			7	14	21
長崎	10	3			7	15	70
熊本	14	2			12	19	49
大分	15	4	1		10	18	37
宮崎	9	6			3	12	23
鹿児島	18	5	1		12	23	37
鹿儿岛	23	10	2	3	8	24	19
計	914(7)	369	103(4)	7(1)	435(2)	1 462	2 930

(注) () 内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

町村消防組織一覽

(昭56.4.1現在)

消防職員	消防団	分 団	消防団常備部				消防団員
			計	市	町	村	
7 749	241	1 064				31 618	
1 921	68	783				23 720	
1 425	62	493				27 679	
2 052	77	507	2		2	25 946	
1 531	67	646	1		1	24 234	
1 356	44	364				32 465	
1 885	90	651				40 945	
2 949	92	1 176				30 077	
1 781	49	365				17 521	
1 910	70	491				14 068	
5 123	89	615				16 485	
5 446	72	1 018				34 740	
18 153	98	710				26 219	
7 287	58	517				18 805	
2 591	112	863				53 729	
1 138	41	302				9 926	
1 119	39	223	4		4	5 370	
937	32	243				5 623	
810	64	245				19 300	
1 581	122	899				48 511	
1 924	102	557				25 270	
3 257	75	665				27 046	
6 075	324	678				29 477	
1 603	69	483				15 100	
1 009	50	191				9 390	
2 583	73	385	2		2	22 633	
8 430	39	386	1		1	10 267	
4 218	117	1 859				58 126	
961	47	349				11 234	
972	50	302				13 193	
585	41	249				6 121	
780	59	398				15 884	
1 667	80	456				35 149	
2 721	93	697				28 236	
1 367	56	539				15 885	
771	46	457				12 345	
986	43	271				7 957	
1 180	70	528				23 422	
867	53	300				8 707	
3 746	108	723				28 462	
860	49	207				25 283	
1 492	79	884				25 397	
1 679	98	816				44 709	
1 368	58	463				19 896	
855	44	123				18 142	
1 442	96	734				17 852	
1 062	39	120	1		1	1 597	
123 204	3 645	25 995	11		11	1 063 761	

附属資料17 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本 部	うち組 合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和28年	314	8	407	612	28 547	10 073	...	113	2 015 780
29	328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011
30	360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233
31	383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222
32	406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319
33	429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555
34	438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792
35	445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39	544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 233 003
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140
56	914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料18 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計			
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町 村	
昭和40年度	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68	
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91	
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111	
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143	
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236	
45	218	4	214	△ 2	1	△ 1	△ 2	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28	△ 1	△ 28	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264	
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606	
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820	
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884	
51	73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956	
52	63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018	
53	50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067	
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097	
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145	
56	52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194	
57(見込)	62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254	

附属資料19 自主防災組織の

区分	市区町村数	自主防災組織を有する市町村数	自主防災組織数	組織される地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務とされる活動項目別自主防災		
						防災訓練	防災知識の啓発	防火巡回
北海道	212	45	700	125 104	6.6	75	81	81
青森	67	14	49	7 613	1.7	3	17	17
岩手	62	32	114	67 461	16.7	52	93	51
宮城	74	44	1 105	233 845	38.8	752	1 010	701
秋田	69	39	989	67 817	20.0	405	815	711
山形	44	41	512	45 346	13.8	360	241	225
福島	90	10	130	20 245	3.6	48	44	45
茨城県	92	23	328	39 586	5.5	171	72	140
栃木	49	19	101	17 014	3.4	91	63	66
群馬	70	38	297	130 011	24.8	111	88	118
埼玉	92	40	749	365 399	22.2	249	239	242
千葉	80	29	487	160 599	10.9	432	437	159
東京都	64	43	4 084	2 881 591	65.5	3 517	3 444	2 384
神奈川県	37	33	5 119	1 657 102	70.6	2 202	1 787	768
新潟	112	25	201	15 511	2.4	20	25	17
富山	35	18	240	36 216	12.3	140	48	137
石川	41	34	775	71 617	22.2	257	136	163
福井	35	24	923	65 928	31.0	409	249	221
山梨	64	64	2 243	197 934	85.2	1 729	1 256	453
長野	122	47	1 309	151 266	25.5	599	540	77
岐阜	100	65	2 080	281 705	52.5	863	650	131
静岡	75	75	4 519	918 836	92.6	4 071	3 592	1 368
愛知	88	44	2 118	1 060 605	56.2	1 846	1 459	529
三重	69	34	495	70 342	14.3	286	135	101
滋賀	50	32	1 047	95 219	31.6	428	331	544
京都	44	18	391	71 261	8.2	118	127	62
大阪	44	8	411	99 459	3.6	370	9	9
兵庫	91	24	539	127 875	7.8	153	233	21
奈良	47	15	253	61 885	17.2	61	13	88
和歌山	50	14	132	12 399	3.7	12	15	8
鳥取	39	37	904	57 382	32.7	250	170	204
島根	59	17	349	17 103	7.4	60	290	73
岡山	78	25	989	113 448	19.5	561	573	50
広島	87	17	462	244 410	26.9	383	386	10
山口	56	18	174	21 119	4.1	123	12	15
徳島	50	12	117	10 373	4.2	19	17	5
香川	43	19	139	16 871	5.5	26	13	5
愛媛	70	11	82	69 187	14.1	21	21	14
高松	53	13	329	18 668	6.5	58	54	17
福岡	97	18	330	376 041	25.7	147	114	114
佐賀	49	4	93	11 142	4.7	3	7	4
長崎	79	13	91	10 265	2.1	3	—	—
熊本	98	29	100	43 347	8.1	32	27	38
大分	58	10	24	5 998	1.6	4	9	8
宮崎	44	8	42	5 626	1.5	18	40	20
鹿児島	96	17	168	17 978	2.9	6	7	10
鹿儿岛	53	5	64	12 266	3.9	—	—	—
全 国	3 278	1 264	33 898	10 208 015	27.7	21 544	18 989	10 224

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(昭57.4.1現在)

れている 災組織数 三角火器等 消火布又購 頒共	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数										
	その他	災害箇所 巡回	危険の視 察	災害等外集 団	危険の視 察	簡視報 達	初 期 消 火	負傷者等 の救出・護 送	住民の 避難誘 導	給 食 給 水	その他
14	22	63	37	170	156	116	47	2			
7	11	5	9	12	23	19	14	2			
49	12	7	17	97	16	28	81	17			
293	239	494	607	895	705	652	935	—			
161	—	46	196	663	118	214	652	4			
27	32	120	93	181	113	143	162	32			
30	—	25	37	46	37	39	43	—			
53	108	63	78	256	118	131	87	28			
28	24	28	55	50	50	50	47	29			
39	58	66	22	71	21	66	78	21			
143	81	136	158	723	176	213	164	22			
152	93	294	415	439	436	435	407	70			
747	735	1 243	3 266	3 508	3 464	3 507	3 045	618			
811	405	854	1 389	1 684	1 684	1 684	1 629	292			
—	33	1	22	103	14	11	14	—			
6	24	1	10	145	25	36	15	1			
35	11	18	14	257	25	61	40	11			
—	123	142	24	255	90	231	—	—			
425	118	789	1 458	1 705	1 613	1 694	1 381	133			
350	99	354	556	631	557	609	526	91			
266	62	233	771	937	801	826	840	92			
1 685	920	1 924	3 583	4 021	3 952	3 969	3 952	536			
239	404	884	1 401	1 669	1 410	1 444	1 236	376			
1	41	40	126	238	134	172	11	2			
55	2	153	25	640	257	327	89	—			
29	15	14	16	203	24	28	44	2			
6	8	2	—	368	2	2	—	—			
34	231	165	198	291	170	244	225	135			
99	—	37	44	210	50	81	6	—			
7	3	3	3	18	3	6	7	1			
83	73	120	78	402	121	125	183	19			
66	59	65	78	219	106	177	176	59			
500	8	95	95	620	53	54	65	—			
4	2	2	371	386	368	376	6	8			
3	2	12	26	119	72	72	27	9			
2	10	10	3	100	3	3	3	2			
—	6	4	1	30	6	3	4	2			
13	1	—	—	23	12	12	13	41			
16	17	17	47	64	47	103	47	16			
113	45	106	112	144	108	113	115	—			
—	4	4	—	7	3	—	3	4			
—	—	24	24	29	25	26	26	1			
—	1	23	23	38	31	30	24	—			
5	3	—	1	3	3	4	3	3			
20	15	1	1	42	34	20	37	—			
7	—	4	—	8	2	4	4	3			
—	—	—	—	5	—	—	—	—			
6 623	4 160	8 691	15 490	22 775	17 238	18 160	16 513	2 684			

る。

附属資料20 石油コンビナート等特別防災区域

区分 都道府県	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量(万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)
北海道	1 釧路	1 025	7(1)	3	33	123
	2 小室	18 293	9(5)	5	325	2 638
	3 上	7 231	4(3)	11	205	15 643
	4 磯	750	2(1)	1	70	252
青森	4-2 むつ小川	2 638	—	—	—	—
	5 青森	123	5(—)	—	18	—
宮城	6 八戸	1 251	10(2)	7	51	318
	7 塩釜	352	9(5)	3	27	654
秋田	8 仙臺	4 598	2(1)	5	275	3 103
	9 男鹿	883	1(1)	1	66	52
山形	10 秋田	1 699	8(—)	7	59	190
	11 酒田	3 165	5(—)	3	27	2
福島	11-2 広野	1 099	1(—)	—	22	—
	12 いわき	7 400	10(2)	6	167	679
茨城	13 鹿島臨海	23 835	12(10)	12	651	26 652
千葉	14 京葉臨海北部	2 480	10(—)	4	57	369
	15 京葉臨海中部	44 660	38(28)	34	2 096	163 481
	16 京葉臨海南部	12 512	3(2)	1	17	1 500
東京	17 豊洲	891	3(—)	1	30	—
	18 品川・大井	322	3(1)	—	15	42
神奈川	19 京浜臨海	32 870	55(31)	51	1 394	115 593
	20 根岸臨海	6 340	4(2)	6	493	28 769
	21 久里浜	710	1(—)	—	58	—
新潟	22 新潟東港	18 551	9(1)	3	234	1 167
	23 新潟西港	6 795	7(3)	7	166	10 399
	24 直江津	2 723	4(—)	2	12	58
富山	25 富山	742	2(1)	5	116	198
	26 新伏木	343	1(—)	—	24	—
	27 伏木	171	6(—)	1	16	89
	28 婦木中	571	1(1)	—	1	4 998
石川	29 金沢港北	273	5(—)	4	23	443
福井	30 三国	1 124	6(—)	1	45	—
静岡	31 清水	1 130	4(1)	11	67	1 063
愛知	32 渥美	1 079	1(—)	—	117	—
	33 蒲衣	168	3(—)	2	18	181
	34 名古屋港臨海	9 032	4(1)	6	33	1 588
	35 名古屋港臨海	25 704	33(9)	23	922	23 034
三重	36 四日市臨海	10 700	22(18)	16	727	73 953
	37 尾鷲	801	2(1)	2	79	36
大阪	38 大阪北港	4 470	11(1)	16	73	744
	39 堺北臨海	18 170	19(10)	28	632	95 704
	40 岬	557	2(2)	—	29	6

(注) 第一種事業所欄の () は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(昭57.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	所泡 車搬送 (台)	原液 車 (台)	その他の 消防ポンプ 自動車 (台)	消火 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	イン ス 張 船 (隻)	油回収 船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	—	2	96	5 060	2	—	—	
3	1	2	4	103	7 320	1	1	—	
4	2	2	8	161	4 520	3	1	—	
2	2	2	1	91	3 660	6	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1	1	1	—	49	3 240	5	—	—	
1	1	1	—	88	6 270	1	—	—	
—	—	—	3	93	5 660	13	—	—	
2	2	2	2	64	6 380	4	1	2	
1	1	1	3	33	1 720	1	—	—	
1	1	1	2	92	6 170	2	—	—	
1	1	1	2	50	3 840	1	—	—	
1	1	1	—	43	2 200	1	1	—	
2	2	2	8	229	6 240	1	1	—	
4	3	3	18	253	11 220	3	1	1	
2	2	2	—	98	6 310	2	—	—	
24	10	15	44	786	38 510	10	2	5	
1	1	1	2	34	2 700	1	—	—	
2	2	1	—	38	3 780	3	—	—	
1	1	1	1	35	2 700	2	—	—	
17	9	13	34	762	46 848	6	1	1	
5	5	5	7	189	10 510	4	1	1	
1	1	1	—	11	1 620	1	—	—	
2	2	2	—	104	7 580	1	1	—	
5	2	2	1	137	4 750	3	—	—	
—	—	—	7	49	2 700	1	—	—	
2	1	1	2	56	5 440	1	1	—	
1	1	1	—	19	1 620	1	—	—	
—	—	—	2	85	3 780	1	—	—	
—	—	—	2	7	3 300	—	—	—	
1	1	1	—	51	3 240	1	—	—	
1	1	1	1	57	4 860	2	—	—	
1	1	1	2	127	7 600	4	—	—	
1	1	1	—	11	2 160	1	1	—	
1	1	1	1	35	2 160	4	—	—	
1	1	1	4	36	4 520	4	—	1	
10	8	8	19	624	30 255	26	1	—	
6	4	4	18	318	17 565	8	2	3	
1	1	1	3	137	7 740	3	2	1	
2	1	1	10	229	8 000	1	—	—	
13	8	8	20	505	24 380	12	1	—	
1	1	1	—	28	2 280	1	—	—	

附属資料20 石油コンビナート等特別防災区域

区分	特別防災区域	面積 (千㎡)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高压ガスの処理量 (万Nm ³)
都府県	41 尼崎	4 300	7(3)	14	47	324
	42 神戸	2 900	13(3)	6	125	2 685
	43 東播磨	11 441	6(4)	11	45	5 159
	44 姫路臨海	18 600	10(9)	8	378	15 157
和歌山	45 和歌山北部臨海北部	5 096	3(2)	—	14	330
	46 和歌山北部臨海中部	1 491	3(3)	—	99	573
	47 和歌山北部臨海南部	3 071	3(2)	—	585	13 178
	47-2 御坊	350	—	—	—	—
岡山	48 水島臨海	25 580	16(15)	11	907	91 871
広島	49 福山	9 560	3(2)	2	21	5 432
	50 江田	186	2(—)	—	28	—
	51 能美	315	1(—)	—	67	—
山口・島	52 岩国・大竹	5 340	8(7)	7	242	22 348
山口	53 下松	2 699	2(2)	3	119	615
	54 徳山・新南陽	7 764	10(9)	8	386	72 731
	55 宇野	4 725	5(4)	9	23	9 727
	56 小野田	1 929	1(1)	—	426	5 424
	57 小彦島	124	5(—)	—	32	—
徳島	58 阿南	800	1(—)	1	25	5
香川	59 番の州	4 225	3(2)	1	336	9 518
愛媛	60 新居浜	4 500	5(3)	6	21	18 810
	61 上浦	112	1(—)	—	26	—
	61-2 波方	295	—	—	—	—
	62 菊岡	565	2(1)	—	157	1 209
63 松山	2 557	4(3)	1	122	11 363	
福岡	63-2 豊前	465	1(1)	—	14	1
	64 苅田	1 043	2(1)	2	17	1
	65 北九州	23 554	20(9)	11	84	19 492
	65 九州	456	9(1)	16	29	634
佐賀	67 唐津	314	3(1)	—	20	408
長崎	68 相浦	239	1(1)	—	18	1
	69 長崎	170	6(—)	5	15	87
熊本	70 八代	156	6(—)	—	11	—
大分	71 大分	10 649	12(12)	2	327	36 411
鹿児島	72 喜入	1 882	1(—)	—	885	—
沖縄	73 平座	4 102	3(1)	—	559	7 683
	74 安泊	186	1(1)	—	36	5 001
	75 小那覇	819	1(1)	—	189	1 983
計		440 791	524(248)	412	15 925	936 882

域の現況と防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭57.4.1現在)

大型化学 消防車	大型高所 放水車	所 搬送車	泡 液車	原 油車	その他の 消防自動車	泡消火 剤	オイル フェンス	オイル 展張	ルス船	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	1	8	75	7 000	2	—	—	—	—	—
2	2	2	8	144	12 800	5	—	—	—	—	—
1	2	1	20	83	9 060	9	—	—	—	—	—
4	5	5	20	219	14 740	10	1	1	—	—	
1	1	—	9	59	5 580	5	1	1	—	—	
2	2	2	4	71	6 180	4	—	—	—	—	
7	5	5	4	249	10 080	3	2	3	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	5	7	33	432	26 680	13	2	—	—	—	
—	—	1	6	49	4 020	5	—	—	—	—	
1	1	1	—	40	3 790	7	—	—	—	—	
1	1	1	—	37	4 420	3	—	—	—	—	
1	1	1	21	213	10 300	4	1	—	—	—	
2	1	1	3	77	2 880	1	1	—	—	—	
4	1	2	20	303	10 720	11	1	—	—	—	
1	1	1	9	52	4 300	1	—	—	—	—	
2	2	2	2	97	2 190	2	1	—	—	—	
代	替	設	備	70	4 440	2	—	—	—	—	
1	1	1	—	13	2 380	2	—	—	—	—	
3	3	3	4	118	13 810	4	1	—	—	—	
2	1	1	5	99	3 900	2	—	—	—	—	
1	1	1	—	16	1 820	1	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2	2	2	1	37	2 880	4	1	—	—	—	
2	1	1	6	115	540	4	1	—	—	—	
1	1	—	—	12	2 300	1	—	—	—	—	
1	1	1	3	22	3 240	3	—	—	—	—	
3	4	3	16	214	16 120	9	—	—	—	—	
2	1	2	—	143	7 620	1	—	—	—	—	
1	1	1	2	20	2 820	1	—	—	—	—	
1	1	1	—	15	1 620	1	—	—	—	—	
—	—	—	1	47	3 780	1	—	—	—	—	
1	1	1	—	61	4 040	2	—	—	—	—	
4	3	4	12	215	8 280	5	1	—	—	—	
2	2	2	2	132	8 240	4	3	—	—	—	
2	2	2	5	64	6 900	5	2	—	—	—	
1	1	1	—	30	2 050	1	1	—	—	—	
2	2	2	1	69	2 760	1	1	—	—	—	
192	145	155	458	9 725	564 688	287	40	—	—	—	

附属資料21 空港における

種別	消防力等 空港名	空港の消防力					
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車	
		放射能力 (l/分)	台数	放水能力 (l/分)	台数	積載量 (l)	台数
一	新東京国際	2 400 (粉) 1 000	3 1	1 200	1	8 000	4
	東京国際	3 700 2 400 2 100 (粉) 2 000	1 1 1 1			6 000 3 000	1 1
	大阪国際	6 000 1 600 (粉) 2 000	2 1 1				
二	稚内	2 500	1				
	旭川	工事中(昭和58年供用開始の予定)					
	帯広						
	釧路	2 140 2 220	1 1			6 000	1
	函館	4 300 (粉) 2 000	1 1	3 000	1	6 000	1
	秋田	6 000	1				
	山形	2 000 (1 000)	1 (1)				
種	仙台	2 000 1 000	1 1			6 000	1
	新潟	2 100 1 200 (1 300)	1 1 (1)			6 000	1

注 1 ()の中の数値は、防衛庁の消防力を示す。
 2 空港所在市町村の消防力は、消防本部の消防力を示す。
 3 化学車の放射能力の欄で(粉)とあるのは、粉末消火薬剤の積載量(kg)を示す。

消防力の現状

(昭57.4.1現在)

空港所在市町村の消防力					
市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	業務協定の消防結 空港との消防縮
成田市	2	8	1	6	○
東京都	50	372	13	112	○
豊中市	4	20	2	10	○
池田市	2	5	1	3	○
伊丹市	4	11	1	3	○
稚内市 (稚内地区消防事務組合)	1	8		4	○
旭川市 (空港管理者)	1	12	1	4	
東神楽町 (大雪消防組合)		4		3	
帯広市 (空港管理者)	2	11	1	5	
釧路市	2	13		4	○
白糠町		5		4	
函館市	3	25	1	4	○
河辺町・雄勝町 (河辺雄勝地区消防 一部事務組合)		2		3	○
東根市	1	2	1	2	○
名取市	1	5		2	○
岩沼市	1	3		1	○
新潟市	4	29	1	8	○

附属資料21 空港における

種別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防 力					
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車	
		放射能力 (l/分)	台数	放水能力 (l/分)	台数	積載量 (l)	台数
二種	名古屋	(1 865)	(5)	(2 080)	(1)	(15 600)	(1)
	八尾	2 100 (1 000)	1 (2)	(200)	(1)		
	広島	2 500 2 680	1 1			6 000	1
	山口宇部	3 500	1			10 000	1
	高松	2 100	1			6 000	1
	松山	2 100	2			6 000	1
	高知	2 100	1			6 000	1
	福岡	7 120 7 250 (粉) 2 000	1 1 1			5 000	1
	北九州	2 480	1			4 500	1
	長崎	2 100 (粉) 2 000 (1 000)	3 1 (3)	(2 300)	(1)	6 000 (4 500)	1 (1)
	熊本	2 100 (粉) 2 000 (1 300)	2 1 (2)	(900)	(1)	6 000	1
	大分	3 200 2 500 (粉) 2 200	1 1 1			6 000	1
	宮崎	2 100 (粉) 2 100	1 1			6 000	1

消防力の現状(つづき)

(昭57.4.1現在)

空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力					
市 町 村 名	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	結業協定の締結状況 空港との消防
春日井市	2	13	1	7	○
小牧市	1	5	1	3	○
豊山町 (西春日井郡東部消防組合)	1	4		2	○
八尾市	1	11	1	4	○
大阪市	7	171	12	44	
広島市	4	51	5	27	○
宇部市	3	6		6	○
高松市	1	19	1	7	○
松山市	2	14	1	8	○
南国市		2		2	○
福岡市	3	41	6	19	○
北九州市	7	62	2	18	○
大村市 (県央地域広域市町村圏組合)	1	14		9	○
菊陽町・益城町 (高遊原消防組合)		5	1	4	○
武蔵町・安岐町 (東国東地域広域市町村圏事務組合)	1	5		2	○
宮崎市	2	13	1	9	○

附属資料21 空港における

種別	消防力等 空港名	空港の消防力					
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車	
		放射能力 (l/分)	台数	放水能力 (l/分)	台数	積載量 (l)	台数
二種	鹿兒島	3 242 2 500 3 900	2 1 1			6 000	1
	那覇 (粉)	6 000 2 500 2 360 (1 890) (1 000)	1 1 1 (1) (1)	(1 600)	(2)	8 000 (9 000)	1 (2)
三種	利尻						
	礼文						
	奥尻						
	中標津						
	紋別			2 400	1		
	女満別						
	青森						
	花巻	2 538	1				
	大島						
	三宅島						
八丈島	3 000	1					
佐渡							
富山							

消防力の現状(つづき)

(昭57.4.1現在)

空港所在市町村の消防力					
市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	業務協定の消防締結状況 空港との消防
溝辺町 (始良郡西部消防組合)		5		4	○
那覇市	1	17	1	5	○
東利尻町 (利尻礼文消防事務組合)		3		2	○
礼文町 (利尻礼文消防事務組合)		4		1	
奥尻町 (檜山広域消防組合)		1		1	○
中標津町 (根室北部消防事務組合)		3		6	○
紋別市 (紋別地区消防組合)	1	2		5	○
女満別町 (網走地区消防組合)	1	7		4	○
青森市	3	20	1	9	
花巻市 (花巻地区消防事務組合)	1	8	1	7	○
大島町				2	
三宅村		1		2	○
八丈町				2	
両津市	1	2	1	2	○
富山市	3	16	1	8	○

附属資料21 空港における

種別	消防力等 空港名	空港の消防力					
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車	
		放射能力 (l/分)	台数	放水能力 (l/分)	台数	積載量 (l)	台数
三 種	福井						
	松本						
	南紀白浜						
	鳥取						
	隠岐						
	出雲	2 000	1				
	岡山	400	1				
	対馬						
	福江						
	上五島						
	壱岐						
	種子島						
	屋久島						
奄美	2 000	1					
喜界							

消防力の現状(つづき)

(昭57.4.1現在)

空港所在市町村の消防力					
市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	業務協定の消防 状況との締結
春江町 (嶺北消防組合)	3	4		2	○
塩尻市	1	2		2	○
松本市	1	12	1	4	○
白浜町	1	4		1	○
鳥取市 (東部広域行政管理 組合)	2	11		4	○
西郷町 (隠岐島町村組合)	1	6		6	○
斐川町 (出雲市外四町広域 消防組合)	1	6	1	5	○
岡山市	1	22	2	8	○
美津島町 (対馬総町村組合)	2	7		6	○
福江市 (下五島地域広域市 町村圏組合)	1	8		6	○
有川町		7	1	5	○
石田町 (壱岐広域圏町村組 合)	1	3		2	○
中種子町					
上屋久町					
笠利町					
喜界町					

附属資料21 空 港 に お け る

種 別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防 力					
		化 学 消 防 車		消 防 ポ ン プ 車		給 水 車	
		放射能力 (l/分)	台 数	放水能力 (l/分)	台 数	積載量 (l)	台 数
三	徳之島	2 100	1				
	沖永良部						
	与論						
	粟国						
	久米島	3 300	1				
	南大東						
	北大東						
	伊江島						
	宮古	2 500	1				
	下地島	2 500	2				
種	多良間						
	石垣	2 500	1	2 840	1		
	波照間						
	与那国						

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭57. 4. 1 現在)

空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力					
市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 助 工 作 車	救 急 車	業 務 協 定 の 消 防 結 構 状 況 空 港 と の 消 防 締
天 城 町					
和 泊 町					
与 論 町					
粟 国 村					
具 志 川 村 (久米島消防組合)		3		2	○
南 大 東 村					
北 大 東 村					
伊 江 村					
平 良 市		5		1	○
伊 良 部 村		3		1	○
多 良 間 村					
石 垣 市		9	1	2	○
竹 富 町					
与 那 国 町					

附屬資料22 都道府県別救急

区分	市町 村数	人口 (昭55. 国調)	救急業務実施市町村 ^①	
			市町村数	人口 (昭55. 国調)
都道府県				
北海道	212	5 575 989	212	5 575 989
青森	67	1 523 907	67	1 523 907
岩手	62	1 421 927	62	1 421 927
宮城	74	2 082 320	73	2 077 245
秋田	69	1 256 745	68	1 246 219
山形	44	1 251 917	44	1 251 917
福島	90	2 035 272	90	2 035 272
茨城県	92	2 558 007	89	2 543 060
栃木	49	1 792 201	49	1 792 201
群馬	70	1 848 562	70	1 848 562
埼玉	92	5 420 480	89	5 392 997
千葉	80	4 735 424	74	4 663 522
東京都	42	11 618 281	36	11 606 448
神奈川県	37	6 924 348	37	6 924 348
新潟県	112	2 451 357	106	2 389 653
富山	35	1 103 459	32	1 098 339
石川	41	1 119 304	37	1 077 791
福井	35	794 354	35	794 354
山梨県	64	804 256	64	804 256
長野	122	2 083 934	79	1 875 372
岐阜	100	1 960 107	88	1 902 093
静岡	75	3 446 804	66	3 377 976
愛知県	88	6 221 638	75	6 125 582
三重県	69	1 686 936	47	1 479 839
滋賀県	50	1 079 898	50	1 079 898
京都府	44	2 527 330	36	2 437 926
大阪府	44	8 473 446	38	8 381 169
兵庫県	91	5 144 892	83	5 044 370
奈良県	47	1 209 365	34	1 125 109
和歌山県	50	1 087 012	30	957 122
鳥取県	39	604 221	39	604 221
島根県	59	784 795	49	729 289
岡山県	78	1 871 023	75	1 844 706
広島県	87	2 739 161	49	2 525 226
山口県	56	1 587 079	52	1 558 508
徳島県	50	825 261	36	762 384
香川県	43	999 864	42	994 562
愛媛県	70	1 506 637	64	1 454 236
高知県	53	831 275	50	823 143
福岡県	97	4 553 461	94	4 499 393
佐賀県	49	865 574	49	865 574
熊本県	79	1 590 564	78	1 588 082
大分県	98	1 790 327	98	1 790 327
宮崎県	58	1 228 913	58	1 228 913
鹿児島県	44	1 151 587	28	1 022 520
沖縄県	96	1 784 623	67	1 543 799
	53	1 106 559	38	1 068 453
計	3 256	117 060 396	2 926	114 757 799

(注) 東京都特別区は全体を1市として計上した。

業務実施状況

実施率		救急出場件数		対増 前減 年率 $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	①内におけ る人口1万 人当たりの 救急出 場件数 (件)
市町村数 (%)	人口 (%)	55年中 ^② (件)	56年中 ^③ (件)		
100.0	100.0	89 456	93 210	4.2	167
100.0	100.0	21 761	21 849	0.4	143
100.0	100.0	19 424	20 125	3.6	142
98.6	99.8	22 522	23 865	6.0	115
98.6	99.2	14 825	14 726	△ 0.7	118
100.0	100.0	15 500	15 709	1.3	125
100.0	100.0	29 686	30 399	2.4	149
96.7	99.4	37 362	37 922	1.5	149
100.0	100.0	25 663	25 844	0.7	144
100.0	100.0	29 034	28 606	△ 1.5	155
96.7	99.5	94 012	95 167	1.2	176
92.5	98.5	90 283	91 956	1.9	197
85.7	99.9	284 301	286 776	0.9	247
100.0	100.0	151 886	155 089	2.1	224
94.6	97.5	34 481	35 185	2.0	147
91.4	99.5	12 858	13 425	4.4	122
90.2	96.3	13 414	14 142	5.4	131
100.0	100.0	11 087	11 459	3.4	144
100.0	100.0	15 619	16 000	2.4	199
64.8	90.0	27 964	29 239	4.6	156
88.0	97.0	25 887	27 301	5.5	144
88.0	98.0	50 318	52 839	5.0	156
85.2	98.5	91 392	95 886	4.9	157
68.1	87.7	22 493	23 397	4.0	158
100.0	100.0	20 024	20 263	1.2	188
81.8	96.5	44 069	45 311	2.8	186
86.4	98.9	203 110	201 636	△ 0.7	241
91.2	98.0	78 546	81 031	3.2	161
72.3	93.0	19 966	21 166	6.0	188
60.0	88.1	17 566	18 870	7.4	197
100.0	100.0	8 401	8 395	△ 0.1	139
83.1	92.9	9 799	10 427	6.4	143
96.2	98.6	27 198	28 033	3.1	152
56.3	92.2	40 858	41 952	2.7	166
92.9	98.2	26 617	27 868	4.7	179
72.0	92.4	13 738	14 133	2.9	185
97.7	99.5	17 687	18 195	2.9	183
91.4	96.5	24 856	26 282	5.7	181
94.3	99.0	16 587	16 610	0.1	202
96.9	98.8	72 541	74 544	2.8	166
100.0	100.0	12 242	12 659	3.4	146
98.7	99.8	22 069	22 982	4.1	145
100.0	100.0	23 054	24 399	5.8	136
100.0	100.0	16 167	17 526	8.4	143
63.6	88.8	14 229	14 603	2.6	143
69.8	86.5	22 960	23 931	4.2	155
71.7	96.6	24 219	24 818	2.5	232
89.9	98.0	2 007 731	2 055 750	2.4	179

附属資料23 都道府県別事故

都道府県	区分		火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
	道	府						
北海道	道	森	941	50	204	13 305	2 288	1 487
	府	手	183	7	85	4 286	449	279
	支庁	城	145	21	49	3 896	493	276
	道	田	329	11	70	5 459	477	269
	府	形	36	3	61	2 719	340	210
	支	島	109	7	41	3 338	376	190
茨城県	支	馬	105	14	66	6 406	688	413
	支	玉	218	2	96	10 356	846	461
	支	葉	217	4	27	7 879	535	248
	支	京	83	1	43	7 938	774	330
	支	奈	674	1	71	23 048	2 129	1 111
	支	川	911	10	153	20 030	1 728	797
新潟県	支	山	2 285	12	105	54 718	3 399	2 746
	支	川	1 525	3	247	29 917	2 807	1 490
	支	井	76	39	129	7 885	1 118	468
	支	井	53	2	68	2 919	436	153
	支	井	52	1	51	3 525	433	206
	支	井	56	5	90	2 929	447	179
山梨県	支	野	108	2	22	3 641	311	348
	支	岡	132	16	38	6 528	736	505
	支	知	207	8	83	7 113	912	478
	支	重	373	—	135	14 393	1 375	664
	支	重	969	—	133	23 502	2 461	1 029
	支	重	53	4	54	6 009	652	324
滋賀県	支	阪	83	4	39	5 222	663	355
	支	庫	238	1	41	13 192	832	549
	支	良	2 550	3	134	29 277	3 933	1 701
	支	山	376	—	121	16 103	1 808	771
	支	山	54	2	27	4 568	511	257
	支	山	76	2	60	4 261	485	232
鳥取県	支	根	41	2	51	2 050	265	142
	支	山	14	—	64	2 376	387	220
	支	島	78	3	85	7 951	740	319
	支	口	162	8	118	9 577	1 083	480
	支	口	145	—	95	5 898	613	331
	支	口	42	—	28	3 867	392	183
徳島県	支	媛	93	—	43	4 972	407	277
	支	知	99	—	73	6 358	757	385
	支	知	125	—	50	3 585	516	189
	支	本	349	14	193	14 342	1 342	659
	支	本	22	—	47	3 346	281	160
	支	本	87	6	117	3 547	558	258
福岡県	支	本	217	2	67	5 348	492	442
	支	本	39	2	52	3 885	432	266
	支	本	185	—	39	3 200	267	213
	支	本	230	1	69	4 850	496	350
	支	本	108	4	77	4 173	324	277
	支	本	108	4	77	4 173	324	277
計			15 253	277	3 811	433 687	43 794	23 677

種別救急出場件数

(昭和56年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	送器器材等輸	その他	計
11 719	1 241	1 202	46 988	11 526	329	54	1 876	93 210
2 647	230	237	10 807	2 157	104	4	374	21 849
2 581	197	208	9 714	2 123	72	7	343	20 125
2 424	325	313	10 373	3 020	357	24	414	23 865
1 801	107	178	7 685	1 345	47	7	187	14 726
1 946	125	182	7 754	1 263	125	6	247	15 709
3 651	305	300	15 462	2 238	324	110	317	30 399
4 016	531	401	17 570	2 542	230	101	552	37 922
2 528	270	306	11 360	1 869	216	13	372	25 844
3 323	301	405	12 881	2 042	154	25	306	28 606
11 699	1 547	937	46 316	4 616	822	134	2 062	95 167
12 300	1 620	803	44 138	6 616	741	261	1 848	91 956
44 093	7 592	2 959	150 440	14 537	2 734	149	1 007	286 776
22 011	2 929	1 375	79 902	9 177	1 064	286	2 356	155 089
4 946	321	381	15 458	3 600	231	46	487	35 185
1 815	111	142	6 238	989	97	44	358	13 425
1 900	164	149	6 474	916	45	26	200	14 142
1 588	97	122	5 024	637	74	5	206	11 459
2 028	157	175	7 634	1 040	169	60	305	16 000
4 009	215	288	13 680	2 379	276	34	403	29 239
3 553	240	280	12 026	1 779	118	87	417	27 301
5 820	579	594	24 095	3 621	308	48	834	52 839
11 855	1 390	1 033	44 850	6 268	933	211	1 252	95 886
3 058	266	236	10 946	1 324	95	127	249	23 397
3 024	188	156	9 245	1 022	47	10	205	20 263
5 831	709	515	21 124	1 908	8	14	349	45 311
28 402	4 823	2 437	111 281	13 650	218	646	2 581	201 636
11 117	1 307	1 135	40 605	5 528	510	285	1 365	81 031
3 304	237	260	10 138	1 495	36	4	273	21 166
2 457	259	237	8 894	1 124	74	44	665	18 870
1 051	83	104	3 806	657	14	3	126	8 395
1 482	79	109	4 923	627	39	9	98	10 427
3 742	324	259	11 872	2 213	58	41	348	28 033
5 799	568	474	18 457	4 239	173	143	671	41 952
3 706	399	345	12 875	2 817	150	24	470	27 868
1 649	150	105	6 351	1 097	36	17	216	14 133
2 315	241	192	8 000	1 415	69	31	140	18 195
3 720	325	317	11 513	2 179	78	13	465	26 282
2 619	243	180	7 465	1 192	24	20	402	16 610
8 739	1 134	1 012	35 833	9 086	470	19	1 352	74 544
1 523	134	120	5 233	1 485	115	13	180	12 659
2 861	258	291	11 198	2 835	150	85	731	22 982
2 914	239	305	11 063	2 741	133	20	416	24 399
2 361	136	169	7 718	1 935	180	38	263	17 526
1 585	198	230	6 548	1 703	81	17	337	14 603
2 691	318	317	10 515	3 113	144	31	806	23 931
3 180	550	368	12 250	2 702	2	2	801	24 818
273 383	33 812	22 843	1 004 722	154 387	12 474	3 398	30 232	2 055 750

附属資料24 都道府県別事故

区分 都道府県	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
北海道	301	53	158	16 408	2 237
青森	52	8	61	4 979	454
岩手	50	20	41	4 504	485
宮城	76	15	36	6 051	453
秋田	30	3	46	3 025	335
山形	41	4	32	3 822	366
福島	55	16	47	7 340	669
茨城	95	4	73	12 173	835
栃木	62	3	18	9 352	501
群馬	82	2	26	9 148	757
埼玉	248	1	45	25 934	2 089
千代田	202	13	118	23 223	1 695
東京都	800	26	72	57 761	3 345
神奈川	343	3	183	33 062	2 760
新潟	84	38	85	8 673	1 079
富山	48	1	51	3 289	414
石川	43	—	41	4 008	417
福井	26	2	70	3 518	427
山梨	33	3	16	4 176	294
長野	80	18	26	7 578	691
岐阜	94	3	53	8 484	897
静岡	119	—	111	16 240	1 328
愛知	255	—	99	27 310	2 381
三重	53	7	43	7 058	627
滋賀	38	10	40	6 351	657
京都	169	3	30	14 828	826
大阪	566	1	112	30 992	3 836
兵庫県	203	—	94	17 921	1 737
奈良	54	4	22	5 228	507
和歌山	32	—	56	4 718	483
鳥取	33	2	44	2 394	264
島根	12	—	45	2 631	385
岡山	71	2	73	8 625	724
広島	107	10	88	10 604	1 033
山口	48	—	82	6 678	601
徳島	30	—	27	4 396	390
香川	49	—	39	5 693	407
愛媛	57	—	59	7 201	759
高松	43	—	42	3 888	493
福井	190	36	136	16 041	1 317
佐賀	24	—	36	3 810	267
長門	37	3	83	3 797	539
熊野	43	5	42	5 768	483
大分	37	3	33	4 344	419
宮崎	52	—	22	3 512	255
鹿児島	96	1	53	5 331	484
沖縄	29	3	60	4 467	313
計	5 292	326	2 869	486 334	42 715

種別救急搬送人員数

(昭和56年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 541	11 152	1 194	972	44 598	12 888	91 502
288	2 531	221	178	10 137	2 406	21 315
283	2 497	209	152	9 210	2 310	19 761
273	2 251	317	225	9 305	3 126	22 128
218	1 720	99	144	7 302	1 474	14 896
193	1 823	130	129	7 256	1 439	15 235
414	3 491	304	230	14 595	2 401	29 562
480	3 874	532	341	16 680	2 831	37 918
254	2 405	290	215	10 577	2 074	25 751
349	3 201	289	334	12 139	2 193	28 520
1 166	11 176	1 544	705	43 686	5 605	92 199
836	11 807	1 661	609	41 860	7 754	89 778
2 862	40 467	7 130	2 076	134 982	14 566	264 087
1 556	20 841	2 834	1 074	74 357	10 467	147 480
476	4 723	312	268	14 506	3 955	34 199
154	1 759	102	106	5 913	1 099	12 936
207	1 799	170	113	6 047	986	13 831
181	1 511	96	91	4 705	773	11 400
348	1 918	157	136	7 017	1 219	15 317
522	3 854	218	213	12 833	2 663	28 696
523	3 444	247	226	11 421	2 034	27 426
693	5 588	570	481	22 430	4 178	51 738
1 096	11 294	1 391	798	41 671	6 786	93 081
342	2 917	269	189	10 403	1 426	23 334
370	2 931	207	123	8 719	1 195	20 641
567	5 559	685	440	19 732	2 168	45 007
1 773	26 835	4 653	1 920	103 937	14 612	189 237
807	10 370	1 287	857	37 729	6 133	77 138
272	3 197	237	207	9 612	1 698	21 038
244	2 349	261	193	8 433	1 510	18 279
142	1 002	79	89	3 606	736	8 391
222	1 436	74	86	4 673	678	10 242
329	3 591	312	202	11 334	2 343	27 606
494	5 527	585	376	17 509	4 594	40 927
333	3 542	388	272	12 185	3 051	27 180
201	1 584	157	89	6 044	1 213	14 131
349	2 237	230	163	7 618	1 489	18 274
404	3 607	326	279	11 019	2 484	26 195
192	2 480	234	150	7 086	1 476	16 084
687	8 079	1 088	793	32 713	9 748	70 828
160	1 436	125	101	4 852	1 596	12 407
258	2 669	254	223	10 324	3 384	21 571
454	2 707	239	245	10 187	2 940	23 113
301	2 246	182	120	7 077	2 031	16 793
221	1 482	180	168	5 998	1 973	13 863
355	2 496	299	227	9 615	3 764	22 721
273	2 975	516	329	11 743	3 239	23 947
24 663	258 380	32 884	17 657	935 375	170 708	1 977 203

附属資料25 都道府県別経営主体別救

都道府県	区分	病院	診療所	計	国 及	
					病	
					国	国に準ずるもの
北海道	道	194	128	322	5	2
	森	49	38	87	2	—
	手	49	9	58	1	—
	城	33	16	49	1	—
	田	25	2	27	—	—
青森県	山	12	9	21	—	—
	形	35	—	35	1	—
	島	87	36	123	2	—
	茨	65	64	129	2	—
	栃	58	68	126	3	—
群馬県	群	142	58	200	3	—
	埼	113	40	153	5	1
	千	380	111	491	9	—
	東	153	63	216	5	—
	奈	—	—	—	—	—
新潟県	潟	45	35	80	2	—
	山	56	42	98	—	—
	川	62	48	110	2	—
	井	45	32	77	2	—
	山梨県	梨	29	36	65	1
野		81	39	120	4	—
阜		63	23	86	—	—
岡		82	233	315	7	—
知		235	206	441	2	—
静岡県	重	63	44	107	3	—
	賀	20	1	21	1	—
	都	81	2	83	3	—
	阪	156	17	173	4	—
	庫	112	48	160	4	—
兵庫県	良	25	1	26	1	—
	山	41	21	62	1	—
	歌	—	—	—	—	—
	取	17	6	23	2	1
	根	15	3	18	2	—
岡山県	山	75	14	89	3	1
	島	104	101	205	5	1
	島	59	38	97	3	—
	口	—	—	—	—	—
	徳島県	島	35	6	41	—
川		48	40	88	1	—
媛		37	5	42	1	—
知		23	9	32	1	—
高知県		岡	74	43	117	5
	賀	22	21	43	2	—
	崎	37	—	37	5	—
	本	50	49	99	3	—
	分	33	11	44	2	—
福岡県	崎	43	—	43	1	—
	本	84	65	149	3	—
	分	—	—	—	—	—
	崎	7	—	7	1	—
	島	—	—	—	—	—
鹿児島県	沖	—	—	—	—	—
	繩	—	—	—	—	—
	計	3 354	1 881	5 235	116	6

(注) 厚生省調べによる。

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(昭57. 4. 1現在)

地方公共 団 体	公 的 等			私 的 等			
	公 的 等	診 療 所	小 計	病 院	診 療 所	小 計	小 計
61	23	—	91	103	128	231	231
24	1	1	28	22	37	59	59
25	3	—	29	20	9	29	29
15	2	1	19	15	15	30	30
7	10	—	17	8	2	10	10
6	1	—	7	5	9	14	14
6	5	—	12	23	—	23	23
6	6	—	14	73	36	109	109
2	11	—	15	50	64	114	114
9	5	—	17	41	68	109	109
9	8	—	20	122	58	180	180
21	3	—	30	83	40	123	123
17	11	—	37	343	111	454	454
14	15	—	34	119	63	182	182
11	8	—	21	24	35	59	59
10	6	—	16	40	42	82	82
16	4	—	22	40	48	88	88
5	2	—	9	36	32	68	68
12	3	—	16	13	36	49	49
17	15	1	37	45	38	83	83
15	9	—	24	39	23	62	62
20	13	1	41	42	232	274	274
25	17	—	44	191	206	397	397
13	9	—	25	38	44	82	82
10	4	—	15	5	1	6	6
6	6	—	15	66	2	68	68
9	5	—	18	138	17	155	155
17	5	—	26	86	48	134	134
8	3	—	12	13	1	14	14
8	3	—	12	29	21	50	50
5	3	—	11	6	6	12	12
3	6	—	11	4	3	7	7
12	2	—	18	57	14	71	71
14	5	1	26	79	100	179	179
13	8	—	24	35	38	73	73
6	5	—	11	24	6	30	30
11	6	—	18	30	40	70	70
6	4	—	11	26	5	31	31
6	2	—	9	14	9	23	23
5	5	—	15	59	43	102	102
5	2	—	9	13	21	34	34
14	1	—	20	17	—	17	17
8	3	—	14	36	49	85	85
5	2	—	9	24	11	35	35
14	3	—	18	25	—	25	25
6	1	—	10	74	65	139	139
4	—	—	5	2	—	2	2
561	274	5	962	2 397	1 876	4 273	4 273

附属資料26 都道府県別救助活

区分	火災時における救助活動		火災以外の災害時								
			交通事故		水難事故		風水害等自然災害		機械による事故		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
北海道	道	356	119	252	319	40	25	91	763	32	77
	青森	62	11	57	78	13	10	2	6	7	7
	岩手	165	17	25	39	1	—	12	19	3	3
	宮城	121	6	78	95	15	12	2	—	10	11
	秋田	20	1	22	29	4	4	—	—	—	—
山形	福	21	2	62	78	5	11	2	2	5	5
	島	58	4	72	98	16	9	5	19	5	5
茨城県	茨	25	7	96	132	24	14	38	160	5	9
	栃	90	7	135	171	7	7	7	54	11	11
	群	98	6	41	56	27	19	5	194	7	6
	埼	136	22	191	248	15	9	3	24	14	14
	千	375	11	253	309	27	20	9	18	24	50
東	奈	989	110	614	932	57	51	12	14	86	137
	川	295	172	256	405	59	54	5	15	20	21
新	富	69	8	88	111	20	14	10	31	4	4
	石	53	10	79	102	12	5	6	7	9	9
	福	12	6	39	51	4	6	4	3	4	22
山梨	山	68	5	42	55	7	4	2	2	5	5
	梨	78	1	51	68	4	3	1	2	4	4
	野	103	3	52	43	9	5	5	51	7	7
	阜	42	21	123	184	17	11	5	7	10	10
	岡	100	16	155	195	26	24	2	—	19	20
知	重	276	36	182	245	37	37	—	—	27	42
	三	61	20	101	142	5	2	3	10	4	4
滋	京	14	9	7	120	2	2	1	40	2	2
	大	177	26	94	115	10	5	—	—	11	18
	阪	831	81	216	265	38	40	1	14	65	104
	奈	524	31	177	224	30	19	1	1	17	18
	和	30	2	52	78	5	5	—	—	2	11
歌	山	48	3	42	58	15	17	2	—	12	10
	鳥	75	7	47	59	5	3	—	—	3	3
	島	7	—	57	79	9	1	1	1	6	6
岡	山	117	12	97	115	10	12	1	2	12	13
	広	123	29	128	183	14	13	2	15	6	6
	山	60	7	66	82	4	2	1	1	8	8
徳	香	19	4	23	33	6	15	—	—	3	3
	愛	65	4	61	83	10	7	1	—	2	2
	高	29	5	62	74	5	3	—	—	7	7
福	佐	5	9	21	22	8	3	—	—	1	2
	岡	114	15	169	255	31	27	17	52	14	30
	賀	7	—	43	61	8	6	—	—	12	12
	崎	28	2	35	47	10	8	4	9	6	10
	本	53	4	44	48	15	10	1	—	6	6
大	宮	56	1	44	57	11	9	2	14	5	7
	鹿	34	2	26	41	28	4	4	—	1	1
	嶋	58	14	67	92	12	24	1	2	7	12
	沖	34	3	31	23	13	5	1	—	6	10
	計	6 181	891	4 675	6 399	750	596	272	1 552	536	784

動件数及び救助人員数

(昭和56年中)

における救助活動										計	
建物等に よる事故		ガス及び 酸欠事故		爆発事故		その他の 事故		小計		件数	人員
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
9	9	5	6	1	1	60	54	490	1 254	846	1 373
3	3	2	1	1	1	8	6	93	112	155	123
—	—	2	4	1	1	5	128	49	194	214	211
1	2	22	26	1	1	16	29	145	176	266	182
2	2	8	8	1	1	2	2	39	46	59	47
1	1	—	—	—	—	9	9	84	106	105	108
1	1	—	—	3	10	19	17	121	159	179	163
4	4	4	4	1	1	8	8	180	332	205	339
5	5	1	—	1	5	15	17	182	270	272	277
2	2	1	1	—	—	75	75	158	353	256	359
13	13	6	6	2	2	44	45	288	361	424	383
21	21	6	6	—	—	48	40	388	464	763	475
246	262	50	56	1	2	184	180	1 250	1 634	2 239	1 744
8	9	3	19	1	2	84	93	436	618	731	790
3	3	—	—	—	—	32	29	157	192	226	200
1	1	—	—	1	1	15	15	123	140	176	150
—	—	—	—	—	—	9	10	60	92	72	98
—	—	3	3	2	—	8	7	69	76	137	81
1	1	2	2	—	—	21	19	84	99	162	100
1	1	—	—	—	—	26	18	100	125	203	128
4	4	1	3	—	—	21	24	181	243	223	264
5	5	4	3	—	—	22	22	233	269	333	285
25	25	6	5	1	1	31	31	309	386	585	422
—	—	7	9	1	4	9	9	130	180	191	200
—	—	—	—	—	—	58	19	70	183	84	192
5	5	1	1	—	—	31	33	152	177	329	203
37	38	28	25	7	7	68	62	460	555	1 291	636
25	29	7	7	1	1	77	77	335	376	859	407
3	3	3	6	—	—	6	8	71	111	101	113
—	—	8	5	5	3	14	14	98	107	146	110
2	2	4	3	—	—	1	1	62	71	137	78
—	—	2	—	—	—	6	5	81	92	88	92
2	2	21	7	—	—	8	10	151	161	268	173
4	4	13	20	1	4	10	12	178	257	301	286
3	4	9	17	—	—	8	8	99	122	159	129
—	—	1	1	—	—	7	6	40	58	59	62
—	—	—	—	1	—	11	11	86	103	151	107
1	1	—	—	—	—	6	7	81	92	110	97
3	3	—	—	—	—	6	6	39	36	44	45
16	16	9	18	2	1	67	75	325	474	439	489
—	—	3	3	2	2	3	1	71	85	78	85
1	1	2	2	—	—	21	21	79	98	107	100
—	—	—	—	—	—	10	15	76	79	129	83
5	5	—	—	—	—	13	15	80	107	136	108
1	1	3	4	—	—	7	7	70	58	104	60
6	8	13	13	3	3	29	35	138	189	196	203
5	2	—	—	—	—	5	4	61	44	95	47
475	498	260	294	41	54	1 243	1 339	8 252	11 516	14 433	12 407

附属資料27 1981年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
東 京(23区) (日 本)	592	815	14 683	5 419
ニ ュ ー ヨ ー ク (ア メ リ カ)	...	715	12 800	127 876
ホ ン コ ン (イ ギ リ ス)	1 060	500	5 613	16 305
シ カ ゴ (ア メ リ カ)	584	301	5 570	33 440
メルボルン (オーストラリア)	955	280	2 062	9 360
横 浜 (日 本)	426	279	2 737	1 321
大 阪 (日 本)	210	256	3 589	1 732
ヒューストン (ア メ リ カ)	1 440	250	3 180	14 301
シンガポール (シンガポール)	618	244	995	5 851
名 古 屋 (日 本)	328	207	2 225	1 203
フィラデルフィア (ア メ リ カ)	336	169	2 804	19 095
ハンブルグ (西 ド イ ツ)	748	166	2 231	7 092
京 都 (日 本)	611	145	1 686	212
札 幌 (日 本)	1 118	139	1 443	494
神 戸 (日 本)	542	135	1 216	717
北 九 州 (日 本)	477	106	910	341
福 岡 (日 本)	336	105	883	451
川 崎 (日 本)	142	102	1 377	392
ケ ル ン (西 ド イ ツ)	405	101	848	2 799
ケープタウン (南アフリカ)	303	97	310	1 843
ダ ラ ス (ア メ リ カ)	980	90	1 601	21 313
広 島 (日 本)	676	88	952	485
ホ ノ ル ル (ア メ リ カ)	1 563	82	1 003	6 084
ブリスベーン (オーストラリア)	1 220	72	766	3 279
アムステルダム (オ ラ ン ダ)	208	71	821	2 495
サンフランシスコ (ア メ リ カ)	127	68	1 616	7 545
パ ー ス (オーストラリア)	840	61	635	7 633
コペンハーゲン (デンマーク)	88	49	851	2 029
シ ア ト ル (ア メ リ カ)	254	49	1 009	8 751
オ ス ロ (ノルウェー)	453	45	529	1 637
バンクーバー (カ ナ ダ)	114	41	834	2 646
オ タ ワ (カ ナ ダ)	126	30	523	1 573
ウエリントン(ニュージーランド)	204	29	446	6 736
ケ ベ ッ ク (カ ナ ダ)	92	17	369	1 030

都 市 の 火 災 状 況

出 火 率 (人口1万 人当りの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万 人当りの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主 な 出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
6.6	131	16.1	41.4	放火(疑含)	た ば こ	火あそび
178.8	295	41.3	433.5
32.6	44	8.8	370.6	たばこ・マッ チ・ろうそく	電氣的欠陥	ストーブ・ラ ンプ
111.1	171	56.8	195.6	た ば こ	放火(疑含)	ご み
33.4	13	4.6	720.0	電 気	放火(疑含)	ご み
4.7	42	15.1	31.5	火あそび	た ば こ	放火(疑含)
6.8	37	14.5	46.8	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
57.2	66	26.4	216.7	放 火	調 理 器 具	た ば こ
24.0	19	7.8	307.9	たばこ・マッ チ	電 気	太 陽 熱
5.8	31	15.0	38.8	た ば こ	火あそび	放火(疑含)
113.0	78	46.2	244.8	放火(疑含)	た ば こ	火あそび
42.7	10	6.0	709.2	不 注 意	放 火	電 気
1.5	19	13.1	11.2	放火(疑含)	た ば こ	火あそび
3.6	16	11.5	30.9	放火(疑含)	た ば こ	火あそび
5.3	18	13.3	39.8	放火(疑含)	た ば こ	火あそび
3.2	23	21.7	14.8	放火(疑含)	こ ん ろ	た ば こ
4.3	10	9.5	45.1	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
3.8	30	29.4	13.1	放火(疑含)	た ば こ	こ ん ろ
27.7	4	4.0	699.8	不 注 意	放 火	電 気
19.0	27	27.8	68.3	たばこ・マッ チ	電氣的欠陥	...
236.8	33	36.7	645.8	放火(疑含)	たばこ・マッ チ・火あそび	電氣的欠陥・ ショート
5.5	12	13.6	40.4	火あそび	こ ん ろ	たばこ・たき火
74.2	9	11.0	676.0	放 火	車 両	た ば こ
45.5	17	23.6	192.9	たばこ・マッ チ	熱 器 具	た き 火
35.1	4	5.6	623.8	火あそび	放 火	電氣的のショ ート
111.0	20	29.4	377.3	た ば こ	燃 焼 器 具	た き 火
125.1	た ば こ	火あそび	電氣的欠陥
41.4
178.6	16	32.7	546.9	た ば こ	車 両	調 理 器 具
36.4	9	20.0	181.9
64.5	18	43.9	147.0	放火(疑含)	電 気	たばこ・マッ チ
52.4	4	13.3	393.3	ご み	放 火	たばこ・マッ チ
232.3	7	24.1	962.3	た ば こ	電 気	家 庭 器 具
60.6	8	47.1	128.8	電氣的のショ ート	ス ト ー ブ	放火(疑含)